平成 27 年度

外務省政策評価事前分析表

平成 27 年 8 月 **外 務 省**

<u></u> 图 次

| 基本目標 I | 地域別外交 | 1 |
|----------|---|-----|
| 施策 I – 1 | アジア大洋州地域外交 | 3 |
| 施策 I - 2 | 北米地域外交 | 27 |
| 施策 I - 3 | 中南米地域外交 | 37 |
| 施策 I - 4 | 欧州地域外交 | 47 |
| 施策 I - 5 | 中東地域外交 | 61 |
| 施策 I - 6 | アフリカ地域外交 | 71 |
| 基本目標Ⅱ | 分野別外交 | 79 |
| 施策Ⅱ-1 | 国際の平和と安定に対する取組 | 81 |
| 施策Ⅱ-2 | 国際経済に関する取組 | 119 |
| 施策Ⅱ-3 | 国際法の形成・発展に向けた取組 | 133 |
| 施策Ⅱ-4 | 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 | 145 |
| 基本目標皿 | 広報、文化交流及び報道対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 151 |
| 施策Ⅲ-1 | 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策 | 153 |
| 基本目標Ⅳ | 領事政策 | 175 |
| 施策IV-1 | 領事業務の充実 | 177 |
| 基本目標V | 外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 189 |
| 施策Ⅴ-1 | 外交実施体制の整備・強化 | 191 |
| 施策Ⅴ-2 | 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革 | 197 |
| 基本目標VI | 経済協力 | 201 |
| 施策VI- 1 | 経済協力 | 203 |
| 施策VI−2 | 地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 213 |
| 基本目標Ⅷ | 分担金·拠出金 | 221 |
| 施策Ⅶ- 1 | 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 223 |
| 施策Ⅶ-2 | 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 | 243 |
| 施策Ⅷ-3 | 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 | 253 |

基本目標 I 地域別外交

施策 I-1 アジア大洋州地域外交

| 施策名 | アジア大洋州地域外交 | 担当部局名 | アジア大洋州局 |
|---------------------------------------|--|--------|--|
| 施策目標 | アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指 | 目標設定の | 豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の |
| | し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・ | 考え方・根拠 | 実現は日本の平和,安定及び繁栄にとって不可 |
| | 地域間における未来に向けた友好関係を構築す | | 欠である。 |
| | るため、以下を推進する。 | | · 第 178 回国会所信表明演説(平成 23 年 9 月 13 |
| | 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安 | | 日) |
| | 定と繁栄を確保するとともに、域内各国との | | (近隣諸国との二国間関係の強化)部分 |
| | 連携を強化する。 | | ·第 179 回国会所信表明演説(平成 23 年 10 月 28 |
| | 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、 | | 日) |
| | その上で、我が国と北東アジア地域の平和と | | 「ASEAN 諸国との諸会合にも参加し,豊かで |
| | 安定に資する形で日朝国交正常化を実現す | | 安定したアジアの未来を共に拓くための関係 |
| | る 。 | | 強化の在り方を議論します。」 |
| | 3 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関 | | ・第 180 回施政方針演説(平成 24 年 1 月 24 日) |
| | 係を構築し、これを通じての地域の平和と繁 | | (アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政 |
| | 栄に寄与する。 | | 策)部分 |
| | 4 日中「戦略的互恵関係」の原点に戻り、関係 | | ・第 180 回国会外交演説(平成 23 年 5 月 24 日) |
| | を進めていくよう、働きかけていく。また、 | | (アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の |
| | 日モンゴル関係を一層深化させる。 | | 形成)部分 |
| | 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ, ベトナ | | 第 183 回国会所信表明演説(平成 25 年 1 月 28 |
| | ム, カンボジア, ラオス, ミャンマー)との間 | | 日) |
| | において、お互いの政府要人往来をはじめと | | 「大きく成長していくアジア太平洋地域にお |
| | する二国間の対話・交流、インフラ海外展開 | | いて、我が国は、経済のみならず、安全保障や |
| | 等による経済外交を推進するとともに、各種 | | 文化・人的交流など様々な分野で、先導役とし |
| | 経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地 | | て貢献を続けてまいります。本年は、日アセア |
| | 域を広域的に開発することを目指すメコン地 | | ン友好協力40周年に当たります。私は、先日、 |
| | 域開発の促進などの取組を通じて、二国間関 | | ベトナム、タイ、インドネシアの3か国を訪問 |
| | 係の強化や地域の安定と発展を図る。 | | し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じ |
| | 6 インドネシア、シンガポール、東ティモー | | ることができました。平成 27(2015)年の共同 |
| | ル、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアと | | 体構築に向けて、成長センターとして発展を続 |
| | の二国間関係を新たな高みに引き上げるため | | けるアセアン諸国との関係を強化していくこ |
| | の外交を展開する。 | | とは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であ |
| | 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化 | | り、日本の国益でもあります。この訪問を皮切り、日本の国益でもあります。この訪問を皮切り |
| | し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に対する。 | | りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた |
| | に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化 | | 戦略的な外交を展開してまいります。」 |
| | する。 o 喜椒 | | |
| | 8 豪州, ニュージーランド(NZ)との二国間関 | | |
| | 係を更に強化するとともに、太平洋島嶼国・ | | |
| | 地域との友好協力関係を深化し、国際社会等 における我が国の取組への支援を確保する。 | 政策体系上 | |
| (> + \ +++-\(\frac{1}{2}\) | | の位置付け | 施予定時期 |

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 要 | R U J 1 | としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の | 議(EAS), ASEAN+3, 日中韓などの多国間の様々な地 | | | |
|-----|---------|---|---|--|--|--|
| 測 | 1 | 日 ASEAN 協力の進展 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | |
| 定指標 | 年度目標 | 昨年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画、平成 26 (2014) 年日 ASEAN 首脳会議議長声明に言及のあった日 ASEAN 関係における以下の項目を推進していく。 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。 2 海上安保・安全能力構築のための ASEAN の人材を育成する。 3 ASEAN 特別首脳会議で表明した ASEAN への ODA コミットメントを実施する。 4 域内格差是正と ASEAN の経済統合への支援を推進する。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) ASEAN が統合を一層進め、地域協力の中心となることが東アジア全体の平和と繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、地域協力における日・ASEAN 関係の協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ASEAN との価値観の共有及び強固な協力関係構築は、日本を含む東アジア全体の平和と繁栄に資 | | | |
| | 中期目標 | 平成27(2015)年がASEAN共同体設立の年であることを踏 まえ、共同体の構築につながる協力を進めるとともに、ポ スト 2015 のビジョンに沿った課題に関連する施策を実施 していく。 | するものである。また,平成27(2015)年はASEAN 共同体成立の年であり,共同体成立に向けたより 一層の支援が必要である。 | | | |
| | 2 | ASEAN+3協力の進展 | (測定指標の選定理由) | | | |
| | 年度目標 | 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。 2 「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」に基づき、金融、食料安全保障、人と人との連結性など広範な分野の協力を推進する。特に、金融分野では、ASEAN+3マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定の国会承認を得た上で寄託を行う。 3 東アジア・ビジョン・グループ(EAVG) II の提言に基づき、今後の協力の方向性をまとめた「最終報告書」を本年の首脳会議に提出すべく、作業を加速させる。 | 「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」及び東ア ジア・ビジョン・グループ(EAVG) II の最終報告書 | | | |
| | 中期目標 | ASEAN+3マクロ経済調査事務局(AMRO)設立協定の国会 承認を得た上で寄託を行い、経済・金融協力の深化を目指 一 す。 「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」に基づき、金融、 食料安全保障等広範な分野の協力を推進する。 | は今後の ASEAN+3協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、協力の深化という観点から極めて重要な要素である。 | | | |
| | 3 | 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 | (測定指標の選定理由) | | | |
| | 1 年度目標 | 今年度に 10 周年を迎える EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。 27 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交年 換の実施を維持する。 度 2 EAS の事務局機能を強化する。 3 「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」の成果を EAS で報告し、平和構築分野における協力促進を図る。 | で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) EAS 参加国が南シナ海、ISIL 等の喫緊の課題に | | | |
| | 中期目標 | 地域の安定と繁栄のため、EAS 域内各国とともに安全保 一 障等についての協力の促進を目指す。 | 協力して取り組み、地域・世界の平和と繁栄に貢献していくためには EAS 強化が必要不可欠である。 | | | |

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸

1 東アジアにおける地域協力の強化

個別分野 施策の概

| 4 | 日中 | 韓三か国協 | カの進展 | | (測定指標 | の選定理由) |
|------|---|---------------|----------------------------------|---|----------------------------------|--|
| 年度目標 | 27 年 度 | 緊密な意 2 環境, | 見交換を維持す。 文化,経済等既不 、新しい協力分野 | いで様々な政策課題に関するる。 存の協力分野を更に発展させる 野を発掘し,協力の深化及び拡 | し,東 3か国 地域の 強化す。 る上で | 的な近接性と文化的な深いつながりを有アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる間の交流や相互理解の促進を測ることは、安定と繁栄を確保し、域内各国との連携をるとの施策目標達成に向けた進捗を把握す有益である。 準・目標年度)設定の根拠 |
| 中期目標 | _ | ィブ等を通 | | ルの政策対話,協力イニシアテ の日中韓協力の枠組を推進し, 貢献する。 | 北東 志向の があり, | アジアの安定と繁栄を確保するために未来 様々な日中韓協力の枠組みを推進する必要 様々なレベルで政策対話や協力イニシア を推進することは3か国協力の一層の深化 |
| 5 | 地域 | の安定と繁 | 栄を目指したその |)他の協力の進展 | | の選定理由) |
| 年度目標 | 1 上記以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。 27 度 年 27 月 2 アジア大洋州地域の各国との人的交流事業である JENESYS2015 を推進する。同事業により、将来、各界で | | | 。 各国との人的交流事業である 。同事業により,将来,各界で | 施策の (目標(水 各種) 深める。 | 以外の地域協力の実績を測定することは、 進捗を把握する上で有益である。 準・目標年度)設定の根拠) 取組を発信することは、域外国との対話を 上で重要である。特に、青少年交流事業を 日本の政治、社会、歴史及び外交政策に関 |
| 中期目標 | # JENESYS2015 による人的交流 目 ローアップとして参加者の | | 5 による人的交流 プとして参加者の | る協力を強化するとともに, | 確保し, | 解を促進することは、地域の安定と繁栄を 域内各国との連携を強化するとの施策目 に向けた進捗を把握する上で有益である。 |
| 6 | | | 役の参加した国 | 年度目標値 | | 中期目標値 |
| N N | 除会議 | 数 | | 27 年度 | | _ |
| | | | | 9 | | _ |
| 由海 | 準・目標年度)の設め。 | | | - び政務三役の関連国際会議の出 - 度 10 回, 25 年度 9 回, 26 年度 | | を達成するに当たって重要な要素となるた |

| 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 単位:百万円 関連 する (執行額) 予算額計 (執行額) 予算額計 (執行額) 経費 12 12 24 年 25 年 26 年 27 年 | | | | | | | (総額) (単位:億ドル) | |
|--|--|---------------------|-----------------------------------|----------------|---------------------|--|---|-----------------|
| Tank En E E E E E E E E | 当初 予算 紹 6年 27年 事 度 度 番 ⁵ 53 52 00 | - 26年 度 53 | 予算額計 (執行額) 25 年 度 127 | 24年 度 51 | する 測定 指標 1 | 達成手段の概要等 警に向けた支援を継続する。日・ASEAN・ステートメント及び同実施計画,平 ASEAN 首脳会議議長声明に沿った諸項 覆行を通じ日・ASEAN 関係を一層強化 こより,アジア大洋州地域の安定と繁 | (総額) (単位:億ドル) 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 1 日・ASEAN 協力 ASEAN 共同体構築 友好協力でジョン・ 成26(2014)年の日が はいている。 このような取組に 栄の確保を目指し、 | 成手段 (一) (1) (1) |

過去の出席会議数の平均値を目安とした目標を設定した。

7 (参考指標)日・ASEAN の貿易量

| <u>.</u> | | | | | | | |
|----------|--|---|-------|------|--------|------|-----|
| | 2 ASEAN+3協力 | 2 | | | | | |
| | 「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」に基づき、金 | 6 | | | | | |
| | 融、食料安全保障、人と人との連結性など広範な分野の | | | | | | |
| | 協力を推進する。 | | | | | | |
| | このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の | | | | | | |
| | 達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、ASEAN+3マクロ経済調査事務局 | | | | | | |
| | (AMRO)設立協定の国会承認を得た上で寄託推進を行う | | | | | | |
| | 等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 3 東アジア首脳会議(EAS)協力 | 3 | | | | | |
| | EASを地域のプレミア・フォーラムにとして強化し, | 6 | | | | | |
| | 政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化してい | | | | | | |
| | \[\(\) \[\] | | | | | | |
| | - ^。 - このような取組により,アジア大洋州地域の安定と繁 | | | | | | |
| | 業の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、EAS強化等関連する測定指標にお | | | | | | |
| | ける目標を達成する。 | | | | | | |
| | 4 日中韓協力 | 4 | | | | | |
| | 環境,文化,経済等既存の協力分野を更に発展させる | 6 | | | | | |
| | とともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡 | | | | | | |
| | 大に努める。 | | | | | | |
| | このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁 | | | | | | |
| | 栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の | | | | | | |
| | 達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては,様々なレベルでの政策対話や協力 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | イニシアティブの推進等関連する測定指標における目 | | | | | | |
| | 標を達成する。 | | | | | | |
| | 5 各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業で | 5 | | | | | |
| | ある JENESYS2015 を推進する。 | 6 | | | | | |
| | このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁 | | | | | | |
| | 栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の | | | | | | |
| | 達成に寄与する。 | | | | | | |
| ②アジア紛 | 韓国、台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回 | _ | 12 | 16 | 17 | 15 | 002 |
| 争下での女 | | | (11) | (15) | (13) | | - |
| 性尊厳事業 | に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを | | \- ·/ | (-2) | (- 2) | | |
| (19 年度) | 巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各 | | | | | | |
| (10 +/5) | 国の元基金関係者とのネットワークを維持している。イン | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ドネシアに関しては、医療福祉施設への支援・視察及びイ | | | | | | |
| | ンドネシア政府関係者との意見交換等を中心に事業を実 | | | | | | |
| | 施している。 | | | | | | |
| | このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問 | | | | | | |
| | 題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより,施 | | | | | | |
| | 策の目標達成に資する。 | | | | | | |
| | 27 年度も引き続き上記の取組を実施する。 | | | | | | |
| ③旧外地関 | 旧外地官署(朝鮮総督府,台湾総督府,樺太庁,関東局 | _ | 0. 4 | 0. 4 | 0. 4 | 0. 4 | 003 |
| 係整理 | 及び南洋庁) 等に関連する各種整理事務(各種事実証明事 | | (0) | (0) | (0) | | |
| (昭和 26 年 | | | | | | | |
| 度) | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 個別分野 | 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 |
|------|--|
| 施策の概 | 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国 |
| 要 | 交正常化を実現する。 |

| | 1 | | | | | | | |
|---|-----|-----|--------------------------|--|----------------------|------------------------|--------------------------------|--|
| 測 | | | | | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | |
| 定 | 年 | | | | アを始めとする関係国と緊密に | 定の根拠 | | |
| 指 | 度 | 27 | 連携しなが | ヾら,北朝鮮に対し | し, いかなる挑発行為も行わず, | (測定指標 | の選定理由) | |
| 標 | 月 | 年 | 安保理決議 | 議や六者会合共同 | 声明に基づいて非核化などに | 北朝 | 詳の核・ミサイル開発の継続は、地域のみ | |
| | 標 | 度 | 向けた具体 | 的行動をとるよ | う引き続き求めていく。 | ならず | 国際社会全体にとっての重大な脅威であ | |
| | 1示 | | | | | り、同門 | 問題の解決に向けた進展を測ることは、施 | |
| | | | 国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解 | | | 策の進 | 歩を把握する上で有益であるため。 | |
| | 中 | | に向けた動 | かきを前進させる。 | 0 | (目標(水差 | 隼・目標年度) 設定の根拠) | |
| | 期目 | _ | | | | 核• | ミサイル問題をはじめとする北朝鮮をめぐ | |
| | 標 | | | | | る安全化 | 呆障上の問題を解決するためには、国際社 | |
| | IXK | | | | | 会との- | -致した行動が不可欠である。 | |
| | 2 | 拉致 | 致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 | | | (測定指標 | の選定理由) | |
| | | | 拉致問題 | 風の解決なくして | 北朝鮮との国交正常化はあり | 北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の | | |
| | 年 | 27 | 得ないとの |)方針の下. 国際 | 社会との連携を強化しつつ、北 | 生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、 | | |
| | 度 | 年 | | | けた具体的な行動をとるよう | 基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問 | | |
| | 目! | 度 | あらゆる機 | 会をとらえ, 北 | 朝鮮に引き続き求めていく。 | 題であり、最重要課題の1つと位置づけられるた | | |
| | 標 | | | | | め。 | | |
| | | | 国際社会と | ・連進しつつ垃砂 | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | |
| | 中 | | | . 左頭 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 拉致問題の完全解決に向けた日本独自の取組に | | |
| | 期日 | _ | H 101-1411 | | E 0° | 加え,[| 国際社会が北朝鮮に対して、拉致問題を含 | |
| | 目標 | | | | | む人権 | 犬況の改善に向けた具体的行動を取るよう | |
| | 175 | | | | | に一層 | 強く促していくことが重要である。 | |
| | 3 | 日米 | 韓首脳・外 | 相・次官級会合 | 年度目標値 | | 中期目標値 | |
| | Ø. | D開催 | 回数(電話会 | 談を除く) | 27 年度 | | _ | |
| | | | | | 2 | | _ | |
| | 測되 | と指標 | の選定理 | (測定指標の選別 | · 定理由) | | | |
| | 由力 | 及び目 | 目標値(水 | 日米韓間で | の首脳・外相・次官級での会談 | は、北朝鮮 | 問題について,米韓との連携を確認する重 | |
| | 準・ | ・目標 | 年度)の設 | 要な会合であ | るため。 | | | |
| | 定の | つ根拠 | | (目標(水準・目 | 標年度)設定の根拠) | | | |
| | | | | 米韓との間 | で、定期的に北朝鮮をめぐる最 | 新の情勢に | 関する意見交換を行い、北朝鮮問題に対し | |
| | | | | て3か国で連 | 携して対応していく姿勢をハイ | レベルで示 | ^{もし,これを維持していくことが重要であ} | |
| | | | | U 18454 | ******* | | | |

| 達 | | | | 単位: 百万円 | | | | |
|-----|--------------|-----------------------------|----------------|---------------|------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 26年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①日朝関連 | 1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組 | 1 | 30 | 30 | 30 | 30 | 004 |
| | (23 年度) | 北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け,27 年度 | 3 | (17) | (19) | (22) | | |
| | | においても引き続き、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、 | | | | | | |
| | | 中国、ロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、 | | | | | | |
| | | 非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求め | | | | | | |
| | | ていく。 | | | | | | |
| | | 2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 | 2 | | | | | |
| | | 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆ | 3 | | | | | |
| | | る機会をとらえ,27 年度において北朝鮮が拉致問題の解 | | | | | | |
| | | 決に向けた具体的な行動をとるよう, 北朝鮮に引き続き求 | | | | | | |
| | | めていく。また,拉致問題に関するものを含め,北朝鮮情 | | | | | | |

り,過去の実績を目安として目標を設定した。

| 個別 | 分野 | 3 | 未来志向の日韓関係の推進 | |
|-----|-----|----|-----------------------------|--------------------------|
| 施第 | 後の概 | : | 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これ | を通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 |
| 要 | | | | |
| | | · | | |
| 測 | 1 | 未来 | 志向の日韓関係の構築 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定 | | | 首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、 | 定の根拠 |
| 4F. | | | | 0-1 H11 1 I |

| 測 | 1 | 未来 | | | 測定指標の選定理由及び目標 | 標(水準・月標年度)の設 | | |
|----|------------------------------------|--------------|-----------------------------|--------------------------------------|---|---|--|--|
| 定 | • | | | | 定の根拠 | | | |
| 指標 | 年度目標 | 27 年 度 | | た、今後の日韓関係にふさわし | (測定指標の選定理由) 韓国は、我が国にとって 重層的で未来志向の日韓(韓両国のみならず地域及で にとって極めて重要であ | び国際社会の安定と繁栄 り、こうした取組の実績 | | |
| | 中期目標 | _ | 首脳・外相会談等の実施: る日韓関係の更なる深化 | を通じた,あらゆる分野におけ | を測ることは、施策の進 あるため。 (目標(水準・目標年度)設定 日韓間で引き続き様々だけ、政治、経済、安全保証 野で協力関係を強化する。 | の根拠)なレベルで意思疎通を続 なレベルで意思疎通を続 障を始めとした様々な分 | | |
| | 2 | 人的 | 交流の拡大 | | (測定指標の選定理由) | | | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | | ナ, さらなる日韓関係の発展に や, 日韓間の人的往来のより一 | - 強固な関係を支えに、日韓関係を前進させることが不可欠であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国交正常化50周年を受けて、引き続き、日韓両政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じ、日韓間の交流の流れを深化・拡大していくことが必要である。 | | | |
| | 中期目標 | - | 日韓間の人的往来をより- | 一層拡大する。 | | | | |
| | 3 経済関係緊密化のための各種協議等の推 | | | 等の推進 | (測定指標の選定理由) | | | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 幅広い分野における日韓 組む。 | 経済関係の強化に向けて取り | 日韓両国は相互に重要な貿易・投資相手国であるため、緊密な日韓経済関係を一層強固にすることが重要であり、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓経済関係の更なる強化を図るとともに、日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために、多国間連携を含めた各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。 | | | |
| | 中期目標 | _ | 幅広い分野における日韓 組む。 | 経済関係の強化に向けて取り | | | | |
| | 4 | 日韓 | の連携、協力を通じた地域の | 平和と安定への寄与 | (測定指標の選定理由) | | | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | | 間の協議等の実施を通じ、国際 献する二国間の連携・協力を推 | 北朝鮮問題をめぐる安全保障上の課題を始めと | | | |
| | 中 国際社会の安定に向け二国間で連携・協 期 _ 目 標 | | 国間で連携・協力する。 | 日韓間で引き続き様々だけ、幅広い分野で協力関係である。 | なレベルで意思疎通を続 系を強化することが重要 | | | |
| | 5 | 日韓 | 首脳・外相会談の開催回数 | 年度目標値 | # | 期目標値 | | |
| | (| 電話会 | 会談を除く) | 27 年度 | | _ | | |
| | | | | 2 | | 4 | | |
| | 由準 | 及び目 | 年度)の設 (目標(水準・目 | E理由) 会談は両国関係の重要性・緊密 標年度)設定の根拠) | | | | |

11

高いレベルで日韓間の意思疎通を図る機会が必要であり、過去の実績を目安として目標を設定し

定の根拠

| た。 | |
|---------------------|--|
| 6 (参考指標)内閣府実施「外交に関す | |
| る世論調査」の「韓国に対する親近感」 | |
| における「親しみを感じる」との回答 | |
| 割合(%) | |

| 達 | | | | | 単位∶ | 百万円 | | 行政 |
|---|-------------|--|----|------|-------|------|-----|------------|
| 成 | \+_ <u></u> | | 関連 | | | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | \+_\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\ | する | | 予算額計 | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ユ — |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①未来志向 | 1 政治レベルの意思疎通の促進 | 1 | 60 | 57 | 57 | 59 | 005 |
| | の日韓関係 | 27 年度においても、日韓関係の更なる深化のため、首 | 5 | (29) | (21) | (37) | | |
| | 推進経費 | 脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図る | | | | | | |
| | (*) | ことは、日韓関係の強化に不可欠である。 | | | | | | |
| | | | 2 | | | | | |
| | | 27 年度においても日韓関係の更なる深化のため、青少 | | | | | | |
| | | 年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流 | | | | | | |
| | | の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友 | | | | | | |
| | | 好関係の強化に大きく貢献する。 | | | | | | |
| | | 3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 | 1 | | | | | |
| | | 27 年度においても慰安婦問題をはじめとする過去に起 | | | | | | |
| | | 因する問題に関する日本の立場やこれまでの真摯な取組 | | | | | | |
| | | に対して、韓国から理解が得られるよう、最大限努力して | | | | | | |
| | | いく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓 | | | | | | |
| | | 国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協 | | | | | | |
| | | 力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来 | | | | | | |
| | | 志向の日韓関係を構築する前提条件となる。 | | | | | | |
| | | 4 日韓間の懸案への対応(竹島問題, EEZ 境界画定等) | 1 | | | | | |
| | | 27年度においても日韓関係の更なる深化のため、竹島問 | | | | | | |
| | | 題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り | | | | | | |
| | | 強い外交努力を行う。日韓間の懸案である竹島問題、EEZ | | | | | | |
| | | 境界画定問題等に関する取組を実施し、未来志向の日韓関 | | | | | | |
| | | 係を目指す。 | | | | | | |
| | | 5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 | 3 | | | | | |
| | | 日韓関係の更なる深化のため、幅広い分野における日韓 | | | | | | |
| | | 経済関係の強化に取り組む等 27 年度においても関連する | | | | | | |
| | | 測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②安全保障 | 日韓安全保障協力を更に深化させる。 | 4 | _ | _ | | _ | _ |
| | 分野におけ | | | | | | | |
| | る協力の推 | 201 1 12 17 11 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 | | | | | | |
| | 進 | と安定にとって不可欠である。 | | | | | | |
| | ~ | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③日韓国交 | 日韓国交正常化 50 周年を契機に、日韓間の友好関係を深 | 2 | | _ | _ | _ | _ |
| | 正常化 50 周 | 化させ、未来志向の日韓関係を構築する。 | _ | | | | | |
| | 年事業 | | | | | | | |

未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 個別分野 施策の概 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関 要 係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに 時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないよ うにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻ることが重要である。 2 日モンゴル関係は、「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化に向け、特に、ハイレベル対話をはじめとした 多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。 日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 測 定 済面以外) 定の根拠 指 日中両国間では、個別の課題があっても、関係全体に影 (測定指標の選定理由) 標 響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考 え方に基づき、「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻るよう働 きかけていく。 また、こうした情勢の下、中国とのあらゆる分野におけ る協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であ り、日中間で進めるべき協力としては、可能であれば、以 年 下を実施する。 27 度 活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 年 Ħ 度 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を 標

個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないよ うコントロールしていくとの「戦略的互恵関係」の基本的 考え方にのっとり、関係を進めていくよう、中国側に働き

・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互

・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。

推進する。

理解を増進する。

かけていく。

2 日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経 済面)

年 27 度 年 目 度 標

中

期

目

平成26年11月の首脳会談以降, 閣僚級も含めた各種の 対話が再開・活性化しつつある。今後、中国との間では、 「戦略的互恵関係」を経済面において一層具体化させるた め、様々な分野に渡る協力案件を実施していくことが重要 であるが、それにあたり、以下の3つを27年度の目標と して設定する。

1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国 経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協 力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組 みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレ ベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。

中国との関係については、経済関係や人的交流 がますます緊密化し相互依存関係が深まり、日中 関係は日中双方にとりもっとも重要な二国間関係 の一つとなっている。日中両国は、世界第二、第 三の経済大国として、戦略的互恵関係を更に深め るべく、政治的相互信頼の増進や東シナ海を「平 和・協力・友好」の海とするための協力、両国国民 間の相互信頼の増進等の二国間関係の強化のみな らず、北朝鮮問題や国際経済・金融情勢等の地域・ グローバルな課題に対する対話・協力の強化とい った分野において具体的な取組を行っている。

他方、日中両国間には、関係が緊密な隣国ゆえ 様々な懸案が引き続き存在している。これらの解 決のためには、両国ハイレベルから草の根まであ らゆるレベル・分野での対話と交流が必要である ため、こうした日中における「戦略的互恵関係」の 一層の深化に向けた取組の実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で重要である。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊 密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切って も切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・ 社会的側面において多くの相違点を抱えており、 隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立 が生じることは避けられない。個別の課題があっ ても、関係全体に影響を及ぼさないようにしてい くことが重要であるとの考え方に基づき、「戦略的 互恵関係」の原点に立ち戻ることが重要である。

また、こうした情勢の下、中国とのあらゆる分 野における協力関係を可能な限り深化させていく ことが重要である。

(測定指標の選定理由)

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有して おり、また両国の経済関係は緊密かつ相互依存的 である。両国にとって,「戦略的互恵関係」の基本 的な考え方にのっとり、環境・省エネルギー等を 含む幅広い分野における協力を推進していくこ と、またそのための対話を積み重ねていくことが 重要であるため。

また、日中関係も平成26年11月の首脳会談を 契機に、各種の対話が再開・活性化しつつあり、 改善しつつある。日中経済パートナーシップ協議 や日中ハイレベル経済対話等を通じて、大所高所 から、経済分野での問題解決や協力促進を図って

| | | 2 環境・省エネルギー、少子高齢化等の両国共通の課題 | いく必要があるため。 |
|-----|----|---|----------------------------|
| | | といえる分野で、その克服に向け協力を進め、Win-Win | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | の関係を構築する。 | 日中間の「戦略的互恵関係」の推進の重要性につ |
| | | 3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品 | いては、平成20(2008)年に福田総理及び胡錦濤国 |
| | | に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の | 家主席との間で署名された。「『戦略的互恵関係』 |
| | | 克服に向けた対話・協力の進展。 | の包括的推進に関する日中共同声明」で明らかに |
| | | プロリスパントラン・アンスの日本のアンスとの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の | されているところである。また、同声明において |
| П. | | 日中「戦略的互恵関係」を進めるため、様々なレベルで対 | は、エネルギーや環境等といった、幅広い分野に |
| 中期 | | 話と協力を積み重ねていく。 | おける協力の推進及び日中ハイレベル経済対話の |
| 一首 | _ | | |
| 標 | | | 戦略的かつ実効的な活用が重点分野として定めら |
| | | | れている。 |
| 3 | 日モ | ンゴル関係の着実な進展(経済面以外) | (測定指標の選定理由) |
| | | 1 ハイレベル対話をはじめとした多層的で戦略的な対 | モンゴルは、中露両国に挟まれた地政学的に重 |
| | | 話を促進し、その成果を着実に実施・フォローアップす | 要な位置に所在することに加え、自由、民主主義 |
| | | るとともに、地域・国際場裏での連携を強化する。 | などの価値観を共有し、地域、国際場裏などで連 |
| 年 | 07 | 2 文化・人的交流を推進する。 | 携し協力する重要なパートナーである。両国関係 |
| 度 | 27 | | の「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた取組 |
| 目 | 年 | | を測定するにあたり、首脳会談でも合意した、政 |
| 標 | 度 | | 治・安全保障分野等における多層的で戦略的な対 |
| 175 | | | 話。地域、国際場裏での連携、文化・人的交流の |
| | | | 促進の進捗を指標とすることが適切であるため。 |
| | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | 平成 25(2013)年9月に、両国の今後の協力の指 |
| | | 「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル関 | |
| | | 係を一層深化させる。 | 針と方向性を規定した「中期行動計画」が策定され |
| 中 | | | たが、同計画や、累次の首脳会談でも合意されて |
| 期 | _ | | いるとおり、両国関係発展のためには、ハイレベ |
| 且 | | | ル対話をはじめとした政治・安全保障分野におけ |
| 標 | | | る多層的で戦略的な対話の促進、地域・国際場裏 |
| | | | での連携の強化,文化・人的交流の推進が重要で |
| | | | あることから右を目標とした。 |
| 4 | 日モ | ンゴル関係の着実な進展(経済面) | (測定指標の選定理由) |
| | | 1 日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推 | モンゴルは、中露両国に挟まれた地政学的に重 |
| | | 進する。 | 要な位置に所在することに加え、自由、民主主義 |
| | | 2 首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを | などの価値観を共有し、地域、国際場裏などで連 |
| 年 | | 通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。 | 携し協力する重要なパートナーである。 両国関係 |
| 度 | 27 | | の「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた取組 |
| 目 | 年 | | を測定するにあたり、首脳会談でも合意した、日 |
| 標 | 度 | | モンゴル EPA の発効及びその着実な実施の推進 |
| 175 | | | や、首脳会談等での経済面での成果の着実なフォ |
| | | | ローアップを指標とすることは適切であるため。 |
| | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | Fuhati | 平成 25(2013)年9月に、両国の今後の協力の指 |
| | | 「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル関 | |
| | | 係を一層深化させる。 | 針と方向性を規定した「中期行動計画」が策定され |
| 中 | | | たが、同計画や累次の首脳会談でも合意されてい |
| 期 | _ | | るとおり、両国関係発展のためには、経済関係の |
| 且 | | | 拡大・深化が重要であり、そのための施策として、 |
| 標 | | | EPA の発効やその着実な実施及び首脳会談等での |
| | | | 経済面での成果の着実なフォローアップが重要で |
| | | | あることから、右を目標とした。 |
| | - | | |

| 5 | 日台 | 実務関係の | 善実な進展 | | (測定指標の |)選定理由) |
|------|--|--------|--------------|---------------|-----------------------------|---|
| 年度目標 | 共有し、緊密な経済関係と人的なパートナーであり大切な友が実施する。 1 経済分野での更なる協力の2 故宮博物院展等の文化交を進展させる。 | | | である。特に以下の取組を | 価値をがででに握標がをがいるける水年がいる。た上準のが | ,民主,平和,法の支配といった基本的 共有し,緊密な経済関係と人的往来を有 国の重要なパートナーであり大切な友人 各分野での更なる協力関係の深化が必要 こうした台湾との実務関係の着実な進展 取組を測定することは,施策の進捗を把 で有益である。 ・目標年度)設定の根拠) 投資,オープンスカイ,マネーロンダリ ,漁業等の様々な分野で日台間の実務協 |
| 中期目標 | _ | 良好な日 | 台関係を維持・発展 | させていく。 | 目標であ 宮博物院 は, こう | る合意文書が作成されている。27 年度の る経済分野での更なる協力の深化や,故 展等の文化交流を通じた相互理解の深化 した実務分野における台湾との協力関係 化させていく上で重要である。 |
| 6 | 日中 | 及び日モン | ゴル間の首脳、外相 | 年度目標値 | | 中期目標値 |
| 至 | 会談の | 実施回数(電 | 話会談を除く) | 27 年度 | | _ |
| | ①日中 ②日モンゴル 測定指標の選定理 (測定指標の選定理 由及び目標値(水 ハイレベルの会 準・目標年度)の設 あるため。 | | | ①4 回 ②3 回 | _ | |
| 由 | | | | | との関係強化 | という施策の進捗を把握する上で有益で |

係改善を図っていくことは極めて重要であるため、年度目標値のとおり設定した。 モンゴルについては、過去3年間の会談数の平均を目安にした。 達 単位:百万円 行政 成 関連 当初 事業 予算額計 達成手段名 手 する 予算 レビ (開始年度) 達成手段の概要等 (執行額) 段 測定 額 ュー (関連施策) 指標 24年 25 年 26年 27年 事業 番号 度 度 度 度 263 403 500 500 009 1

26 年度、中国との首脳、外相会談については計2回実施することができ、今後とも同国との関

(85)

6

(233)

(382)

①日中・日モ ンゴル関係 の推進 (18 年度)

定の根拠

要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける 頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

両国の首脳、外相、その他関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。

上記達成手段の実施により期待される効果である,首脳間の信頼関係強化,両国の国民感情の改善,経済関係の一層の強化,対日理解の強化は,いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。

日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済 関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係に ある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多く の相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国 間で摩擦や対立が生じることは避けられない。

27 年度においては、個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、「戦略的互恵関係」の原点に立ち戻ることを働きかける等関連する測定指標の目標を達成する。

2 新日中友好 21 世紀委員会, 日中歴史共同研究の実施等, 民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事

15

| | 業の重層的実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有 識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感 情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文 化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、 中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国 の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強 化、対日理解の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意 である「戦略的互恵関係」のさらなる充実という目標を達 成するために必要である。 27 年度においては、交流事業の着実な実施等関連する 測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------|--------------------|--------------------|--------------|--------|-----|
| | 3 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベ ル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で 各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国 間経済関係の一層の強化、地域・グローバルは経済課題に 関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意で ある「戦略的互恵関係」の更なる充実という目標を達成す るために必要である。 | 2 6 | | | | | |
| | 27 年度においては、日中ハイレベル経済対話の実施に向けた準備等関連する測定指標の目標を達成する。 4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 | 3 4 6 | | | | | |
| | このような取組により、日モンゴル関係の一層深化との施策の目標の達成に寄与する。 27 年度においては、特に、政治・安全保障分野におけるハイレベル対話をはじめとした多層的で戦略的な対話の促進、経済分野における日モンゴル経済連携協定発効に向けた手続きの推進等関連する測定指標の目標を達成する。 | | 1 011 | 1 000 | 1 250 | 1 202 | 000 |
| ②アジア友 好促進補助 金 (昭和 47 年 度) | 台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組により、我が国の台湾に関する立場を堅持しつつ、交流協会を通じて様々な取組を行うことが、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。 27 年度においては、経済分野での更なる協力の深化や、故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化を進展させる。 | 5 | 1, 211 (1, 197) | 1, 200 (1, 179) | | 1, 383 | 006 |
| ③中国遺棄 化学兵器問 題への取組 み (4年度) | 中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、27 年度も引き続き、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。 | 1 | 379 (367) | 868 (944) | 483 (464) | 588 | 008 |

| ④中国にお ける日本理 | 中国においては、「党」が政治社会問題に関する報道や世論 をコントロールし続ける一方、情報化社会の急速な進展を背 | 1 | _ | _ | _ | 12 | 新 27 一01 |
|----------------|--|---|---|---|---|----|-------------|
| 解促進に係 | 景に、「党」とは異なる意見が表出されるようになり、かかる | | | | | | |
| る経費 (27 年度) | 潮流の中で,民主,法治社会の実現を求める世論は益々存在感を増している。 | | | | | | |
| | こうした中で、中国の知識人や一般国民が、我が国の民主政治、選挙制度について理解を深めることは、日本に対する | | | | | | |
| | 正確な理解を促進し,対日世論をより健全な方向に導く上で | | | | | | |
| | も重要である。 | | | | | | |

| 安 | | | 要人任米をはしめ、政治・経済・又化等多岐にわたる―国間 を推進する。 | の対話・文派, インノノ海外展開寺による経済が文 |
|---|---------|----------|--|---|
| | | | 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備, 同地域を広 | 域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進 |
| | | | などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。 | |
| | | | | |
| 測 | 1 | 要人 | 往来等を通じた二国間関係の強化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定 | | | 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交 | 定の根拠 |
| 指 | | | 換を継続する。 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 2 第7回日メコン首脳会議を東京で主催し、会議を成功 | メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の |
| | | | させる。 | 要衝に位置し、地政学的に重要な同地域を含む |
| | | | 3 第7回日メコン首脳会議で「新東京戦略 2015」を, 第8 | ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含 |
| | 年 | 07 | 回日メコン外相会議で「行動計画」をそれぞれ採択し、日 メコン協力の着実な実施を目指す。 | むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠で |
| | 度 | 27 | クコン励力の原来な実施を白指す。 4 議会間,議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 | あり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に |
| | 目 | 年度 | 5 日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じ | 対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資 促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、平成 |
| | 標 | 区 | て民間の人的・知的交流を推進する。 | 促進を通じて、ASEAN 域内の格差を走正し、干成し 27(2015)年の ASEAN 共同体設立に向け、統合を促し |
| | | | | 進していく必要がある。また、これらの国々は伝 |
| | | | | 統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強 |
| | | | | 化することを通じて、我が国の政策や立場に対す |
| | | | | る支持・協力を得ることは、国際社会において我 |
| | | | | が国の外交を推進していく上で重要である。さら |
| | | | 様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、 | に同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発 |
| | | | 各国との二国間関係を強化する。 | 展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重 |
| | | | | 要な投資、インフラ輸出先となっている。 |
| | | | | こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に |
| | | | | 関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する |
| | 中 | | | 上で重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 期 | _ | | では、(15) 年の ASEAN 共同体設立を間近に控 |
| | 目標 | | | え、日本がメコン地域諸国との協力関係を進展さ |
| | 1示 | | | せることが重要である。 |
| | | | | 「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づきメ |
| | | | | コン諸国との協力を推進すべく,ASEAN 関連外相 |
| | | | | 会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協 |
| | | | | 議及び交流事業を実施することは、地域の安定と |
| | | /.T >= | | 繁栄を確保する上で重要である。 |
| | 2 | 経済 | 協議の実施と貿易投資環境の整備 | (測定指標の選定理由) |
| | | | 上記の「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づきつつ、 中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより | 経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する 実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重 |
| | <u></u> | | 推進させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進 | 要であるため。 |
| | 年度 | 27 | 出を一層促進するため、貿易投資環境を整備する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 月 | 年 | 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協 | 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済 |
| | 標 | 度 | 定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。 | 連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開 |
| | 17/ | | 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議 | 催することは、同地域への日本企業の進出を一層 |
| | | | 論を進める。 | 促進し、二国間のみならず、メコン地域全体での |
| | 中 | | | 具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重 |
| | 期 | _ | 易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。 | 要である。 |
| | 目標 | | THE PARTY OF THE P | |
| | 行示 | <u> </u> | | |

5 タイ, ベトナム, カンボジア, ラオス, ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス,ミャンマー)との間において,政府間の

要人往来をはじめ、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交

個別分野

要

| 3 | メコ | ン地域開発 | 支援の強化及びメ | コン地域との交流の促進 | (測定指標 | の選定理由) | |
|----|-----|--------|-------------|------------------|-------|------------------------|--|
| | | 1 中長期 | 胴的な視点から日 | メコン協力をより一層推進さ | メコ | ン地域開発支援の強化及びメコン地域との | |
| 年 | 07 | せるべく | , 第7回日メコ | ン首脳会議及び同外相会議で | 交流の位 | 足進に関する実績を測ることは、施策の進 | |
| 度 | 27 | は, メニ | レン河委員会(MRC) |)への支援等のメコン地域開発 | 捗を把持 | 屋する上で有益である。 | |
| 目 | 年度 | 支援を含 | む「東京戦略 201 | 5」及び「行動計画」を策定する。 | (目標(水 | 隼・目標年度) 設定の根拠) | |
| 標 | 及 | 2 環境分 | 野に焦点をあて | たグリーン・メコン・フォーラ | 「東京 | 戦略2015」及び「行動計画」の策定は、メコ | |
| | | ムを開催 | し、防災等につい | いて議論する。 | ン諸国の | との協力を安定的に継続する上で重要であ | |
| 中 | | 首脳,外 | 相会議を通じ、Ⅰ | 日メコン協力を強化する。メコ | る。 | | |
| 期 | _ | ン地域の発 | 展を支援するこ | とを通じて、地域の平和と安定 | | グリーン・メコン・フォーラムの開催は, | |
| 目標 | | の強化に取 | り組んでいく。 | | | 也域諸国との協力を環境および官民連携の | |
| 悰 | | | | | 視点から | ら強化する上で重要である。 | |
| 4 | 要人 | 往来数(政務 | 馆レベル以上) | 年度目標値 | 中期目標値 | | |
| | | | | 27 年度 | | _ | |
| | | | | 36 | | _ | |
| 測되 | 官指標 | 票の選定理 | (測定指標の選定 | 定理由) | | | |
| 由力 | 及び目 | 目標値(水 | 地域諸国と | の間の要人往来数の測定は、日 | メコン諸国 | 間の協力関係の進展状況を把握する上で, | |
| - | | 年度)の設 | 有益であるた | | | | |
| 定の | D根拠 | : | (目標(水準・目 | 標年度)設定の根拠) | | | |
| | | | 前年度の目 | 標値を目安に設定した。 | | | |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|--|----------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|--------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計(執行額) | 当初 予算 額 | 事業レビュー | |
| | | | 指標 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | ①メコン地域諸関係 (16年度) | 27 年度も引き続きタイ, ベトナム, カンボジア, ラオ | 1 2 | <u>度</u> 38 (33) | 度 12 (11) | <u>度</u> 13 (8) | <u>度</u> 51 | 番号 010 |
| | | 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。 27年度においては、各国との経済協議の枠組、日タイ・ | | | | | | |

| | 日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて 開催する。 | | | | | | |
|---------|------------------------------------|---|---|------|-------|-----|-----|
| | 4 メコン地域開発支援 | 3 | | | | | |
| | 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 | | | | | | |
| | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの | | | | | | |
| | 一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳 | | | | | | |
| | 会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメ | | | | | | |
| | コン地域開発支援は ASEAN 統合を促進し,アジア大洋州地 | | | | | | |
| | 域の重要なプレイヤーである ASEAN 全体と我が国との関 | | | | | | |
| | 係強化につながる。 | | | | | | |
| | 27 年度においては,「新東京戦略 2015」及び「行動計画」 | | | | | | |
| | に基づいて,日メコン協力を更に進展させていく。 | | | | | | |
| ②日・ベトナ | 27 年度も引き続きベトナム人看護師・介護福祉士候補者 | 2 | _ | 102 | 223 | 346 | 011 |
| ム経済連携 | 180 名程度を対象にベトナムで訪日前日本語研修を 12 ヶ月 | | | (91) | (170) | | |
| に基づく外 | 間実施し、看護・介護の現場で最低限必要な基礎日本語を習 | | | | | | |
| 国 人 看 護 | 得させるとともに、現地で訪日前研修を受けた者のうち一定 | | | | | | |
| 師·介護福祉 | レベルの日本語能力を有する者を対象に日本で訪日後研修 | | | | | | |
| 士候補者に | を2ヶ月間実施し、日本社会・文化・職場環境への適応及び | | | | | | |
| 対する日本 | 看護・介護の現場で必要な専門用語を習得させる。 | | | | | | |
| 語研修 | メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携 | | | | | | |
| (25 年度) | 協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。こ | | | | | | |
| | の観点から,日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」 | | | | | | |
| | 小委員会の具体的成果として新たに開始された看護師・介護 | | | | | | |
| | 福祉士の受け入れについて強化することは、日越経済連携協 | | | | | | |
| | 定全体の推進,貿易投資環境の整備につながる。 | | | | | | |

要 係を強化する。 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継 測 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定 続・促進 定の根拠 指 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協 (測定指標の選定理由) 標 力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。 要人往来を始めとする各種対話、交流は各国と 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 の関係強化における重要な要素であり、その実績 年 例: ナジブ・マレーシア首相来日, アキノ・フィリピン を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で 27 度 大統領来日、及び岸田大臣のマレーシア訪問等 年 あるため。 目 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 度 標 の強化 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・ 交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強 3 各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の 化に寄与するため。特にシンガポール、マレーシ 中 ア、フィリピン、インドネシアとの首脳会談や外 要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、インド 期 相会談の実施は、関係強化にとって重要である。 ネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブル 目 ネイ及びマレーシアとの対話・交流・協力を強化する。 2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 (測定指標の選定理由) アベノミクスを推進する安倍政権にとって経済 1 インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援と個別案件 での支援を継続する(MPA 戦略プランの推進等)。 外交は、優先事項であり、各国との経済分野での 年 関係緊密化についての実績を測ることは、施策の 27 2 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に 度 進捗を把握する上で有益であるため。 年 日・インドネシア EPA. 日・フィリピン EPA に基づく看 目 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験 標 の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果 インフラ輸出の促進と経済連携協定(EPA)の推 進は、日本復興戦略においても優先事項として取 的な日本語研修の実施に努める。 由 り上げられており、二国間経済関係の強化に資す 個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化す 期 るため。 るとともに、EPA の着実な実施を通じて各国との経済関係 目 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) を緊密化する。 標 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 (測定指標の選定理由) 3 1 東ティモールのインフラ整備、人材育成等のニーズを 多面的安保協力の一環としての平和構築支援や 普遍的な価値・制度の定着・強化は岸田外交の重 的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用し 年 点分野の一つであり、この分野での取組の実績を 27 て東ティモールの国づくり支援を継続する。 度 測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であ 年 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援について 目 は、自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。 るため。 標 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 3 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。 東ティモールの国づくり支援やフィリピン・ミ 平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着へ ンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和 中 構築支援の成功例であり、継続が重要である。バ の貢献、防災分野における協力等を実施することにより、 期 リ民主主義フォーラムへの関与も我が国による地 地域及び国際的課題に共に対応する。 目 域における民主主義定着支援の好例であり継続が 必要である。 4 要人の往来数(日本側は外務省 年度目標値 中期目標値 政務三役. 相手国は元首. 首脳. 27 年度 外務大臣) 18 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) 要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 を把握する上で有益であるため。 定の根拠 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関

過去4年間の実績の平均を目標とした。

| 達 | | | | | 単位∶ | 五万田 | | 行政 |
|---|-------------------------|--|-------|-----------|-------|-------|-----|-----|
| 成 | | | 関連 | | | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | | する | | 予算額計 | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27年 | 事業 |
| | | | 101/1 | _· , 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①東南アジ | 1 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・ | 1 | 14 | 15 | 9 | 9 | 013 |
| | ア島嶼国と | 協力の継続・促進 | | (7) | (6) | (5) | | |
| | の友好関係 | | | | | , , | | |
| | の強化 | ン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、要 | | | | | | |
| | (18 年度) | 人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力 | | | | | | |
| | | を実施する。 | | | | | | |
| | | こうした取組により,双方の外交関係の一層の強化に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、関連する測定指標における目標を達 | | | | | | |
| | | 成する。 | | | | | | |
| | | 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 | 2 | | | | | |
| | | インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピ | | | | | | |
| | | ン、ブルネイ、マレーシアとの経済関係緊密化のため、各 | | | | | | |
| | | 種協議・会合等を実施する。 | | | | | | |
| | | こうした取組により,双方の外交関係の一層の強化に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては,インフラ輸出支援を念頭に,日系 | | | | | | |
| | | 企業支援と個別案件での支援を継続するとともに、各国と | | | | | | |
| | | の経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネ | | | | | | |
| | | シア EPA,日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉 | | | | | | |
| | | 士候補者の受入れについて研修の着実な実施及び受入れ | | | | | | |
| | | の拡大に努める。 | | | | | | |
| | | 3 平和構築等, 地域及び国際的課題に対する協力 | 3 | | | | | |
| | | インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピ | | | | | | |
| | | ン、ブルネイ、マレーシアとの地域及び国際的課題に対す | | | | | | |
| | | る協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 | | | | | | |
| | | こうした取組により、相手国と協議を行うことで、双方 | | | | | | |
| | | の外交関係の一層の強化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においても、東ティモールの国づくり支援、フ | | | | | | |
| | | ィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援及びバリ民主主義 | | | | | | |
| | | フォーラムへの積極的関与を継続する。 | | 107 | 100 | 140 | 200 | 010 |
| | ②日・インド | | 2 | 127 | 125 | 149 | 309 | 012 |
| | ネシア経済 | 士候補者を対象に6か月間の訪日後研修を行うことによ | | (87) | (119) | (141) | | |
| | 連携に基づ | | | | | | | |
| | く外国人看 護師・介護福 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 祉士候補者 に対する日 | 格率の向上は,インドネシア人候補者の増加,ひいては両 国間の人的交流の強化につながる。 | | | | | | |
| | 本語研修事 | | | | | | | |
| | 本語研修 事 業 | | | | | | | |
| | 未 (24 年度) | | | | | | | |
| | (24 十)及/ | | | | | | | |

| 個別分野 | 7 | 南西アジア諸国との友好関係の強化 |
|------|---|------------------------------------|
| 施策の概 | 1 | インドとの特別な戦略的グローバル・パートナーシップの強化 |
| 要 | 2 | 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 |
| | 3 | 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 |

| | | 3 | 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の | 美施 |
|-----|--------|--------|--|---|
| | | | | |
| 測定 | 1 | イン | ドとの特別な戦略的グローバル・パートナーシップの強化 1 特別な戦略的グローバル・パートナーシップに格上げ | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| ~指標 | 年度目標 中 | 27 年度 | された日印関係を更に発展させるべく政権交代を果たしたインドの新政権と良好な関係を構築するため、モディ首相や安倍総理大臣を始めとした要人往来を着実に実施することで、日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。 2 日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係を強化させる。 3 新幹線システムの導入やデリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の経済案件の一層の進展などを通じて、日印経済関係を更に強化させる。 4 留学生交流数を増加させるなど、潜在的な成長の素地が大きい日印間の人的交流分野での協力強化を図る。 | (測定指標の選定理由) 近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする左記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。 ・第189回国会施政方針演説、第189回国会外交演 |
| | 中期目標 | _ | 各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グロー バル・パートナーシップを強化する。 | 説 |
| | 2 0 | | 往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流 ・促進(インドを除く) | (測定指標の選定理由) 南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 南西アジア地域各国との関係を維持強化するために、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施するよう努める。2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。3 各種プログラムなどによる人的交流を契機とした友好関係の強化を図る。 | 体制が十分に整備されていない国が少なくなく, 域内各国との関係強化の契機として要人往来が死 活的に重要である。同時に,近年各国との協力関 係は多面化している傾向にあり,要人往来以外の 協議,交流も重要となっている。このため,これ らの実績を測ることは,施策の進捗状況を把握す る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続的な要人往来は,安定した二国間関係維 持・強化のために必要な要素であるが,政治情勢 |
| | 中期目標 | _ | 要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む 様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。 | などにより短期的には要人往来数が減少すること は避けられないため、政治情勢に左右されにくい 事務レベルでの協議体を通じた二国関係強化及び 人的交流部門での協力強化が実際の施策の進捗を 測るのに有益であるため。 |
| | 3 | 南西 | アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年度 | 1 域内で発生した災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。特にネパールで発生した震災に対しては、同国の主要支援国として同国の復旧・復興に重要な役割を果たすよう努める。 2 南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し、同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を時々の各国の政治情勢の変化に左右されにくい形で実施する。 | 南西アジア地域各国は、政情が不安定な国も少なくなく、政府による経済的及び制度的支援を継続的に実施することが重要であり、日本を含めた国際社会からの支援の期待度も高い。特に災害からの復旧・復興及び民主化・平和構築等といった各国の政治経済情勢の安定に重大な影響を与える課題解決に向けた取組を支援することは、各国との二国間関係強化の象徴となるだけではなく、地域・国際社会の平和と繁栄につながり日本にとっても有益となるため、これらの取組の実績を測る |

災害への人道・復旧支援、並びに開発及び民主化支援等を通じて、域内各国との関係強化を図るとともに地域の平和と繁栄に貢献する。

ことは施策の進捗状況を測る上で有益であるため。
(目標(水準・目標年度)設定の根拠)
4月に発生したネパールの大地震からの同国の

復旧・復興に対して、時宜をとらえた支援を行うなど、各国のその時々でのニーズにあった支援を 実施するのが、より効果的・効率的な成果を上げられると考えられるため。一方で、民主化支援等については、長期的な視野の下、切れ目なく継続的な形で実施するのが望ましいと考えられるため。

| | | 1.0 | |
|---|-------|-------|-------|
| 4 | 要人往来数 | 年度目標値 | 中期目標値 |
| | | 27 年度 | _ |
| | | 14 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

中

期

目

測定指標の選定理 (測定指標の選定理由)

要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

要人往来は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、高い水準を維持することが必要であり、過去4年間の平均値を目安とした。

5 (参考指標)貿易額(億円)

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|---|----|---------------------------|-----------|-----------|---------------------------------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | | 連 予算額計 る (執行額) 定 | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24 年 度 | 25 年 度 | 26 年 度 | 27 年 度 | 事業番号 |
| | ①南西アジ | 1 インドとの特別な戦略的グローバル・パートナーシップ | 1 | · 英 49 | 47 | · 及 43 | ····································· | 014 |
| | ア諸国との | の強化 | - | (40) | (40) | (43) | | |
| | 友好関係の | 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的 | | | | | | |
| | 強化 | な二国間関係の構築は、日印特別戦略的グローバル・パー | | | | | | |
| | (*) | トナーシップの更なる強化につながる。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、年次首脳会談などの要人往来、日印 | | | | | | |
| | | 外相間戦略対話、各種事務レベルの協議を積み重ねること | | | | | | |
| | | で、政治・安全保障、経済・経済協力及び人的交流分野な | | | | | | |
| | | どについて多面的な協力関係の強化を目指す。 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対 | | | | | | |
| | | 2 安人任未や自脳・外伯会談を含む様々なレベルでの対 話・交流の継続・促進(インドを除く) | 2 | | | | | |
| | | 商・文派の経験・促進(インドを除く) 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの | | | | | | |
| | | 対話を実施するよう努める。 | | | | | | |
| | | これにより、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、要人往来やマルチの国際会議などの | | | | | | |
| | | 機会を活用したハイレベルの対話の実施と事務レベルで | | | | | | |
| | | の定期的な協議の実施を通じて、より幅広い分野での協力 | | | | | | |
| | | 関係の構築を目指す。 | | | | | | |
| | | 3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力 | 3 | | | | | |
| | | の実施 | | | | | | |
| | | 災害に対し迅速に支援し、南西アジア諸国が抱える課題 | | | | | | |
| | | 解決に貢献する支援・協力を実施する。 こうした取組は、対象国の情勢の安定化のみならず地域 | | | | | | |
| | | こうした収組は、対象国の情勢の女だ化のみならり地域 の平和と繁栄に寄与する。 | | | | | | |
| | | ソナガルの糸木に可サッる。 | | | | | | |

| 個別分野 | 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 |
|------|--------------------------------------|
| 施策の概 | 大洋州地域諸国とのハイレベルの対話を強化する等して、友好関係を強化する。 |
| 要 | |

| | | | | | 1 | |
|-----|--|--------------------|-----------------------|---|---|--|
| 測 | 1 | 豪州 | 及びNZ との関係強化 1 日豪関係 | | | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指標 | , , and , i i a control of the contr | | | 豪州、国際機、国際等、である。 おいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい | 京の選定理由) 及びNZは、大洋州地域諸国の中でも、先進て中心的な役割を果たすと同時に、地域的関・太平洋諸島フォーラム(PIF)にも加盟す司地域他国との関係でも特に重要な位置をおり、両国との関係強化に関する実績を測ことは、施策の進捗を把握する上で有益でめ。 準・目標年度)設定の根拠)の日豪、日NZ関係に照らして、特に左記の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が変中、安全保障・防衛や経済分野での協力をる上で重要である。 | |
| | 中期目標 | _ | | 一シップ」を推進・強化する。 | | |
| | 2 | 太平 | · 洋・島サミットプロセス等る | を通じた太平洋島嶼国との関係 | (測定指標 | の選定理由) |
| | 年度目標 | 全化 27 年 度 | | ト(平成 27 年5月)を開催し, ルの対話を通じて, 関係を強化 | 国際機 国際場 が国の これら | 洋島嶼国は、大洋州地域において、地域的 関・太平洋諸島フォーラム(PIF)を形成し、 裏でも共同して行動することがある等、我 外交政策実現のために重要な存在であり、 諸国との関係強化に関する実績を測定する 施策の進捗を把握する上で有益であるた |
| | 中期目標 | _ | 太平洋島嶼国との友好協 | 力関係を強化する。 | (目標(水 太平) 国際機 国際場 | 準・目標年度)設定の根拠) 洋島嶼国は、大洋州地域において、地域的 関・太平洋諸島フォーラム(PIF)を形成し、 裏でも共同して行動することがある等、我 外交政策実現のために重要な存在であるた |
| | 3 | 要人 | の往来数 | 年度目標値 | • | 中期目標値 |
| | | | | 27 年度 | | _ |
| | | | | 34 | | _ |
| | 準・目標年度)の設 定の根拠 上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 豪州, NZ 及び太平洋島嶼国の台 つ(特に関係の深い豪州及びNZ に | | | | こついて, ・ 2回ずつ) あ | 人往来数の測定は、施策の進捗を把握する それぞれ往訪又は来訪が少なくとも1回ず あることを想定し、加えて27年度は5月に 太平洋島嶼国から少なくとも1人の要人訪 |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|--|------------------------------|----|---------------------|------------|------|-------|-------|
| 成 | ゚゙゚゚゚゠゚ヸヹ゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ヹ゚゚゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚ヹ゚゚゚゚゙゙゙゙゙゚゚ヹ゚゚゙゚゚゙ | | 関連 | | マ /生/セステ l | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | 法代式职办提票等 | する | | 予算額計 | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 測定 | 。 (執行額) 定 | | | 額 | ュー |
| | (郑建旭束) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①太平洋地 | 1 豪州及び NZ と様々なレベルでの協議の実施及び二国 | 1 | 114 | 49 | 40 | 16. 5 | 015 |
| | 域諸国との | 間,地域,国際場裏における相互協力の推進 | 3 | (95) | (41) | (24) | | |
| | 友好関係の | 二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話をはじ | | | | | | |
| | 強化 | めとする各種協議を実施する。 | | | | | | |
| | (*) | 両国とハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種 | | | | | | |
| | | 国際会議の実施による豪州及びNZとの友好関係の強化 | | | | | | |
| | | は、施策目標の達成に貢献する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては,日豪関係及び日NZ関係における高 | | | | | | |
| | | いレベルでの緊密な意見交換の継続等関連する測定指 | | | | | | |
| | | 標における目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 太平洋島嶼国との間での太平洋・島サミットの開催に | 2 | | | | | |
| | | 向けた二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進 | 3 | | | | | |
| | | ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を通じ関係 | | | | | | |
| | | を強化する。二国間首脳・外相会談をはじめとする各種 | | | | | | |
| | | 協議を実施する。 | | | | | | |
| | | 我が国の対大洋州外交の柱である太平洋・島サミット | | | | | | |
| | | を中心に様々な機会をとらえて太平洋島嶼国との関係 | | | | | | |
| | | 強化を図ることは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては、第7回太平洋・島サミット(平成 | | | | | | |
| | | 27 年5月予定)等の機会を活用し、関係国との協議を行 | | | | | | |
| | | い、ハイレベルの対話を強化する。 | _ | | | | | 44.07 |
| | ②第7回太 | | 2 | _ | _ | _ | 79 | 新 27 |
| | 平洋・島サミ | 招へいし、我が国において開催する。 | | | | | | -02 |
| | ット開催 | 1 日本の総理が太平洋島嶼国の首脳と定期的に一堂に | | | | | | |
| | (27 年度) | 会することができる唯一のフォーラムとして、首脳レベ | | | | | | |
| | | ルの関係強化を図る。 | | | | | | |
| | | 2 太平洋島嶼国に対する日本独自の強いコミットメン | | | | | | |
| | | トを国内外にアピールする。 | | | | | | |
| | | 3 各国首脳に心温まるもてなしを提供し、かつ、我が国 | | | | | | |
| | | が有する伝統と最先端技術を島嶼国首脳に十分体感し | | | | | | |
| | | ていただき、第7回太平洋・島サミットの開催地となる | | | | | | |
| | | 地方公共団体等とも緊密な関係強化をはかる。 | | | | | | |
| | | 4 一般的にあまり馴染みのない太平洋島嶼国について, | | | | | | |
| | | 国民に広く知らしめるとともに、日本の太平洋外交につ | | | | | | |
| | | いての国民的理解を促すきっかけとする。 | | | | | | |

施策 I-2 北米地域外交

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-I-2)

| | | | (7回五百27 1 2) | | | | |
|------|------------------------|--------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 施策名 | 北米地域外交 | 担当部局名 | 北米局 | | | | |
| 施策目標 | 1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更 | 目標設定の | 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有 | | | | |
| | なる強化のため、以下を実施する。 | 考え方・根拠 | し、日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基 | | | | |
| | (1)日米が直面する政治面での共通の諸課題に | | 軸であり,アジア太平洋地域の平和と安定の礎 | | | | |
| | ついての両国政府間の緊密な連携を一層強化 | | である。したがって、幅広い分野において日米 | | | | |
| | する。 | | 同盟をより一層強化し、また日米両国が直面す | | | | |
| | (2)日米の持続可能な経済成長に資する各種の | | る共通の諸課題について、両国政府間の連携を | | | | |
| | 政策分野での協調を推進する。 | | 一層強化することは必要不可欠である。 | | | | |
| | (3)日米安保体制の信頼性を向上するととも | | 日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平 | | | | |
| | に、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって | | 洋地域のパートナー及びG7のメンバーであ | | | | |
| | 我が国の安全を確保する。 | | り,またその関係には更なる発展の潜在力があ | | | | |
| | 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施 | | る。したがって、日加両国が、世界が直面する | | | | |
| | する。 | | 諸課題についてより効果的に対処することがで | | | | |
| | (1)日加が直面する政治面での共通の諸課題に | | きるよう,二国間のパートナーシップを更に拡 | | | | |
| | ついての両国政府間の緊密な連携を一層強化 | | 大及び強化させることは極めて重要である。 | | | | |
| | する。 | | ・第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 | | | | |
| | (2)日加の持続可能な経済成長に資する各種の | | 日) | | | | |
| | 政策分野での協調を推進する。 | | ・第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) | | | | |
| | | 政策体系上 | 地域別外交 政策評価実 平成29年8月 | | | | |
| | | の位置付け | 施予定時期 | | | | |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 個別分野 | 1 | 北米諸国との政治分野での協力推進 |
|------|---|--|
| 施策の概 | 1 | 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 |
| 要 | 2 | 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 |

| 20d | - | ₩,3 | | ひ | |
|-----|---------|------------------|---|---|--|
| 測 | 1 | _ 八 週 | の諸課題における日米・日加西 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指 | | | | 等の二国間関係のみならず、 | 定の根拠 |
| 標 | | | | 対応を始め、幅広い分野で協 | (測定指標の選定理由) |
| 1示 | | | 力関係を強化していく。 0 日米間の苦脳・材料を持ち | めとする高いレベルでの意見 | 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有す |
| | | | | めとする高いレベルでの息見 る。特に、新たに発生した重 | る同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸 |
| | 年 | 27 | | る。付に、新たに先生した皇 話会談により日米の高いレベ | である日米同盟は、アジア太平洋地域の平和と安 定にとって極めて重要である。また、日加両国は |
| | 度 | 年 | ルでの緊密な意思疎通を維 | | 普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパート |
| | 目 | 度 | | めとする高いレベルでの意見 | ナー及びG7のメンバーであり、その関係には更 |
| | 標 | | 交換の頻繁な実施を維持する | | なる発展の潜在力がある。こうした日米・日加両 |
| | | | 4 日加次官級「2+2」対話 | | 政府間の協力関係に関する実績を測ることは、施 |
| | | | | R定(ACSA)の締結に向けた手 | 策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | | | 続を進める。 | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | | | アジア太平地域の安全保障環境が一層厳しさ |
| | | | | 基軸である日米同盟を引き続 | を増しており、米国との協力関係を強化する必要 |
| | | | き強化する。 | | がある。 |
| | 中 | | カナダとの緊密な連携をよ | り一層強化する。 | カナダとは、平成25年9月に実質合意したACSA |
| | 期日 | _ | | | の締結に向けた手続を進めること等により、その |
| | 目標 | | | | 関係を引き続き深化・発展させることが重要であ |
| | 175 | | | | る。 |
| | | | | | ·第 189 回国会施政方針演説(平成 27 年 2 月 12 日) |
| | • | | | | ・第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) |
| | 2 | □木 | ・日加間の相互理解の進展 | パナソロズ ししロナ ししのさ | (測定指標の選定理由) |
| | | | 1 在米・在加日系人同士及び | | 日米・日加間の相互理解は二国間関係の基礎を なすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間 |
| | | | ットワークを拡充させるにC 流プログラムを実施する。 | め、在米・在加日系人との交 | 有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響 |
| | | | 2 日本人学生のインターン | シップ支援・日本人研究者育 | 力を有する各界の人物、草の根レベル等)におけ |
| | | | 成支援事業を実施する。 | ノノノス派 ロ本八明九日日 | る両国間の交流・対話を重層的に強化し、日米・ |
| | | | 3 各界にて活躍が期待され | る優秀な人材を招聘へい・派 | 日加間の相互理解を促進することは極めて重要 |
| | | 27 | | 『ログラム』(北米地域名称「カ | であり、そのための取組に関する実績を測ること |
| | 年 | | ケハシ・プロジェクト」) を | | は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | 度 | | 4 米国行政官が日本の官公 | 庁や民間で勤務するマンス | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 目 | 年 | フィールド研修計画を実施す | する。 | 在米・在加日系人との交流、日本人学生のイン |
| | 標 | 度 | 5 米国から元戦争捕虜(POW) | を招へいする。 | ターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業と |
| | | | 6 実施済の交流事業のフォ | ローアップを実施する。 | いった青少年交流等左記目標の達成は、幅広い層 |
| | | | 7 若手日本人教員を米国に | | における日米・日加間の相互理解を進展させる上 |
| | | | め、これら教員を通じ、若生 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | で、重要である。 |
| | | | 8 米日コーカスを始めとす | | |
| | | | | | |
| | | | ある米国議員等の活動を、福 | | |
| | | | もに、在日米軍関係者・経 | 在外公館を通じ支援するとと 検者との視野の広い関係強化 | |
| | £ | | もに, 在日米軍関係者・経 を図る。 | 検者との視野の広い関係強化 | |
| | 中期 | | もに,在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 | (検者との視野の広い関係強化・対話を推進し、幅広い層に | |
| | 期目 | _ | もに,在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 おける日米・日加間の相互理 | (検者との視野の広い関係強化・対話を推進し、幅広い層に | |
| | 期目標 | _ | もに,在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 おける日米・日加間の相互理 き上げる。 | 検者との視野の広い関係強化 ・対話を推進し、幅広い層に 解をより一層高いレベルに引 | |
| | 期目標3 | | もに,在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 おける日米・日加間の相互理(き上げる。 二国間会談数(首脳・外相レベ | 検者との視野の広い関係強化 ・対話を推進し、幅広い層に 解をより一層高いレベルに引 | 中期目標値 |
| | 期目標3 | レ) (電 | もに、在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 おける日米・日加間の相互理 き上げる。 :二国間会談数(首脳・外相レベ 話会談含む) | 験者との視野の広い関係強化 ・対話を推進し、幅広い層に 解をより一層高いレベルに引 年度目標値 27 年度 | 中期目標値 |
| | 期目標 3 川 | レ) (電 注)副 | もに,在日米軍関係者・経 を図る。 重層的な日米・日加の交流 おける日米・日加間の相互理(き上げる。 二国間会談数(首脳・外相レベ | 検者との視野の広い関係強化 ・対話を推進し、幅広い層に 解をより一層高いレベルに引 年度目標値 27 年度 15 | 中期目標値 — — |

由及び目標値(水 日米二国間 準・目標年度)の設 定程度適切に

日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

| 日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり,2 | | | | | | |
|--|-----------------|-------|--|--|--|--|
| 年度よりの実績 | の平均を目安に目標を設定した。 | | | | | |
| 4 日加二国間会談数(首脳・外相レベ | 年度目標値 | 中期目標値 | | | | |
| .ı \ /高=+ ヘ=ル ヘ+、\ | | | | | | |

| 4 日加二国間会談数(首脳・外相レベ | 年度目標値 | 中期目標値 |
|--------------------|-------|-------|
| ル)(電話会談含む) | 27 年度 | _ |
| | 4 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

定の根拠

(測定指標の選定理由)

日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一 定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

26 年度は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整が緊密に行われた23 年度の実績を目標に掲げていたが、本年秋にカナダにて下院選挙が予定されているところ、カナダ側において一定期間政治的空白が生じるため、27 年度は、過去4年の平均値であり、23 年度の実績の3分の2にあたる水準を目標とした。

| 5 米国における対日世論調査の結果 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|-------------------|-------|-------|
| (日本を友邦として信頼できると肯 | 27 年度 | _ |
| 定的に回答した割合) | 1)79% | _ |
| ①一般の部、②有識者の部 | 290% | |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

米国における対日世論調査の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度適切 に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

27年度目標については、過去5年間の世論調査の結果の平均を目安とした目標を設定した。

| 達 | | | | 単位:百万円 | | | | 行政 |
|-----|------------------------------------|--|----------------|------------------------|--------------|--------------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連他來) | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ①北米諸国 との政治分 | 1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の 進展 | 1 3 | 220 (202) | 50 (42) | 52 (43) | 51 | 017 |
| | 野での協力 推進 (*) | 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の 諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進 展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日 | 4 | (== -) | | | | |
| | | 加関係の推進に寄与する。 27 年度においては、米国との間では、安全保障、経済 等の二国間関係のみならず、アジア太平洋地域情勢への対 応を始め、幅広い分野で協力関係を強化する等関連する測 定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。 27 年度においては、在米・在加日系人との交流プログラムの実施等関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 2 5 | | | | | |
| | ②若手英語 教員米国派 遣交流事業 (23 年度) | 若手英語教員を約6ヵ月間米国に派遣し、現地の大学で英語教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国への理解を深め、英語教員の英語指導力及び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。 | 2 5 | 160 (158) | 160 (160) | 149 (147) | 67 | 016 |

| | この事業は、若年層の米国の理解促進につながるものであり、中長期的な視点に立ち、日米同盟の深化・発展のための国民の幅広い層における相互理解の推進に寄与する。なお、本事業は25年度まで文部科学省と外務省の共管事業であっ | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|-----|-------|
| | た。 27年度は、若手教員を約20日間米国に派遣し、教員の米国 理解を深め、そのような教員を通じ、若年層の米国理解を促 | | | | | | |
| | 進する事業として実施する。 | _ | | | | | |
| ③日本人学 | 本事業実施の背景には、平成26年4月のオバマ米大統領国 | 2 | _ | _ | _ | 169 | 新 |
| 生のインタ | 賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インター | 5 | | | | | 27- |
| ーンシップ | ンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるよ | | | | | | 03 |
| 支援及び日 | うな新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及 | | | | | | |
| 本人研究者 | び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。イ | | | | | | |
| 育成支援事 | ンターンシップについては、米国に学生を派遣することによ | | | | | | |
| 業 | り,同国において人脈を構築し,今後日米関係で主導的役割 | | | | | | |
| (27 年度) | を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国 | | | | | | |
| | シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の | | | | | | |
| | 学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心と | | | | | | |
| | した人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識 | | | | | | |
| | 者を育成する。 | | | | | | |
| | 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び | | | | | | |
| | 幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベル | | | | | | |
| | への引き上げに寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、日本人学生のインターンシップ支援及 | | | | | | |
| | び日本人研究者育成支援事業の実施等関連する測定指標の | | | | | | |
| | 目標を達成する。 | | | | | | |
| ④米国にお | 米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点か | 1 | _ | _ | _ | 123 | 新 |
| ける我が国 | ら,平成26年に組織された米日コーカスを始めとする日本と | 2 | | | | | 27–04 |
| 応援団発掘 | 関わりを深めている,もしくは深める意思のある米国議員等 | 5 | | | | | |
| 育成事業 | の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また、我が | | | | | | |
| (27 年度) | 国には、日米安全保障条約に基づき、平成25年12月時点で約 | | | | | | |
| | 5.5万人の米軍人,10万人を超える米軍関係者が在留してい | | | | | | |
| | る。こうした在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我 | | | | | | |
| | が国の「応援団」となり得るとともに,各界指導者層含め一定 | | | | | | |
| | の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在 | | | | | | |
| | 的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野 | | | | | | |
| | の広い関係強化を図る。 | | | | | | |
| | 上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層 | | | | | | |
| | における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き | | | | | | |
| | 上げに寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては,日本と関わりを深めつつある米国議員 | | | | | | |
| | 等の活動を支援する等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| • | | | | | | | |

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進 施策の概 1 米国 要 (1)日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 (2)日米間の各種経済対話(含む TPP 交渉)を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。 (3)個別経済問題に対処する。 2 カナダ (1)日加首脳会談・外相会談等での働きかけを通じて日加経済関係を強化する。 (2)TPP 交渉や日加 EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。

| 201 | | VE | 11.の奴文八昭子の47-四の河川 | | | |
|-----|---|--------------|--|--|--|--|
| 測 | 1 | 木브 | との経済分野での協調の深化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定 | | |
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 1 貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため、以下を実施する。 (1)高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。 (2)インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。 (3)日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた、エネルギー分野における協力を拡大する。 2 TPP 交渉と並行して行う日米交渉(自動車貿易及び | の根拠 (測定指標の選定理由) 世界経済の情勢変化が進む中, 我が国及び米国をとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ, 日米それぞれの取組が我が国の経済成長, ひいては世界経済の成長につながるよう対米国経済政策を強化していく必要があり, その実績を測ることは, 施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成27年4月28日に発出された,「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシー | | |
| | 非関税措置に関する日米並行交渉)の早期妥組 その成果を着実に実施していく。 1 日米首脳会談・外相会談や日米間の各種経済 を通じて、貿易・投資関係の深化やインフラ、 ターネット・エコノミー、エネルギー等の様々 野における協力関係を強化・発展させる。 2 日米が主導して、アジア太平洋における新た | | 非関税措置に関する日米並行交渉)の早期妥結及び その成果を着実に実施していく。 1 日米首脳会談・外相会談や日米間の各種経済対話 を通じて、貿易・投資関係の深化やインフラ、イン ターネット・エコノミー、エネルギー等の様々な分 野における協力関係を強化・発展させる。 2 日米が主導して、アジア太平洋における新たなル | ト」でも述べられたとおり、貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させることは日米同盟の強化の観点からも極めて重要である。また、日米両国が、高い水準で、野心はで、包括的な TPP 協定を達成するために協働することは、アジア太平洋における新たなルール作りを登算する上で重要である。 | | |
| | 2 | カナ | ダとの経済分野での協調の深化 | (測定指標の選定理由) | | |
| | 2 年度目標 | 27 年 度 | 1 カナダにおける日本企業の経済活動の障害となっている。査証問題の改善に向けた働きかけを実施する。 2 シェールガス産出国であるカナダからの低廉かつ安定的な LNG 輸入の実現に向けた。カナダ側(連邦政府/州政府)への働きかけを実施する。 3 TPP 交渉や日加 EPA 交渉を通じた。日加経済関係を強化する。 | 世界経済の情勢変化が進む中、我が国及びカナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日加それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長につながるよう対カナダ経済政策を強化していく必要があり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。(目標(水準・目標年度)設定の根拠)カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、エネルギー・鉱 | | |
| | 中期目標 | _ | 1 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。2 TPP 交渉や日加EPA 交渉を通じた日加経済関係の進展に努める。 | 物及び食料資源の安定的な供給の確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加 EPA 交渉の進展により二国間関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。 | | |

| 達 | | | | | 単位: | 5万円 | | 行政 |
|---|-------------|---|---------|------|------|------|-----|-----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する(執行額) | | | 予算 | レビ | |
| 段 | (関連施策) | 连,从于权27100分钟 | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①北米諸国と | | 1 | 11 | 16 | 19 | 34 | 018 |
| | の経済分野で | | | (6) | (16) | (34) | | |
| | の協力推進 | 化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・ | | | | | | |
| | (14 年度) | 投資の促進に向け取り組む。また,個別経済問題に対処 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |
| | | こうした取組により、日米関係を強化・発展させるこ | | | | | | |
| | | とは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、日米間での貿易・投資関係の深化 | | | | | | |
| | | 等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 カナダとの経済分野での協調の深化 | 2 | | | | | |
| | | 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強 | | | | | | |
| | | 化するとともに、日加EPA交渉を通じた日加経済関係の | | | | | | |
| | | 進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 | | | | | | |
| | | 万国旅を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深 | | | | | | |
| | | 化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、カナダにおける日本企業の経済活 | | | | | | |
| | | 動の障害となっている査証問題の改善等関連する測定 | | | | | | |
| | | 新の原告となっている直記の場合・関連する例と 指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | l | コロネグロコネグには入りる。 | | | | | | |

| 要 | RUJI | 2 | | |
|-----|------|--------------|--|---|
| 測 | 1 | 日米 | 安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 1 ガイドラインについては、我が国の法制作業の進展を 考慮しつつ、平成27年前半におけるガイドラインの見直 しの完了に向けて取り組む。 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙等幅広い分野で日 米安全保障協力を強化し、日米安保体制の信頼性をより 一層向上させる。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要であり、そのための施策の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | 中期目標 | ı | 日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す 中,我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全 が脅かされるようなあらゆる事態には対処できな い以上、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の見直し等日米安保条約を引き続き堅持する ことで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の 下で我が国の安全を確保するとともに、米国との 安全保障面での協力を進展させることで我が国の 安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。 ・第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日) ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) |
| | 2 | 在日 | 米軍の安定的な駐留のための施策の進展 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や沖縄の施設・区域の返還等を着実に実施する。 2 日米地位協定の環境補足協定の署名に向けた取組や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。 | 在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、 |
| | 中期目標 | _ | 在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。 | 在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより,在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要であるため。 |
| | σ. | での結 D回答 | 考指標)米国における対日世論調 課(日米安保条約を維持すべきと の割合) の部、②有識者の部 | |

個別分野

施策の概

3 米国との安全保障分野での協力推進

1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。

| 達 | | | | | 単位:百万円 | | | 行政 |
|-----|-------------|------------------------------|----------------|---------------|--------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名(開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度度度度 | | 度 | 度 | 番号 |
| | ①米国との | 日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一 | 1 | 77 | 83 | 69 | 83 | 019 |
| | 安全保障分 | つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関す | 2 | (75) | (84) | (64) | | |
| | 野での協力 | る情報収集・調査・分析を行う他、米国政府との協議、在日 | 3 | | | | | |
| | 推進 | 米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 | | | | | | |
| | (昭和 33 年 | こうした取組により,日米安保体制を円滑かつ効果的に運 | | | | | | |
| | 度) | 用することは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては,日米防衛協力のための指針(ガイドライ | | | | | | |
| | | ン)の見直しを始めとする幅広い分野における日米安保協力 | | | | | | |
| | | の推進等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

施策 I-3 中南米地域外交

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-I-3)

| | | | · · · · · · · · |
|------|-----------------------|--------|----------------------------|
| 施策名 | 中南米地域外交 | 担当部局名 | 中南米局 |
| 施策目標 | 中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関 | 目標設定の | 中南米地域は,G20 メンバー国であるメキシ |
| | 係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増 | 考え方・根拠 | コ、ブラジル、アルゼンチンをはじめ、人口約 |
| | 進を通じた協力関係を構築するため、以下を実 | | 6億人, 域内 GDP 約6兆ドル, 豊富なエネルギ |
| | 施する。 | | 一・食料資源を擁し、近年の国際金融危機の中 |
| | 1 中南米全体との関係強化に加え、中米カリ | | にあっても安定的な経済成長を遂げている成長 |
| | ブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題 | | 市場及び製造拠点として注目されている。また、 |
| | に関する協力関係強化及び相互理解を促進す | | 域内33か国が地域統合体等を軸に纏まる傾向に |
| | ి ం | | あり、国際社会における影響力を増しつつある |
| | 2 南米諸国との経済関係を強化すること、国 | | ため、我が国が国際場裏における諸課題に取り |
| | 際場裏における協力関係を強化すること、相 | | 組む上で協力を強化することが重要である。 |
| | 互理解を促進する。 | | ・安倍総理大臣による中南米政策スピーチ(平成 |
| | | | 26年8月) |
| | | 政策体系上 | 地域別外交 政策評価実 平成29年8月 |
| | | の位置付け | 施予定時期 |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 要 | COD119 | _ | 料互理解を促進する。 | |
|------|------------|--------------------|--|--|
| 測定指標 | 1 年度目標 中期日 | 貿易 27 年 度 | ・投資の増大等を通じた経済関係の強化 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、経済関係の強化を図る。 2 中米カリブ諸国との政策協議を通じ、経済関係の強化を図る。 3 日・中米ビジネスフォーラムや、日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進、日本企業進出の促進を図ると共に、進出日系企業の側面支援をする。 メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、ビジネス関連フォーラム等を通じ、経済関係の強化に努め | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 中南米地域・中米カリブ諸国との経済関係の強化のためには、ハイレベルでの緊密な意見交換、政策協議、ビジネスフォーラムや、ビジネス環境整備委員会等の実施を通じた経済関係の活性化が有効であり、それらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような様々な枠組みを活用して、中南米 |
| | 標 | 票 | న ం | 地域・中米カリブ諸国との経済関係の強化を図ることが重要である。 |
| | 2 | 国際 | 社会の諸課題に関する協力関係の強化 要人往来や各種政策対話を通じ、中南米各国との間で、 | (測定指標の選定理由) 国際社会の諸課題に関する中米カリブ諸国との |
| | 年度目標 | 27 年度 | 国連改革、気候変動、軍縮不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。 1 カリコム外相会合(COFCOR)に政務レベルが出席し、国連改革等につき連携強化を図る。 2 戦略的実務者招へいのスキームを活用し、カリコム若手行政官を招へいし、国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための情報共有・意見交換を行う。 | 協力及び連携の実績を測ることは、施策の進捗を 把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような重要課題への影響力を高めてきて いる中米カリブ諸国との国際場裏における連携を 深めることが重要である。 |
| | 中期目標 | _ | 各種政策対話、フォーラム、要人往来等を通じ、中南米 各国との国際場裏における連携を強化する。 | |
| | 3 | 要人 | 往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 政府要人の往来を引き続き強化する。 2 戦略的実務者招へいスキームを活用し、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手行政官、カリコム若手行政官の招へいを実現する。こうした招へい事業については、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。 3 戦略的対外発信のスキームを活用し、Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムを通じて中南米諸国から100名を招へいし、日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。 4 平成27(2015)年日・中米交流年の周年事業として政務レベルを始めとした様々なレベルでの往来を実施する。 | 中南米地域・中米カリブ諸国との幅広いレベルでの人物交流の促進についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 首脳・外相レベルから実務者・有識者等にまでわたる様々なレベルでの人物交流を引き続き強化することが重要である。 |
| | 中期目標 | _ | 様々なレベルでの人的交流を引き続き強化する。 | |

中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及

個別分野

施策の概

1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化

太平洋同盟、FEALAC、イベロアメリカ・サミット、国連 ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)、米州機構 (OAS)、日・中米フォーラム、日・カリコム協議等、マル チのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、中南 米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

- 1 第1回日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し、 日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等につい て協議し、他のオブザーバー国との差別化を図る。
- 2 第7回FEALAC外相会合において,日本が平成24(2012) 年より提言しているロボット・コンテストについての成果を示し,FEALACの枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また、戦略的実務者招へいのスキームを活用し、FEALACから若手行政官を招へいし、協力の基盤を強化する。
- 3 日・中米フォーラムを実施し、日・中米交流年にあたり、政務レベルの要人往来及び周年事業の積極的な実施を目指す。
- 4 Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラムの拠出 先であるOASと、同プロジェクトを通じて関係を強化す る。
- 5 日・カリコム事務レベル協議を実施し、首脳会合及び 外相会合のフォローアップを行い、引き続きカリコム諸 国との連携強化をはかる。

日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イベロアメリカ・サミット、ECLAC、米州機構(OAS)、太平洋同盟等、マルチのフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

(測定指標の選定理由)

中米カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、地域国際機関との関係強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効であり、それらの実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

各種多国間のフォーラムに参加すると共にこれ を活用して中南米・中米カリブ諸国との関係を強 化することが重要である。

5 中米諸国との首脳・外相会談の 実施数 年度目標値 中期目標値 実施数 27 年度 7

測定指標の選定

年

度

目

標

27

年

理由及び目標値 (水準・目標年 度)の設定の根 拠

(測定指標の選定理由)

中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとり わけ重要な役割を果たすところ、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実績を測ることは 施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

近年の実績に照らし、これに準じた数の会談を実施することを目安とする。(ただし、日・カリブ交流年のため例外的に実績数が高かった 26 年度を除く。)

6 (参考指標)日・中米カリ ブ間貿易額(単位:億円)

| 達 | | | | | 単位:ī | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|----------------------------|----------------|------|---------------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (民)连心束/ | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①中米カ | 1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 | 1 | 44 | 42 | 20 | 38 | 020 |
| | リブ諸国 | 政策協議,ビジネスフォーラム,ビジネス環境整備委員 | | (38) | (31) | (20) | | |
| | との協力 | 会等様々なレベルの対話等を通じて経済連携強化を図る。 | | | | | | |
| | 強化 | これを通じて、日本と中米地域との間の貿易・投資の一 | | | | | | |
| | (昭和27年 | 層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。 | | | | | | |
| | 度) | 27年度においては高いレベルでの緊密な意見交換等を通 | | | | | | |
| | | じた経済関係の強化等関連する測定指標における目標を達 | l | | | | | |

| | 成する。 | | | | | | |
|---------|---------------------------------|---|---|---|---|------|-------|
| | 2 国際社会の諸課題に関する協力の強化 | 2 | | | | | |
| | 地域国際機関等での対話の場の活用及び国連等国際場裏 | | | | | | |
| | における協力関係促進のための働きかけを実施する。 | | | | | | |
| | 中米カリブ諸国との連携の強化は、国際社会の諸課題に | | | | | | |
| | 関する日本の影響力強化につながる。 | | | | | | |
| | 27年度においては、カリコム外相会合における連携の強 | | | | | | |
| | 化等関連する測定指標における目標を達成する。 | | | | | | |
| | 3 要人往来の実績と成果,交流関係の具体的な進展 | 3 | | | | | |
| | 首脳レベルを含む多様なレベルでの要人往来を促進す | | | | | | |
| | る。また,FEALAC若手行政官招へい,カリコム若手行政官 | | | | | | |
| | 招へい等を通じて、要人だけでなく、様々なレベルの交流 | | | | | | |
| | を促進する。 | | | | | | |
| | これらを通じて、首脳レベルを含む要人、若手行政官等 | | | | | | |
| | 様々な往来を通じて、日本と中米カリブ諸国との一層の関 | | | | | | |
| | 係強化が図られる。 | | | | | | |
| | 27年度においては、Juntos!中南米対日理解促進交流プロ | | | | | | |
| | グラムによる招へい等関連する測定指標における目標を達 | | | | | | |
| | 成する。 | | | | | | |
| | 4 地域国際機関、地域統合体を含む多国間フォーラムを通 | 4 | | | | | |
| | じた中南米全体との関係の強化 | | | | | | |
| | 太平洋同盟,OAS,中米統合機構(SICA),イベロアメリカ・ | | | | | | |
| | サミット,在京中南米諸国大使グル―プ(GRULAC),カリコ | | | | | | |
| | ム等の地域枠組みとの対話の促進を通じ、関係強化を図り、 | | | | | | |
| | 中南米における日本の存在感を高める。中米諸国との関係 | | | | | | |
| | では,日・中米フォーラム,カリブ諸国との間では日・カ | | | | | | |
| | リコム外相会合を開催することを通じ,関係強化に寄与す | | | | | | |
| | る。 | | | | | | |
| | 27年度においては,日・中米フォーラムの開催等関連す | | | | | | |
| | る測定指標における目標を達成する。 | | | | | | |
| ②太平洋 | | 4 | _ | _ | _ | 2. 6 | 1.7 |
| 同盟との | し,第1回日・太平洋同盟外相会議を経て,定期高級事務レ | | | | | | 27-05 |
| 対話強化 | | | | | | | |
| 経費 | 洋同盟加盟国と高級事務レベル会合等を定期的に行う。 | | | | | | |
| (27 年度) | | | | | | | |
| | | | ı | | l | ı | 1 |

個別分野 2 南米諸国との協力及び交流強化 施策の概 要

- 1 経済連携協定(EPA), 投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を 強化する。
- 2 国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとと もに、協力を推進する。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進するとともに、子弟の教育問題等への取組を 側面支援する。

| 測 | 1 | 南米 | 諸国との経済関係強化の進展 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|------|----|---|--|
| 定 | | | 1 日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。 | 定の根拠 |
| 指 | | | 2 日・コロンビア投資協定の早期発効を目指す。 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 3 日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指す。 | 我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧資源、 |
| | 年 | | 4 発効済みの協定(日・チリ EPA, 日・ペルーEPA)の円滑 | 潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補 |
| | 度 | 27 | な運用を行う。 | 定関係にあり、南米諸国との経済関係強化は、二 |
| | 且 | 年 | (A) | 五関係にあり、 南木間国との柱列関係強制は、 一 国間関係全体の強化にとって重要である。このた |
| | 標 | 度 | | |
| | 175 | | | め、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国 との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進 |
| | | | | |
| | | | | 歩を把握する上で有益であるため。 (兄歴(水準、兄歴(东)歌宗の根拠) |
| | | | カルナタミと - | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | 交渉を終えた二国間協定の早期発効を目指すとともに、 | 南米諸国においてはビジネス環境の面で、我が |
| | | | 南米諸国との間で経済関係強化のための対話を引き続き | 国民間企業の進出などに当たり具体的な障害が発 |
| | 中 | | 促進していく。 | 生する場合も多く、日・コロンビアEPA 交渉の実 |
| | 期日 | _ | | 質合意及び日・ウルグアイ投資協定の早期発効を |
| | 目標 | | | 目指し、発効済みの協定(日・チリEPA、日・ペル |
| | 1275 | | | ーEPA)の円滑な運用を行うことが、民間レベルの |
| | | | | 経済関係強化を推進し、南米諸国との経済関係を |
| | | | | 強化する上で重要である。 |
| | 2 | 南米 | 諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化 | (測定指標の選定理由) |
| | | | 1 各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して政 | 南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化 |
| | | | 治・経済・文化等あらゆる面での関係緊密化を図る。 | 等あらゆる面で活発な交流を通じ、伝統的に友好 |
| | | | 2 環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍 | 関係を有している。また、我が国と民主主義、人 |
| | 年 | 27 | 縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立 | 権尊重、法の支配といった基本的価値観を共有す |
| | 度 | 年 | 場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対 | ることから、我が国とは国際場裏両面で伝統的に |
| | 目 | 度 | して協働して取り組むべく国際場裏での協力関係を強 | 協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の |
| | 標 | 15 | 化する。 | 緊密化につながっている。このため、南米諸国と |
| | | | | の二国間関係及び国際場裏における協力の強化の |
| | | | | 実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強 |
| | | | | 化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有 |
| | | | 二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場 | 益であるため。 |
| | | | の説明,支持の拡大を引き続き進めていく。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | | 政治・経済・文化等あらゆる面での関係緊密化 |
| | 中 | | | のために様々なレベルの要人往来を活用するこ |
| | 期目 | _ | | と、及び環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安 |
| | 標 | | | 保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題に |
| | | | | ついて国際場裏における連携を深めることが,南 |
| | | | | 米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力 |
| | | | | を強化する上で重要である。 |
| | 3 | 南米 | 諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展 | (測定指標の選定理由) |
| | | | 1 署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約のブラジル側 | 一部の中南米諸国との関係において,我が国に |
| | 年 | | 国内手続完了に向け、ブラジル側に働きかけを行い、条 | 居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処す |
| | 年 | 27 | 約の早期発効を目指す。 | る枠組みを構築することが、安定した二国間関係 |
| | 度口 | 年 | 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃 | を維持していく上で重要であるところ、その実績 |
| | 目標 | 度 | 亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また関係者が | を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を |
| | 1票 | ı | | **ロナルフトの状体の****ナ畑セナフトマナサマ |

迅速に状況を把握できることを確保する。

進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益で

あるため。

な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。 在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人の 中 うち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑 期 者移送条約の早期発効に向けた働きかけ、 国外犯 目 処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸 標 国出身の在日外国人を巡る諸問題に取り組む上で 重要である。 4 南米諸国との首脳会談と外相会 年度目標値 中期目標値 談の実施数 27 年度 5 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) 中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にと 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 りわけ重要であるところ,首脳会談・外相会談の実績を測ることは南米諸国との協力及び交流強化 定の根拠 を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に準じて、南米諸国との首脳会談・外相会談を5件実施することは、南米諸国との協 力・交流を強化する上で重要である。 達 単位:百万円 行政 関連 成 当初 事業 予算額計 達成手段名 手 する 予算 レビ (開始年度) 達成手段の概要等 (執行額) 段 測定 額 ュー (関連施策) 指標 24年 25 年 26年 27年 事業 度 度 度 度 番号 1 南米諸国との経済関係強化 021 1)南米諸国 1 38 34 32 (29)との協力強 南米地域との間で、経済連携協定(EPA)、投資協定等の (28)(31) 化 法的枠組みを構築・運用する。 (*) これは、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の 拡大に向けた環境整備を促進する上で有効である。 27 年度においては、日・コロンビア EPA 交渉の実質合 意等関連する測定指標における目標を達成する。 2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の 2 強化 様々なレベルの要人往来を通して政治・経済・文化等あ らゆる面での関係緊密化を図るとともに、国連改革、気候 変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等にお ける我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべ く協力を推進する。 これは、我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきて いる南米諸国との良好な関係を維持するとともに、国際場 裏における我が国の影響力を強化する上で有効である。 27年度においても要人往来を通じた関係緊密化等関連 する測定指標における目標を達成する。 3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決及び二国間条約締 結に向けた取組を実施するとともに、 南米諸国出身の在日

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

外国人を巡る諸問題の解決に向けた取組を促進する。

する。

これは、約30万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援の取組として有効である。 27年度においては、署名済みの日・ブラジル受刑者移送 条約の早期発効等関連する測定指標における目標を達成

| ②中南米日 | 我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招 | _ | _ | _ | _ | 21 | 新 |
|---------|-----------------------------|---|---|---|---|----|-------|
| 系人を通じ | へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、 | | | | | | 27-06 |
| た対外発信 | 視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解 | | | | | | |
| 強化 | を深化させるよう努める。 | | | | | | |
| (27 年度) | | | | | | | |

施策 I-4 欧州地域外交

| | | | (71列五日27 1 寸) |
|------|------------------------|--------|---|
| 施策名 | 欧州地域外交 | 担当部局名 | 欧州局 |
| 施策目標 | 平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な | 目標設定の | 基本的価値及び国際社会での責任を共有す |
| | 国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 | 考え方・根拠 | る欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国 |
| | 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を | | 間の文脈だけでなく,世界経済,テロ,サイバ |
| | 醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワ | | 一犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー |
| | 一クを構築し、欧州地域との関係を総合的に強 | | 安全保障等のグローバルな課題に効果的に対 |
| | 化する。 | | 応していく上で極めて重要である。 |
| | 2 西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策 | | アジア太平洋地域における安全保障環境が |
| | 調整,人的・知的交流を通じて,政治・経済を | | 厳しさを増す中、隣国同士である日本とロシア |
| | はじめとする関係を維持・強化するとともに, | | が、最大の懸案である北方領土問題を解決して |
| | 共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 | | 平和条約を締結するとともに, 同地域のパート |
| | 3 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露 | | ナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分 |
| | 関係の完全な正常化を図ることを目指すととも | | 野において連携を深めていくことは、我が国の |
| | に、幅広い分野における日露関係を進展させる。 | | 国益に資するのみならず、同地域の安定と繁栄 |
| | ウクライナ問題をめぐっては、G7の連帯を重 | | にも貢献し得る。また、ウクライナ問題はアジ |
| | 視しつつ,ロシアに対する働きかけを継続する。 | | アにも影響を及ぼしうるグローバルな問題で |
| | 4 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係 | | あり,平和的解決に向けロシアが建設的役割を |
| | を更に強化するとともに、中央アジア地域内協 | | 果たすよう働きかけを行うことは重要である。 |
| | 力を促進する。 | | ウクライナ情勢等現下の国際情勢にあって |
| | | | その重要性が高まっている中央アジア・コーカ |
| | | | サス地域が安定・繁栄することは、我が国だけ |
| | | | でなく、同地域及び周辺諸国にとって有益であ |
| | | | వ 。 |
| | | | 第189回国会外交演説(平成27年2月12日) |
| | | | 等 |
| | | 政策体系上 | 地域別外交 政策評価実 平成29年8月 |
| | | の位置付け | 施予定時期 |
| | | | <u> </u> |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 個別分野 | 1 | 欧州地域との総合的な関係強化 |
|------|---|---|
| 施策の概 | 1 | 欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CoE)との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 |
| 要 | 2 | 欧州各国との社会保障協定,租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。 |
| | | |

| 測 | 1 | 전소사시 | 地域との総合的な対話・協力の進展 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|-----------|--------------|--|---|
| _ | 1 | <u> </u> | | |
| | 年度目標 中期目標 | 27 年度 | 1 EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。 (1)日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。 (2)平成 27 年中の大筋合意を目指す EPA 交渉と並行し、戦略的パートナーシップ協定(SPA) 交渉を加速させる。 2 アジアで唯一のオブザーバー国として CoE の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。 3 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO協力を推進する。 (1)女性の分野における協力 (2)平和・安全保障の分野における協力 (3)海洋安全保障分野における協力 (4)NATO の各種演習への参加 4 OSCE 特別監視団への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。 5 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 12 回外相会合やその他の ASEM 関連会合への参加、アジア欧州財団(ASEF)との継続した協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。 欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 欧州各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流の実績を測ることは、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) EPA の大筋合意及び SPA の早期妥結に向けた交渉の進展、CoE への財政支援や各種会合への参加、IPCP に基づく日 NATO 協力の推進、日 OSCE 協力の促進、第 12 回 ASEM 外相会合等を通じた両地域間の協力と理解の増進のための積極的な関与等の左記目標の実施は、欧州地域との総合的な関係を強化する上で重要である。 ・第189回国会外交演説 等 |
| | | 55 LU | カロ L のは444/012 世位 L-884-7 15学のサロ | |
| | 2 年度目標 - | 27 年度 | 各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 1 ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向け、 締結手続きを進める。 2 イタリアによる社会保障協定締結の働きかけを継続する。 3 ドイツとの租税協定の改正交渉を妥結する。 4 スロベニアとの租税協定の交渉を開始する。 5 スペイン及びノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。 | (測定指標の選定理由) 欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進捗を把握する上で必要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ドイツとの租税協定の改正交渉の妥結、ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向けた締結手続きの進展等左記目標の達成は、欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものであり、美国、美宝に実施している必要がある。 |
| | 中期目標 | _ | 欧州各国との法的枠組みを整備する。 | あり,着実に実施していく必要がある。 |
| | 3 | 人的 | ネットワーク構築の進展 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 日 EU 関係に関する理解促進等のため、以下を実施する。 (1)日 EU 協力をテーマに、オランダまたはルクセンブルクに有識者を派遣し、日 EU 共同シンポジウムを開催する。 (2)日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。 (3)招へいプログラムを実施する。 2 NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日NATO 間の人的交流をより深化させる。 | 欧州各国及び主要機関との間で、幅広い分野における重層的な対話や交流により、国際社会の諸課題に関する共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、我が国の政策発信能力の強化に資する人的ネットワークの構築に向けた取組を測ることは、総合的な関係を強化するとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |

日 EU 共同シンポジウムの開催, NATO 幹部の招

| | | | 欧 | 州との |)総 | 合的な協力 | 強化のため |),人的3 | 交流を円滑 | に実へい | ・等左記 | 己目標の | 達成は, E | 3 EU 関係 | に関する | る理解 |
|---|---------------------|--------------|----------|-----|------------------|-------|-------------|------------------------------------|--------------|--------------|--------|-------|--------|---------|------|-----|
| | │中 │ 施する。 | | | | を促進するとともに、欧州地域との | | | | |)人的ネ | ットワ | | | | | |
| | 期目 | _ | | | | | | | | <u>-/</u> | フ構築を | を図る上 | で,着実 | に実施し | ていくこ | ことが |
| | 標 | | | | | | | | | 必要 | 更である | 5。 | | | | |
| | | | | | | | | | | • 第 · | 189 回国 | 国会外交流 | 演説 等 | | | |
| | | | | | | 対話等の | | | 年度 | E目標値 | | | 4 | 期目標的 | 直 | |
| | 1 | 政治・ | 安保 | 分野 | にま | いる協議 | ・対話の実 | | 27 | 7 年度 | | | | _ | | |
| | | 施回数 | ~ | | | | | | (| 1)12 | | | | _ | | |
| | _ | | | | | ナー等の | | | (| 2 3 | | | | | | |
| | _ | | | | | ミナー参加 | 诸数 | | (| 350 | | | | | | |
| | 4 | D日 EU | シンプ | ポジウ | フム | 参加者数 | | | (| 4)63 | | | | | | |
| | 測定指標の選定理(測定指標の選定理由) | | | _ | | | | | | | | | | | | |
| | 由及 | 及び目 | 標値 | [(水 | | 欧州地域 | 或との協議, | 対話等の頻度を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益な参考とな | | | | | | | | |
| | 準• | 目標的 | 干度) | の設 | | る。 | | | | | | | | | | |
| | 定の |)根拠 | | | (| | |)設定の根拠 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | めには、協 | 議、対話の総 | 継続が望 | 重要であ! | り,27 年 | 度の目標 | 値は過去 | 去3年 |
| | | | | | | 間の実績の | り平均とした | - 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | , | | | | | |
| 達 | | | | | | | | | | | | | 単位: | 百万円 | ı | 行政 |
| 成 | 達成 | 戈手段 名 | ξ | | | | | | | | 関連 | | 予算額計 | - | 当初 | 事業 |
| 手 | | 始年度 始年度 | | | | | 達成手段 | その概要 | 等 | | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | | 連施策 | - | | | | <i></i> | | . | | 測定 | | | | 額 | ユー |
| | (12-32 | ,_,,,,, | | | | | | | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27.年 | 事業 |
| | | | | | | | | | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | _ | 吹州地 | | - | | | ≣, EU, NAT(| D, OSCE, | CoE) ≥ 0. | 対話及び具 | 1 | 31 | 30 | 25 | 30 | 022 |
| | | の総合 | | | | 力の推進 | | | - \ | | | (24) | (23) | (16) | | |
| | な関 | 具係強 (| ይ | E | IJŁ | の関係に | おいては, E | BEU 定期 | 月首脳協議 | ,日EU 外相 | | | | | | |

| 達 | | | | | 行政 | | | | |
|-----|--------------------------------|--|----|------------|---------------|------------|---------------|----------------|--|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー | |
| | (法)连池水/ | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26年 | 27 年 | 事業 | |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 | |
| | ①欧州地域 との総合的 な関係強化 (*) | 1 欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CoE)との対話及び具体的協力の推進 EUとの関係においては、日EU 定期首脳協議、日EU 外相協議及び日EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。また、NATO の関係では、日・NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCE及びCoEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。 欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。 27年度においては、日EU定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話の実施、EUとのEPA交渉の平成27年中の大筋合意等関連する測定指標における目標を達成する。 | 1 | 31 (24) | 30 (23) | 25 (16) | 30 | 022 | |
| | | 2 欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議 各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。 租税条約及び社会保障協定は、日欧間の投資・人の移動を促進する上で、また、税関相互支援協定は、犯罪対策等の分野における欧州各国との連携を強化する上で、それぞれ重要である。 27年度においては、ドイツとの租税協定の改正交渉の妥結、ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向けた | 2 | | | | | | |

| | 締結手続きの進展等関連する測定指標における目標を達成 する。 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-----|-------------|
| | 3 人的・知的交流の促進 EU, NATO, CoE, 欧州諸国等との間でシンポジウム, セミナ 一等の開催, 有識者の派遣, 招へいを実施する。 欧州地域との知的交流を促進することは, 日欧の有識者 間で人的ネットワークを構築し, 様々な分野での共通の認 識を醸成するために有効であり, 将来の日欧関係発展のた めに不可欠である。 27年度においては, 日EU共同シンポジウムの開催, NATO 幹部の招へい等関連する測定指標における目標を達成す る。 | 3 | | | | | |
| | 4 ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEMの各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。 ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。 27年度においては、第12回ASEM外相会合等を通じた両地域間の協力と理解の増進のための積極的な関与、アジア欧州財団(ASEF)との協力等関連する測定指標における目標を達成する。 | 1 | | | | | |
| ②日欧知的 | | 3 | _ | _ | _ | 2 | 新 27 |
| 交流強化に 向けた有語 者懇談会 (27年度) | 主要大学の国際交流担当,経団連や民間企業の欧州地域や人材育成担当,国際広報戦略や知的交流に造詣のある有識者等の参加を得て,欧州での日本研究を促進する枠組み施策を検討する。 上記取組は、日本を専門とする研究者が大幅に減少している欧州地域における若手親日家や日本に関心の高い若手有識者の育成に資する。 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | 4 | | | | | |
| ③ アジア M 州 会 名 (ASEM) 観 分 促進シンオ ジウム開作 経費 (27 年度) | が一(51か国及び2機関)の観光に携わる政府関係者、観光業 光 界関係者及び有識者を対象に我が国が開催するものであり、 アジア欧州間の観光交流の促進を図るため、アジア欧州間の | 1 | _ | _ | _ | 0.9 | 新 27 —08 |

| 個別 | 分野 | , 2 | 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏にお | ける協力の推進 |
|----|------|---------|--|--|
| | での概 | 1 | | |
| 要 | | 2 | | 力を強化する。 |
| | | 3 | 人的・知的交流,民間交流を維持・促進する。 | |
| 測 | 1 | 政府 | 間対話の進展 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定 | • | P\$//13 | 1 政府ハイレベル間の頻繁な会談を維持するとともに、 | 定の根拠 |
| 指 | | | こうした会談を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 係を促進させる。 | 政府間対話に関する実績を測ることは、国際社 |
| | | | 特に以下を実施する。 | 会において大きな影響力を有し、我が国と基本的 |
| | | | (1)英国 安全保障,防衛分野において,ハイレベルを含む対話 | 価値を共有する西欧及び中・東欧諸国と関係を強 化するとの施策の進展を把握する上で重要である |
| | | | の機会を強化するとともに、次期G7議長国として、積 | 1に9 るとの他来の進展を忙催9 る上で重要である。 |
| | | | 極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | (2)フランス | 西欧及び中・東欧諸国との関係強化や協力の推 |
| | | | 安全保障、防衛分野の具体的協力を強化するととも | 進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話 |
| | | | に,次期G7議長国として,積極的に気候変動等,国際 的課題に対処するため協力を推進する。 | を行うことが効果的であるため。 |
| | | | (3)イタリア | |
| | | | 平成 27(2015)年に開催されるミラノ万博や平成 | |
| | | | 28(2016)年の外交関係樹立 150 周年記念行事を通じ、二 | |
| | | | 国間協力を強化するとともに、次期G7議長国として、 | |
| | | | 積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。 (4)ドイツ | |
| | | | 平成 26 年 7 月に 6 か月前倒しで G 7 議長国に就任し. | |
| | | | ウクライナ情勢をめぐるG7の対応や中東情勢などに | |
| | | | 関する議論を主導したドイツの知見を踏まえ、引き続き | |
| | 年 | 27 | 緊密に連携しつつ、次期G7議長国として、積極的に国際は世界によりのようなは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | |
| | 度目 | 年 | 際的課題に対処するため協力を推進する。 (5)ウクライナ | |
| | 標 | 度 | ウクライナ情勢をめぐる問題は、一地域の問題ではな | |
| | ,,,, | | く、国際社会全体の問題である。日本はG7次期議長国 | |
| | | | として、G7の連帯を重視し、露に対しては建設的な役 | |
| | | | 割を果たすよう働きかけつつ、情勢の平和的・外交的解 | |
| | | | 決に向けて一層積極的に関与していく。 同時にウクライ ナの改革努力を後押していく。 | |
| | | | (6)西バルカン諸国 | |
| | | | 西バルカン外交の裾野を広げる。価値を共にする諸国 | |
| | | | との関係強化の方策として、西バルカン地域協力の枠組 | |
| | | | みを活用しつつ、同地域諸国との対話を促進する。 | |
| | | | 2 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国へ の我が国政府ハイレベルの訪問を可能な限り実現する。 | |
| | | | 3 新たに発生した重要案件につき、電話会談等により高 | |
| | | | いレベルで対応方針を迅速に確認する。 | |
| | | | 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、多岐にわたる二 | |
| | | | 国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとと | |
| | | | もに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一 | |
| | | | 致する。 5 議会間,議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 | |
| | | | 6 招へいスキームを活用し、カスリーディス・キプロス | |

外相等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、 招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

| - | | - 同明みが同晩社人の | | | I |
|----|--------------------|----------------|---|------------------------------|---------------------------------------|
| 中 | | | も通の諸課題に関する政策調 Taktoでは名くの形容:: くしず | | |
| 期 | _ | | 可能な限り多くの政府ハイレベ | | |
| 目 | | ル間の対話を実施する。 | | | |
| 標 | | | | /\nu=_\L= | 5 0 \ 22 |
| 2 | | 間及び国際社会の共通の諸語 | 題に関する政策調整・協力の | | |
| | 進展 | | | | 別及び国際社会の共通の諸課題に関する政 |
| | | | 実施を通じた二国間及び国際社 | | 協力の進展に関する実績を測ることは、 |
| | | | る政策調整・協力を進展させ | | 態を把握する上で重要であるため。 |
| | | る。 | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | |
| | | 特に以下を実施する。 | | | な事務レベルの協議は、二国間及び国際社 |
| | | (1)英国 | | | 通の諸課題に関する政策調整を行い、将来 |
| | | | 密な連携を基礎に、次官級・局 | 的なハイレベル間の対話の機会に結びて | |
| | | | 保障分野での協力、東京オリン | で効果的 | 的であるため。 |
| | | | こ向けた協力等両国の首脳間で | | |
| | | 合意した事項の具体化に | 努める。 | | |
| | | (2)フランス | | | |
| | | | 密な連携を基礎に、次官級・局 | | |
| | | F-010-1000000 | なパートナーシップ」を促進す | | |
| | | | ォローアップ等両国の首脳間 | | |
| 年 | 27 | で合意した事項の具体化り | こ努める。 | | |
| 度 | 年 | (3)ドイツ | | | |
| 目 | 度 | | して、実務レベルでウクライナ | | |
| 標 | | 等の諸課題に関する調整 | を実施する。 | | |
| | | (4) ウクライナ | | | |
| | | | 維持しつつ、実務レベルでも協 | | |
| | | | 問題の平和的解決に積極的に関 | | |
| | | 与する。 | | | |
| | | (5) V 4 | | | |
| | | | の実現を追求する,「V4+日 | | |
| | | 本」セミナーの実施を追求 | টে ব | | |
| | | (6)GUAM | ^^/±> -±# - = | | |
| | | | 会合(ナショナル・コーディネ | | |
| | | ーター会合)を本年度内に | - 夫加 9 る。 - 我が国政府ハイレベルの未訪 | | |
| | | • • • • • • | が行われていない国との関係 | | |
| | | | | | |
| 中 | | 強化に向けた事務レベルの投議 | が職を推進する。 を通じて、二国間及び国際社会 | | |
| 期 | | | を通して、 <u>―</u> 国间及び国際任会 策調整を行う、出来る限り多く | | |
| 目標 | _ | の共通の語話題に関する図 | | | |
| | | | 世 9 る。 | /20.1 1 15 17 | - 0 133 - 1- mm 1) |
| 3 | 氏間 | の人的・知的交流の進展 | 712-17-18-11 1-11-14-1 | | |
| | | | 通じて民間の人的·知的交流を | |)人的・知的交流の実績を測ることは、施 |
| 年 | | 推進する。 | | | を把握する上で重要であるため。 # 日標左序 歌字の担物 |
| 度 | 27 | 1 日英 21 世紀委員会 | ^^ / | | 集・目標年度)設定の根拠) 1 世紀末号会、日本コー・ニー第は名くの |
| 目 | 年 | 2 日・スペイン・シンポ | ンリム | | 世紀委員会,日独フォーラム等は多くの |
| 標 | 度 | 3 日・バルト・セミナー | | | 参加する行事であり、民間の人的・知的交 に役立つため。 |
| | | 4 日独フォーラム | ·ᅷ▂▗▐▗▎▗▀▓▊▀ ▗▜▀▘ | いしいが正理 | コーマエ フルス |
| 中 | | 5 将来の課題のための日 | | | |
| | | | 究等を通じて、民間の人的・知 | | |
| | 期 _ 的交流を推進する。 目 | | | | |
| 標 | | -t | | | |
| 4 | _ | 諸国の要人往来数 | 年度目標値 | | 中期目標値 |
| | ①注訪数 27 年度 | | | | _ |
| | 2)来訪 | 奴 | ①20 | | _ |
| | | | 2 15 | | |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

欧州諸国との要人往来数の測定は、西欧及び中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

過去3年間の実績の平均値を目安に、各国との要人往来の必要性を勘案しつつ、目標を設定した。

| 達 | | | | | 単位∶ī | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|-----------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計(執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24 年 度 | 25 年 度 | 26 年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | 1 # Uh Th 15 | 1 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・推進 | 4 | · 及 | · 及 64 | · 及 | | 023 |
| | ①西欧及び 中·東欧諸国 | | 1 4 | (40) | (50) | (49) | 55 | 023 |
| | 中・泉欧諸国 との二国間 | | 4 | (40) | (50) | (49) | | |
| | 関係の強化 | | | | | | | |
| | (昭和元年度 | 及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進に寄与する。 | | | | | | |
| | 以前) | 27年度においては、各種スキームによる招へいや国際会 | | | | | | |
| | ×11.17 | 議、文化交流事業の機会を捉えた政府間の対話等関連する | | | | | | |
| | | 測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 | 1 | | | | | |
| | | 二国間の協力案件や懸案、軍縮・不拡散、国連安保理改 | 2 | | | | | |
| | | 革,気候変動等の国際社会の問題,日EU間の事項等の共通 | | | | | | |
| | | の諸課題について,政策調整・協力を進める。 | | | | | | |
| | | これにより,共通の課題に関する協力関係の継続・促進 | | | | | | |
| | | に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては,次官級・局長級協議の実施を通じた | | | | | | |
| | | 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協 | | | | | | |
| | | 力を進展させる等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 3 人的・知的交流,民間交流の維持・促進 | 3 | | | | | |
| | | 周年事業や賢人会議,共同研究・調査等を支援・活用す | | | | | | |
| | | 5. | | | | | | |
| | | こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国と | | | | | | |
| | | の関係の維持・強化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、日英21世紀委員会や日独フォーラム | | | | | | |
| | | 等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

個別分野 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展施策の概 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。

要

- 2 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、エネルギー、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を 実施する。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。

| | | | | , · |
|-----|--|--------------|---|---|
| 測 | 1 | 政治 | 対話の深化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指標 | 年 | 27 | 1 領土問題経済分野等における両国の戦略的利益の合 致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を 維持する。ウクライナ問題では、平和的解決に向け建設 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 政治対話の実績を測ることは、施策の進捗を把 |
| | 度目標 | 年度 | 的な役割を果たすよう、働きかける。 2 平成 26 年 11 月の日露首脳会談を受け、平成 27 年中のプーチン大統領の訪日の実現に向けた準備を進める。 3 活発な議員や議会対話を継続する。 | 握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳 しさを増す中,政治対話を通じ,隣国同士である |
| | 中期目標 | _ | 首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施,議会・議員間交流等を通じ,隣国同士である日本とロシアが,同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し,あらゆる分野の連携を促進させる。 | 日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献する。 |
| | 2 | 平和 | 条約交渉 | (測定指標の選定理由) |
| | 年271 領土問題の解決に向けた協議を継続する。度年2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とし目た四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。標世 | | | 平和条約交渉及び関連事業に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 中期目標 | _ | 領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。 | 領土問題の解決に向けた協議の継続等左記目標の達成は、領土問題を解決し、平和条約を締結するために不可欠である。 |
| | 3 | 貿易 | 経済分野における協力 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の実施を通じ、ロシアの貿易投資環境の透明性、安定性等につき、ロシア側に対応を求める。 2 ロシア経済近代化に資する医療、都市環境、農業、省エネ等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。 | 貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等左記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、両国の戦略が利益な合致させるとで表現である。 |
| | 中期目標 | _ | エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化 における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向 けた取組を実施する。 | 略的利益を合致させる上で重要である。 |
| | 4 | 国際 | 舞台における協力 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 北朝鮮情勢、イラン情勢、シリア情勢等の主要な地域 問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含め た両国外務省間の協議を実施する。 | 国際舞台における協力に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、左記目標のとおりロシアと国際舞 |

| 中期目標 | _ | 地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話と いった国際舞台における協力を推進する。 | 台での協力を深めていくことは,両国の戦略的利 益に合致する。 |
|------|--------------|---|---|
| 5 | 防衛 | ・治安分野における関係の発展 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年 度 | 1 安全保障分野 (1)我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互 訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。 (2)安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話 の実施のための、必要な調整、支援等を行う。 2 治安分野 治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実 施実施のための、必要な調整、支援等を行う。 | 防衛・治安分野に関する実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳 しさを増す中、隣国であるロシアと共同訓練及び 相互訪問等を成功裏に実施しつつ、信頼関係を構 築することは、両国の戦略的利益に合致するのみ ならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。 |
| 中期目標 | _ | 防衛当局間・部隊間交流,外交・防衛当局間協議,治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより,これら分野における両国の信頼関係を構築する。 | |
| 6 | 文化 | ・国民間交流の進展 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年 度 | 外務報道官・広報文化組織と協力し、以下を実施する。 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい 2 文化交流事業 3 日露青年交流事業 4 草の根交流事業 | 文化・国民間交流に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等左記目標の達成は、両国の相互理解を促進し、関係 |
| 中期目標 | _ | 各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交 流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進 する。 | の強化に資する。 |

| ' ÷ | | | | | 光 /ㅗ· - | m | | ノーナレ |
|------------|----------|-----------------------------|----|-------------|----------------|---------------|------------------|------|
| 達 | | | | | 単位∶ī | ョクヴ | \/. \ | 行政 |
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | - | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 是%1次0/%交升 | 測定 | (IVII) IIA | | 額 | ュー | |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①「北方領土 | 北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る | 1 | 40 | 40 | 36 | 36 | 027 |
| | 復帰期成同 | 観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期 | 2 | (40) | (40) | (36) | | |
| | 盟」補助金 | 成同盟に対し補助金を支出する。 | | | | | | |
| | (昭和 40 年 | これにより,北方領土問題解決のための環境整備の一環と | | | | | | |
| | 度) | して、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論 | | | | | | |
| | - | の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方 | | | | | | |
| | | 領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に | | | | | | |
| | | 寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においても、北方領土復帰期成同盟を通じた国民世 | | | | | | |
| | | 論の喚起等を実施する。 | | | | | | |
| | ②ロシアと | ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーと | 1 | 193 | 205 | 204 | 196 | 026 |
| | の平和条約 | してふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における | 2 | (193) | (188) | (193) | | |
| | 締結交渉促 | 日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案で | 3 | ` ' | . , | ` ' | | |
| | 進を含む二 | | 4 | | | | | |
| | 国間関係の | | 5 | | | | | |
| | 強化 | こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結 | 6 | | | | | |
| | (*) | し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化 | | | | | | |
| | · | するとの目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、首脳・外相会談を含むハイレベル政治 | | | | | | |
| | | 対話の実施等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③在ロシア | 日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする | 2 | 441 | 415 | 455 | 450 | 024 |

| 日本センタ | 各種研修事業を実施することにより、露側経済人に対日関係 | | (433) | (409) | (452) | | |
|--------------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|-----|-----|
| 一事業を含 | 増進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家 | | (400) | (400) | (402) | | |
| | を育成し、あわせて、日露両国の企業、地方自治体、経済団 | | | | | | |
| 関係の強化 | 体等に対する支援を行う。 | | | | | | |
| (15 年度) | こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間 | | | | | | |
| (10 千皮) | の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨 | | | | | | |
| | 益せしめるとともに、平和条約締結交渉のための環境整備に | | | | | | |
| | 貢献することは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、ロシアにおける人材育成を通じた日露 | | | | | | |
| | 経済交流促進等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| 4)北方四島 | 四島在住口シア人を対象として、北海道本島及び本邦各地 | 2 | 278 | 294 | 295 | 285 | 025 |
| O | に招へいすること、四島在住ロシア人を対象に、①患者受入 | _ | (269) | (264) | (285) | 200 | 020 |
| 流 | れ(四島から受入要請のあった四島在住ロシア人患者のう | | (200) | (204) | (200) | | |
| /// (4年度) | ち、受入可能な患者を北海道の医療機関で受け入れ、必要な | | | | | | |
| (++12) | 検査、治療及び投薬等を行っている)、②医師・看護師等研 | | | | | | |
| | 修(四島在住の医師や看護師等(医療技術者含む)に対し、北 | | | | | | |
| | 海道本島における医療機関において、総合的な研修を実施し | | | | | | |
| | ている。)、③医療支援促進事業(我が国の医療専門家(医師、 | | | | | | |
| | 医療コンサルタント等)を北方四島に派遣し、現地医療事情 | | | | | | |
| | を調査させ四島住民の医療ニーズをより正確に把握すると | | | | | | |
| | ともに、可能な範囲で現地での医療指導を実施すること、ま | | | | | | |
| | た、四島からの患者、医師・看護師等を受け入れる北海道に | | | | | | |
| | おける医療機関の受入れ体制を調査させ、より効率的な支援 | | | | | | |
| | 事業の実施を図り、更には、将来の遠隔医療等を視野に入れ | | | | | | |
| | た緊急医療支援のスキーム構築に関する提言を含む報告書 | | | | | | |
| | を作成させる)を実施する。 | | | | | | |
| | こうした取組により、平和条約締結交渉のための環境整備 | | | | | | |
| | に貢献することは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、四島住民支援事業等関連する測定指標 | | | | | | |
| | の目標を達成する。 | | | | | | |

| 個別分野 | 4 | 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 |
|------|---|--|
| 施策の概 | 1 | 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 |
| 要 | 2 | 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 |
| | 3 | 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。 |

| 測 | 1 | 各国 | との対話・交流等の進展 | | 測定指標的 | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | |
|---|----|---------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 定 | | | 1 中央アジア・コーカサ | ス各国との緊密な政治対話の継 | 定の根拠 | | |
| 指 | | | 続に努める。 | | (測定指標 | の選定理由) | |
| 標 | | | 2 友好議員連盟等による | 議会間,議員間交流の活発な実 | 中央 | アジア・コーカサス諸国との対話や交流等 | |
| | | | 施の継続を支援する。 | | の実績 | を測定することは、施策の進捗を把握する | |
| | | | | を通じて、政治・経済・文化を | | 益であるため。 | |
| | 年 | 07 | 含む幅広い分野での二国 | 間協力の在り方につき議論し, | (目標(水 | 準・目標年度)設定の根拠) | |
| | 度 | 27 | 合意を図る。 | | 中央ア | 'ジア・コーカサス各国との緊密な政治対話 | |
| | 目 | 年 | | し、交流の促進と相互理解を深 | の継続 | 等左記目標の達成は、中央アジア・コーカ | |
| | 標 | 度 | | となる各国の実務者への日本の | サス諸 | 国との関係を着実に強化する上で重要であ | |
| | | | 政策への理解を深める。 | | る。 | | |
| | | | | 央アジア・コーカサス地域への | なお, | 近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・ | |
| | | | | 業等と連携し、代替エネルギー | コーカー | サス諸国においても代替エネルギーへの関 | |
| | | | | 分野における協力に向けた協議 | | ネルギー以外の分野における日本企業の進 | |
| | | | を実施する。 | | | 期待が高まっており、これら分野における | |
| | 中 | | 要人往来, 政務協議及び持 | | | 施が必要となっている。 | |
| | 期 | _ | | ゆる分野での関係強化を図る。 | | 7ジア+日本」対話行動計画(平成18年6月) | |
| | 目標 | | | | ・「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合共同声明(平成26年7月) | | |
| | | | | | | | |
| | 2 | リヤシ | | | (測定指標の選定理由) | | |
| | | | | こおいて以下を実施する。 | | !アジア+日本」対話に関する実績を測定す よ.施策の進捗を把握する上で有益である | |
| | 年 | 27 | | 引及びロードマップに基づく協 + 2 | っここ ため。 | よ、肥泉の進捗を指揮する上で有益である。 | |
| | 度 | 27 年 | 力関係の進捗状況を確認 (2)中央マジマ諸国と発力 | 9 る。 [§] 国の今後の協力の方向性を議 | | 準・目標年度)設定の根拠) | |
| | 目 | 度 | (2)中央アクア語画と扱か 論する。 | 1四の一後の励力の力円圧で報 | | + ロポータがたくがに返り アジアの今後の経済的・社会的発展に向け | |
| | 標 | 汉 | 2 専門家会合を実施する。 | | | と諸国の協力のあり方に関する方向性の確し | |
| | | | 3 知的対話(東京対話)を | | | 日本と中央アジアの協力を安定的に進展さ | |
| | | | | へだりる。 の枠組みで各種会合を実施し, | | で重要である。 | |
| | 中期 | | | 中央アジア諸国との対話を深化 | | マジア+日本」対話・第5回外相会合共同プ | |
| | 月 | _ | | への対策となる中央アジアにお | | リース(平成 26 年 7 月) | |
| | 標 | | ける地域協力を進展させる | | | | |
| | 3 | 中央 | アジア・コーカサス諸国と | 年度目標値 | | 中期目標値 | |
| | 0. | 間で | の首脳会談数・外相会談数 | 27 年度 | | _ | |
| | | | | 8 | | _ | |
| | 測되 | と 指標 | 票の選定理(測定指標の選別 | · 定理由) | | | |
| | | | | | を定量的に | 示すことは困難であるが、首脳・外相間の | |
| | 準・ | 目標 | 年度)の設 協議の数はそ | の協力関係進展に資する動きの | 一部を間接 | 的に表すものとして有用である。 | |
| | 定の |)根拠 | . (目標(水準・目 | 標年度) 設定の根拠) | | | |
| | | | 過去3年間 | の平均値を目標値とした。 | | | |
| | | 111 | - I | İ | | | |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|-------------------------|----------|----------------|---------------|------|-----|---------------|----------------|
| 成手段 | 手 達成手段名 長 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |

4 (参考指標)中央アジア・コーカ サス諸国との貿易額(財務省貿易 統計による)(単位:億円)

| ①中央アジ | 1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) | 1 | 20 | 18 | 17 | 17 | 028 |
|---------|-------------------------------|---|------|------|------|----|-----|
| ア・コーカサ | ハイレベルの要人往来・政治対話を行うとともに、政府 | | (15) | (13) | (13) | | |
| ス諸国との | との協議や働きかけを通じて、中央アジア・コーカサス地 | | | | | | |
| 関係強化 | 域への進出を目指す日本企業の活動を支援する。 | | | | | | |
| (17 年度) | これにより、地政学的重要性を有し、また、エネルギー | | | | | | |
| | 資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として | | | | | | |
| | 重要なコーカサス諸国と我が国の二国間関係の強化に寄 | | | | | | |
| | 与する。 | | | | | | |
| | 27 年度においては、中央アジア・コーカサス各国との | | | | | | |
| | 案密な政治対話の継続等関連する測定指標における目標 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | を達成する。 | ļ | | | | | |
| | 2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の | 1 | | | | | |
| | 民主化・市場経済化支援 | 2 | | | | | |
| | 地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な | 3 | | | | | |
| | 中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカ | 4 | | | | | |
| | サス諸国のため,各国外交当局者との協議を行うととも | | | | | | |
| | に、中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため、各 | | | | | | |
| | 国との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源 | | | | | | |
| | の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年代 | | | | | | |
| | 替エネルギーへの転換意欲も高く、日本の技術への関心が | | | | | | |
| | 増加しており、代替エネルギー技術を提供可能な日本企業 | | | | | | |
| | の同諸国への進出を支援する。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | こうした取組により、民主化・市場経済化を支援するこ | | | | | | |
| | とは、施策目標の達成に寄与するとともに、更なる二国間 | | | | | | |
| | 関係の強化につながる。 | | | | | | |
| | 27 年度においては、政務協議で政治・経済・文化を含 | | | | | | |
| | む幅広い分野での二国間協力のあり方等について積極的 | | | | | | |
| | に議論する等関連する測定指標における目標を達成する。 | | | | | | |
| | 3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の | 2 | | | | | |
| | 促進 | | | | | | |
| | 平成 16 年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の | | | | | | |
| | 枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、 | | | | | | |
| | 中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協 | | | | | | |
| | 議を実施する。 | | | | | | |
| | こうした取組により、中央アジア諸国の安定と繁栄に協 | | | | | | |
| | 力することは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 27 年度においては、高級実務者会合(SOM)において外相 | | | | | | |
| | 会合での共同声明及びロードマップに基づく協力関係の | | | | | | |
| | 進捗状況を確認する等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| | る。 | | | | | | |
| | 4 人的, 知的交流の促進 | 1 | | | | | |
| | 中央アジア諸国の有識者を我が国に招聘し、我が国有識 | 2 | | | | | |
| | 者と忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア諸国 | | | | | | |
| | の将来を担う若手外交官や青年を招聘する。 | | | | | | |
| | これにより、中央アジア諸国との人的、知的交流を促進 | | | | | | |
| | させることは、施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27 年度においては、招へいを実施し、各国との実務交 | | | | | | |
| | 流・知的交流の裾野を拡大する等関連する測定指標の目標 | | | | | | |
| | が、 | | | | | | |
| | こた水)で。 | | | | | | |

施策 I-5 中東地域外交

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-I-5)

| 施策名 | 中東地域外交 | 担当部局名 | 山市マフロカ | <u> </u> | (1)33 [- 1] | | |
|------|-------------------------|--------|----------|-----------------|-------------------------|--|--|
| | 1111-111111 | | 中東アフリカ | | | | |
| 施策目標 | 過激主義の脅威にさらされている中東・北ア | 目標設定の | エネルギー | -供給の多くを | 中東・北アフリカ地 | | |
| | フリカ地域の平和、安定及び経済的発展に要人 | 考え方・根拠 | 域に頼る我が | 国にとって、 | 同地域の平和と安定 | | |
| | 往来や人道支援の拡充などを通じて貢献し、か | | は極めて重要 | 。中東和平問 | 題,ISIL の台頭,シ | | |
| | つ中東・北アフリカ地域における我が国の国際 | | リア・イラク | 情勢、アフカ | ニスタンの復興,イ | | |
| | 的な立場及び発言力を強化するため、以下を実 | | ランの核問題 | i, イエメンや | リビアの安定等国際 | | |
| | 施する。 | | 社会全体にと | って共通の課 | 題を多く抱える同地 | | |
| | 1 中東和平交渉、イラク及びシリアの安定、 | | 域の諸問題に | 対し, 非軍事 | の支援を通じ積極的 | | |
| | アフガニスタンの復興をはじめとした地域の | | に貢献するこ | とは、国際社 | :会の責任ある一員と | | |
| | 諸課題及び過激主義を生み出さない社会の構 | | しての責務で | ある。また, | 中東・北アフリカ地 | | |
| | 築に積極的に貢献するとともに、イラン核問 | | 域との間で紹 | 済関係に限ら | ない多層的な関係を | | |
| | 題に対処する。 | | 構築・強化す | ることが一層 | 必要となっている。 | | |
| | 2 中東諸国との人的交流・対話を通じた相互 | | ・第189回国会 | 会における岸E | 日外務大臣の外交演 | | |
| | 理解を促進するとともに、中東地域産油国(特 | | 説(平成274 | 丰2月12日) | | | |
| | に, 湾岸協力理事会(GCC)諸国)との間で経 | | ・シリアにお | ける邦人殺害 | テロ事件を受けた今 | | |
| | 済・エネルギ―分野にとどまらない重層的な | | 後の日本外 | 交(三本柱)(平 | 2 成27年2月17日) | | |
| | 関係を構築する。 | | • 安倍総理大 | :臣の中東政策 | スピーチ(平成27年 | | |
| | | | 1月) | | | | |
| | | 政策体系上 | 地域別外交 | 政策評価実 | 平成29年8月 | | |
| | | の位置付け | | 施予定時期 | | | |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 個別分野 | 1 中東地域安定化に向けた働きかけ | 1 過激主義の脅威にさらされている中東・北アフリカ諸国の安定化に向けた諸改革などの自助努力を支援する。 | 2 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。 | 3 イラクの安定・復興に貢献する。 | 4 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。 | 5 アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 | 6 イランとの伝統的な関係を基盤とした働きかけを行う。

| 測 | 1 | 中東 | 和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | | |
|-----|------|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | イスラエル・パレスチナ両当事者の対話と信頼醸成の促進、要人往来等による先方ハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ 2 パレスチナの経済的自立のための支援 3 当事者間の信頼醸成のための支援 イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 中東和平の問題は中東地域が長年抱える歴史的な問題であり、同地域の平和と安定のためには同問題の解決が欠かせない。また、同問題には米国や国連をはじめ国際社会が大々的に取り組んでおり、要人同士の対話や種々の支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。(目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | |
| | 中期目標 | 1 | 両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。 | 中東和平の実現のために、当事者間の対話促進 や対パレスチナ支援等に重点を置きつつ、域内各 国との様々な協力関係を進展させることが重要で ある。 | | | | |
| | 2 | イラ | ク・アフガニスタンの復興の進展 | (測定指標の選定理由) | | | | |
| | 年度目標 | 27 年度 | 1 イラク (1)イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には、引き続き円借款を用いていくこととし、他の経済協力も合わせ実施していく。 (2)政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに、日本企業進出支援を行う。 2 アフガニスタン (1)平成26年末に治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の10年」の成功に向け、治安維持、経済社会開発に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に、東京会合の成果である「東京フレームワーク(TMAF)」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう達成指標を更新すべく、調整に努める。 (2)平成26年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合(平成28年開催予定)に向け、適時・適切なフォローアップと準備を行っていく。 | 1 イラク 中東地域において重要な位置を占めるイラクの 安定は、中東地域の安定と発展にとり不可欠。エネルギー資源の多くを同地域に依存している我が 国にとって、イラクの安定に向けた我が国の取組 や支援状況、日本企業支援等の実績を測ることは、 施策の進捗状況を把握する上で有益であるため。 2 アフガニスタン 現在、アフガニスタンは、新政権樹立・治安権 限移譲を経て「変革の 10 年」が開始されたばかり であり、「変革の 10 年」の成功に向けた方向性を定める重要な局面を迎えているところ、アフガニスタン支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 1 イラク 経済協力とともに、政策協議や経済合同委員会 | | | | |
| | 中期目標 | ı | 1 イラク イラクを中東地域における穏健・安定勢力として発展させる。 2 アフガニスタン 平成 24 年 7 月の東京会合及び平成 26 年 12 月のロンドン会合での成果を踏まえアフガニスタン支援を着実に実施する。 | 等の各種枠組みを活用した協力及び日本企業進出 支援を進めることが重要である。 2 アフガニスタン 東京会合及びロンドン会合の成果を基盤に着 実に進めることが重要である。 | | | | |
| | 3 | イラ | ンの核問題への対処 | (測定指標の選定理由) | | | | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 6月末にイランの核問題の最終合意の交渉期限が設定されているという状況を踏まえ、我が国は、引き続きイランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、イランと EU3+3の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに、最終合意の形成・履行に積極的に協力 | イランの核問題の解決は、中東地域全体の安 につながるものであり、また不拡散の観点から 重要。地域の主要な問題である核問題の解決に けた我が国の具体的な取組の実績を測ることは | | | | |

する。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

イランの核問題の解決に向けて、様々な対話の機会を捉し 国際社会と協力しつつ、イランの核問題の解決 期 えて、イランに働きかける。 に向けて政策を追求することが重要である 目 標 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助 (測定指標の選定理由) 4 努力への支援 いわゆる「アラブの春」の影響を受けた国々につ いては、必ずしも安定的な移行が行われておらず、 1 シリアについては、平成 24(2012) 年6月の「ジュネー 混乱が続いている。中東・北アフリカ地域の安定 ブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が基本であり、シ は国際社会全体の安定にとって不可欠であり、支 リアの将来に責任を有する当事者間の対話が実現する 援を必要としている各国の事情に応じた支援を行 環境を醸成することが必要である。シリア危機発生以 い、その実績を測ることは、施策の進捗を把握す 降,総額約9.35億ドルのシリア及び周辺国への支援に コミットしている我が国としては、引き続き、人道支援 る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでい 年 域内諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定 27 **८**。 度 化に向け、左記のような様々な課題に関して、協 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対 年 目 力関係を進展させることが重要である。 策強化に資する支援や人材育成や各国の社会経済改革 度 標 等、過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国 のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。 3 シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにお ける銃撃殺害テロ事件に代表される過激主義の台頭や、 リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼ していることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐 在日本企業の安全確保に注力する。 日 中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び 期 安定化に向けた自助努力を支援する。 目 5 中東和平実現の取組に係る我が 年度目標値 中期目標値 国及び中東和平関係諸国の要人往 27 年度 来数 5 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) 由及び目標値(水 中東和平の実現に向けた我が国の取組において、イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、 準・目標年度)の設 信頼醸成の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 定の根拠 過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の往来を実施することを目安とする。 6 対パレスチナ支援指標:パレス 年度目標値 中期目標値 チナ支援に係るパレスチナ及び関 27 年度 係国との会議数(回廊、東アジア協 4 力、ハイレベル会合等) 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) 由及び目標値(水 パレスチナ及びパレスチナ支援国との協議により、支援のあり方をさらに検討し、パレスチナ及 び関係国の関与促進の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 準・目標年度)の設 定の根拠 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の会合を実施することを目安とする。 7 (参考指標)対パレスチナ支援指 標:年度毎対パレスチナ支援総額

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|------------------|--------------|----|-------|------|------|------|----|
| 成 | 手(関始任産) 達成手段の概要等 | 関連 | | 予算額計 | 当初 | 事業 | | |
| , | | 達成手段の概要等 | する | (執行額) | | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 是%] 秋•7% 矣守 | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |

(単位:万ドル)

| ①中東和平 | 1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 | 1 | 53 | 44 | 38 | 34 | 029 |
|---------|--|----------|------|------|------|------|-----|
| に向けた働 | 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国 | 5 | (40) | (45) | (36) | " | 020 |
| きかけ | を訪問した小泉総理が提唱したもの。本構想は将来のイ | 6 | (40) | (40) | (00) | | |
| (*) | スラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国の | 7 | | | | | |
| (4) | 中東和平推進施策の中でも中心的な取組である。 | , | | | | | |
| | 27年度も引き続き,ODAも活用しつつ,日本に加え, | | | | | | |
| | イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン間の地域協 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 力を通じて推進し、関連指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 2 政治的な中東和平の推進 | 1 - | | | | | |
| | ①我が国要人(中東和平担当特使等)をイスラエル・パレ | 5 | | | | | |
| | スチナをはじめとする当事国や米国・ロシア・EUおよび | 6 | | | | | |
| | 東アジア諸国等関係国に派遣し、要人との会談等を通し | 7 | | | | | |
| | て中東和平実現に向けた働きかけを行う。 | | | | | | |
| | ②他の主要国との共同事業として、拡大中東・北アフリー | | | | | | |
| | 力諸国の政治的、経済的、社会的分野における自発的な | | | | | | |
| | 改革努力を促す。 | | | | | | |
| | 27年度も引き続き以上を実施し、関連指標の目標を達 | | | | | | |
| | 成する。 | | | | | | |
| | 3 中東和平推進のための信頼醸成措置関連 | 1 | | | | | |
| | 米国を中心とする国際社会による中東和平実現への | 5 | | | | | |
| | 努力を後押しするため、これまでの信頼醸成会議の経験 | 6 | | | | | |
| | を踏まえ、二国間の平和的な共存に向けたイスラエル・ | 7 | | | | | |
| | パレスチナの対話・協力を進める場を提供することは、 | | | | | | |
| | わが国の政治的働きかけを強化するためにも極めて重 | | | | | | |
| | 要である。 | | | | | | |
| | 27年度においても引き続きイスラエル・パレスチナ双 | | | | | | |
| | 方の関係者を我が国に招へいして意見交換を行い、一刻 | | | | | | |
| | も早い和平合意の実現に向け、両者間の相互の信頼関係 | | | | | | |
| | を醸成し、関連指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 4 対パレスチナ支援推進関連 | 1 | | | | | |
| | 国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の | 5 | | | | | |
| | 実現のため、その重要な構成要素である対パレスチナ支援に関し、スタケストスははままいる同じ、スタケストストスを | 6 | | | | | |
| | 援に関し、27年度も引き続き我が国として適切な支援を | 7 | | | | | |
| | 行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が | | | | | | |
| | 頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会(AHLC)等に | | | | | | |
| | 出席して多数の関係者と緊密な意見交換や政策調整を | | | | | | |
| | 行うほか、日本企業の幹部によるパレスチナ自治区の視 | | | | | | |
| | 察等を通じてパレスチナとの関係構築を図る。これらに | | | | | | |
| | より関連指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 5 中東諸国における外交政策 | 1 | | | | | |
| | 中東諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施 | 5 | | | | | |
| | の総合調整等を行うため、27年度も引き続き①在アルジ | 6 | | | | | |
| | ェリア邦人に対するテロ事件等を受けた中東情勢の実 | 7 | | | | | |
| | 態調査、②中東研究専門誌の購入等のきめ細かい情報収 | | | | | | |
| | 集を通じて、日常的な情報収集・蓄積、流動する国際情報に対けている。 | | | | | | |
| | 勢に機敏に対応し、時宜を得た対応を行うために必要な | | | | | | |
| | 公開情報の収集、現地調査を行う。これらにより、関連 | | | | | | |
| @==!"= | 指標の目標を達成する。 | | 40 | - | | - 10 | 000 |
| ②アフガニ | アフガニスタンの持続的発展を支援し、再びテロの温床 | 2 | (22) | 5 | 20 | 10 | 030 |
| スタン復興 | としないことは、我が国を含む国際社会全体の安全と繁栄 | | (32) | (1) | (14) | | |
| 支援会合 | を確保するためにも極めて重要であるとの観点から、アフ | | | | | | |
| (15 年度) | ガニスタンの安定化に資する国際会議を日本で開催し、ア | | | | | | |
| | フガニスタンの復興に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては,国民和解や再統合といった政治プロセス関係者の参加を得た会合などを通じた支援を進める。 | | | | | | |
| | ヒヘ国ボロツダルで特に云口はこで理しに又抜を進める。 | <u> </u> | | | | | |

| ③日・トルコ | 科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供しう | _ | _ | _ | _ | 12 | 新 |
|---------|----------------------------|---|---|---|---|----|-------|
| 科学技術大 | るグローバルスタンダートな大学の設立に向け、日トルコ | | | | | | 27-09 |
| 学設立関連 | 科学技術大学の運営組織等の設立について審査する合同 | | | | | | |
| 経費 | 検討委員会の開催や、日・トルコ間で大学の基礎となる学 | | | | | | |
| (27 年度) | 術的コンテンツを検討する学術委員間会合を開催する。 | | | | | | |
| ④中東・北ア | 「アラブの春」を経て民主化プロセスの途上にある中 | 4 | _ | _ | _ | 10 | 新 |
| フリカ地域 | 東・北アフリカ地域の平和と安定を支援することは、日本 | | | | | | 27–10 |
| における親 | や国際社会の重要課題である。 | | | | | | |
| 日派•知日派 | 中東地域の中核国を中心に、将来活躍が期待される人材 | | | | | | |
| 発掘のため | を本邦へ招へいし、対日理解促進を図るとともに、親日 | | | | | | |
| の交流事業 | 派・知日派を発掘することで、我が国の外交基盤を拡充す | | | | | | |
| (27 年度) | న 。 | | | | | | |
| ⑤中東・北ア | 情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国のその時々の状況 | 4 | _ | _ | _ | | _ |
| フリカ諸国 | を的確に把握することにより, 様々な事案に適切に対応 | | | | | | |
| の状況の的 | し、必要とされる支援につなげることができる。 | | | | | | |
| 確な把握 | 27年度は,中東・北アフリカ諸国の状況をフォローする | | | | | | |
| | とともに、地域の安定と繁栄に向けて我が国として貢献し | | | | | | |
| | ていく。 | | | | | | |

| 個別 | 分野 | , 2 | 中東諸国との関係の強化 | | | | |
|----------------|--------------------------------------|--------------|---|---|---|--|--|
| 施策 | の根 | E 1 | 1 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 | | | | |
| 要 2 自由貿易協定,投資協 | | | | 等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活 | | | |
| | 用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援を | | | | | | |
| | 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 測 | 1 | 中東 | 東・イスラム諸国との交流・対話の深化 | | | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | |
| 定 | | | 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。 | | 定の根拠 (測定指標の選定理由) | | |
| 指 | | 27 年 度 | | | | | |
| 標 | | | | | 中東 | 外交においては、不安定な情勢への対処や | |
| | 年度目標 | | | | 経済的な結びつきの更なる促進のみならず、文化 | | |
| | | | | フォーラムを実施し、経済分野 | | 人的交流の拡大も重要である。中東・イス | |
| | | | での交流を促進する。 | こよりませた。これのほとの | | 国との交流・対話の実績を測ることは、施 | |
| | 標 | | 4 湾岸地域の安主保障ででの対話の深化を図る。 | ミナーを実施し、安全保障分野 | - | 歩を把握する上で有益であるため。 | |
| | 中期目 | | | · 交関係樹立 60 周年記念事業を | | 集・目標年度)設定の根拠) ヘヘの関係は、145点流の投資により、中華 | |
| | | | 進め、二国間関係を強化する。 | | 各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東 地域との相互理解を深化させていくことが重要 | | |
| | | | | する。 諸国との交流・対話を深化させ | 地域と | | |
| | | | る。 | 祖国との文派· 内語を床にさせ | Cara | | |
| | | _ | 0 0 | | | | |
| | 標 | 4 4 | | | | 5.0 (温中理士) | |
| | 2 | | 由貿易協定,投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進, ・エネルギー分野における経済関係強化 | | | 『の選定理由) 諸国との経済関係強化等、重層的な関係の | |
| | 年度 | ス貝 ・ | | イスラエル投資協定. 日・トル | | 宿国との経済関係強し寺, 重層的な関係の 日本企業の各種プロジェクト受注, 中東地 | |
| | | 27 年 度 | • | イスフェル投資励足、ロ・ドル 経済条約の締結に向け交渉を促 | | 世出にとって重要であり,経済関係の中長 ・ | |
| | 目 | | 進する。 | 性月末中90年中間に同じ文字を促 | | 進化に向けた各種の取組の実績を測ること 地化に向けた各種の取組の実績を測ること | |
| | 標 | | | に向けGCC側との協議を行う。 | | 策の進捗を把握する上で有益であるため。 | |
| | 中 | | 各種経済条約の締結に向 | | | 準・目標年度)設定の根拠) | |
| | 期 | | H 1 Tri Tri I tri | .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | エネ | ルギ―の確保の観点から、中東・イスラム | |
| | 目 | _ | | | 諸国との | の経済関係を、各種経済案件等を通じ中長 | |
| | 標 | | | | | 期的視点で強化することが重要である。 | |
| | 3 中東地域産油国(特に GCC 諸国) との経済関係強化に向けての各 | | | との経済関係強化に向けての各 | | [の選定理由) | |
| - | 桓 | 即協議 | 議・事業の実施 | | | 1 湾岸諸国(GCC 諸国) | |
| | | 27 年 度 | 1 湾岸諸国(GCC 諸国) | | 継続的な協議等を通じて、湾岸諸国からエネル | | |
| | | | (1)各国との各種協議の開催, 日・GCC 戦略対話行動計画 に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッショ | | ギー資源の継続的な安定供給の確約を確認する ことは、我が国の安全保障上死活的に重要であ | | |
| | | | ンの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。 | | る。また、潤沢な資金を有する新興市場である湾 | | |
| | | | (2)同地域において、コストシェア技術協力等の人材育成分野の協力を拡充する。 (3)東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施、大型インフラの輸出 | | 岸諸国の活力を日本企業が取り込んでいくためには、これら諸国におけるビジネス投資環境の整備を促していくことが肝要であるため、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する | | |
| | 年 | | | | | | |
| | 度目標 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | 促進等を実施していく。 | | 上で有 | 益であるため。 | |
| | | | 2 イラク | | 2 イラ | | |
| | | | | 委員会の開催の追求、官民合同 | | ラク経済関係の強化にとって、イラクにお | |
| | | | , | 第 41 回バグダッド国際見本市 | | ジネス環境の改善や日本企業の進出を支援 | |
| | | | | 国経済関係の強化を図る。また、 | _ | くことが重要であり、こうした取組の実績 | |
| | | | 日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。 | | を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で あるため。 | | |
| | 中期目標 | | 1 湾岸諸国(GCC諸国) | | めるにめ。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | |
| | | _ | エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で, 互恵関 係を強化する。 | | GCC 諸国やイラクとの二国間の経済関係を各種 | | |
| | | | 2 イラク | | - | 実施や経済ミッションの派遣等の取組を | |
| | | | イラクとの経済関係の | 強化を図る。 | | 化させていくことが重要である。 | |
| | 4 | 中東 | 東諸国との関係強化に係る事年度目標値 | | | 中期目標値 | |
| | | | 実施数(中東和平青年招へい、イ 27年度 | | | _ | |
| | ス | ミラム | ム世界との未来対話会合,日 4 | | | _ | |
| | 本 | ・ア | ラブ経済フォーラム等) | | | | |

測定指標の選定理 由及び目標値(水

準・目標年度)の設

定の根拠

(測定指標の選定理由)

我が国と中東諸国との関係強化のための、経済的フォーラム等を通した経済関係の深化や、青年招へい事業等を通した国民レベルの交流など、多局面におけるアプローチの実績を測ることが施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

近年の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

| | 系強化に係る要 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|------|---------|-------|-------|
| 人往来数 | | 27 年度 | _ |
| | | 20 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設

定の根拠

定の根拠

測定指標の選定理(測定指標の選定理由)

中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

近年の実績に照らし、これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。

| 6 経済条約の締結数 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|------------|-------|-------|
| | 27 年度 | _ |
| | 2 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設

(測定指標の選定理由)

民間企業の要望に応え、これまでも積極的に投資協定及び租税条約等の経済条約の締結に向けて 取り組んでおり、経済条約の締結実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるた め。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

27 年度は国会承認済みの日・サウジアラビア投資協定,及び第 189 回国会にて審議中の日・カタール租税協定の締結を目指すことが重要である。

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|---|----------------|---------------|------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 度) 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (財理/厄東) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①中東地域 | | 2 | 41 | 47 | 41 | 35 | 031 |
| | 諸国との関 | 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国 | 6 | (21) | (20) | (28) | | |
| | 係強化 | と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域 | | | | | | |
| | (*) | の安定のための支援にも資する。 | | | | | | |
| | | 27年度においても引き続き、日・トルコEPA等種々の経 | | | | | | |
| | | 済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始され | | | | | | |
| | | た日・トルコ社会保障協定締結交渉及び日・イスラエル投 | | | | | | |
| | | 資協定締結交渉に引き続き取り組む。 | | | | | | |
| | | 2 イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナ | 1 | | | | | |
| | | 一(未来対話) ************************************ | 3 | | | | | |
| | | 新たに「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の登場, | 4 | | | | | |
| | | イラク核問題を巡る5+1との基本合意の形成、ホーシー | | | | | | |
| | | 派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制 | | | | | | |
| | | の確立と内政及び外交面での変化湾岸地域の安全保障の | | | | | | |
| | | 状況は新たな段階に差し掛かっている。我が国としても、 | | | | | | |
| | | これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響 | | | | | | |
| | | をもたらすかについて的確な分析を行う上で、これらの諸 | | | | | | |
| | | 国との意見交換を通じ、湾岸諸国自身の地域安全保障に関 | | | | | | |
| | | する認識を包括的に把握していく。 | | | | | | |
| | | 3 中東諸国における周年記念事業 | 1 | | | | | |
| | | 日・サウジアラビア外交関係樹立60周年記念(平成 | 4 | | | | | |
| | | 27(2015)年)事業を進め、二国間関係強化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 4 GCC諸国との経済連携関連 | 2 | | | | | |
| | | 我が国は現在,資源国との関係を重視する政策を採用し | 3 | | | | | |

| | ており,これらの資源国と積極的に経済条約の交渉・締結 | 6 | | | | | |
|-------------------|--|---|---|---|---|---|-------|
| | を進めている。27年度も引き続き石油及び天然ガスの産出 | | | | | | |
| | 国であるGCC諸国と経済条約の交渉・締結を推進していく。 | | | | | | |
| | 5 アラブ連盟との対話強化 | 1 | | | | | |
| | 平成25年9月の国連総会マージンにおいて,岸田外務大 | 4 | | | | | |
| | 臣とエルアラビー・アラブ連盟事務総長が日アラブ協力メ | 5 | | | | | |
| | カニズム設立のMOC(覚書)に署名し,政治対話,経済交流, | | | | | | |
| | 文化・教育協力の3つの側面から日アラブ協力をより広げ | | | | | | |
| | ていく方針を示した。これを受けて,27年度も引き続き中 | | | | | | |
| | 東和平問題やシリア問題等の中東地域情勢に積極的な役 | | | | | | |
| | 割を果たすアラブ連盟及びアラブ連盟に所属する各国や | | | | | | |
| | アラブ諸国との間で対話を強化し、関連指標の目標を達成 | | | | | | |
| | する。 | | | | | | |
| | 6 サウジアラビアとの政策対話セミナー | 1 | | | | | |
| | サウジアラビアは我が国の原油総輸入量の3割を提供 | 4 | | | | | |
| | する最大の原油供給国であるとともに,世界経済の安定や | | | | | | |
| | 持続的な成長にも大きな影響を持つ新興経済国としてG | | | | | | |
| | 20のメンバーにもなっている。更に,湾岸協力理事会(GCC) | | | | | | |
| | においても主導的な役割を担い,中東和平,イラン,イラ | | | | | | |
| | クなど中東地域の主要課題において大きな役割を果たし, | | | | | | |
| | 地域の安定に貢献している。このようなサウジアラビアの | | | | | | |
| | 役割や重要性を踏まえ,27年度も引き続き,関係強化に向 | | | | | | |
| | け政府間の協議、対話に加えて、若者や知識人等と関係強 | | | | | | |
| | 化・重層化を率直に議論する機会を設け、交流・対話の深 | | | | | | |
| _ | 化を達成する。 | | | | | | |
| ②湾岸諸国 | GCCは我が国との間で明確な互恵関係が成立している貿易 | 5 | _ | _ | _ | 6 | 新 |
| 国民を対象 | | | | | | | 27–11 |
| とした観光 | ている上、若年層が多く、今後更なる成長が見込まれる地域 | | | | | | |
| やビジネス | である。また、近年GCCとの間にはエミレイツ航空やカター | | | | | | |
| 目的の訪日 | ル航空等の日本乗り入れ便の利便性が飛躍的に高まってい | | | | | | |
| 促進のため | る。湾岸諸国の国民の間にある良好な対日イメージを踏まえ | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 者向け電子 | ある。一方、GCCにはイスラム過激主義勢力に対するシンパ | | | | | | |
| 的査証シス | が一部あると言われている等,査証緩和等に当たっては治安 | | | | | | |
| テム導入に | 面にも十分留意する必要がある。 | | | | | | |
| 係る基礎調 査 | このため、IT技術を活用しながら、アラビア語表記といった固有のニーズを踏まえたシステム開発が必要である。 | | | | | | |
| (27 年度) | /に回有り 一人を始まえにン人丁ム開発が必要である。 | | | | | | |
| \Z <i>I 十月</i> 夏/ | | | l | | l | | |

施策 I-6 アフリカ地域外交

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-I-6)

| | T | | 1 | | 7133 G 27 I O/ | | |
|------|------------------------|--------|----------------------------|----------------------|----------------|--|--|
| 施策名 | アフリカ地域外交 | 担当部局名 | アフリカ部 | | | | |
| 施策目標 | アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交 | 目標設定の | アフリカは, 豊富 | な資源と増大す | する人口を背景に高 | | |
| | を通じた国際社会での我が国のリーダーシ | 考え方・根拠 | ・根拠 い経済成長を遂げ、輸入先,市場及び | | | | |
| | ップの強化、及びアフリカとの二国間・多 | | 高い潜在性を有することから、国際社会の注 | | | | |
| | 国間での協力関係の強化を推進する。この | | め、経済面における | る重要性を増し [・] | ている。また,アフ | | |
| | ため、以下を達成する。 | | リカ 54 か国との友 | 好関係は, 国際 | 祭場裏における日本 | | |
| | 1 アフリカの成長・開発に関する TICAD | | への支持獲得といる | う政治的側面か | らも重要である。 | | |
| | プロセス等を推進する。 | | 一方で, 同地域に | は、政治的混乱、 | テロといった安全 | | |
| | 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の | | 保障上の脅威, 貧困 | 目や感染症といっ | った開発課題を抱え | | |
| | 対アフリカ政策に関する広報を推進す | | る。これら不安定要 | 要因の克服に貢献 | 献することは, アフ | | |
| | る 。 | | リカの安定のみな | らず国際社会全 | ≧体の安定の観点か | | |
| | | | らも重要であり、さ | さらに、我が国が | が国際社会の信頼を | | |
| | | | 獲得することにもつ | つながる。 | | | |
| | | | ・第189回国会外交 | 演説(平成27年 | 2月12日) | | |
| | | | ・第2回日・アフ | リカ地域経済共 | :同体(RECs)議長国 | | |
| | | | 首脳会合 総理ス | スピーチ(平成2 | 6年9月24日) | | |
| | | | 第69回国連総会 | こおける安倍総 | 理大臣一般討論演 | | |
| | | | 説(平成26年9月 | 25日) | | | |
| | | | ・国連エボラ出血熱流行対応ハイレベル会合スピー | | | | |
| | | | チ(平成26年9月25日) | | | | |
| | | 政策体系上 | 地域別外交 | 政策評価実 | 平成 29 年 8 月 | | |
| | | の位置付け | | 施予定時期 | | | |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 施策の概 | | | אינים | [CAD フォローアップ・メカニズム] を活用した進捗状 |
|------|-------|------------|---|--|
| 要 | | | 況のモニタリングを実施する。 G7プロセスを始めとする多国間枠組み等におけるアフリ | 力問題への取組に積極的に参画する。 |
| | | 3 | | 201-10- 00-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1 |
| | | | | |
| 測 | 1 | TICA | D プロセスの推進 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定 | | | 1 TICADVの成果文書に基づき、経済成長の促進、イン | 定の根拠 |
| 指標 | _ | | フラ整備・能力強化の促進等の各分野で、我が国支援策 | (測定指標の選定理由) |
| 尔 | 年 | 27 | を関係部局及び関係機関と協力し確実に実施する。 2 TICADV閣僚会合等の関連会合の開催により TICADV | TICADVの成果文書は、アフリカと日本を含む国 |
| | 度目 | 年 | フォローアップを行う。 | 際社会が今後5年間の TICAD プロセスの具体的取組を示すロードマップである。同文書に盛り込ま |
| | 標 | 度 | | れた事項の履行状況を測定することは、施策の進 |
| | 10.34 | | | 捗を把握する上で有益である。 |
| | | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | TICAD プロセスを通じ,アフリカ開発を効果的に促進す | TICADVの成果文書及び我が国支援策を確実に |
| | | | るとともにアフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては | 履行するとともに、その履行状況について閣僚級 |
| | 中 | | 国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。 | を始めとする様々なレベルでフォローアップを行うことは、アフリカ開発の効果的な促進の着実な |
| | 期目 | _ | | 実施につながり、また、アフリカ各国との協力関 |
| | 標 | | | 係をさらに強化し、ひいては国際社会での我が国 |
| | 10.34 | | | のリーダーシップを強化する上で重要であるた |
| | | | | め。 |
| · | 2 | 対ア | フリカ協力における他の援助国との協調の推進 | (測定指標の選定理由) |
| | 年 | | 1 G7サミット等のフォーラムに積極的に参加し、国際 社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向け | アフリカについて議論する国際的なフォーラム への参加, 援助国との協議等対アフリカ協力にお |
| | | 27 | た議論をリードし、我が国の対アフリカ外交と国際社会 | ける他の援助国との協調のための取組を測定する |
| | 度 | 年 | のアフリカへの取組の連携を図る。 | ことは、施策の進捗を把握する上で有益である。 |
| | 目標 | 度 | 2 仏,中,韓,印及びポルトガル等の他の援助国との政 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 尓 | | 策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国 | 他の援助国との協調は、国際社会のアフリカ開 |
| - | | | と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。 | 発及びアフリカの平和・安定に向けた議論をリードしつつ、我が国の対アフリカ外交と国際社会の |
| | | | 新興国を含む他ドナーとの政策協議を積極的に行い、また、G7サミット等の国際的なフォーラムに積極的に参加 | アフリカへの取組を連携させ、効果的なアフリカー |
| | 中 | | 72, G / ケミット等の国际のスフォーラムに積極的に参加 することで,我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリ | 開発を推進する観点から重要である。 |
| | 中期目標 | _ | カへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進す | |
| | 標 | | る。また、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・ | |
| | | | 安定に向けた議論をリードすることで、国際社会での我が | |
| | | 77 | 国のリーダーシップを強化する。 | |
| | 3 | ァ <i>フ</i> | リカの状況に応じた適時・適切な支援の実施 アフリカにおける以下をはじめとする支援ニーズに、関 | (測定指標の選定理由) アフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実 |
| | 年 | | グラッカにおけるめにをはじめとする文法――人に、 | 施を測定することは、施策の進捗を把握する上で |
| | 度 | 27 | 1 エボラ出血熱に代表される感染症の流行,自然災害の | 有益である。 |
| | 目 | 年度 | 発生等に対する緊急の支援ニーズ | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 標 | 区 | 2 政情不安、大統領選挙の実施等に対する平和と安定等 | アフリカからの緊急の支援や平和と安定等に向 |
| - | | | に向けた支援ニーズ | けた支援のニーズへ迅速に対応することは、人道 的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフ |
| | 虫 | | アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績 を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削 | 的DD機の軽減や不安定要因の削減という形でアクー リカ開発に大きく貢献し、ひいては我が国の国際 |
| | 中期目標 | _ | を重ねることにより、八道的危機の軽減や下女に安凶の削 減という形でアフリカ開発に貢献し、ひいては我が国の国 | 社会での指導力を強化することにつながる。 |
| | 標 | | 際社会でのリーダーシップを強化する。 | |
| | 4 | (参 | 考指標)対アフリカ民間直 | |
| | | | 『残高(5か年平均値,単 | |
| | 位 | 江:億 | (ドル) | |

1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

個別分野

| 達 | | | | | 単位∶ī | 百万円 | | 行政 |
|----|-----------|--|------|------|--------|------|----------|------|
| 成手 | 達成手段名 | | 関連する | | 予算額計 | | 当初 予算 | 事業レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①TICAD プロ | 「横浜行動計画2013-2017」を引き続き実施し、並行して | 1 | 52 | 1, 008 | 35 | 118 | 032 |
| | セス | 「TICADフォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況の | | (49) | (906) | (30) | | |
| | (19 年度) | モニタリングを実施する。 | | | | | | |
| | | 上記取組を通じ、アフリカ開発の効果的な促進及びアフリ | | | | | | |
| | | カ各国との協力関係強化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、TICADVの成果文書及び我が国支援策 | | | | | | |
| | | を引き続き実施するとともに、TICAD閣僚会合の開催により | | | | | | |
| | | TICADVフォローアップを行う等関連する測定指標の目標を | | | | | | |
| : | <u> </u> | 達成する。 | | 10 | 0.4 | 07 | 00 | 000 |
| | ②アフリカ | | | 16 | 34 | 27 | 28 | 033 |
| | 諸国との関 | (| | (10) | (30) | (23) | | |
| | 係強化 | (本個別分野に関連する取組) | 2 | | | | | |
| | (11 年度) | G7プロセスを始めとする多国間枠組みへの参加,他の援助国との政策協議を実施する。 | | | | | | |
| | | 助国との政権励議を美施する。 上記取組は、国際社会での我が国のリーダーシップの強化 | | | | | | |
| | | 及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する27年度におい | | | | | | |
| | | ては、G7サミット等の国際フォーラムへの積極的な参加。 | | | | | | |
| | | 他の援助国との政策協議の活発な実施等関連する測定指標 | | | | | | |
| | | の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③その時々 | 11111 = 1 = 11111 | 3 | | _ | _ | | _ |
| | のアフリカ | や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握 | | | | | | |
| | の状況の的 | する。 | | | | | | |
| | 確な把握 | 上記取組を通じ、適時・適切な支援につなげ、アフリカが | | | | | | |
| | | 抱える脆弱性の克服に貢献する。 | | | | | | |
| | | 27年度においても引き続き、エボラ出血熱に代表される感 | | | | | | |
| | | 染症の流行、自然災害及び大統領選挙の実施等の緊急の支援 | | | | | | |
| | | のニーズ並びに平和と安定等に向けた支援のニーズを把握 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |

| 施第 | きの根 | 无 1 | 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範なレベル・分野での対話・交流を促進する。 | | | | | | |
|----|-------------|------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 要 | | 2 | TICAD 関連会合等のマルチ会合や記念行事等の機会を捉え | た政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合 | | | | | |
| | | | 同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業 | | | | | | |
| | | 3 | アフリカ関連イベント、シンポジウムや要人往来の機会を | とらえ、メディア等を通じた広報活動を展開する。 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 測 | 1 | アフ | リカとの対話・交流を通じた協力関係の強化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | | | |
| 定 | | | 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進 | 定の根拠 | | | | | |
| 指 | | | するため以下を実施する。 | (測定指標の選定理由) | | | | | |
| 標 | | | (1)アフリカ諸国の元首や外相等の招へい及び我が国要 | 対話・交流を通じたアフリカとの協力関係推進 | | | | | |
| | 人との会談を実現する。 | | 人との会談を実現する。 | のための取組を測ることは、施策の進捗を把握す | | | | | |
| | 年 | 27 | (2)TICAD 関連会合等のマルチ会合や記念行事等の機会を | る上で有益である。 | | | | | |
| | 度 | 年 | 捉えた政務の積極的なアフリカ訪問により各国要人と | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | | |
| | 目 | | の会談を実現する。 | アフリカとの協力関係を維持・深化させていく | | | | | |
| | 標 | 度 | 2 貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、民 | ためには、我が国の対アフリカ外交についてはも | | | | | |
| | | | 間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を | ちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側 | | | | | |
| | | | 積極的に支援する。 | の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を | | | | | |
| | | | 3 産業人材育成の一環として、関係部局と連携し、アフ | 培っていく必要がある。左記目標の達成は、幅広 | | | | | |
| | | | リカ諸国からの若者の受入れを実施する。 | いレベル・分野での対話・交流を促進させ、我が | | | | | |
| | 中 | | アフリカとの対話・交流を、幅広いレベル・分野におい | 国に対する理解と信頼を高めるとともに、アフリ | | | | | |
| | 期 | | て活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、 | 力との二国間・多国間での協力関係を維持・深化 | | | | | |
| | 目 | | アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化さ | させる上で不可欠である。 | | | | | |
| | 標 | | せる。 | 223-11 11/13/30 | | | | | |
| | 2 | 我が | 国の対アフリカ政策に関する広報の推進 | (測定指標の選定理由) | | | | | |
| | | | 1 TICAD 関連会合及び経済関連フォーラムの開催並びに | 我が国の対アフリカ政策に関する我が国及びア | | | | | |
| | / - | | パンフレットの配布及びインターネット上での広報の | フリカ諸国国民の理解及び関心を増進するための | | | | | |
| | 年 | 27 | 活発化など、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の | 取組を測ることは、施策の進捗を把握する上で有 | | | | | |
| | 度口 | 年 | 増進に向けた広報活動を実施する。 | 益である。 | | | | | |
| | 目標 | 度 | 2 我が国要人のアフリカ訪問,アフリカにおける TICAD | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | | |
| | 徐 | | 関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え、 | 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めてい | | | | | |
| | | | 我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。 | くためには、我が国国民による政策への支持が不 | | | | | |
| | | | 活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関す | 可欠である。現状ではアフリカへの関心は高いと | | | | | |

2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

個別分野

中期目標

 また、アフリカ諸国民に対する我が国の対アフリカ政策に関する広報活動の実施は、アフリカとの協力関係を強化する上で重要である。

 単位:百万円
 行政

 財連
 当初
 事業

 する
 予算額計
 当初
 事業

 レビ

る我が国及びアフリカ諸国国民の理解及び関心を増進し、

アフリカとの協力関係の強化につなげる。

はいえず、日本国内においてアフリカの現状に関

する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心を

より高い水準に引き上げていくことが必要であ

る。このため会合の開催, 資料の配布及びインターネット上での広報は, 国内におけるアフリカへの関心度合いを高めるための重要な取組である。

| 连 | | | | | 甲ⅳ⋅ | 日万円 | | 1丁以 |
|-----|---------------------------|---|----------------|------|---------------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | - | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (天)廷心水/ | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①アフリカ | | | 16 | 34 | 27 | 28 | 033 |
| | 諸国との関 | | | (10) | (30) | (23) | | (再掲) |
| | 係強化 | (本個別分野に関連する取組) | 1 | | | | | |
| | (26 年度) | 各種交流案件を実施するとともに、アフリカ関連の会合や フォーラムを開催する。 | 2 | | | | | |

| | これらの取組により、日・アフリカ間の人的ネットワークを拡充し、同時に、アフリカ側の対日理解を促進するとともに、我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。27年度においては、首脳級を始めとする各種人的往来や、TICAD関連会合や経済関連フォーラムの開催等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| ②我が国政 | | 1 | _ | _ | _ | _ | _ | |
| 治レベルや | | | | | | | | |
| 民間企業関 | ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業関係者 | | | | | | | |
| 係者等のア | とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。 | | | | | | | |
| フリカ訪問 | こうした取組を通じて、日アフリカ間の相互理解促進・関 | | | | | | | |
| の積極的な | 係強化を行うとともに、日本側、アフリカ側の双方において | | | | | | | |
| 実施 | 日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。 | | | | | | | |
| | 27 年度においては,平和と安定への貢献,開発支援と貿 | | | | | | | |
| | 易投資の拡大及びグローバルな課題への対応を通じた対ア | | | | | | | |
| | フリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する等関 | | | | | | | |
| | 連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | | |

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-Ⅱ-1)

| | | | (7月3万日 Z7 |
|------|-----------------------------------|--------|----------------|
| 施策名 | 国際の平和と安定に対する取組 | 担当部局名 | 総合外交政策局 |
| 施策目標 | 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資す | 目標設定の | 我が国の安全と繁栄の確保 |
| | るため、以下を達成する。 | 考え方・根拠 | は政府の最も重要な責務であ |
| | 1 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期 | | り,この責務を果たすには,国 |
| | 的な外交政策を立案する。 | | 際協調主義に基づく積極的平 |
| | 2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の | | 和主義の立場から、国際社会の |
| | 安全を確保する。 | | 平和と安定の確保にこれまで |
| | 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推 | | 以上に積極的に寄与していく |
| | 進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献 | | ことが不可欠である。 |
| | を行う。また、それを実現するため、法制度も含めた国内基盤 | | |
| | を整備・強化する。 | | |
| | 4 国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪へ | | |
| | の対処のための国際的な連携・協力を強化する。 | | |
| | 5 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。 | | |
| | 宇宙技術を活用し我が国及び国際社会の平和と安全及び発展 | | |
| | に貢献する。 | | |
| | 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上さ | | |
| | せるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望 | | |
| | ましい国連の実現に貢献する。 | | |
| | 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。 | | |
| | 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進 | | |
| | する。 | | |
| | 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が | | |
| | 国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 | | |
| | 10 IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力 | | |
| | 安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用 | | |
| | を確保し推進する。 | | |
| | 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が | 政策体系上 | 分野別 政策評価 平成 28 |
| | 国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用す | の位置付け | 外交 実施予定 年8月 |
| | る。 | | 時期 |
| | l . | | |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| | 回列が野 1 中長期的がり総合的な外交政策の正画立案と対外発信 施策の概 1 委託調査、会合の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 | | | | | | | | | |
|-----|---|-----|---|--------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | さしり代 | _ | | | ングと連携を独化する。 | | | | | |
| 要 | | 2 | 中長期的・戦略的外交政策の対外 | 発信を仃つ。 | | | | | | |
| .=. | | | | | | | | | | |
| 測 | 1 | | 記調査、会合の実施等を通じた外部を | 育識者及びシンクタンク | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | | | |
| 定 | 5 | との連 | 携強化 | | 定の根拠 | | | | | |
| 指 | | | 1 「国際秩序動揺期における米の | 中の動勢と米中関係」, | (測定指標の選定理由) | | | | | |
| 標 | | | 「安全保障政策のリアリティ・チ | 「 ェック」,「インド太平 | 国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁 | | | | | |
| | | | 洋における法の支配の課題と海 | 洋安全保障」,「ポスト | 栄の確保に資するためには、中長期的かつ総合的 | | | | | |
| | 年 | 27 | TPP におけるアジア太平洋の経 | 済秩序の新展開」等の調 | な外交政策を企画立案する機能を外部有識者やシ | | | | | |
| | 度 | 年 | 査研究・政策提言事業への補助等 | 等を通じて有益な情報を | ンクタンクの協力も得つつ強化することが必要で | | | | | |
| | 目 | 度 | 収集し、外交政策の企画立案に後 | 设立てる。 | あり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握 | | | | | |
| | 標 | 区 | 2 日本の外交政策の在り方等につ | ついて,有益な知見を得 | する上で有益であるため。 | | | | | |
| | | | るため、シンクタンクの育成・引 | 蛍化を加速する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | | |
| | | | 3 各国首脳経験者による政策提請 | 言等の作成に貢献する。 | 「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関 | | | | | |
| | | | | | 係」,「安全保障政策のリアリティ・チェック」,「イ | | | | | |
| | 中 | | 中長期的・戦略的外交政策の企画 | 画立案を強化する。 | ンド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保 | | | | | |
| | 期 | _ | | | 障」等の事業を通じた左記目標の達成は、中長期的 | | | | | |
| | 目標 | | | | かつ総合的な外交政策の企画立案を強化していく | | | | | |
| | 1示 | | | | 上で重要である。 | | | | | |
| | 2 | 中長 | 期的・戦略的外交政策の対外発信の | 強化 | (測定指標の選定理由) | | | | | |
| | | | 1 国会での外務大臣の外交演説等 | | 外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任 | | | | | |
| | | | クの情報発信の取組強化等を通り | シ, 中長期的な視点に立 | を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政 | | | | | |
| | | | った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図 | 策を強力に推進するために重要であり、その実績 | | | | | | |
| | 年 | | る。 | | を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で | | | | | |
| | 度 | 27 | 2 外交青書については、以下に | より対外発信を強化す | ある。 | | | | | |
| | 目 | 年 | る。 | 14 18-604 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | | |
| | 標 | 度 | (1)効果的な図表や写真の活用, 特別 | | 外務大臣の演説では、中長期的な視点に立った | | | | | |
| | | | 通じてより分かりやすい内容と | なるよう配慮した編集 | 戦略的な発信に、また、外交青書については、国 | | | | | |
| | | | に重点を置く。 (a) ###A#### ハナナス。 | - 1 - 1 1 1 1 2 2 - 2 | 民にも分かりやすい内容とし、さらに英語全訳版 | | | | | |
| | | | (2)英語全訳版を作成・公表するこ | _とにより、対外発信を | を作成・公表することが、外交政策の対外発信を 強化する上で重要である。 | | | | | |
| | 中 | | 更に強化する。 | | 出しずる上で主文である。 | | | | | |
| | 期 | | 中長期的・戦略的外交政策の対象 | 作発信を強化する。 | | | | | | |
| | 目 | _ | | | | | | | | |
| | 標 | | | | | | | | | |
| | 3 | | 考指標)調査研究委託、研究会研究の | | | | | | | |
| | 万 | | して作成・配布された報告書の数 | | | | | | | |
| | 4 | | 等指標)調査研究委嘱件数 | | | | | | | |
| | | | 等指標)研究会の開催回数 1515年 - 1515年 - | | | | | | | |
| | | | 考指標) 元老会議(通称「OBサミッ | | | | | | | |
| | | | 政策提言の数 考指標)外交青書の発行部数及びイン | | | | | | | |
| | | | ットによるアクセス数 | | | | | | | |
| | | | 語版、②英語版、③アクセス数 | | | | | | | |
| | | | 考指標) 米ペンシルバニア大学の「世 | | | | | | | |
| | | | ・ンクタンク調査」において上位にラー | | | | | | | |
| | _ | • | れる日本の研究所の数 | | | | | | | |
| | 9 | | 考指標)補助金競争率(応募企画数/ | | | | | | | |
| | 拉 | 釈企 | | | | | | | | |
| | 10 | (参え | 考指標)外交政策に関する調査研究・ | | | | | | | |
| | | 言書 | | | | | | | | |
| | (1 | 作成 | 件数,②配布方法 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

| 達 | | | | | 単位: ī | 百万円 | | 行政 |
|-----|---|--|--------|------------|--------------|--------------|---------------|--------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連する測定 | | 予算額計(執行額) | | 当初 予算 額 | 事業レビュー |
| | | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ①中長期的 及び外交画立案 (*) | 1 委託調査,会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想協力のため、知見の蓄積・共有を目的として,委託調査や会合を実施する。 これら取組による,外部有識者・研究機関との連携強化を通じて,中長期的な外交政策の立案に寄与する。27年度においては,「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」,「安全保障政策のリアリティ・チェック」,「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」,「ポストTPPにおけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じた有益な情報の収集及びその外交政策への企画立案への活用等関連する測定指標の目標を達成する。 2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 大臣等によるスピーチ実施や分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。これらの取組により,中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。 27年度においては、外務大臣の国会演説、外交青書の英語全訳版の作成等関連する測定指標の目標を達成する。 | 2 | 29 (26) | 30 (25) | 28 (24) | 33 | 035 |
| | ②外交·安全 保障調査研 究事業費補 助金 (25 年度) | 外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型の外交を促進し、以て我が国の国益の更なる増進を図る。 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 2 | _ | 480 (419) | 481 (445) | 732 | 036 |
| | ③領土保全 | | | | 354 | 215 | 48 | 034 |
| | 対策関連事 業 | (本個別分野に関連する取組) | 1 | | (252) | (160) | | |
| | 来 (25 年度) (関連: II — 3) | (本個別分野に関連する取組) 領土問題及び領土保全政策に係わる政策・戦略的論点を整理するため、領土・領海対策事業を実施する。また、同取組により整理した戦略的論点を含め、国際社会に対して我が国の立場を発信していくため、領土保全の問題に関する我が国の立場を発信(海外でのフォーラムへの参加)等の取組を行っていく。 こうした取組により、国際社会の法と正義に基づき問題の平和的解決を図っていくとの我が国の基本的姿勢をより実効的なものとする。 | 2 | | | | | |

2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概 要

- 1 アジア太平洋地域及び国社社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム(ARF)及びミュンヘン安全保障会議等の機会を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに、これらの機会を利用して、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、信頼醸成を図る。
- 2 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。

測定指標

1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に 参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進 に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。
- (1) ARF 海上安全保障 ISM の共同議長国(平成 26 年 8 月~ 平成 29 年夏) として、同 ISM のワークプラン改定及び実 施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分 野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。
- (2)災害救援 ISM の共同議長国(平成25年7月~平成28年夏)として、引き続き、災害救援ワークプラン改訂を始め、災害救援に関する地域協力の議論をリードし、更に実効的な取組を促進していく。
- (3) サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。

年度目標

2 米国や韓国を始めとする各国との二国間の安全保障 対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を促進 するとともに、協力を強化する。

- 3 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。
- 4 関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、平和安全法制を含む我が国の安全保障政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、もって信頼醸成をはかる。
- 5 防衛装備移転三原則に基づき、具体的案件の特定等、 各国との防衛装備協力を促進する。
- 6 六者会合のトラック 1.5 である北東アジア協力対話 (NEACD)に参加し、六者会合に係る情報・意見交換、実 務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考 え方についての理解促進を図る。

中期目標

アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、 国民の生命・財産を守る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、各国との二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全 な航行の確保

年度目標

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下の とおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的 な海賊対策の取組を継続する。

(1) 我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。

(2)ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、作業部会共同議長としての役割を果たしながら、ソマリア海賊問題への貢献姿勢をアピールする。

(測定指標の選定理由)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における 民間船舶の安全な航行の確保に関し、実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって死活的に重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡、南シナ海などのアジア海域における海賊・海上武

| 2 | アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情 | 報共有セン |
|---|----------------------------|-------|
| 5 | 一による迅速で効果的な情報共有の強化 | 関係国・機 |
| 艮 | 引との連携強化を通じてアジア海域におけ | る民間船舶 |
| σ |)安全な航行を確保する。 | |

3 米や加等の北極圏諸国及び北極圏国への関心国の政策立案者、研究者等を集め、北極に関するセミナーを開催し、北極にかかる諸課題(安保、環境、北極海航路等)についての各国の対策等の情報共有を図るとともに、協力の在り方等につき議論する。

中ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶期の安全な航行を確保する。目また、北極における国際協力を推進する。

装強盗対策は、我が国のみならず、地域及び国際 社会全体の課題であり、多国間協力による対応が 不可欠である。このため、今後も継続的に、我が 国自衛隊による海賊対処活動への支援、諸外国と の協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促 進、周辺国への海上保安能力向上支援等を強化し ていくことが重要である。

また、北極海における環境変化に伴い、航路の 開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測 されている一方、このことによる環境への影響や、 国家間の新たな摩擦の原因となるおそれも否定で きない。我が国として北極圏国及び関心国と協力 し、北極における諸課題に取り組むことが重要で ある。

| 3 ARF 関連会合への我が | 年度目標値 | 中期目標値 |
|----------------|-------|-------|
| 国の出席率 | 27 年度 | _ |
| | 80% | _ |

測定指標の選定 理由及び目標値 (水準・目標年 度)の設定の根 拠 (測定指標の選定理由)

ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF 関連会合への出席率という指標を用いることで、施策の進捗を把握する上で、一定の意義があるため。(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

ARF における日本のプレゼンスを維持することが重要であり、過去3年間の実績値の平均を目安として目標値を設定した。

| 達 | | | | | | 百万円 | | 行政 |
|---|---------|-----------------------------------|----|------|-------|------|------|------------|
| 成 | | | 関連 | | | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 |) + 1 1 - 1 - 1 - 1 | する | | 予算額計 | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ユ ー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①安全保障 | ASEAN地域フォーラム(ARF)各種会合を通じた、優先的に議 | 1 | 27 | 27 | 26 | 20 | 037 |
| | 全般に係る | 論が行われている4つの分野(テロ対策及び国境を越える犯 | | (21) | (19) | (17) | | |
| | 外交政策立 | 罪対策, 災害救援, 不拡散及び軍縮, 海上安全保障)等にお | | | | | | |
| | 案 | ける協力を推進する。安全保障に関する民間レベルの対話の | | | | | | |
| | (*) | 枠組みを積極的に活用する。各国との二国間対話を通じた信 | | | | | | |
| | | 頼醸成及び協力を推進する。 | | | | | | |
| | | 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であ | | | | | | |
| | | るアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のよう | | | | | | |
| | | な制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくと | | | | | | |
| | | も現時点では現実的ではない。むしろ,米国の存在と関与を | | | | | | |
| | | 前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的 | | | | | | |
| | | に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実 | | | | | | |
| | | 的かつ適切な方策である。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては, ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連 | | | | | | |
| | | 会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び国間の理 | | | | | | |
| | | 解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する等 | | | | | | |
| | | 関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②海賊対策 | ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処するため、 | 2 | _ | _ | | _ | _ |
| | 等の検討・実 | 海賊対処行動を継続し、ソマリア沖周辺国の海上防衛力向上 | | | | | | |
| | 施を通じた | の支援などの多層的な取組を継続する。 | | | | | | |
| | 海上安全保 | ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処する | | | | | | |
| | 障の促進に | ためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦に | | | | | | |
| | 関する事業 | よる護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊 | | | | | | |
| | (21 年度) | 対処行動が有効と言える。また、長期的には、ソマリア周辺 | | | | | | |
| | | 国の海上保安能力向上への支援も有効な方策である。 | | | | | | |

| | 27年度においては、 ソマリア沖・アデン湾の海賊対処法 | | | | | | |
|--------------|---|---|---|-------|-------|----|---------------|
| | に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継 | | | | | | |
| | 続する等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ③領土保全 | | | _ | 354 | 215 | 49 | 034 |
| 対策関連事 | | | | (252) | (160) | | (再掲) |
| 業 | (本個別分野に関連する取組) | 1 | | | | | |
| (25 年度) | 領土保全の問題を含む安全保障や外交政策を議論するた | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | めに世界各地で開催される代表的な国際会議において,我が | | | | | | |
| 3) | 国の立場を適切に発信するべく然るべき政府関係者及び有 | | | | | | |
| | 識者を出席させる。 | | | | | | |
| | こうした取組は、これらの会議に出席する各国の有識者等 | | | | | | |
| | の我が国の政策に対する理解の促進に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、ミュンヘン安全保障会議、アジア安全 | | | | | | |
| | 保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)等の安全保障や防衛 | | | | | | |
| | 分野の国際会議への参加を積極的に行う等の関連する測定 | | | | | | |
| | 指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ④サイバー | サイバー問題に関する専門的知識を有する「サイバー政策 | 1 | _ | _ | 3 | 3 | 047 |
| 政策専門員 | | | | | (3) | | |
| 経費 | 保障、軍事面)の翻訳及び分析資料等の作成、②国連等国際 | | | | | | |
| (26 年度) | 機関、地域機関の関連文書の翻訳及び分析資料等の作成、③ | | | | | | |
| | 国内技術情報の収集及び分析資料等の作成、④国際会議及び | | | | | | |
| | 二国間・多国間協議への参加、記録作成及び専門的助言、⑤ | | | | | | |
| | 国際的なルール作り(国際法の解釈・行動規範作り)に関する | | | | | | |
| | 会合への参加、記録作成及び専門的助言に従事せしめる。 | | | | | | |
| | 近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、 | | | | | | |
| | サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高くな | | | | | | |
| | っており、こうした取組は、サイバー空間に関する国際的な | | | | | | |
| | 規範のあり方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。 | | | | | | |
| | - 9 る。 - 27年度においては,サイバ―等の新たな分野におけるイニ | | | | | | |
| | シアティブの発揮等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ⑤ARF トラッ | ARFのトラック1.5及び2に関連し、アジア安全保障協力会 | 1 | | | | 5 | 新 |
| ク 1.5 およ | | ' | | | | J | क्रा 27–13 |
| び2関連経 | 話、同CSCAP総会への参加旅費、同CSCAP運営委員会及びARF | | | | | | 27 10 |
| 費 | 専門家・賢人会合(EEP会合)等に出席し、地域・国際社会の | | | | | | |
| (27 年度) | 安全保障環境を安定させ、我が国の考え方の説明や安全保障 | | | | | | |
| | 分野での取組の紹介を行う。 | | | | | | |
| | 上記取組は、我が国に対する支持獲得に向けた関係国の政 | | | | | | |
| | 府関係者や有識者の我が国の考え方の説明や安全保障分野 | | | | | | |
| | での取組に対する理解の促進に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、アジア太平洋安全保障協力会議 | | | | | | |
| | (CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加等関連 | | | | | | |
| | する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ⑥我が国安 | 我が国安全保障政策の理解促進に向け、各国のシンクタン | 1 | _ | _ | _ | 6 | 新 |
| 全保障政策 | ク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し、本省幹部 | | | | | | 27–12 |
| の理解促進 | や日本の有識者を派遣せしめ、各国の政府関係者、有識者、 | | | | | | |
| 経費 | メディア関係者等の理解を促進していく事業を展開する。 | | | | | | |
| (27 年度) | 日本は近年,国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲 | | | | | | |
| | げ、国家安全保障会議の設置、国家安全保障戦略及び新たな | | | | | | |
| | 防衛大綱の策定、平和安全法制の整備といった具体的な取組 | | | | | | |
| | を進めており, こうした政策について, 関係国に対し透明性 | | | | | | |
| | を持って丁寧に説明し、十分な理解を得ることが極めて重要 | | | | | | |
| | である。そのため、本取組は、世界各地で開催される国際会 | | | | | | |
| | 議とは別に、我が国の安全保障政策について適切かつ効果的 | | | | | | |
| | に発信するものであり,我が国安全保障政策の理解促進に寄 | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | 与する。 | | | | | |
|--------------|------------------------------|---|---|--|---|-------|
| | 27年度においては、平和安全法制を含む我が国の安全保障 | | | | | |
| | 政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に | | | | | |
| | 努める等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | |
| ⑦北極に関 | 北極に関する国際的な議論の動向や各国の取組みを把握 | 2 | _ | | 3 | 新 |
| するセミナ | するために、米や加等の北極圏諸国及び関心国の政策立案 | | | | | 27-15 |
| _ | 者、実務者、専門家、研究者等を集め、北極に関するセミナ | | | | | |
| (27 年度) | 一を開催し、北極にかかる様々な諸課題(安保、環境、北極 | | | | | |
| (= 1 | 海航路等)についての各国の対策等の情報共有を図るととも | | | | | |
| | に、協力の在り方等につき議論する。 | | | | | |
| | 北極においては、地球温暖化の影響に伴う北極海の海氷面 | | | | | |
| | 積の減少により、船舶の航行、資源開発、地球環境への影響、 | | | | | |
| | 安全保障といった様々な側面において大きな状況変化が生 | | | | | |
| | じており、国内外での関心が高まっている。我が国は地理的 | | | | | |
| | にも北極圏国に隣接しており、上記のような北極における状 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 況変化は、我が国に大きな影響を及ぼす可能性がある一方 | | | | | |
| | で、新たな機会を提供するものでもあるところ、北極におけ | | | | | |
| | る様々な問題に対し積極的に取り組んでいくことが必要で | | | | | |
| | ある。このため、本取組により、我が国が有する北極に関す | | | | | |
| | る科学的知見や経済的・技術的アセットをアピールしつつ, | | | | | |
| | 今後の国際協力の在り方の検討に寄与する。 | | | | | |
| | 27年度においては,北極に関するセミナ―の開催等関連す | | | | | |
| | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | |

個別分野 国際平和協力の拡充、体制の整備 施策の概 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力 要 の推進・拡充を図る。 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 3 要員派遣の前提となる法制度の整備に取り組む。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会 測 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定 定の根拠 の取組・議論への積極的な貢献 指 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員 (測定指標の選定理由) 標 派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維 継続・拡充する。 持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国 2 国連 PKO 等に対する協力の在り方について検討する。 連PKO等の要員数も増大し、その任務も多様化し た。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への 3 国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき、国 連PKOにおける施設建設のための重機供与とその操作訓 人的貢献等を強化することが必要不可欠である。 練等において、我が国が提供可能なアセットも考慮しつ また、国連PKO等のより効果的かつ効率的な活動 の実現等に向けて、国際社会の取組・議論におい つ、企画・実施に協力する。 年 27 4 9月に予定されている第2回国連PKOハイレベル会合 て積極的に貢献することが重要である。さらに、 度 年 において、議論への参加や平成26年の前回会合の際表 要員派遣等の協力を拡大するためには、その前提 目 度 明した貢献策のフォローアップを通じて、G7議長国と となる法制度の整備・強化が必要不可欠である。 標 して、国際平和協力に関する議論をリードすることで、 以上を踏まえれば、これらの実績を測ることは、 積極的に貢献する。 施策の進捗を把握する上で有益であるため。 5 国内においては、法的基盤の強化に向け法制度改正の (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 検討等に積極的に取り組む。 南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継 続・拡充、国連 PKO 等に対する協力の在り方につ いての検討、国連のアフリカ早期展開支援プロジ ェクトへの協力。第2回国連 PKO ハイレベル会合 を始めとする国際場裡における議論への貢献、国 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力 内における法制度改正の検討等の左記目標の達 を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極 成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要 的な貢献を行う。また、それを実現するための法制度を含 である。 む国内基盤を整備する。 国家安全保障戦略(平成25年12月17日) • 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のな 中 い安全保障法制の整備について」の閣議決定(平成 期 26年7月1日) 目 - 第69回国連総会一般討論演説(平成26年9月25 ・PKO ハイレベル会合安倍総理スピーチ(平成 26 年 9月26日) 第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平 成27年2月12日) 2 平和構築分野における人材育成 (測定指標の選定理由) 国連 PKO. 国際機関等における文民の役割が飛 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を新 躍的に増大し、平和維持・構築の現場で活躍でき 規に開始し、同事業において、以下を実施する。 る文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要 1 今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向 であり、このため、27 年度から開始する平和構 けのコース 築・開発におけるグローバル人材育成事業の実績 2 既に一定の実務経験を有する人材向けのコース 年 を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援 27 度 ある。 年 目 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 度 標 左記目標の達成は、国際社会で益々需要が増し ている平和維持・平和構築分野の文民専門家の育 成に資するものであり、我が国の国際平和協力を

拡充していく上で重要である。

・麻生外相による政策スピーチ「平和構築者の『寺

| | | | 国際平和 | 」協力分野の人 | 、材の裾野を拡大するため | ,平和構 | 子屋』 | つくります」(平成18年8月29日) |
|--|--------------------------------|----|--------|---------|--|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | | | 築の現場で | 活躍できる人 | 、材を育成する。 | | 国家等 | 安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) |
| | 中 | | | | 第69回国連総会一般討論演説(平成26年9月25 | | | |
| | 期 | | | | | | 日) | |
| | 目 | _ | | | | | • PKO / | イレベル会合安倍総理スピーチ(平成 26 年 |
| | 標 | | | | | | 9月2 | |
| | | | | | | | , · · · | ・ロ/ 回国会における岸田外務大臣の外交演説(平 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | 及2/年 | F 2 月12日) |
| | 3 | 世論 | 調査におけ | る国連平和 | 年度目標 | 値 | | 中期目標値 |
| | 維持活動 (PKO) 等への参加に肯 定的な回答の割合 | | 27 年度 | Ę | | _ | | |
| | | | 80, 0% | | | 80.0% | | |
| | 測定指標の選定理(測定指標の選定理由 | | | ,- | | | 33. 0/0 | |
| | | | | | | | | |
| | 由及び目標値(水 施策を進めるにあたり, 国民からの支持と理 | | | | 進めるにあたり , 国民から | 理解を示す | †回答を測ることが,施策の進捗を把握する [†] | |

準・目標年度)の設

定の根拠

上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

最低限の望ましいラインとして80%を目標値として設定した。

| 4 セミナー等の開催回数及び | 年度目標値 | 中期目標値 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 国際平和協力調査員を含む職 員の PKO に関する国際会議や | 27 年度 | _ |
| セミナー等出席回数 | 14 | 14 |

由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

測定指標の選定理 (測定指標の選定理由)

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナ 一や国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定す ることが可能であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

22 年度は、我が国の国際平和協力の推進・拡大のための取組が積極的であり、更なる知的貢献 を果たすべく、22年度を超える目標値を設定した。

| 達 | | | | | 単位∶ⅰ | 百万円 | | 行政 |
|---|-------------------|--|----|-------|-------------------|------|-----|-----|
| 成 | 法代工机力 | | 関連 | | 又答索弘 | _ | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | 予算額計 /#1/=287) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 连队士权() | 測定 | (執行額) | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①国際平和 | 国際社会の平和と安定に向けて、国連PKO等への要員派遣 | 1 | 9 | 28 | 15 | 25 | 039 |
| | 協力の拡充 | を始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するととも | 3 | (9) | (17) | (12) | | |
| | (17 年度) | に、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、そ | 4 | | | | | |
| | | の実現のための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 | | | | | | |
| | | 国際平和協力の拡充は、測定指標1にある「国際平和協力 | | | | | | |
| | | 法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議 | | | | | | |
| | | 論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段 | | | | | | |
| | | の実施は、測定指標1の指標にプラスに働き、また、測定指 | | | | | | |
| | | 標4にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員 | | | | | | |
| | | を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数」 | | | | | | |
| | | も増加する。その結果として、測定指標3にある「世論調査 | | | | | | |
| | | における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。 | | | | | | |
| | | 0刮点」も増えるものと考えられる。 27年度においては、国連南スーダン共和国ミッション | | | | | | |
| | | (UNMISS)への要員派遣を通じた南スーダンの安定と国造り | | | | | | |
| | | への貢献の継続・拡充等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | ②平和構 | 国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の | 2 | 141 | 112 | 92 | 133 | 038 |
| | 築・開発にお | | _ | (141) | (106) | (89) | 100 | |
| | けるグロー | う新事業を開始する。 | | (171) | (100) | (00) | | |
| | バル人材育 | 27年度においては、平和構築分野での活躍を希望する人材 | | | | | | |

| 成事業 | の育成や就職支援等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | |
|---------|----------------------------|--|--|--|
| (27 年度) | | | | |

4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概 要

多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であるこ とから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ、 本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やG8、国連等の多 国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テ 口及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

測 定 指 標

年

度

目

標

27

年

度

国際的なテロ対策協力の強化

- 1 国際的な法的枠組みにより求められる措置を次 のとおり実施する。
- (1)テロ関連安保理制裁決議(第 1267 号, 1333 号, 1373 号, 2178 号(外国人テロ戦闘員問題)等)を関係 省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- (2) 安保理決議や国際テロリストの資産凍結法(26年 11月に新たに制定)等に基づく迅速な資産凍結措置 を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- (3)厳格な入国審査及び通関審査の実施のため関係 国及び関係省庁との調整(旅客予約記録(PNR)入手 に係る調整を含む)を進める。
- 2 マルチ・バイの枠組みを通じたテロ対策協力を次 のとおり推進する。
- (1)首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策 に関する緊密な意見交換の実施を維持する。
- (2) グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF) に積極的
- (3) G 7 ローマ・リヨン・グループに積極的に参画し. 我が国が議長国となる平成28年に向けた協議・調 整を進める。
- (4)国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォ ース(CTITF), 国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。
- (5)バイのテロ対策対話(G7各国, 露, ASEAN 諸国, 日中韓等)を実施する。

中 期 目

27

年

度

度

目

標

国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力 を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の 根拠

(測定指標の選定理由)

国際テロに効果的に対処するためには国際的な連携 や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測 ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

平成27年2月、我が国はシリアにおける邦人殺害テ 口事件を受け、外交の包括的取組の3本柱を発表して おり、その第1の柱として「テロ対策の強化」を挙げて いる。左記目標の達成は、こうした我が国の取組を推 進するとともに、テロ対策の国際的な連携や強化を進 める上で重要である。

第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日)

「国際社会におけるテロに対する取組にも毅然とし て責任を果たしてまいります。」

「また、テロと闘う国際社会において、日本としての 責任を果たすとともに、日本の立場を積極的に対外発 信していきます。」

- ・邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交(3本 柱)(平成27年2月)
 - 1 テロ対策の強化
 - ・国際的な法的枠組みの着実な実施・強化
 - ・マルチ、バイの枠組みを通じたテロ対策強化

途上国等に対する能力向上支援の強化

1 国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理する犯罪防止 刑事司法基金への拠出,第3回日 UNODC 戦略政策対 話等を通じ、UNODCによるテロ対策、人身取引対策 及び腐敗対策プロジェクトを支援し、途上国の能力 開発向上に貢献する。

- 2 東南アジア、中東、アフリカ地域を始めとするテ 口対処能力向上支援を強化する。
- (1)平成27年1月に外務大臣, 同2月に外務副大臣 が発表した「3本柱」の支援を含め、中東・アフリカ でのテロ対処能力向上支援として、テロリストが戦 闘・訓練活動を行う地域の国境管理や捜査・訴追能 力の強化、対テロ法整備支援を着実に実施する。
- (2)東南アジアでは、麻薬対策、腐敗対策、サイバー 犯罪対策分野における法執行機関職員への研修等 を通じ、テロの資金源となる組織犯罪への捜査・訴 追能力強化に向けた支援を行う。
- 3 東南アジア諸国を対象にサイバー犯罪対策に関 するワークショップを実施する。
- 4 暴力的過激主義対策をテーマとし、中東アフリカ

(測定指標の選定理由)

国際テロに効果的に対処するためには、対処能力が 十分でない国への支援が必要不可欠であり、その実績 を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である ため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

UNODC を通じた支援, UNODC との連携・協力の推進は, 対処能力が十分でない国への支援を強化する上で重要 であり、また、東南アジア、中東、アフリカを始めと した地域への支援が我が国にとり重要であるため。

- ・邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交(3本 柱)(平成27年2月)
 - 1 テロ対策の強化
 - ・中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援

| | | 諸国 | を対象にテロ対策は | 地域協力会合を実施する。 | | | |
|--|-------------------------------------|--------------|---|--|---|---------------|--|
| 中 | | 国際テ | ロ及び国際組織犯 | 罪に対処するための途上国 | | | |
| 期目 | _ | の能力 | を強化する。 | | | | |
| 標 | | | | | | | |
| 3 | 国際 | 組織犯罪 | 対策における国際 | 協力の進展 | (測定指標の選 | 建定理由) | |
| 及びG20 腐敗対策関連 (FATF)関連会合,サイバ 加し,犯罪防止刑事司法 ネーロンダリング対策, 議論を深め,取組を強化 する等国際的な連携を強 2 国際移住機関(IOM)へ 引被害者への支援等に貢 3 UNODC の国連薬物統 り,国際的な薬物対策を 4 サイバー犯罪に関する サイバー犯罪に係る法 貢献する。 5 国際組織犯罪防止条約 敗防止条約の締結につし | | | G20 腐敗対策関連 う関連会合, サイバ 犯罪防止刑事対策, を深め, 取組を強係 等国際的は連携を強 際移住機関(IOM)へ 書者への国連薬物策 のDC の国連薬物策 イバー犯罪に係る法 が一犯罪に係る法 が一犯罪に係る法 が一犯罪に係る法 が一れま が、一れま が、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 | の拠出等を通じて、人身取 貢献する。 制計画基金への拠出等によ 支援する。 る諸外国との協議を実施し、 制度整備や能力向上支援に 的、同補足議定書及び国連腐 | 連携や協力を強化することが不可欠であり、そのを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益でため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際的な連携の強化、人身取引被害者への支持際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織対策における国際協力を進展させる重要な取組であめ。 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共おける「法の支配」の実現や強化に尽力します。」 | | |
| 中期目 | _ | | 組織犯罪に対処する 強化する。 | るため、国際社会との連携・ | | | |
| 標 | | | = (H.V= FF 1 · · · · · = - | | | | |
| 4_ | | • | 組織犯罪対策に関 | 年度目標値 | | 中期目標値 | |
| | | ークン: 機関は除 | ョップ等参加国数 | 27 年度 | | _ | |
| | | | 、。) 且織犯罪関連条約 | ①4 ②7 | | ①— ②— | |
| | | | ークショップ | (Z)I | | <u>~</u> | |
| (2 | 2テロ | 対策地域 | 划協力会合 | | | | |
| | | | (測定指標の選定 | 理由) | | | |
| | | | | _ • | 対処能力が十分でない国への意識啓発等 | | |
| | | | ンョップ等への | 参加国数の測定は、施策の進捗を把握する | | | |
| | E)の設定の根 上で重要である。 (日標(水準・日標年度)設定の規則) | | | * | | | |
| 拠 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | | | |

国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップの受入枠である4か国、テロ対策地域協力会 合の受入枠である7か国を目標値としていく

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|-----------------------------|----------------|-----|---------------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①国際的な | 国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間 | 1 | - | _ | _ | _ | _ |
| | テロ対策協 | 枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施す | | | | | | |
| | 力の強化 | న 。 | | | | | | |
| | (13 年度) | これにより,各国の保有する情報・経験の共有を図り,国 | | | | | | |
| | | 際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、マルチ、バイの枠組みを通じた国際社 | | | | | | |
| | | 会との連携強化に努める等関連する測定指標の目標を達成 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |

| ②国際組織 犯罪対策に おける国際 協力の進展 (16年度) | 麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展をはかる。 27年度においては、国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、国際的な連携を強化する等関連する測定指標の目標を達成する。 | თ | | | | _ | _ |
|---|--|------------------|----------|-------|------------|----|-------------|
| ③ 国際 テロ・組織犯罪 関連条約に 関するワークショ費 開催経費 (15 年度) | アジア諸国を対象とし、テロ組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。 27年度は、サイバー犯罪対策(捜査や法制度など)支援のため、東南アジア諸国のうち、支援優先対象国4か国からサイバー犯罪政策関係者各1名を招へいする等関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 2 3 4 | 7 (5) | 6 (4) | 0 (0) | 4 | 040 |
| ④テロ対策 地域協力会 合開催 (26 年度) | 北・西アフリカ地域における国際テロ・組織犯罪対策として、地域協力会合を開催する。 同取組は、国境管理や情報交換等刑事司法分野における地域協力を促進し、我が国関係者との関係強化に寄与する。 27年度は、中東アフリカ諸国を対象とした会合を開催する 等関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 2 4 | | | 20 (14) | 17 | 041 |
| ⑤テロ対策 専門員経費 (27 年度) | 平成25年1月のアルジェリアにおけるテロ事件, 平成27年2月のシリアにおける邦人殺害テロ事件, また, 世界各地で発生を続けるテロ事件, 外国人テロ戦闘員問題等を受け, 国際テロ対策の強化を進める中で, 二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換, 途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。平成25年12月に策定された国家安全保障戦略で, 国際テロ情勢に関する分析体制の強化や国際テロ対策協力の推進が謳われ, さらに平成28年にはG7及びG7ローマ・リヨン・グループ会合(テロ・組織犯罪対策専門家会合)の議長国就任を控えている。こうした事情を背景に, テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく, 国際テロ対策協力・支援の検討に, テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析, 企画・立案を提供する。本取組は, 我が国の施策立案及び実施の促進に寄与する。27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 | | | | 4 | 新 27 —14 |

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化 施策の概 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献す 要 る。また、宇宙先進国等との二国間対話の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。さらには、我が国が有する宇 宙技術・知見を外交に活用し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。 測 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進 定 定の根拠 1 宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)の策定に向け 指 た、関連会合の議論において主導的な役割を果たし、安 (測定指標の選定理由) 標 全かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たなル 各国の社会・経済・研究活動が平和目的の宇宙 ール作り、すべての国に開かれた多国間プロセス、民生 年 27 と軍事の両面をカバーする重要性等の我が国の関心事 度 年 項の反映を図る。 目 2 宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保するた 標 め、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)を始めと した国際会議等の協議に積極的に参画・貢献する。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ICOC の作成に向けた取組を始めとした国際的なルール 作りを一層推進するとともに、国際連合宇宙空間平和利用 委員会(COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space) を始めとした国際会議等の議論に積極的に参加・貢 期 献し、国際社会におけるルール作りに一層大きな役割を果 目 たす。 標 (測定指標の選定理由) 二国間宇宙対話の推進 宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇 宙協力を次のとおり推進する。

年 1 日米、日米豪、日 EU などの対話を定期的に実施して 27 度 いく。 年 目 2 上記1以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇 度 標 宙機関間の対話を促進していく。 日米間における安全保障・民生の両分野における宇宙協

力を推進するとともに、米国、EU、豪州等との間の宇宙に 関する政府間対話を定期的に実施する。この他の諸外国と の間では、宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を 促進する。

3 ソフトパワーとしての宇宙に関する技術・知見の活用

年 27 度 年 目 度 標

中

期

目

1 宇宙に関する技術者・専門家の派遣等を通じ、我が国 が強みを有する宇宙技術・知見をアジア地域等の開発途 上国等に印象づけ、我が国のプレゼンスを向上させる。

2 インドネシア共和国バリ島で行われる APRSAF-22 に専 門家を派遣し、我が国が強みを有する宇宙技術・知見を アジア地域等の開発途上国等に印象づける。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設

関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けてきて いる中で、近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミに よる環境悪化が進行しており、安全かつ長期的に 持続可能な形で宇宙活動が実施できるようにする ために、国際的なルール作りとそれを通じた宇宙 協力が必要であるところ、その実績を測ることは、 施策の進捗を把握する上で有益であるため。

「宇宙基本計画」(平成27年1月宇宙開発戦略本 部決定)において、「我が国の宇宙政策に関する具 体的アプローチ」として、「ICOC の作成に向けた取 組を始めとした国際的なルール作りを一層推進す るとともに、国際連合宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space) を始めとした国際会議等の議論に積極的に 参加・貢献し、国際社会におけるルール作りに一 層大きな役割を果たす。」とされているため。

宇宙開発利用は民生・安全保障など多様な分野 に関係するとともに、宇宙開発利用に着手する国 が増加していること、また、事業の実施には多額 の予算が必要であり、他国との協力が不可欠であ ることから、二国間での宇宙政策全般に係る意見 交換や協力関係を拡大・深化することが重要であ るところ、その実績を測ることは、施策の進捗を 把握する上で有益であるため。

(目標(基準・目標年度)設定の根拠)

「宇宙基本計画」(平成 27 年 1 月宇宙開発戦略本 部決定)において、「我が国の宇宙政策に関する具 体的アプローチ」として、「日米間における安全保 障・民生の両分野における宇宙協力を推進すると ともに、米国、EU、豪州等との間の宇宙に関する 政府間対話を定期的に実施する。この他の諸外国 との間では、宇宙政策に関する政府間・宇宙機関 間の対話を促進する。」とされているため。

(測定指標の選定理由)

宇宙技術や宇宙に関する知見をソフトパワー として外交に活用することは、新興国との将来的 な宇宙協力に向けた環境の醸成、我が国のブラン ド・イメージの確立、我が国企業の海外における ビジネス展開を支援するために必要な取組の一 つであるところ、その実績を測ることは、施策の 進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(基準・目標年度)設定の根拠)

「宇宙基本計画」(平成27年1月宇宙開発戦略本

| 中期目標 | _ | 等が直面 |]が強みを有する する開発課題の 貢献する。 | | | | 体的で との過 活用し 決に る。」 | 定)において、「我が国の宇宙政策に関する「アプローチ」として、「世界銀行等の国際機関 東携の下、我が国が強みを有する宇宙技術で して開発途上国等が直面する開発課題の傾 貢献し、相手国の宇宙能力の強化に貢献で とされているため。 「基本計画」(平成27年1月宇宙開発戦略本語 | 関を解す |
|----------|----------------|--|------------------------------|--|---------------|---------|--------------------------------|---|------|
| 4 | 宇宙 | に関する | 法的枠組み等 | | 年度目: | 標値 | | 中期目標値 | |
| | を通じ | た協力の | ための国際会 | | 27 年 | | | _ | |
| | 議への | 出席回数(| (回) | | 6 | | | _ | |
| 測 | 定指標 | 票の選定 | (測定指標の選 | 定理由) | | | | | |
| 理 | 由及で | が目標値 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 測定指標 | 1と同じ。 | | | | | |
| (7 | | 目標年度) | (目標(水準・) | 目標年度)の設 | 定の根拠 |) | | | |
| <i>σ</i> | | | | 間の平均的な出席回数の維持を目安とした。 | | | | | |
| 5 | 5 二国間宇宙対話の実施回数 | | | | 年度目 | 標値 | | 中期目標値 | |
| | (回) | | | | 27 年 | 度 | | _ | |
| | | | | | 5 | | | _ | |
| 測 | 定指標 | 票の選定 | (測定指標の選 | 定理由) | | | | | |
| | | が目標値 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい | 測定指標: | | | | | | |
| | | 標年度) | (目標(水準・) | | | | | | |
| (D) | 設定の | 根拠 | | | 豪州,EU | しとの対話を | 継続し、 | 内容を深めていくため、26年度と同様の回 | 回 |
| | | | 数の維持を | 目標とする。 | · | | | T | _ |
| | | 外父推進 | 専門家交流事 | | 年度目: | | | 中期目標値 | _ |
| | 業 | | | | 27年 | | | _ | _ |
| | | 回数(回) 者数(人) | | | 1 | - | | _ | |
| | | | (ADJ-1-1-1-7-2) | | 225 | 00 | | | _ |
| | | 票の選定 | (測定指標の選 | | | | | | |
| | | が目標値 | 測定指標 | | ·़ें ॒ ♣₽±₩п\ | | | | |
| | | 目標年度) #日#加 | (目標(水準・) | | | | √支に曲(三)・- | - 引えはよの各ベルス・レルモボベセリー | _ |
| | 設定の | 仅炒 | | の優れた技術・知見をアジア地域等の新興国に引き続き印象づけることは重要であり,こ 司様に1名の専門家を派遣するとともに,交流事業への参加人数については過去の参加者 | | | | | |
| | | | | 家に「名の母」 を目安とした。 | | ≦9 る८८६ | ツi〜, 文河 | IL尹未、Vノ参加人数Iこ フいては過去VJ参加4 | 3 |
| | | | 女(ノナル)胆(| でロダとした。 | | | | | |

| 達 | | | | | 単位∶ | 百万円 | | 行政 |
|----|-----------------|--------------------------------|------|-----|-----------|-----|----------|----------|
| 成手 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連する | | 予算額計(執行額) | - | 当初 予算 | 事業 レビ |
| 段 | (関連施策) | | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | | 番号 |
| | ①国際連合 | 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国連宇宙 | 1 | _ | _ | 8 | 7 | 044 |
| | 宇宙空間平 | 空間平和利用委員会(COPUOS)や宇宙空間の活用に関する国 | 4 | | | (4) | | |
| | 和利用委員 | 際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し,国際 | | | | | | |
| | 会(COPUOS) | 的な貢献を行う。 | | | | | | |
| | (26 年度) | 本事業を通じて,今後国際的に重要視される規範づくり及 | | | | | | |
| | | び宇宙環境保全に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガバナン | | | | | | |
| | | ス構築に我が国が主導すると共に、プレゼンスを確保する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては,宇宙活動に関する国際行動規範の策 | | | | | | |
| | | 定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たす | | | | | | |
| | | 等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②二国間宇 | 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的 | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 宙対話の実 | な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話 | 5 | | | | | |
| | 施 | を強化する。 | | | | | | |
| | (*) | 二国間宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及 | | | | | | |
| | | び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換 | | | | | | |

| | を行うことにより、両国の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができる。 27年度においては、宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する等関連する測定指標の目 | | | | | | |
|---------|---|---|---|-------|-----|---|-----|
| | 標を達成する。 | | | | | | |
| ③宇宙外交 | 我が国が強みを有する宇宙技術及び宇宙法等の分野にお | 3 | _ | 2 | 2 | 1 | 042 |
| 推進専門家 | いて、我が国官民の優れた宇宙技術者又は宇宙法学者を戦略 | 6 | | (0.9) | (0) | | |
| 交流費 | 的に海外に派遣し、講演会及びレセプション等を実施する。 | | | | | | |
| (25 年度) | また、企業の宇宙技術者等にネットワーキング及び宇宙技術 | | | | | | |
| | の広報の場を提供することにより、日本企業が有する優れた | | | | | | |
| | 宇宙技術の国際ビジネス展開を支援する。 | | | | | | |
| | 本事業を通じて諸外国の産官学関係者との対話が促進さ | | | | | | |
| | れ、ネットワークが強化される。また、我が国の宇宙技術 | | | | | | |
| | 力の更なる向上及び経済成長につながる。 | | | | | | |
| | 27年度においては,宇宙に関する技術者・専門家の派遣 | | | | | | |
| | 等を通じ、我が国の優れた技術・知見をアジア地域等の新 | | | | | | |
| | 興国に印象づけ、我が国のプレゼンスを向上させるととも | | | | | | |
| | に,バリで開催予定のAPRSAF-22においても専門家を派遣す | | | | | | |
| | వ . | | | | | | |

国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概 要

国連創設 70 周年という節目の年を捉え、安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また、我が国にお ける国連の活動の重要性及び我が国の国連への貢献に係る積極的な情報発信や広報活動を通じ、内外における我が 国の活動に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、 国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。

測 定 指 標

安保理改革及びその他の国連改革の進展

- 安保理改革等の国連改革については以下の達成を図る。
- (1)政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の 機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対 する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) 安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安 保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に働きか け、平成27年中に具体的進展を得るべく加盟国と協力を強
- (3)安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換 を行うための会合を主催する。

2 10 月に予定されている安保理非常任理事国選挙におい て当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をと

らえ、支持要請を行い、同選挙での我が国に対する支持を

- 3 行財政改革については、以下を達成する。
- (1) ジュネーブ・グループの枠組みや、二国間国連協議の場 を活用して、主要財政貢献国との連携を強化する。
- (2)国連総会第5委員会における2016-2017 二ヵ年国連通常 予算審議で合理化を伴う予算削減に取り組む。
- (3)2016-18 年国連分担率の交渉においては、「支払い能力」 の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担となる算定 方式を追求する。

中 期 目

年

度

目

標

27

年

度

拡大する。

安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整 備する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の 設定の根拠

(測定指標の選定理由)

安保理改革等の国連改革の議論の推進を図 り、これらの改革に関する我が国の立場・考え 方に対する理解の促進、支持の拡大を図ること は、今日の国際社会を反映した、正統性を持つ 国連を実現するために重要であり、このための 取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握す る上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

27 年度までに安保理改革の具体的進展を得る ことを主張しており、また、安保理改革が達成 されるまでは、できる限り頻繁に安保理非常任 理事国として席を占める必要がある。このため、 安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対 する国内外の理解促進. 支持の拡大とともに. 安保理非常任理事国選挙における当選等左記の 目標達成が重要である。

- 第 189 回国会外交演説
- •第69回国連総会一般討論演説

国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更 なる増進

平成27年の国連創設70周年,平成28年の我が国の国連加 盟60周年の節目の年であるとの機会を最大限活用しつつ、以 下を達成する。

- 1 国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべ く、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業 を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外 交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実 施する。
- 3 国連加盟以来、日本が国連を通じて行ってきた国際貢献 を紹介する動画映像を作成し、各種媒体を通じて発信する。
- 4 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた 「日本と国連」パンフレットを諸外国の国連政策関係者や国 際機関に関心のある国内の若者等を中心に配布する。
- 5 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充 実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 6 気候変動, ジェンダー, 安保理改革, PKO 等につき, 国 連・マルチ外交研究会(4回以上)及び安保理学界ネットワ -ク会合(1回)を開催する。
- 7 日本の国連加盟 60 周年を記念するロゴを公募し, 関連行 事の際等に活用することにより、日本の国連を通じた取り

(測定指標の選定理由)

国連の活動及び我が国の国連政策に関する国 民の理解と支持を増進させることは、国連をは じめとする国際機関における我が国の存在感を 示すに当たり、基礎となり原動力となる極めて 重要な事項であり、その実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

国連の活動及び我が国の国連政策に関する我 が国の貢献に対する国内の理解を効果的に増進 するため、各種枠組みを通じた有識者等との連 携、広報活動等左記目標の達成は、重要かつ有 益である。

度 目 標

年

27 年 度

| 中期目標 | _ | 組みを国民に広く知らしめる。 広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を中心に、 より多くの国民が国連の活動及び国連を通じた日本の取組に ついて理解を深めることにより、日本の国連政策について、 これまで以上に世論の支持を得るとともに、より多くの日本 人に国際機関勤務への関心を喚起する。 | |
|------|--------------|--|---|
| 3 | 国際 | 機関における日本人職員増強に向けた取組の推進 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年 度 | 国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施する。 1 優秀な日本人 JPO を国際機関に派遣する。 2 潜在的な国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため、国内外の大学等、弁護士等の専門家団体を含めた民間セクターに対するガイダンスを積極的に実施する。 3 人材供給源となり得る関係府省庁との連携を強化するため、関係府省庁で連絡会議を実施する。 4 日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。 | 国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際社会における日本のプレゼンスを強化するに当たり極めて重要な事項であり、そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 他のG 7諸国は、いずれの国も国際機関における自国の職員数が1,000人を超えていることから、37年度までに1,000人を目指すとの中期目標とした。 |
| 中期目標 | 37 年 度 | 国際機関で働く魅力を伝えるべく広報・啓発活動を積極的に推進しつつ、国際機関で勤務する邦人職員数を 1,000 人とする。 | 平成 27 年行政事業レビュー「公開プロセス」 を踏まえ、国際機関職員となる道として最も効 率的である JPO 派遣の拡大、潜在的な候補者の 発掘等左記年度目標を着実に実施していくこ とが中期目標を達成する上で重要である。 |
| | . – | 考指標) 国際機関での勤務 ・を有する邦人数(ロスター 数) | |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|--------|---|--------|---------|--------------------|-------|-----------|------|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | , | 予算額計 | - | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | | 測定 | | | 00 = | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25年 | 26年 | 27 年 度 | 事業番号 |
| | | 安保理改革の実現及び我が国の安保理常任理事国入りを | 1 | | 度 度 度 42 37 156 | | | 045 |
| | | 女体達以単の美現及の我が国の女体達希性達事国人りを 目指し、政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会 | 1 2 | (60, 6) | (96. 8) | (137) | 101 | 045 |
| | (*) | 日指し、政府町文沙で旅々な国际去議。―国町目脳・外伯云 談、国連協議の機会をとらえ、効率的に各国と議論を続け、 | | (00. 0) | (90. 6) | (137) | | |
| | | 安保理改革に向けた機運を高めるともに、安保理改革及びそ | | | | | | |
| | | の他の国連改革の進展を図る。同時に27年度安保理非常任 | | | | | | |
| | | 理事国選挙での当選を目指し、各国国連常駐代表の諸国招聘 | | | | | | |
| | | 等を通じた我が国への支持働きかけを行う。 | | | | | | |
| | | 行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや | | | | | | |
| | | 二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国 | | | | | | |
| | | 連2か年通常予算の増加抑制を図る。また、事務総長のイニ | | | | | | |
| | | シアティブの下で進められている IT を駆使した行財政マネ | | | | | | |
| | | ジメントの効率化の進捗や成果を確認する。 | | | | | | |
| | | また、我が国の国連への貢献はじめとする我が国の施策に | | | | | | |
| | | 対する内外における理解促進及び更なる支持を目指し、有識 | | | | | | |
| | | 者等との意見交換の実施や積極的な広報活動を通じ、国連の | | | | | | |
| | | 活動及び我が国の国連政策を発信する。 | | | | | | |
| | | 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において我が国 | | | | | | |
| | | の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通 | | | | | | |
| | | の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、安保理改革等についての我が国の立場 | | | | | | |
| | | に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する等関連する | | | | | | |
| | | 測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

| ②国際機関 | 外部有識者を面接官としたJPO選考試験を実施する等によ | 3 | 31 | 31 | 30 | 11 | 046 |
|----------|-------------------------------|---|------|------|------|----|-----|
| 邦人職員増 | り,より効果的な試験実施を確保するとともに,JPO 選考試 | | (24) | (24) | (26) | | |
| 強 | 験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、 | | | | | | |
| (昭和 49 年 | JPO 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の邦人職員数 | | | | | | |
| 度) | の増加を図る。 | | | | | | |
| | こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が | | | | | | |
| | 国の地位向上に貢献する。 | | | | | | |
| | 27 年度においては,関連する測定指標の目標達成に努め | | | | | | |
| | వ 。 | | | | | | |

7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概 要

- 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。
- 2 主要人権条約を履行する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難 民高等弁務官(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO等との連携を進める。

測定指標

国際社会の人権の保護促進

1 国際場裏

- (1)人権理事国として、国連人権理事会における議論に積極的に参加する。
- (2)国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。
- (3)国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決 議の内容の強化を図るとともに、同決議へのより多くの 国の賛成を確保する。

2 二国間関係

年度目標

- (1)人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。
- (2)人権・民主主義の保護・促進に向け、二国間人権対話 をはじめとした二国間の議論・対話を積極的に実施す る。
- 3 主要人権条約の履行
- (1)政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2)未締結条約についての検討を進める。
- (3)個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

期目標

中

人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を 着実に履行する。 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

(測定指標の選定理由)

多国間及び二国間の議論・対話及び主要人権条 約の実施に関する実績を測ることは、施策の進捗 を把握する上で重要であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

国際社会の正当な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。

以上の前提のもと、我が国の人権外交は、マルチの取組(国連を含む)と二国間人権対話を両輪とし、両者を組み合わせながらの国際社会の人権の保護促進に向けた活動の実施は重要である。

また、人権の保護・促進の観点から、政府報告 審査等を通じた主要人権条約の履行に努め、また 選択議定書について必要な検討を進める必要が ある。

2 人道分野での取組(難民等への支援)

年度目標

中

期

目

標

1 第三国定住事業によるミャンマー難民の受入れを行う。

2 国内の難民に対する支援を行う。

国内の難民への支援,第三国定住による難民の受入れ等 人道分野で国際貢献を行うとともに,我が国の社会的安定 を維持する。

(測定指標の選定理由)

難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な 国際貢献であり、その実績を測ることは、施策の 進捗を把握する上で必要であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても第三国定住による難民受入れに適切に対応していく必要がある。

 3 国連総会に我が国が提出
 年度目標値
 中期目標値

 出する北朝鮮人権状況決議
 27 年度

 への賛成国数
 コンセンサス
 コンセンサス

測定指標の

(測定指標の選定理由)

選定理由及 び目標値(水 準・目標年

度)の設定の

我が国は、EU と共同で例年国連総会第3委員会に北朝鮮の人権状況に関する決議を提出している。右 決議は、安倍政権の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を実現していく上で重要な手段の一つであり、 国際場裏における我が国の人権分野の活動の中でも重要な位置を占めているところ、その採択の実績を測 ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 根拠

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

我が国が提出している決議がより多くの国の合意を得て採択されることは, 我が国の人権分野での貢献 姿勢が広く国際社会に受け入れられることと同義であるため。

| 達 | | | | | 単位: 百 | 万円 | | 行政 |
|---|----------------|---|----|-------|----------------------------|-------|-----|-----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | プ 昇 領司 (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 连队于权07似安守 | 測定 | | (千八八)合良/ | | 額 | ュー |
| | (天)连心水/ | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①人権・民主 | 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会, 人権理 | 1 | 10 | 11 | 13 | 12 | 050 |
| | 主義の保 | 事会,各人権条約体等)における議論や取組への積極的参画 | | (7) | (9) | (10) | | |
| | 護・促進のた | や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の | | | | | | |
| | めの国際協 | 保護 | | | | | | |
| | 力の推進 | 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事 | | | | | | |
| | (11 年度) | 務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的 | | | | | | |
| | | とした各種取組の活動を支援する。 | | | | | | |
| | | 人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラ | | | | | | |
| | | ム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるととも | | | | | | |
| | | に、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけた行う。そが国の経験に鍛え、政治的党 | | | | | | |
| | | 進に向けた働きかけを行う。我が国の経験に鑑み、政治的安 定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保 | | | | | | |
| | | 定と程序的系术には氏工工義前度の下での自由で入権の保 障が不可欠であるが、働きかけの際には各国の文化・歴史・ | | | | | | |
| | | 発展段階等の事情を考慮する。 | | | | | | |
| | | 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理 | | | | | | |
| | | 事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間 | | | | | | |
| | | の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働き | | | | | | |
| | | かけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道 | | | | | | |
| | | な積み重ねを進める。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、国際社会の人権の保護促進に関する国 | | | | | | |
| | | 際場裏や二国間での取組等関連する測定指標の目標を達成 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |
| | | 2 主要人権条約の履行 | 1 | | | | | |
| | | 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の | | | | | | |
| | | 政府報告の作成,政府報告審査への参加や条約委員会の最終 | | | | | | |
| | | 見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また,個 | | | | | | |
| | | 人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。 | | | | | | |
| | | こうした取組は、人権の保護・促進に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、政府報告審査への参加や条約委員会の | | | | | | |
| | | 最終見解に基づくフォローアップ等の着実な実施等関連する。 | | | | | | |
| | | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | ②難民等救 | 難民認定申請者や条約難民等への支援を継続する。 | 2 | 639 | 611 | 574 | 551 | 048 |
| | 援業務委託 | 難民認定申請者や条約難民に対して、それぞれ保護費の支給 | | (639) | (426) | (574) | | |
| | 事業 | や各種支援事業(日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業 | | | | | | |
| | (昭和 54 年 | 訓練斡旋)を行うことは、我が国の社会的安定、我が国におけ | | | | | | |
| | 度) | る定住支援に寄与する。 | | | | | | |
| | | 国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の | | | | | | |
| | | 受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、国内の難民に対する支援を行う等関連す | | | | | | |
| | @#- = - | る測定指標の目標を達成する。 | | 40 | 07 | 00 | 00 | 040 |
| | ③第三国定 | アジア地域で初となる平成22(2010)年度からの第三国定住 | 2 | 46 | 87 (67) | 90 | 86 | 049 |
| | | による難民の受入れ事業をきめ細やかに実施する。 | | (46) | (67) | (90) | | |
| | 民の受入れ | 国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の | | | | | | |
| | (22 年度) | 受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。 | | | | | | |

| 27年度においては、第三国定住事業によるミャンマー難民の | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| 受入れを行う等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | |

| | 個別分野 | 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進 |
|---|------|--|
| ĺ | 施策の概 | 女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約,及び女性関連施策の企画・調整を通じた,女性の権利 |
| | 要 | の保護・促進に向けた取組を行う。 |

| 測 | 1 | 女性 | の権利の保護・促進 | 涓 |
|-----|------|-------|---|---|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年度 | 1 女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため、各国・国際機関と連携し、女性の地位委員会等の多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。 2 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。 3 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。 5 国連安保理決議 1325 号に関する「行動計画」策定については、市民社会と意見交換を実施しつつ、その策定に取り組む。 | (|
| | 中期目標 | _ | 女性の権利の保護・促進にかかる国際的な連携・協力を 推進する。 | |
| | 2 | LIN W | omen に対するコア 在度日煙値 | Щ |

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

我が国の外交政策に幅広くジェンダーの視点 を反映する必要があり、その実績を測ることは、 施策の進捗を把握する上で重要であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

平成 25 年9月の国連総会において安倍総理大 臣が述べたとおり、「女性が輝く社会」の実現に向 け、①女性の社会進出とエンパワーメント、②保 健医療分野の取組、③平和と安全保障における女 性の参画と保護を推進する必要があり、このた め、多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参 加することが重要である。

| 1 | | |
|-------------------|---------|---------|
| 2 UN Women に対するコア | 年度目標値 | 中期目標値 |
| 拠出額の順位 | 平成 27 年 | 平成 27 年 |
| | 10 位 | 10 位 |

測定指標の

(測定指標の選定理由)

選定理由及 び目標値(水 準·目標年 度)の設定の 根拠

UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) は女性・ジェンダーに関する唯 一の国連機関である。安倍総理大臣が掲げる「女性が輝く社会」を実現していく上で同機関への拠出額を目 に見える形で増額させることは、我が国政府としての方針に一貫性をもたせ、国際社会において我が国の 女性・ジェンダー問題における積極的な姿勢を示す上で不可欠であるところ、その実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

今後さらに事業内容・規模の拡充を図っていくための UN Women の資金需要は高く、同機関から我が国 に対して増額要請があるところ、拠出上位10ヵ国以内(暦年)に入ることを目指したい。

| 達 | | | | | 単位∶ī | 百万円 | | 行政 |
|---|---------|---------------------------------|----|-----|-------|------|------|------------|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | _ | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 连,从于校07城安守 | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①女性・平 | 安保理決議1325号に基づく我が国の女性・平和・安全保障に | 1 | | _ | _ | 3 | 新27 |
| | 和•安全保障 | 関する行動計画をフォローアップする会合(①有識者及び市民 | | | | | | -16 |
| | に関する行 | 社会を集めた東京で実施する会合(年3回), ②地方における意 | | | | | | |
| | 動計画関連 | 見交換会(全国8カ所を想定))を実施する。 | | | | | | |
| | 経費 | こうした取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の | | | | | | |
| | (27 年度) | 履行への市民社会の参加を促進させるものであり、女性の権利 | | | | | | |
| | | の保護・促進に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、有識者及び市民社会を集め、東京で会合 | | | | | | |
| | | を実施する等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②女性関連 | 8月に東京にて「女性版ダボス会議」を目指して第2回「女性 | 1 | _ | _ | _ | 85 | 新 27 |
| | 国際シンポ | が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!) を開催する。 | | | | | | —17 |

| ジウム開催 | 国内外の有識者やメディアを招待し、女性・ジェンダー問題に | | | | | | |
|---------------------|--|---|---|---|---|----|-------------|
| 経費 | ついて国内外の知見を集結し当該分野の課題解決につながる | | | | | | |
| (27 年度) | 議論・取組を実施する。 | | | | | | |
| | これらの取組は、日本からのジェンダー分野に関する国際的 | | | | | | |
| | な意識向上・啓発の推進に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、WAW!の開催を中心に日本政府が女性分野 | | | | | | |
| | において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する | | | | | | |
| | 等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ③在外公館 | 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関す | 1 | _ | _ | _ | 24 | 新27 |
| | | | | | | | |
| における女 | る前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、主 | | | | | | — 18 |
| における女 性関連セミ | | | | | | | —18 |
| | | | | | | | —18 |
| 性関連セミ | 要各国に所在する我が国在外公館主催にて女性関連セミナー | | | | | | -18 |
| 性関連セミ ナー開催経 | 要各国に所在する我が国在外公館主催にて女性関連セミナーを実施する。 | | | | | | —18 |
| 性関連セミ ナー開催経 費 | 要各国に所在する我が国在外公館主催にて女性関連セミナー を実施する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に対応する積極的な外交 | | | | | | —18 |

個別分野

9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概 要

我が国を取り巻く安全保障環境をかんがみると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 国際的な核軍縮については、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、核兵器不拡散条約(NPT)体制の強化(2015年NPT運用検討会議を踏まえた取組),国連総会での核軍縮決議の提出・採択,包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発行等の実現に向けた取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (MM) 等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。
- 4 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対人地雷・クラスター弾に関する条約、国連小型武器決議行動計画の枠組を通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。

測定指標

国際的な核軍縮を追求するための取組

1 我が国は唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、2015 年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、現実的かつ実践的な取組を積極的に行い、議論を主導する。特に、NPDI が提出した合意文書案が2015年NPT運用検討会議の合意文書に反映されるよう他のNPDI参加国とともに、関係各国に働きかけを行う。

年度目標

- 2 2015 年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の結果を 踏まえ、「核兵器のない世界」に向けた取組をさらに前進 させるべく、以下の取組を積極的に行う。
- (1)軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献するため、国連軍縮会議の開催に協力する。
- (2)CTBT 賢人グループ会合の開催を支援する。
- (3)国連総会への新たな核軍縮決議を提出し、共同提案国及び賛成国の増加を図る。
- 3 核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていくため、委嘱する「非核特使」及び「ユース非核特 使」を国際会議等に派遣するとともに、その活動を支援する。

中期目標

国際的な核軍縮を追求するための取組を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

国際的な核軍縮を追求するための取組について の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で 有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

唯一の戦争被爆国として、核軍縮の取組を国際的にリードしていくことは、我が国の道義的義務である。また、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で、必要不可欠な施策である。

5年に1度開かれる2015年NPT運用検討会議の結果を踏まえた取組を着実に行っていくことが「核兵器のない世界」を実現するにあたり肝要である。

2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組

1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

(1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行する。

年度目標

- (2)各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため積極的に議論に貢献する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障 措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、 IAEA 追加議定書の非締結国に締約を働きかけ、締約国の 増加を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実

(測定指標の選定理由)

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

北朝鮮による核・ミサイル開発は、日本を含む 地域の喫緊かつ重大な脅威であり、イランの核問 題に対しても、国際社会は強い懸念を抱いている 等、大量破壊兵器拡散問題への対応は、我が国の 安全保障の確保の観点のみならず、国際社会の平 和と安全の観点からも必要不可欠である。また、 新たな核兵器国出現の阻止のための IAEA 保障措 置及び核兵器国を追求する主体による関連物 資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要

施する。 であり、不拡散体制強化のためにもアジアをはじ (1)タイ,ベトナム等に二国間レベルで輸出管理体制強化 めとする国際社会との連携が必要不可欠である。 を働きかける。 (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア 輸出管理セミナー等を主催する。 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国 際的な枠組みに積極的に参加する。 (1)拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専 門家(0EG)会合 (2)ニュージーランド主催訓練「Maru 15」の計画会合 日 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。 期 目 標 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のた (測定指標の選定理由) 大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不 めの取組 拡散にかかる取組は、国際社会の平和と安全を維 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。 持するのみならず、我が国の安全保障を担保する (1)非締約国に対して加入を呼びかける。 上で、必要不可欠な施策であり、その実績を測る (2)BWCの会期間活動等、条約の実施強化のための議論に ことは、施策の進捗を把握する上で有益であるた 積極的に参画する。 (3)条約の実施強化のため、専門家のセミナー派遣等を実 施する。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するため 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。 年 27 には、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であ 度 (1)非締約国に対して加入を呼びかける。 年 (2)化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議,執行理事会(年 るとともに、各締約国が条約国内実施を強化する 目 度 標 ことも、不拡散のために必要不可欠である。また、 3回開催)及び執行理事会間に開催される条約実施のた 我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信 めの各種協議へ積極的に参画する。 (3) 専門家派遣, 研修員受入等締約国の国内実施措置の強 頼醸成を図ることも重要である。 化のための国際協力を実施する。 (4)化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ, 我が国 のCWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図 る。 日 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施 期 強化のための取組を強化する。 目 標 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関 (測定指標の選定理由) 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の する取組 1 平成 26 年 12 月に発効した武器貿易条約(ATT)につい 透明性向上に関する取組の実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で有益であるため。 ては、以下を実施する。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) (1)アジア太平洋地域の締約国が増えるよう、様々な機会 武器貿易条約(ATT)に関しては、我が国は一貫 を通じて同条約の締結を働きかける。 してこの条約の作成及び採択を推進してきた。同 (2)第1回締約国会合において条約の効率的実施が確保 条約のアジア太平洋の締約国は、中南米及びヨー されるように議論に積極的に参加する。 ロッパと比較すると少ないことから、アジア太平 2 対人地雷については、締約国会議への積極的に参加す 洋における多くの国が締結するように働きかけ ると共に、12月まで地雷対策支援グループ(MASG)の議長 年 27 ることが重要である。 度 を務めるところ、緊急案件等に対応した会合を主催して 年 対人地雷・小型武器の分野においても、これま 目 ドナー国間で情報共有を行う機会を提供するなど、能動 度 標 で我が国はこれらの分野において主導的な役割 的な役割を務める。 を果たしてきており、今後も推進していく立場で 3 クラスター弾に関する条約の第1回目となる検討会 議(5年に1度の会議)では、同条約の普遍化促進に向け ある。 地雷・クラスター弾を含む不発弾対策について 取り組むと共に、会議における議論に積極的に参加する。 は、我が国は世界第2位の規模の国際協力を実施 4 国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきて しており、現場のみならず、国際場裏においても きた我が国としては、国連小型武器行動計画 (PoA) 第2 各国の取組に関与していくことが重要である。 回専門家会合においても専門家の意見を踏まえ、積極 的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していく。 小型武器に関しては、我が国は小型武器決議を

| 中期目標 | _ - | | 兵器の軍備管理・軍縮 する取組を強化する。 | 及び軍事関連情報の透明性向 | 際社会の取組を | 武器会議の議長職等を通じて,国 主導してきており,今後も積極 手し,会議の成功に向けて貢献し 要である。 |
|----------------------------|------|------|--------------------------|-----------------|------------|---|
| 5 | 国連総 | 総会に非 | 践が国が提出する核 | 年度目標値 | į | 中期目標値 |
| 軍縮決議への支持取り付け | | | 持取り付け | 27 年度 | | _ |
| (1 | 共同提 | 星案国数 | | ①103 | | _ |
| 2 | 賛成国 | 數 | | 2)171 | | |
| 測定 | E指標σ | D選定 | (測定指標の選定理由 | 1) | | |
| 理由 | 自及び目 | 目標値 | 国連総会における | る核軍縮決議は、「核兵器のなり | ハ世界」の実現に向け | けた国際的機運を高めることに貢 |
| | | | 献する取組であり、 | 同決議への支持状況を測定す | ることは、施策の進 | 捗を把握する上で必要である。 |
| 度)の設定の根 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) | | | | 度) 設定の根拠) | | |
| 柳 日標値は過去5年間の平均値とした。 | | | E問の平均値とした。 | | | |

| 達 | | | | | 単位∶ | 百万円 | | 行政 |
|---|------------------|-------------------------------|----|-------|-------|-------|-----|-----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | • | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 是1001700000 | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①包括的核 | 連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する | 1 | 186 | 176 | 177 | 170 | 051 |
| | 実験禁止条 | 監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・ | | (178) | (172) | (175) | | |
| | 約 (CTBT) 国 | 分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うと | | | | | | |
| | 内運用体制 | 共に、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、CTBTO準 | | | | | | |
| | 整備事業等 | 備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交 | | | | | | |
| | (16 年度) | 換を行い、協力関係を構築・維持する。 | | | | | | |
| | | こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資す | | | | | | |
| | | 3. | | | | | | |
| | | 27年度においては、CTBT賢人グループ会合の開催支援等関 | | | | | | |
| | 8 F. #. # | 連する測定指標の目標を達成する。 | | | | 4.5 | 40 | 050 |
| | ②軍備管 | 1 国際連合等への協力費 | 1 | 62 | 54 | 45 | 42 | 052 |
| | 理・軍縮・不 | 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のア | | (42) | (28) | (47) | | |
| | 拡散への取 | ピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開か | | | | | | |
| | 組 | れた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 | | | | | | |
| | (*) | こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民 | | | | | | |
| | | 社会の理解の深化に貢献する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、国連軍縮会議の開催への協力等関連 | | | | | | |
| | | する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 軍縮教育普及 | 1 | | | | | |
| | | 職員が毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記(祈) | | | | | | |
| | | 念式典及び関連行事に出席し、外務大臣等を補佐すると共 | | | | | | |
| | | に、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体と | | | | | | |
| | | なって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また, | | | | | | |
| | | 国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等 | | | | | | |
| | | を派遣し、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相 | | | | | | |
| | | を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 | | | | | | |
| | | こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢 | | | | | | |
| | | 献する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては、「非核特使」及び「ユース非核特使」 | | | | | | |
| | | の国際会議等への派遣等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |

| 3 軍縮・不拡散調査研究等経費 | <u> </u> |
|--|----------|
| 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・ | |
| 軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を | |
| 行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環とし | |
| て、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実 | |
| イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | |
| を実施する。 | |
| こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。 | |
| 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | |
| 4 国連総会 | 1 |
| 国連総会第1委員会に積極的に参加し、数多くの軍縮関 | |
| 連の決議を採択に貢献する。 | |
| こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。 | |
| 27年度においては、新たな核軍縮決議の提出等関連する | |
| 測定指標の目標を達成する。 | |
| 5 アセアン地域フォーラム不拡散・軍縮会期会合 | 1 |
| 核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用のいずれについ | |
| ても、我が国は国際社会の取組をリードしてきているが、 | |
| アジア・太平洋地域の政治と安全保障を対象とする対話の | |
| 枠組みである。ASEAN 地域フォーラム(ARF)において, こう | |
| した取組を地域レベルでアピールする。 | |
| こうした取組は、地域レベルでの軍縮の気運を高めるこ | |
| とに寄与する。 | |
| 6 地域不拡散強化協力 | 2 |
| ASEAN諸国,中国,韓国等の局長級の不拡散政策担当者が | |
| 一堂に会し、北朝鮮・イランの核問題やIAEA保障措置等の | |
| 不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うアジ | |
| ア不拡散協議(ASTOP)を平成15(2003)年より開催している。 | |
| また、アジア諸国等の輸出管理政策の専門家を招致し、ア | |
| ジア諸国・地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高 | |
| め、その輸出管理制度を強化することを目的に、平成5 | |
| (1993)年より毎年アジア輸出管理セミナーを開催してい | |
| る。その他、アジア太平洋地域における不拡散に関する会 | |
| 議への出席やアジア諸国への専門家派遣を必要に応じ実施 | |
| している。 | |
| こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推 | |
| 進に寄与する。 | |
| 27年度においては、アジア不拡散協議(ASTOP)開催等関連 | |
| する測定指標の目標を達成する。 | |
| 7 原子力・不拡散関連技術分析 | |
| 北朝鮮やイランの核問題等の不拡散の問題に適切に対応 | |
| するにあたっては、原子力分野の技術的・専門的知見に基 | |
| づく情報分析が不可欠であり、また、これらの問題が我が | |
| 国に与える重大性にかんがみ、右分析は質が高く適時性の | |
| あるものであることが極めて重要である。こうした分析を | |
| 行うためには、原子力分野における高度の技術的・専門的 | |
| | |
| 知見が必要であるため、国内外の研究機関等と緊密な関係 | |
| を有する大学院レベル以上の外部有識者を不拡散情報分析 | |
| 員として採用し、こうした業務を担当させる。 | |
| こうした取組は、核不拡散への適切な対応に貢献する。 | |
| 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | <u> </u> |

| | 8 IAEA 保障措置(追加議定書の発効促進) | 2 | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|
| | IAEA がNPT 加盟国と締結する包括的保障措置協定を強化 | | | | | | |
| | するため,モデル追加議定書が策定され,現在125カ国が | | | | | | |
| | 同モデル追加議定書を締結しているが,不拡散体制の強化 | | | | | | |
| | のためには更なる締結国の増加が必要であり,IAEA や関連 | | | | | | |
| | ドナ一国と協力しながら取組を進めていく。 | | | | | | |
| | 27 年度においては,関連する測定指標の目的を達成す | | | | | | |
| | ే . | | | | | | |
| | 9 拡散に対する安全保障構想(PSI) | 2 | | | | | |
| | PSI訓練やオペレーション専門家会合(OEG)への出席及び | | | | | | |
| | 主催(PSI訓練: 24年度, OEG: 22年度)を通じ、アジア地域 | | | | | | |
| | における数少ないOEG参加国として、引き続きPSIに積極的 | | | | | | |
| | に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのア | | | | | | |
| | ウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 | | | | | | |
| | これにより、特にアジアにおける核不拡散の推進に寄与 | | | | | | |
| | する。 | | | | | | |
| | って。 27年度においては、PSIのオペレーション専門家(OEG)会 | | | | | | |
| | 合への参加等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 10 原子力供給グループ(NSG) | 2 | | | | | |
| | NSGは、核兵器開発に使用され得る原子力関連資機材等の | | | | | | |
| | 輸出管理を通じ核兵器の拡散を防止していくことを目的と | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | する国際輸出管理レジームである。我が国は、NSG情報共有 | | | | | | |
| | システム(NSG Information Sharing System(NISS))の利用 | | | | | | |
| | を通じ、NSGにおける情報収集及び情報提供を行いつつ、そ | | | | | | |
| | の活動に積極的に参加している。 | | | | | | |
| | こうした取組は、国際的な核不拡散体制の強化に資する。 | | | | | | |
| | 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 11 ワッセナー・アレンジメント(WA) | 2 | | | | | |
| | WAは、通常兵器及び関連汎用品、技術の輸出管理を通じ、 | | | | | | |
| | 地域及び国際社会の安全に寄与していくことを目的とする | | | | | | |
| | 国際輸出管理レジームである。我が国は、WA情報システム | | | | | | |
| | (WA Information System (WAIS))の利用を通じ、WAICおけ | | | | | | |
| | る情報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に積極的に | | | | | | |
| | 参加している。 | | | | | | |
| | こうした取組は、通常兵器及び関連汎用品・技術の拡散 | | | | | | |
| | 防止に寄与する | | | | | | |
| | 27年度においては、関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 12 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の | 3 | | | | | |
| | 実施強化のための取組 | | | | | | |
| | BWC:会期間活動等,条約の実施強化のための議論に積極 | | | | | | |
| | 的に貢献し、作業文書の提出等を行う。 | | | | | | |
| | CWC: 化学兵器禁止機関(OPCW) 締約国会議, 執行理事会(年 | | | | | | |
| | 3回開催)及び執行理事会間に開催される条約実施のため | | | | | | |
| | の各種協議への積極的な参画するとともに、中国遺棄化学 | | | | | | |
| | 兵器(ACW)処理事業等への査察受入においてOPCWに協力す | | | | | | |
| | న 。 | | | | | | |
| | こうした取組は、BWC及びCWCの実施強化に資する。 | | | | | | |
| ③通常兵器 | 通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等に | 4 | - | _ | - | _ | - |
| の軍備管理 | おける国際的議論に積極的に参加し、我が国のプレゼンスを | | | | | | |
| (22 年度) | 高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を | | | | | | |
| | 展開する。 | | | | | | |
| | 武器貿易条約(ATT) 交渉への積極的な参加,対人地雷禁止 | | | | | | |
| | 条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進のための | | | | | | |
| | 働きかけ等を積極的に行う。 | | | | | | |
| | こうした取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連 | | | | | | |

| 情報の透明性向上に寄与する。 | | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| 27年度においては、アジア太平洋における武器貿易条約 | | | |
| (ATT) 締約国の増加に向けた働きかけ等関連する測定指標 | | | |
| の目標を達成する。 | | | |

| 個別分野 | 10 | 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 |
|------|----|--|
| 施策の概 | 1 | 福島第一原子力発電所事故に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。 |
| 要 | 2 | 国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。 |
| | 3 | 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。 |

| 測 | 1 | 国際 | 協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の |
|----|-----------|--------------------|---|---|
| 定 | | | 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際 | 設定の根拠 |
| 指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する。 2 平成 26 年3月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ、特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する。 | (測定指標の選定理由) 原子力の平和的利用に際し、原子力安全 (Safety)、核セキュリティ(Security)を確保し ていくことは極めて重要であり、このための取 組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する 上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 中期目標 | _ | IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する。 平成 28(2016)年に予定されている第4回核セキュリティ・サミットに向けて、我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の努力を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。 | 左記の目標の達成は、原子力の平和的利用を 着実に推進する上で重要である。 |
| | 2 | 福島 | 第一原発事故後の対応 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 中期目標 | 27 年度 | 1 福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。 事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。 | 福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行っていくことは極めて重要。また、廃炉・汚染水対策は前例のない取組であり、国内外の叡智を集めて対応することが必要である。こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標達成に向けた取組は、国際的な原子力安全を強化する上で重要である。 ・2015年NPT運用検討会議一般討論演説(平成27年4月28日) 「福島第一原発事故を踏まえ、国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。」 ・「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(平成25年9月3 |
| | | | | 日原子力災害対策本部決定。) |
| | 年度目標 | 原子 27 年 度 | 力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施開発途上国等の支援のため、以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。 1 IAEA 技術協力基金(TCF)を通じた技術協力 2 IAEA 平和利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力 | (測定指標の選定理由) 開発途上国や原発新規導入国における原子力の平和利用及び原子力安全の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 中期目標 | _ | 開発途上国における原子力の平和的利用の促進や、国際社会における原子力安全の向上に努める。 | TCF、PUI 及びRCA を通じた支援は、原子力の平和的利用や原子力安全を向上させる上で重要である。 |
| | 4 | | 質・原子力関連品目の適切な移転の実施 | (測定指標の選定理由) |
| | 年 | 27 | 二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により,適切 | 今後も核物質・原子力関連品目の移転が見込 |

| 度目標 | 度 | な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。 | まれており、これら品目の適切な移転に関する 実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で 有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
|------------------|---|---|---|
| 中期目標 | - | 核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。 | 核物質・原子力関連品目の適切な移転の継続は、移転品目の平和的利用を確保する上で重要である。 |
| 5 | 放射 | 性物質の安全で円滑な輸送の実施 | (測定指標の選定理由) |
| 年度 | : 2 <i>1</i> 年 _使 | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。 | 我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、今後も順次我が国に返還されることとなっている。従って、 |
| 中期目標 | - | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。 | 海上輸送の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 沿岸国及び輸送国との協力を一層緊密化することにより、放射性物質輸送を安全かつ円滑に実施することは、我が国の原子力政策の円滑な展開を確保する上で重要である。 |
| 6 | 二国 | | (測定指標の選定理由) |
| 年度日標 | 年 年 | 1 メキシコ、南アフリカとの二国間原子力協定等、交渉中の協定交渉を推進する。 2 新たな協定の整備については、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していく。 | 二国間協定の交渉・協議の進展に関する実績 を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益 であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) メキシコ、南アフリカとの二国間原子力協定 |
| 中 期 目 標 | - | 二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平 和的利用を推進する。 | 等,交渉中の協定やその他適切な協定交渉妥結 は原子力の平和的利用を進める上で重要であ る。 |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|-----------|---------------------------------------|----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | | 測定 | | | | 額 | ユー |
| | , | | 指標 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | A A A A A A A A A A A A A A A A A A A | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①原子力の | 主に以下の国際協力を推進する。 | 3 | 14 | 11 | 10 | 9 | 053 |
| | 平和利用の | 1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交 | 4 | (7) | (9) | (8) | | |
| | ための国際 | 涉会合 | 6 | | | | | |
| | 協力の推進 | 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための | | | | | | |
| | (17 年度) | 地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するた | | | | | | |
| | | めの専門家の参加を得た関連会合 | | | | | | |
| | | 3 原子力関連施設の視察 | | | | | | |
| | | 4 原子力専門資料から情報の入手 | | | | | | |
| | | 5 我が国との原子力協力に関する調査 | | | | | | |
| | | こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては,メキシコ,南アフリカとの二国間原 | | | | | | |
| | | 子力協定等の交渉中の協定交渉の推進等,関連する測定指標 | | | | | | |
| | | の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②IAEA, G7 | IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加及び国際 | 1 | _ | _ | _ | _ | - |
| | 等を通じて | 協力を推進するとともに、福島第一原子力発電所事故から得 | 2 | | | | | |
| | の原子力安 | られた経験と教訓を国際社会と共有する。 | | | | | | |
| | 全関連条約 | こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献す | | | | | | |

| や安全基準 等の強化 (22 年度) | る。 27 年度においては、IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する等、関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|
| に係る各国 への情報 収束専門知 の協力調整 (22年度) | る。 27 年度においては、福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行う等、関連する測定指標の目標を達成する。 | 2 | _ | _ | | _ |
| ④核セキュ リティ酸の のた取 のの の の で の で の で の で の で の で の で の で の | 次回核セキュリティ・サミット(平成 28 年)に向けた国際的な議論への参加、同サミットに向けた日米核セキュリティ作業グループの活動、輸送セキュリティに関する国際会議の開催等、国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行う。 こうした取組により、原子力安全及び核セキュリティの向上に貢献する。 27 年度においては、平成 26 年 3 月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ、特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する等、関連する測定指標の目標を達成する。 | 1 | _ | | | _ |
| ⑤質を国政な保 財制を 動力を 動力を の の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、関係国間で協力を行うとともに、沿岸国に対し、理解増進活動を実施する。 こうした取組は、我が国の原子力政策の円滑な展開を確保する上で重要である。 | 5 | _ | | | _ |

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進 施策の概 我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し、世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具 要 体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、 地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施する。 測 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定 1 科学技術外交を推進するため、二国間科学技術合同委 定の根拠 指 員会の活性化が重要であり、5か国・機関以上との政府 (測定指標の選定理由) 標 間会合等を開催する。 科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が 2 二国間科学技術外交強化のため、新興国等との間で新 繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、そ 27 規に科学技術協力協定締結の可能性を検討する。 の目的の達成のために、諸外国(先進国のみなら 度 年 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員 ず、新興国との間においても)との協力が重要とな 目 度 会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関 ってくる中、二国間政府間会合は、専門性の高い 標 及び在外公館との情報交換の促進に努める。 科学技術分野において、情報交換・認識の共有・ 課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会 における科学技術の発展に欠かせない手段となっ ており、その実績を測ることは、施策の進捗を把 科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国 握する上で有益であるため。 際社会の平和と安全確保に貢献する。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決 期 定)で、我が国科学技術の国際展開を推進する基盤 目 強化の推進方策として「政府対話や協定に基づく 標 協力を一層効果的に推進する」と規定しているこ と、また、限られた予算・人員の中でこれまでの 実績等を踏まえて設定した。 2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向 (測定指標の選定理由) 一国では実施できない大規模な研究開発につい けた協力の推進 ては、多国間の国際科学技術協力が有効であり、 イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力 に貢献する。 その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上 で有益であるため。 1 イーター計画 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) (1)今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、引き続 年 27 き円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。 イーター計画の円滑な実施等左記の目標の達成 度 (2) 平成 27 年3月に承認された組織運営改革方針をまと は、多国間の平和目的の科学技術協力を着実に進 年 目 めた行動計画に基づき、組織改編、機構長の権限強化等 展させる上で重要であり、また、こうした協力自 度 標 体が参加各国・極間の信頼醸成につながり、 国際 の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。 2 ブローダー・アプローチ活動 社会の平和と安定にも寄与する。 EU と協力し、核融合エネルギーの研究開発に向けた活 •第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決 動の効果的かつ効率的な実施を確保する。 中 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決 多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体 期 定) の平和と安全に貢献する。 目 ISTC への支援を通じた協力の推進 3 (測定指標の選定理由) 大量破壊兵器関連技術の拡散防止に資する人 1 国際科学技術センター(ISTC)を通じ、中央アジア等よ 的不拡散については、多国間の国際科学技術協力 り広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。 年 27 が有効であり、その実績を測ることは、施策の進 2 ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組む。 度 年 捗を把握する上で有益であるため。 3 ISTC を通じて大量破壊兵器の拡散防止に向けたより 目 度 効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 標 ISTC を通じた中央アジア等より広範な地域で の科学技術協力関係の強化等の左記の目標の達成 多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体 は、大量破壊兵器の拡散を防止する上で重要であ の平和と安全に貢献する。 る。 期 ·第4期科学技術基本計画(平成23年8月閣議決 目 標 定)

第189回国会施政方針演説(平成27年2月12日)

| 4 | ソフ | トパワーとしての科学技 | 技術の活用 | (測定指標の選定理由) |
|--------|--------------|-------------------------|---|--|
| 年度目標 | 27 年 度 | | 者・専門家を海外に派遣し、5回を し、我が国の優れた科学技術力を印 貢献する。 | 科学技術をソフトパワーの源として外交に活用する取組は、諸外国との将来的な科学技術協力に向けた環境の醸成、我が国のブランド・イメージの確立、我が国企業の海外におけるビジネス展開 |
| 中期目標 | 1 | 我が国の科学技術力 って,我が国の繁栄と | 」をアピールする科学技術広報によ 安定に貢献する。 | を支援するために必要な施策の一つであり、その 実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有 益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「科学技術外交の強化」(平成 20 年 5 月、総合科 学技術会議)において、「国際的なプレゼンス強化」 「我が国の優れた科学技術に対する国際的なブラ ンド・イメージの確立」に関する提言を踏まえ、ま た限られた予算の中でこれまでの実績等を加味し 設定した。 |
| 5 新 | | 考指標)ISTC における ロジェクト数 | | |
| 6 鵈 | (参表 战員数 | 考指標)ISTC 事務局の | | |
| 7 業 | | 考指標) 専門家交流事 施回数 | | |
| 8 業 | | 考指標) 専門家交流事加人数 | | |

| 達 | | | | | 単位∶ī | 5-0 | | 行政 |
|----|--------------------|--------------------------------|----------|-------|-------|------|---------------------|------|
| 成 | | | 関連 | | 中四日 | コハロ | 当初 | 事業 |
| 八手 | 達成手段名 | | する | | 予算額計 | - | 予算 | サモレビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 了 异 額 | |
| FX | (関連施策) | | 測定 指標 | 0.4 Æ | 25 年 | 06 左 | 27年 | 事業 |
| | | | 扫信 | 24年 | | 26年 | • | 番号 |
| | ① 4.1 平 4.4 | ひとにし、 てのは立て、 到労士体ですの ノリ・・・・ 生力 | 4 | 度 | 度 | 度 | 度 | 钳石 |
| | ①科学技術 | 我が国にとっての外交面・科学技術面でのメリット等を勘 | 1 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | に関する二 | 案し、科学技術協力協定の新規締結に向けた作業を相手国と | | | | | | |
| | 国間政府間 | | | | | | | |
| | 対話の推進 | 同協定に基づく二国間合同委員会を通じて、相互の科学技 | | | | | | |
| | | 術政策や、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノ | | | | | | |
| | | ロジー,地球環境科学等の様々な分野での協力について意見 | | | | | | |
| | | 交換を行うことにより、両国の科学技術政策等に関する共通 | | | | | | |
| | | 認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更 | | | | | | |
| | | なる協力の推進を政府間で確認することができる。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、5か国・機関以上との政府間会合等の | | | | | | |
| | | 開催等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②イーター | | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | | な大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を | | | | | | |
| | 進 | 進める。 | | | | | | |
| | | 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することに | | | | | | |
| | | より、多国間の平和目的の科学技術協力を進めると共に、参 | | | | | | |
| | | 加各国・極間の信頼醸成に繋げ、国際社会の平和と安定に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、イーター計画の円滑な実施等に関連す | | | | | | |
| | | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③科学技術 | 欧米科学技術先進国、新興国、アジア、中東アフリカ諸国 | 4 | 8 | 4 | 3 | 3 | 054 |
| | 外交推進専 | に日本の優れた科学者・専門家を派遣し、我が国の科学技術 | | (6) | (3) | (4) | | |
| | 門家交流関 | 力をアピールする海外へ向けた科学技術広報を行うことで、 | | | | | | |
| | 係経費 | 我が国の科学技術力の情報発信を通じた我が国ソフトパワ | | | | | | |
| | (21 年度) | 一の向上及びネットワーキングを通じた我が国企業の海外 | | | | | | |

| でのビジネス展開支援を図る。 | | | |
|------------------------------|--|--|--|
| 本事業を通じて我が国の優れた科学技術力を事業対象国 | | | |
| の政策決定者、専門家、一般市民等にアピールすることによ | | | |
| り,我が国の最先端の科学技術への認識を深め,我が国との | | | |
| 二国間科学技術協力関係の発展に寄与する。併せて、我が国 | | | |
| 企業の海外でのビジネス展開の支援をはかり、我が国の経済 | | | |
| 的安定にも貢献する。 | | | |
| 27年度においては、優れた科学者・専門家を海外に派遣し、 | | | |
| 5回を目標に講演会等を開催する等関連する測定指標の目 | | | |
| 標を達成する。 | | | |

施策 II-2 国際経済に関する取組

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-Ⅱ-2)

| 施策名 | 国際経済に関する取組 | 担当部局名 | 経済局 |
|------|-----------------------|--------|------------------------------|
| 施策目標 | 日本経済の再生に資する,力強い経済外交を | 目標設定の | 平成 25 年6月に閣議決定された「日本再興戦 |
| | 推進するため、以下に取り組む。 | 考え方・根拠 | 略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連 |
| | 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと | | 携の推進等を柱とする国際展開戦略が目標に掲 |
| | 同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、 | | げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面 |
| | 欧州などとの経済連携を推進する。 | | から実施していくことが重要である。 |
| | 2 インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む | | また,平成 26 年6月に改訂された「日本再興 |
| | 日本企業の海外展開支援を強化する。 | | 戦略」においても,上記の目標に基づき,経済連 |
| | 3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給 | | 携交渉について,TPPの早期妥結に向けて引き続 |
| | の確保に取り組む。 | | き取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・ |
| | 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 | | EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的か |
| | | | つスピード感を持って推進していくことが掲げ |
| | | | られており、これを着実に実施していくことが |
| | | | 重要である。 |
| | | 政策体系上 | 分野別外交 政策評価実 平成28年8月 |
| | | の位置付け | 施予定時期 |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 個別分野 | 1 | 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 |
|------|---|---|
| 施策の概 | 1 | 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。 |
| 要 | 2 | 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的 |
| | 1 | こ戦略的かつスピード感をもって推進する。 |

| 川川 | 1 | 国際 | 祭貿易ルールの強化及び既存ルール | | | 選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|----|--------------|-----------------|---|------------------------|---------|---------------------------|
| 定 | | | 1 ドーハ・ラウンド交渉に積極 | 極的に参画し、多角的貿易 | 定の根拠 | |
| 指 | | | 体制の維持・強化に取り組む。 | また、有志国による交渉 | (測定指標の | 選定理由) |
| 標 | 年 | | (情報技術協定(ITA)品目拡大3 | た渉,環境物品協定(EGA), | 国際貿易/ | レール強化のための貢献やWTO紛争解決 |
| | | 27 | 新サービス貿易協定(TiSA))に | も引き続き積極的に参加 | 制度等の活用 | 用についての実績は、多角的貿易体制の |
| | 度 | | する。 | | 維持·強化 | こ向けた我が国の取組の進捗を測る上で |
| | 目 | 年 | 2 保護主義的な貿易政策の抑止 | 上・是正のために、WTO 各 | 有益であるが | |
| | 標 | 度 | 種委員会等の枠組み及び紛争 | 解決手続を積極的に活用 | (目標(水準 | ・目標年度) 設定の根拠) |
| | | | する。 | | | は、これまで GATT/WTO の多角的貿易体 |
| | | | | | 制の恩恵る | を受け、経済的繁栄を実現してきた。引 |
| | | | | | | D体制を維持・強化すべく、モノやサー |
| | | | 多角的貿易体制の安定を図るる | とともに、国際貿易ルール | | よる貿易自由化やルールの整備を実現す |
| | | | を維持・強化する。 | | ることは, | 我が国の繁栄のみならず、世界経済全 |
| | 史 | | | | 体の発展, | また途上国の開発促進にも必要である。 |
| | 中期目標 | _ | | | 2 WTO 紛 | 再解決制度などの既存ル―ルの実効的運 |
| | 標 | | | | 用を図るこ | ことは,WTO 体制に信頼性,安定性をも |
| | | | | | たらす柱で | であり、保護主義的貿易政策に対する抑 |
| | | | | | 止につなが | がる。 |
| | 2 | 経済 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | D進展 | (測定指標の | 選定理由) |
| | | | 1 TPP 交渉については, 早期3 | 妥結に向け、守るべきもの | 新興国る | を中心に世界の市場は急速に拡大してい |
| | | | は守り、攻めるべきものは攻め | かることにより, 国益にか | る中、経済 | 斉連携を推進することにより、世界の経 |
| | | | なう最善の道を追求する。 | | 済成長を耳 | 取り込んでいくことが重要であり, 現在 |
| | _ | | 2 日 EU・EPA については、平原 | 成 26 (2014) 年 11 月のG20 | 交渉中の総 | 経済連携交渉の進展は、施策の進捗を把 |
| | 年 | 27 | ブリスベン・サミットの際に行 | うわれた日 EU 首脳会談に | 握する上で | で有益であるため。 |
| | 度 | 年 | おける合意を踏まえ, 平成27(| 2015)年中の大筋合意を目 | (目標(水準 | ・目標年度)設定の根拠) |
| | 目標 | 度 | 指し,交渉を加速化させる。 | | TPP, RC | EP,日中韓 FTA,日 EU・EPA 等の経済連 |
| | 慓 | | 3 その他, RCEP, 日中韓 FTA な | どの6つの EPA 交渉も戦 | 携協定交流 | 歩に同時並行で取り組むことは,各経済 |
| | | | 略的かつスピード感をもって丼 | 進する。 | 連携が相 | 互に刺激し合い,活性化することによ |
| | | | 4 既存の協定については、円流 | 骨な実施・運用を確保する | り、世界会 | 全体の貿易・投資ルール作りの前進に貢 |
| | | | とともに、協定の更なる深化な | を目指す。 | 献していく | くために重要である。また,発効済 EPA |
| | 汨 | | アジア太平洋地域,東アジア地 | 也域, 欧州などとの経済連 | の実効的 | 運用・強化を図ることも重要である。 |
| | 中期日 | _ | 携を、戦略的に推進する。我が国 | 国の外交力を駆使して、守 | | |
| | 標 | | るべきものは守り、国益にかなる | 5経済連携を進める。 | | |
| | 3 | 経済 | 連携協定(EPA)が締結に至るまで | 年度目標値 | | 中期目標値 |
| | | 重要 | | 27 年度 | | _ |
| | | | 研究が終了した数 | ①: 0 | | _ |
| | (2 |)交涉 | 会合開催数 | ②: 20 | | |
| | 6 | ~ • | よくでくなし、ナー米ケ | _ | | |

測定指標の選定理

④署名した数

5発効した数

③交渉が妥結した数

6委員会等開催回数

由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

3: 2

4: **0**

⑤: 1

6: 20

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

我が国は、平成 13 年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、 1 年 1 本程度のペースで、現在までに 15 本の EPA を締結・署名している。政府として経済連携に関する取組を強化しているところであるが、現在交渉中の EPA は、以前よりも困難な交渉が想定される相手国・地域が多く、従前同様のペースでの締結を目指すことが適切かつ現実的と考えられる。

4 (参考指標)輸出入額(単位:千億円)

①輸出額,②輸入額

*財務省貿易統計 HP より引用

| 達 | | | | | 単位∶ī | 百万円 | | 行政 | |
|-----|-------------|-------------------------------|----------------|---------------|-------|-------|---------------|----------------|--|
| 成手段 | 達成手段名(開始年度) | 当年度) 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー | |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25年 | 26年 | 27年 | 事業 | |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 | |
| | ①多角的自 | 各種交渉・会合に向けた準備・検討作業,国内でのWTO意 | 1 | 37 | 35 | 38 | 37 | 056 | |
| | 由貿易体制 | | | (28) | (30) | (31) | | | |
| | の維持・強化 | | | | | | | | |
| | (*) | 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うこと | | | | | | | |
| | | で、国際貿易ルールの強化にむけた議論に積極的に貢献する | | | | | | | |
| | | ことができる。また、紛争処理体制を強化することによって、 | | | | | | | |
| | | WTOルールの実効的な運用を図る。 | | | | | | | |
| | | 27年度においては、ドーハラウンド交渉等関連する測定指 | | | | | | | |
| | | 標における目標を達成する。 | | | | | | | |
| | ②経済連携 | | | 130 | 128 | 132 | 227 | 055 | |
| | 協定 | | | (96) | (159) | (143) | | | |
| | (15 年度) | (本個別分野に関連する取組) | 2 | | | | | | |
| | | EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用 | 3 | | | | | | |
| | | 等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行 | | | | | | | |
| | | う 。 | | | | | | | |
| | | 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連 | | | | | | | |
| | | 携協定を締結し、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通 | | | | | | | |
| | | じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の | | | | | | | |
| | | 経済連携を積極的に推進する。 | | | | | | | |
| | | 27年度は、現在交渉中のEPAの締結に向け、交渉会合を20 | | | | | | | |
| | | 回程度開催することを目指すとともに、発効済EPAの実施・ | | | | | | | |
| | | 運用等を目的とした合同委員会を20回程度開催する等関連 | | | | | | | |
| | | する測定指標における目標を達成する。 | | | | | | | |

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概 要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、 ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の 輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業 の海外展開を支援する。

2 対外投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。

3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進,知的財産に関する二国間対話,在外公館における知的財産 担当官の対応力強化等,海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

| 測 | 1 | 日本 | 企業支援強化に向けた取組 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|-----|------|--------------|---|--|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 1 「日本企業支援推進本部」の指示の下、引き続き、日本企業支援の推進のため、日本企業支援担当官会議の開催など、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッドプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。 2 また、インフラ輸出促進のため、インフラアドバイザーの配置を進め、在外公館の支援体制を強化する。 3 各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。 4 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行うことで、法的側面から支援体制を強化する。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 日本企業支援の体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、風評被害対策などを強化することが、我が国の経済外交における国益を保護・増進するために重要である。農林水産物の輸出拡大及び日本企業の海外展開にあたっては、そのボトルネックとなる輸入規制 |
| | 中期目標 | _ | 日本企業の利益の増進に対する側面支援を強化する。 | や風評被害の対策が必要である。 |
| | 2 | 対外 | 投資の戦略的な支援 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の9つの協定(オマーン、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニア)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。 | 投資協定等の取組の実績を測ることは、施策の 進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 投資協定は、日本企業の利益増進に向けた側面 支援として重要である。 |
| | 中期目標 | _ | 対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。 | |
| | 3 | 海外 | における知的財産権保護強化に向けた取組 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年度 | 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護を促進する。2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。3 在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。 | 海外における知的財産権保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、多国間協定、WIPO 及びWTO・TRIPS 理事会における国際的な取組を通じて効果的に知的財産権保護を |

| 中 | | じ、知的財産権保護の促進 2 二国間対話等を通じて、 | を図る。 知的財産権の保護強化及び模 | また、知的財産に関する二国間対話等の促進, 及び在外公館における知財担当官の対応力強化 | | |
|----|--------------|-------------------------------|-----------------------|--|--|--|
| 期日 | — | 倣品・海賊版対策のための | 協力を促進する。 | についても,継続して取り組んでいくことが重要 | | |
| 目標 | | 3 日本企業の知的財産権係 | 是害被害の大きな地域におい | である。 | | |
| | | て知的財産担当官会議を開 | 催し、本省、在外公館、関係 | ・「知的財産推進計画」(平成26年7月3日閣議決定) | | |
| | | 機関との情報交換、連携を | 促進する。 | 4. 1. (2)及び2. | | |
| 4 | (参 | 考指標) 在外公館における日 | | | | |
| 7 | 本企業 | 支援実績件数 | | | | |
| 5 | (参 | 考指標) 知的財産権保護に関 | | | | |
| - | する在 | 外公館の相談対応件数 | | | | |
| 6 | (参え | 考指標) 対外直接投資総額 | | | | |
| k | JETRO | ホームページより引用 | | | | |

1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通 図っていくことが重要である。

| 達 | | | | 単位:百万円 | | | | 行政 |
|---|---------------|--|----|--------|-------|------|------|-----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 22/2/12/19/24 | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | (1237—1325) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27.年 | 事業 |
| | 0.15.1 | F- A N | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①海外の日 | 「日本企業支援推進本部」の指示の下、日本企業支援の推進 | 1 | 23 | 22 | 19 | 56 | 064 |
| | 本企業支援 | のため、日本企業支援担当官会議を開催するなど、本省・関 | | (15) | (12) | (14) | | |
| | (25 年度) | 係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎 | | | | | | |
| | | 通を一層強化する。 | | | | | | |
| | | インフラアドバイザーの設置を更に進め、日本企業のイン | | | | | | |
| | | フラプロジェクト受注支援に向けた在外公館の支援体制を | | | | | | |
| | | 強化する。 | | | | | | |
| | | 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、 | | | | | | |
| | | 現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行うこ | | | | | | |
| | | とで、法的側面から支援体制を強化する。 | | | | | | |
| | | 27年度は引き続き「日本企業支援推進本部」の指示の下,日本企業支援推進本部」の指示の下,日本企業支援推進本部」の指示の下、日本企業は基準である。 | | | | | | |
| | ○ 사 비 北次 | 本企業支援の推進等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②対外投資 | 投資協定等の各種経済条約の締結を推進する。 | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | の戦略的な 支援 | 投資協定等で定めている合同委員会等を通じた相手国の | | | | | | |
| | 又按 (20 年度) | ビジネス環境の改善,在外公館施設を活用した現地情報の入 手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 | | | | | | |
| | (20 年度) | チや人脈形成への励力等の支援を実施する。 グローバル化が進展し、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界 | | | | | | |
| | | 規模で一層活発になり、企業も様々な形で国境を超えた活動 | | | | | | |
| | | を一層活発化させている中,日本企業の経済的利益を増進し | | | | | | |
| | | ていくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環 | | | | | | |
| | | 境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援する。 | | | | | | |
| | | 現る 「清空間することでは、一個別に来び活動を支援する。 27年度においては、戦略的な優先順位をもって、投資協定 | | | | | | |
| | | 等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の協定につ | | | | | | |
| | | いては、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら早 | | | | | | |
| | | 期妥結を目指していくとの目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③知的財産 | 模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、模倣品・ | 3 | 10 | 11 | 9 | 11 | 065 |
| | 権侵害対策 | 海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知財担当官会 | J | (7) | (7) | (7) | | 000 |
| | (18 年度) | 議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を | | (1) | (1) | (1) | | |
| | (10 十)又/ | 支援し、また本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携 | | | | | | |
| | | を促進する。 | | | | | | |
| | | 27年度においても知財担当官会議を開催し、引き続き海外 | | | | | | |
| | | における日本企業の知的財産権の保護体制強化に努める等 | | | | | | |
| | | の関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | **アングト、 のシングコロジャイコ ジャ に入口が) の 0 | | | | | | |

| 要 | K O J 1 J | | | |
|-----|-----------|--------------------|--|--|
| 測 | 1 | 我が | 「国への資源・エネルギーの安定供給の確保 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指標 | 年度目標 | 27 年度 | 1 国際エネルギー機関(IEA), 国際エネルギー・フォーラム(IEF), 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。 (1) IEA においては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。 (2) IEF においては、産出国と消費国の対話フォーラムとして、産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。 (3) IRENAにおいては、再生可能エネルギーに特化した唯一の国際機関として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国へのキャパビルなどを中心とした活動を支援する。 こうした活動を通じて、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するとともに、我が国のエネルギー安全保障の向上に貢献するとともに、我が国のエネルギー政策への反映に役立て、ひいてはエネルギー資源安定供給をはかる。 2 専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより、我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。27 年度は本年後半に在外公館戦略会議を開催予定。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みを維持・強化していくことが重要である。 |
| | 中期目標 | _ | 関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。 | |
| | 2 | 我が | 「国及び世界の食料安全保障の強化 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年度 | 1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関(FAO)や国際穀物理事会(IGC)等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。 2 特に、世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の実施に関する議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。 関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的 | 国連専門機関である国連食糧農業機関(FAO)や、世界の食料需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている国際穀物理事会(IGC),及び我が国が推進する「責任ある農業投資」に係る国際会議や協議への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国及び世界の食料安全保障を強化するた |
| | 中期目標 | _ | 対理する国际機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。 | めには、関連する多国間の協議に積極的かつ主導 的に関与し、貢献することが重要である。 |
| | 3 | | 生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | が国 27 年 度 | 権益の確保 1 漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、我が国が主導して立ち上げた北太平洋漁業管理委員会の第1回会合が日本で開催予定のところ、右会合の開催を成功裏に導くとともに、その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導し、我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるようにする。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。 | 海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始め、様々な国際協議の場において、国際的協力への貢献の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。 |

経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・

個別分野

施策の概

3 経済安全保障の強化

| | | レベルを含め、要人往来(| 重マルチ会合の機会など,首脳の機会を利用し,鯨類の持続可の立場につき,IWC 加盟国の理 | | |
|--|-----|--------------|--|--|-------|
| 水産資源の持続可能な利用の確保は、消費者に安全な水産物を安定的に供給するという視点や責任ある漁業国として積極的な役割を果たすという国際協力の視点からも重要であるとの認識のもと、引き続き各地域漁業管理機関における漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に「北太平洋漁業資源保存条約」関連では、条約の早期発効及び効果的な実施のため、引き続き主導的な役割を果たしてい | | | | | |
| 4 | | ・エネルギーに関連する国 | 年度目標値 | | 中期目標値 |
| | | や多国間の枠組み等におけ | 27 年度 | | _ |
| 3 | 5国際 | 会議・協議への出席件数 | 40 | | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設

定の根拠

測定指標の選定理(測定指標の選定理由)

国際機関や多国間の枠組み等を通じた産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化,並びに 我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、関係国との人脈構築、我が 国立場の反映、国際的議論の情報収集等とともに、所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への 参加実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

これまでの実績及び今後見込まれる外交上の日程等に照らし、施策の目標達成に資する上で妥当と考えられる件数を割り出した結果、40件を目標とすることとした。

| 5 地域漁業管理機関の年次会合等 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|------------------|-------|-------|
| への出席件数 | 27 年度 | _ |
| | 16 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設

定の根拠

(測定指標の選定理由)

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合を始め、様々な国際協議の場への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

施策の進展に資する上で重要となる会合等が、概ね目標値程度の件数見込まれるため。

| | | | 単位:百万円 予算額計 (執行額) | | | 行政 | |
|--------------------------|---|--|---|--|--|---|--|
| 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| (学)建心束/ | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| ①資源問題 への対応 (21 年度) | 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に、東日本大震災の影響も加わり、資源・エネルギーの安定供給がより重要な課題となる中、在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ、国際的な枠組み等を利用して、 音出国と消费国が連携して行動することにより、エネリ | 1 4 | 6 (4) | 3 (2) | 4 (3. 6) | 4 | 060 |
| | て、産田国と消貨国が連携して行動することにより、エネルギー市場の安定化に貢献することができる。また、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進し、これにより資源の安定供給にも資する。更に国際社会における省エネルギー・再生可 | | | | | | |
| | (開始年度) (関連施策) ①資源問題 への対応 | (開始年度) (関連施策) (関連施策) (関連施策) 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な状況に、東日本大震災の影響も加わり、資源・エネルギーの安定供給がより重要な課題となる中、在外公館を通じた外交の戦略的基盤を維持・強化しつつ、国際的な枠組み等を利用して、産出国と消費国が連携して行動することにより、エネルギー市場の安定化に貢献することができる。また、採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進し、これにより資源の安定供 | (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 する 測定 指標 ①資源問題 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 する 測定 指標 24 年 度 1 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 関連 する 測定 指標 24年 25年 度 度 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 関連 する 測定 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) 達成手段の概要等 関連 する 測定 指標 24年 25年 度 度 度 度 度 度 |

| | 具体的には国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・ | | | | | | |
|-------------------|---|-----|-------------|-----|----------|---|-----|
| | フォーラム(IEF), エネルギー憲章条約(ECT), 採取産業透明 | | | | | | |
| | 性イニシアティブ(EITI) や多国間フォーラム等への貢献を | | | | | | |
| | 通じ、消費国間の協力・協調を強化し、産出国間の対話の強 | | | | | | |
| | 化を促進することで、我が国の資源・エネルギーの安定供給 | | | | | | |
| | を確保する。また、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)や | | | | | | |
| | 国際省エネルギーパートナーシップ(IPEEC)を通じて省エネ | | | | | | |
| | ルギー・再生可能エネルギーを国内外で普及・促進する。 27年度においてはエネルギー関連国際機関等の国際会議 | | | | | | |
| | 27年度においてはエイルギー関連国际機関等の国际会議や協議へ積極的に参加し、議論を主導し、貢献すること等関 | | | | | | |
| | 連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ②国際機関 | 国際連合食糧農業機関(FAO), 国際穀物理事会(IGC)等を通 | 2 | | | | _ | _ |
| や多国間の | じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、国 | _ | | | | | |
| 取組等を通 | 際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強 | | | | | | |
| じた、我が国 | 化による我が国への食料安定供給の強化、国際的枠組みの構 | | | | | | |
| 及び世界の | 築等を促進することで、世界の食料安全保障を確保・強化す | | | | | | |
| 食料安全保 | న 。 | | | | | | |
| 障の確保・強 | FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関にお | | | | | | |
| 化 | ける議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により | | | | | | |
| (*) | 世界の食料安全保障の確保に向けた取組を進めていくとと | | | | | | |
| | もに、FAO、IGC等において収集した情報等を、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等に活かしてい | | | | | | |
| | る良杯の女に供給の惟休に向けた政衆立来寺に治がしていく。 | | | | | | |
| | へ。 27年度においては,世界食糧安全保障委員会(CFS)におい | | | | | | |
| | て採択された「責任ある農業投資原則」の取組等を通じた責 | | | | | | |
| | 任ある農業投資の促進を図ること等関連する測定指標の目 | | | | | | |
| | 標を達成する。 | | | | | | |
| ③海洋生物 | 地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切 | 3 | | _ | | _ | _ |
| 資源の保存 | | 5 | | | | | |
| と持続可能 | | | | | | | |
| な利用の原 | | | | | | | |
| 則確保のた めの国際的 | な利用における我が国の立場に対する理解と支持獲得に努めることにより,世界有数の漁業国であり水産物輸入国であ | | | | | | |
| 協力の推進 | る我が国の国益の確保等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| (*) | る。 | | | | | | |
| <u>・</u> ④鯨類の持 | 我が国と同様に鯨類資源の持続可能な利用を支持するIWC | 3 | 5 | 3 | 4 | 4 | 061 |
| 続可能な利 | 加盟国を日本に招へいし、鯨類を含む海洋生物資源の持続可 | | (3.8) | (0) | (2.8) | | |
| 用に関する | 能な利用について議論するとともに,IWC総会等に向けて, | | | | | | |
| セミナー開 | 持続可能な利用支持国間の結束強化を図る。 | | | | | | |
| 催 | 27年度においては、ICJ判決の基準を反映させた新南極海 | | | | | | |
| (16 年度) | 鯨類科学調査計画案(NEWREP-A)について利用支持国からの | | | | | | |
| ©ZXZ - T | 理解と支持の確保を目指す。 | 4 | F | 2 | 1 | 0 | 062 |
| ⑤アジア・エネルギー安 | 「安定的かつ低廉なエネルギー資源供給確保に向けて」を テーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招 | 1 | 5 (1. 7) | (3) | 4 (4) | 8 | 063 |
| 全保障セミ | へいし、エネルギーをめぐる国際情勢及びその中での我が国 | | (1. 7) | (0) | (4) | | |
| ナー | の外交的取組みについて討議及び情報共有し、政府の取組及 | | | | | | |
| (13 年度) | び国際的連携の必要性に対する国民の理解の進展を図るセ | | | | | | |
| | ミナーを開催する。 | | | | | | |
| | 27年度においては,6月に1回実施する。 | | | | | | |
| ⑥シー·シェ | | 3 | _ | _ | 8 | 9 | 062 |
| パード対策 | | | | | (8) | | |
| に係る委託 | | | | | | | |
| 調査 (26 年度) | 州,同船舶の寄港国であるNZ,シー・シェパードの本部所在 地である米国等の関係各国に対し,妨害行為を阻止すべく対 | | | | | | |
| (40 十)文/ | 応を求める必要がある。関係国に対し適切な対応を求めるに | | | | | | |
| | こうには、したりない。この「大」「一」「こう」「「いっち」「いっち」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう」「こう | l l | | | | | |

| あたって、関係国の国内法制度などに精通した専門家の意見 | | | |
|-----------------------------|--|--|--|
| を聴取する。 | | | |
| 27年度においては、関係各国の国内法制度の実態を把握 | | | |
| し、海洋の安全を規定する関連国際法との関係、法規解釈の | | | |
| 余地等について調査を進めることを目指す。 | | | |

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画

施策の概 要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 日 EU・EPA 交渉会合及び日 EU 経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日 EU・EPA の早期締結を含む包括 的な経済関係の強化・拡大に努める。
- 3 OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。
- 4 APEC 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。

| 測 | 1 | G 7 | /G8・G20 サミットにおける我が国の貢献 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|-----|--------|------------------|--|--|
| 定指 | | | 1 G7サミット(含:G7外相会合)においては、我が国 | 定の根拠 |
| 標 | | | が議長国となる平成 28 年に向けて,参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し,我が国の目指す具体 | (測定指標の選定理由) 測定指標の目標を追求することによって, G7 |
| 12K | 年 | 27 | 的成果の実現に取り組む。 | 対ミット(含:G7外相会合)の準備段階及びサミ |
| | 度 | <i>21</i> 年 | 2 G20サミットにおいては,成長戦略の策定等により, | ット本番において我が国の施策や考え方に対す |
| | 目 | 1 🚡 | 我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済 | る理解が深まり、我が国のプレゼンスを確たるも |
| | 標 | /2 | の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的 | のとして示すことができたかを測ることは、施策 |
| | | | な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考 | の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | | | え方を最大限反映する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 中 | | G7及びG20 サミットの我が国の考え方を反映した形 | 平成 28 年のサミット(含: G7外相会合)の成 |
| | 期 | | での成功裏実施、及び我が国の施策に対する理解の深まり | 功裏の実施、及びサミットの成果文書における我 |
| | 目 | | を通じた信頼関係醸成に向け、最大限貢献する | が国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行 |
| | 標 2 | EII L | の対話を通じた関係強化 | 動・発言を行っていくことが重要である。 (測定指標の選定理由) |
| | | 10 2 | 日 EU 双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展 | (例に相続の選定理由) 経済連携の推進は、日本再興戦略の重要な柱で |
| | | | ことの | あり、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済 |
| | | | 平成 27 (2015) 年中の大筋合意を目指し、日 EU・EPA 交渉を | 成長及び日本企業の欧州市場進出を促進させる |
| | 年 | | 積極的に推進する。 | ことに寄与する日 EU・EPA 交渉の進展を測ること |
| | 度 | 27 | | は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | 目 | 年度 | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 標 | | | 平成 26 (2014) 年 11 月のG20 ブリスベン・サミ |
| | | | | ットの際に行われた日 EU 首脳会談において平成 |
| | | | | 27(2015)年中の大筋合意を目指し交渉を加速さ |
| | | | | せることで一致するとともに、1月の岸田外務大 |
| | | | 日 EU 双方の経済成長,ひいては,世界経済全体の発展 | 臣とマルムストローム貿易担当欧州委員との会 談において、平成27(2015)年中の大筋合意という |
| | 中 | | に資する包括的かつ高いレベルの日 EU・EPA の早期締結を | 目標は野心的ではあるが実現可能な目標である |
| | 期 | _ | 実現する。 | として、包括的かつ高いレベルの EPA の実現に向 |
| | 目標 | | | けて、交渉を更に加速させていくことを確認した |
| | 1示 | | | ことに照らし、平成27(2015)年中の大筋合意を目 |
| | | | | 指し、交渉の進展を図ることとした。 |
| | 3 | 0ECD | における我が国の貢献 | (測定指標の選定理由) |
| | | | 平成 26 (2014) 年の我が国 OECD 閣僚理事会議長国の成果 | 今後の世界経済の成長エンジンとされる東南 |
| | 左 | | である東南アジア地域プログラムに関し、同プログラムの | アジアに対して、OECD のアウトリーチ活動を推し |
| | 年度 | 27 | 共同議長国として、現在の機運を活かし、東南アジアと | 進め、既存の各種ルールをこれら同地域に適用す |
| | 月 | 年 | OECD との関係強化に向けて日本が架け橋としての役割を | ることは、国際経済の平等な競争条件を確保する |
| | 片標 | 度 | 果たすとともに、同プログラムを通じ、日本の対東南アジ | とともに,日本経済にとって有利な国際経済環境 を創出する観点から重要であり.これらの実績を |
| | INK | | ア外交の進展を継続する。 | を創出する観点がら重要であり、これらの実績を 測ることは施策の進捗を把握する上で有益であ |
| | | | | (水)のここは心水やに)がでに)注する上で円面での |

| | 期目標 | _ | 際経済・ | 社会分野でのルー | ル策定を主導する。 | | 年の ASEAN 共同体設立に向けた統合を支援するともに、東南アジア各国の国内改革の促進を目としたものであり、現時点で同目標を設定するとはまさに時宜を得たものであるため。 | | | | を目的 | | |
|---|--|--------------------------|------------------|----------------------------|--|------------|---|---------|---------------|---------|------|-----|--|
| | 4 | APEC | における語 | 者活動への貢献 | | (浿 | 則定指標の | 選定理由 | 3) | | | | |
| | 年度日度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日本度日 | | | 議長国 / 経済統 への参 (財な地 (目) する。 | ここに列挙したような優先課題に照らして、APEC における我が国の貢献の実績を測定することが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成 22 年の我が国議長の下で将来にわたり APEC として取り組むべき内容について取りまと | | | | | | | | |
| • | 中 | | 域内で | の経済協力関係を終 | 推持・発展させる。 | | | | | | | | |
| | 期 | _ | | | | | めた「横浜 | | | | | - / | |
| | 目 — 標 — | | | | こうした ことが重要 | | _ | 火が国貝 | 拟夫 棋で | と別る | | | |
| | | 様々 | な活動や政 | 対策提言,成果文 | | | | XC /J/C | | 月目標値 | | | |
| | | | | 27 年度 | | | | | _ | | | | |
| | め、月1回ペースで開催される | | | | 13 | | | | | _ | | | |
| | | | | 意思決定機関)へ | | | | | | | | | |
| | 参加回数(年1回開催される閣僚 理事会を含む) 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) | | | | | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | | | | | |
| | | | :00 医足径 目標値(水 | | | 機能を持つ | 持つ OECD の最高意思決定機関であり,我が国の意見 | | | | | | |
| | | | 年度)の設 | | | | OECD 理事会への参加実績を測ることは、施策の進捗 | | | | | | |
| | 定0 | D根拠 | | を把握する上 | で有益である。 | | | | | | | | |
| | | | | | 標年度)設定の根拠) | | | | | | | | |
| r | _ | / / | F 15 (=) ADE | | 会は概ね月に1度の頻度 | で開催され | ることに | 照らし, | 上記回数 | で目標の | とした。 | | |
| | 6 | | | C における域内貿 | | | | | | | | | |
| | <i>友</i> | 易依存. (余.2 | | U 間の貿易投資額 | | | | | | | | | |
| | , | (34 | 7] 时示/ 口 L | 0 间07頁勿1又貝領 | | | | | | | | | |
| 達 | | | | | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 | |
| 成 | \±_ | ₽₩ | <i>P</i> | | | | 関連 | | | | 当初 | 事業 | |
| 手 | | 戊手段: 始年度 | - | | 達成手段の概要等 | | する | | 予算額計 (執行額) | _ | 予算 | レビ | |
| 段 | | 四十년 連施第 | - | | 连队于权仍恢安守 | | 測定 | | | | 額 | ュー | |
| | (17) | الاحاراكما | | | | | 指標 | 24年 | 25年 | 26 年 | 27.年 | 事業 | |
| - | | | 200 1 | 07112 115 | | C=085 + ++ | <u> </u> | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 | |
| | _ | Gフ・(おける | | | 国際社会の直面する重要 | | - | _ | _ | _ | _ | | |
| | - | ゎヮ゙゙ 国の積 | | | 主要先進国の首脳間で議 く場として,G20サミッ | | | | | | | | |
| | | は貢献 | | | へ場として、G20ケミナ 含む政策調整の場として | | | | | | | | |
| | | 5. 7 :时 | | 果たしている。 | | ·, | | | | | | | |
| | | · 年度(≦ | _ | | トの議論及び両サミッ | トを通じたī | 政 | | | | | | |
| | | | | 1.1. = 15.4.01.44.5 | -m | Ì | | | l | i I | | | |

るため。

| (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

東南アジア地域プログラムは、平成 27(2015)

227

055

(再掲)

132

(159) (143)

130

(96)

128

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・

社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との

関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国

中期

G6), G

20;20年度)

②経済連携

協定

策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課

題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい

3 特に、27年度においては、我が国が議長国となる平成28 年に向けて、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を 構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組むこと

国際経済秩序を作る。

等に重点を置く。

| /15 to the | | [| | | | | |
|------------------|---|----------|--------|--------|-------|------|-----|
| (15 年度) | (本個別分野に関連する取組) | 2 | | | | | |
| | 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協 | | | | | | |
| | 議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関 | | | | | | |
| | 係の強化・拡大に努める。 | | | | | | |
| | 27年度においては、平成27(2015)年中の大筋合意に向けた | | | | | | |
| | 交渉の進展等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| 30ECD にお | 加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展と | 3 | _ | _ | _ | _ | _ |
| ける, 日本企 | いった活動目的の達成に寄与するために議論に積極的に参 | 5 | | | | | |
| 業が公平な | 加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形 | | | | | | |
| 競争条件で | 成に参画する。 | | | | | | |
| 世界で事業 | 我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上 | | | | | | |
| 展開できる | で、国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実 | | | | | | |
| ようなルー | 現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際 | | | | | | |
| ル整備及び | | | | | | | |
| 経済・社会情 | | | | | | | |
| 勢に関する | | | | | | | |
| 分析・提言へ | | | | | | | |
| の積極的参 | 7 %。 27年度においては、26年度に我が国のOECD加盟50周年を機 | | | | | | |
| 画(含むOECD | | | | | | | |
| による一層 | | | | | | | |
| しょる一層 積極的な非 | | | | | | | |
| | 11.27年進9 句寺、 段建9 句別に指標の日標を建成9 句。 | | | | | | |
| 加盟国協力 | | | | | | | |
| 活動の支 | | | | | | | |
| 援・推進) | | | | | | | |
| (昭和 39 年 | | | | | | | |
| 度) | ADEOL III ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL ALL AL | | | | 22 | 0.4 | 050 |
| ④APEC を通 | | 4 | 27 | 28 | 26 | 34 | 059 |
| じた経済関 | 化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、 | | (25) | (28) | (27) | | |
| 係の発展 | 経済技術協力等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施 | | | | | | |
| (15 年度) | しているところ、我が国としてもAPECとしての活動が成功裏 | | | | | | |
| | に行われるよう貢献する。 | | | | | | |
| | APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自 | | | | | | |
| | 由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具 | | | | | | |
| | 体的な協力の推進に我が国も積極的に貢献し、重層的な経済 | | | | | | |
| | 関係の強化に努める。 | | | | | | |
| | 27年度においては議長国フィリピンに協力し優先課題で | | | | | | |
| | ある「地域経済統合アジェンダの推進」等の議論や取組に積 | | | | | | |
| | 極的に貢献することを達成目標とする。 | | | | | | |
| 5国際経済 | 1 諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて | _ | 9 | 6 | 6 | 5 | 057 |
| 情勢調査・分 | 専門データベースを活用することにより、主要な経済指標 | | (6) | (5) | (5) | | |
| 析 | の迅速な入手及び加工を行う。 | | | | | | |
| (*) | 2 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」とし | | | | | | |
| | て委嘱し、上記1のデータベース等を活用した経済指標に | | | | | | |
| | 係る資料の作成等にあたらせる。 | | | | | | |
| 6政府調達 | | <u> </u> | 0. 7 | 0. 7 | 0. 7 | 0. 7 | 058 |
| に関する説 | 方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、 | | (0, 6) | (0. 6) | (0.5) | J. 1 | 500 |
| 明会 | 外務省主催にて、今年度我が国政府が予定すると見込まれる | | (0.0) | (0.0) | (0.0) | | |
| (*) | か勝省主催にて、マー度教が国政府がでたりると兄込まれる 一定額以上の調達予定案件につき、内外の共有者を対象とし | | | | | | |
| (*) | | | | | | | |
| | たセミナーを開催する。 | 1 | l | | | | |

施策 II-3 国際法の形成・発展に向けた取組

| | 1 次 27 干汉中 | 13373 171 24 | (外務省27−Ⅱ−3) |
|------|-----------------------|--------------|--|
| 施策名 | 国際法の形成・発展に向けた取組 | 担当部局名 | 国際法局 |
| 施策目標 | 新たな国際ルール作りに積極的に貢献するた | 目標設定の | 国家間の関係を安定・深化させるとともに、 |
| | め、以下を推進する。 | 考え方・根拠 | 紛争の平和的解決を図るためには、国際社会に |
| | 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反 | | おける「法の支配」の確立に貢献することが重要 |
| | 映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢 | | である。 |
| | 献する。研究会及び各種意見交換等を通じて | | ・第 189 回国会における安倍内閣総理大臣施政 |
| | 得られた国際法に関する知見を外交実務にお | | 方針演説(平成27年2月12日) |
| | ける国際法解釈及び法的な助言のために活用 | | 「今後も,豪州,ASEAN 諸国,インド,欧州 |
| | する。また、国際約束に関する情報を集約し | | 諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の |
| | 活用する。 | | 支配といった基本的価値を共有する国々と連 |
| | 2 安全保障、領土・海洋等我が国の外交・安 | | 携しながら,地球儀を俯瞰する視点で,積極的 |
| | 全保障に関する枠組み作りを推進・強化する | | な外交を展開してまいります。」 |
| | とともに、諸外国・国際機関との間で領事・ | | 「最終局面の TPP 交渉は、いよいよ出口が見 |
| | 刑事,原子力等の政治分野に関する枠組み作 | | えてまいりました。米国と共に交渉をリード |
| | りを推進・強化する。 | | し、早期の交渉妥結を目指します。欧州との |
| | 3 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経 | | EPAについても、本年中の大筋合意を目指し、 |
| | 済連携を推進する。また、日本国民・日系企 | | 交渉を更に加速してまいります。」 |
| | 業の海外における利益を保護・促進するとと | | ・第 189 回国会における岸田外務大臣の外交演 |
| | もに、国民生活に影響を与える様々な経済及 | | 説(平成27年2月12日) |
| | び社会分野での国際ルール作りへ参画する。 | | 「海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際 |
| | | | 公共財における「法の支配」の実現や強化に尽 |
| | | | 力します。「海における法の支配の三原則」に基 |
| | | | づき、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に、 |
| | | | 主要国・関係国と連携し,取り組んでまいりま |
| | | | す。」 |
| | | | 「日本経済の再生と発展に資する戦略的な経 |
| | | | 済外交を引き続き推進します。国際市場におい |
| | | | │ て日本企業が存分に活躍できるよう,トップセ │ ールスや ODA の活用も含め官民一体で推進し |
| | | | |
| | | | ます。(中略)また、経済面での国際ルール整備 のため、WTOやOEOD、APEC、主要国首脳会議等 |
| | | | の議論に積極的に参画します。さらに、TPPを |
| | | | 始めとする経済連携交渉を、国益にかなった。 |
| | | | 包括的かつ高いレベルで戦略的かつスピード |
| | | | 感をもって推進します。」 |
| | | | - 「 ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家 |
| | | | 安全保障会議及び閣議決定) |
| | | | 「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の |
| | | | 支配といった普遍的価値やルールに基づく国 |
| | | | 際秩序を維持・擁護することも、同様に我が国 |
| | | | にとっての国益である。」 |
| | | | 「第3の目標は、不断の外交努力やさらなる |
| | | | 人的貢献により、普遍的価値やルールに基づ |
| | | | く国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役 |
| | | | 割を果たし、グローバルな安全保障環境を改 |
| | | | 善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構 |
| | | | 築することである。」 |
| | | | 「多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経 |
| | | | 済連携の推進、日本国民・日系企業の海外に |
| | | | おける利益の保護・促進、国民の生活に影響 |
| | | | を与える様々な経済及び社会分野での国際ル |
| | | | ール作りへの参画は重要である。」 |
| | | | ・日本復興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月 |

| | | 14 🗆 \ | | |
|--|-------|---------|------------|-----------|
| | | 14日) | | |
| | | 「我が国産 | 業界のニーズ, | 投資章を含む経済 |
| | | 連携協定の総 | 締結状況等を踏 | まえ、投資協定の締 |
| | | 結を加速する | る。(中略) 我が恒 | 国産業界のニーズや |
| | | 我が国課税 | 権の適切な確保 | 保等の観点を総合的 |
| | | に勘案し, 企 | 業の海外展開の | の支援に資する租税 |
| | | 条約のネッ | トワーク拡充の | 取組を加速する。」 |
| | 政策体系上 | 分野別外交 | 政策評価実 | 平成28年8月 |
| | の位置付け | | 施予定時期 | |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 安 | | | 展に関連的に具拠する。 - 研究ななよろじて同僚はに関する見から知見も原生、芸徒 | リーフトナリナウタルでロナフ | | |
|------|--|-------|---|--|--|--|
| | 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積 3 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続 | | | | | |
| | | 3 | 人子での脳中神我寺の夫心や国际利米に関する情報の秘密 | 的取りまとの及び対外公表を行う。 | | |
| 測定指標 | 1 <i>J</i> | | 法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成 展に対する我が国の貢献 領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) | | |
| | 年度目標 | 27 年度 | 成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の取組により、「法の支配」を一層推進する。 1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献 ・国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議。国連国際法委員会(ILC)及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ヘーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)会合、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。 ・国連海洋法条約(UNCLOS)締約国会議、国際海底機構(ISA)総会・理事会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。 2 国際法に関する体制強化を目的として、国際裁判対策室を新設する。 | 国際法規範の形成及び発展に対する我が国の貢献についてその進捗を測ることは、「法の支配」の促進に向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) ・第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成27年2月12日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日) | | |
| | 中期目標 | - | 国内外における法の支配を推進する。 | | | |
| | 2 | 国際 | 法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況 | (測定指標の選定理由) | | |
| | 年度目標 | 27 年度 | 1 国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図る。 ・国際法研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。 ・二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。 ・六大海洋国会合、海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。 | 国際法研究会等各種研究会の開催は、学術と実務の相互作用を通じ、国際法に関する最新の知見の蓄積に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 領土や海洋を始めとする重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図るとともに学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献する上で必要となる。・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) ・第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成27年2月12日) | | |
| | 中期目標 | _ | 国際法研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双 方を踏まえて施策を進める。 | | | |

1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発

1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

展に積極的に貢献する。

個別分野 施策の概

要

| 3 | 国際 | 法の普及活動の推進 | |
|------|--------------|---|--|
| 年度目標 | 27 年 度 | 国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。 1 大学における講義等を平均して週に1回程度の頻度で実施する。 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種講義を実施する。 4 アジアカップ等の国際法模擬裁判を実施する。 | |
| 中期目標 | ı | 国際法に関する知識を普及すると共に, 国際法に携わる 人材を育成する。 | |
| 期目 | _ | | |

(測定指標の選定理由)

大学や日弁連と協力し講義等を行うことは、国際法に携わる人材の育成に資すると共に、国際法の知見を広める上で重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

国際法関連の情報提供の充実に取り組むと共 に、国際法に携わる人材を育成することは、国際 法に関する知識を普及する上で重要である。

- ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針 演説(平成27年2月12日)
- 第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成27年2月12日)

| 達 | | | | | 単位∶ | 百万円 | | 行政 |
|-----|-----------------|---|----------------|-----------------|------------|-----------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | プ昇組計 (執行類) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| +× | (関連施策) | | 指標 | 24 年 度 | 25 年 度 | 26 年 度 | 27年 | 事業 |
| | ①国際法に係る調査(13年度) | 1 国連国際法委員会(ILC)等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し人的貢献を果たす。これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における法の支配の促進に貢献する。 27 年度においては、国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等関連する測定指標における目標を達成する。 2 国際法の諸問題に関わる調査・研究を専門家に委嘱し、年複数回の研究会を開催する。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における「法の支配」の強化や国際紛争の平和的解決促進に寄与する。 27 年度においては、国内外の国際法分野の各種会合への参加等関連する測定指標における目標を達成する。 3 公開講座や大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る外で学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る外で実上に対る「無限を促進することは、問題解決の観点からも有益であるに、国際法関連する問題など国民全体に係る問題について理解を促進することは、問題解決の観点からも有益であるに、知りかにおける国際を通じて、国際法の専門家を人材育成し体制を強化することが可能となる。 27 年度においては、大学や日弁連等各種団体と協力し、国内外における国際法の知見の普及等関連する測定指標における目標を達成する。 | 1 2 3 | 24度 5 (4) | 17 (13) | 13 (9) | 9 9 | 番号 067 |

| | 4 投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。 5 海洋法に関する国際シンポジウム開催昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中、「法の支配」の発展に積極的に貢献する我が国の姿勢を示し、我が国にとって望ましい国際環境を醸成することは極めて重要。海洋法に精通する学者及び国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官等を招へいし、「法の支配に基づく国際海洋秩序の確立」等をテーマとする国際シンポジウムを26年度に続き27年度も開催することを通じて、「法の支配」の発展への貢献及び我が国にとって望ましい国際環境の醸成を目指す。 | 2 | | | | | | |
|--|--|---|-------|--------------|--------------|----|------------|--|
| ②条約締結 等事務事業 (16 年度) | 国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備 し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデート する。これにより、条約締結交渉等を円滑かつ確実に実施す る体制を整えるほか、国民や諸外国に対し国際法に関する適 切な情報を広く共有することが可能となる。 27年度においては、インターネット上の国際法関連の情 報提供の充実等関連する測定指標における目標を達成する。 | 3 | 6 (6) | 7 (7) | 6 (6) | 6 | 066 | |
| ③領土保全 対策関連事 業 (25 年度) (関連: Ⅱ — 1) | (本個別分野に関連する取組) 領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知見を得る。 こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することで、我が国の法的立場を維持・強化し、我が国の根幹をなす領土保全に万全を期することが不可欠である。 | | _ | 354 (252) | 215 (160) | 49 | 034 (再掲) | |
| ④六大海洋 国会合開催 経費 (27 年度) | 主要海洋先進国による会合を開催し、海洋や海洋法に関わる今日的課題について、意見交換及び戦略的協議を行い、我が国の海洋政策の検討に役立てる。平 27 年度は持ち回り順で我が国が本件会合を主催する。 | 2 | _ | _ | _ | 1 | 新 27-19 | |

| 個別分野 | 2 | 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 |
|------|---|-------------------------------------|
| 施策の概 | 1 | 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。 |
| 要 | 2 | 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。 |
| | | |

| 測 | 1 | 我が | 国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|----|------|---------------------|---|---|
| 定 | | | 1 米国との間で、日米防衛協力のための指針の見直し及 | 定の根拠 |
| 指標 | 年度目標 | 27 年 度 | び、日米地位協定の環境補足協定の締結に向けた交渉等を促進する。 2 米国を含む諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。 3 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を推進する。 | (測定指標の選定理由) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの 推進・強化について、その進捗を測ることは、新 たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で 有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ガイドライン見直し、日米地位協定の環境補足 協定の交渉促進、北方領土問題の双方にとり受入 れ可能な解決策を作成する交渉の加速化に加え。 |
| | 中期目標 | | 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。 | 物品役務相互提供協定(ACSA) や防衛装備品・技術 移転協定の締結推進等は、我が国の外交・安全保 障に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重 要である。 ・第 189 回国会所信表明演説及び外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日) ・防衛装備移転三原則(平成 26 年 4 月 1 日) ・日露パートナーシップの発展に関する日本国総理 大臣とロシア連邦大統領の共同声明(平成 25 年 4 月 29 日) ・日米共同報道発表(平成 26 年 10 月 20 日) ・日米安全保障協議委員会共同発表(平成 26 年 12 月 19 日) |
| | | | 国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 生·強 27 年 度 | 1 メキシコ,ブラジル及びインド等との間で,原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。 2 イラン,中国等との間で,犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約等の締結に向けた交渉等を推進する。 3 EU との間で,日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。 | 我が国の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日EU戦略的パートナーシップ協定、原子力協定、犯罪人引き渡し条約や受刑者移送条約等の交渉を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重要である。 |
| | 中期目標 | _ | | ・第189回国会所信表明演説及び外交演説(平成27年 2月12日) |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|-----------------------------------|---|----------------|---------------|-----------|----------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (学)建心束/ | | 指標 | 24年 度 | 25 年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ①外交·安全 保障分野に 関する枠組 み (*) | 日米防衛協力のための指針の見直し及び日米地位協定の環境補足協定の締結、物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定等の締結・改正を推進することにより、我が国の外交・安全保障の基軸たる日米同盟を強化するとともに、諸外国との安全保障面での協力を深化させる。また、北方領土問題の交渉等を推進することにより、領土・海洋をめぐる懸念を安定的に処理する。以上を通じ、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。27年度においては、日米防衛協力のための指針の見直し等関連する測定指標における目標を達成する。 | 1 | _ | I | | _ | |
| | ②政治分野 に関する枠 組み作り (*) | 原子力協定等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との原子力分野での協力に必要な枠組みを整備する。また、犯罪人引き渡し条約及び受刑者移送条約等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との刑事分野での協力に必要な枠組みを整備する。さらに、戦略的パートナーシップ協定等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する枠組みを整備する。以上を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。27年度においては、メキシコ、ブラジル及びインド等との間での原子力協定等の締結に向けた交渉の進展等関連する測定指標における目標を達成する。 | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |

| 安 | | 2 | 日本国氏・日系企業の海外における利益を保護・促進する 社会分野での国際的ルール作りへの参画 | こと及び国民生活に影音を与える様々な経済及び |
|-----|--------|--------------|--|---|
| 測 | 1 | 多角 | 的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定指標 | 年度目標 中 | 27 年 度 | 1 WTO における多角的自由貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、WTO 協定改正議定書締結(貿易円滑化協定)の締結に向けた手続を進めるとともに、情報技術協定(ITA)の品目拡大交渉等の交渉に積極的に参加する。 2 FTA/EPA につき、国益にかなった、包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。 ・最終局面にあるTPP交渉についても、交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指す。 ・日・加、日・コロンビア、日中韓、日・EU、RCEP、日・トルコのEPA交渉を進展させる。AJCEP(投資章及びサービス章)の交渉を進展させる。 ・日・モンゴルEPA締結に向けた手続を進める。・発効済みのEPA(計14件)につき、協定の実施及び運用について適切な法的助言を行う。 経済連携の推進(FTA/EPAの新規案件の検討、既存案件の | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 自由貿易・経済連携と多角的自由貿易体制の強化の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 自由貿易・経済連携の推進と多角的自由貿易体制の強化は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる上で、重要であるため。 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) ・第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成27年2月12日) |
| | 中期目標 | _ | 交渉・締結・実施の促進、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大筋合意の実現)を図るとともに、多角的自由貿易体制の強化に積極的に関与・貢献する。 | |
| | | び国 | 国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること 民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的 作りへの参画 | (測定指標の選定理由) 投資協定,租税条約,社会保障協定等の条約の 締結を通して,日本国民・日系企業の国内外にお |
| | 年度目標 | 27 年度 | 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、経済及び社会分野の各種条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)交渉・締結に向けた手続を進める。また、環境関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決・その発生の予防に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。そのため以下を実施する。 1 二国間条約 ・現在交渉中の投資協定(オマーン、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ及びタンザニア)、租税条約(ドイツ)、社会保障協定(中国、フィリピン及びトルコ)につき交渉を進展させる。 ・カザフスタン、ウクライナ、ウルグアイとの投資協定、カタールとの租税条約、ルクセンブルクとの社会保障協定、カンボジア、ラオスとの航空協定の計7件の締結に向けた手続を進める。 2 多数国間条約 ・水銀に関する水俣条約、二〇〇七年国際コーヒー協定、特許法条約、商標法シンガポール条約、ASEAN+3マクロ経済調査事務局設立協定の計5本の締結に向けた手続を進める。 | ける利益を保護・促進するとともに、海外投資を呼び込み、資源の安定供給等を図ることにより我が国経済を活性化させることは、我が国の経済外交の柱の1つであり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 また、環境や人権のように国民生活に影響を与え得る分野において、地球規模の課題の解決に向けた国際ルールの作成を積極的に推進するとともに、我が国の利益や関心を国際ルールに十分反映させることは我が国の国益にとって非常に重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成を着実に推進する上で重要である。 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) ・第189回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成27年2月12日) |
| | 中期目標 | _ | 日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進 するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社 会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画する。 | |

2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び

個別分野

施策の概

3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

1 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|--------|---------------------------------|----|------|-------|------|------|----|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | 予算額計 | | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行変) | | | レビ |
| 段 | (関連施策) | | 測定 | | | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | · | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①自由貿 | | 1 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 易・経済連携 | | | | | | | |
| | の推進と多 | | | | | | | |
| | 角的自由貿 | | | | | | | |
| | 易体制の強 | | | | | | | |
| | 化(*) | まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 | | | | | | |
| | | また、WTOにおける取組を通じた多角的貿易体制の強化に | | | | | | |
| | | 向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに、WTOの紛 | | | | | | |
| | | 争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際して法 | | | | | | |
| | | 的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。 | | | | | | |
| | | これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進すると | | | | | | |
| | | ともに、国民の利益を増進させる。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては、FTA/EPAの、現在行われている交渉の | | | | | | |
| | | 進展等関連する測定指標における目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②日本国 | 国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互 | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 民·日系企業 | 依存はますます高まっており、日本国民・日系企業が海外で | | | | | | |
| | の海外にお | 行う経済活動の重要性が増大していることから, このような | | | | | | |
| | ける利益の | 経済活動を支援するための法的基盤を提供することにより、 | | | | | | |
| | 保護・促進 | 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進に寄与 | | | | | | |
| | (*) | する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、経済及び社会分野の各種条約(投資協 | | | | | | |
| | | 定、租税条約、社会保障協定等)の交渉の推進等関連する測 | | | | | | |
| | | 定指標における目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③国民生活 | グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、 | 2 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | に直結する | 科学技術,文化,保健等の社会分野において,国民生活に直 | | | | | | |
| | 環境、人権そ | 結するような国際的ルール作りを推進するとともに、その適 | | | | | | |
| | の他の分野 | 切な実施を確保する。 | | | | | | |
| | での国民生 | これら国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階に | | | | | | |
| | 活に直結す | おいても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供 | | | | | | |
| | る国際的ル | することは、国民の利益の増進に寄与する。 | | | | | | |
| | 一ル作り | 27年度においては、環境関連の多国間条約の締結に向けた | | | | | | |
| | (*) | 手続等関連する測定指標における目標を達成する。 | | | | | | |

施策 II-4 的確な情報収集及び分析,並びに情報及び分析の 政策決定ラインへの提供

(外務省27-Ⅱ-4)

| | | | | (グトイ分音 | ≦ 2/ ─ 🏿 ─ 4) |
|------|----------------------------|------|-----------|--|----------------------|
| 施策名 | 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策 | 担当部局 | 国際情報統括 | 官組織 | |
| | 決定ラインへの提供 | 名 | | | |
| 施策目標 | 情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸 | 目標設定 | 主体的な外 | 交戦略の構築の | ためには、情 |
| | 外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等によ | の考え | 報収集・分析 | 能力を強化する | こと及び情報 |
| | る情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び | 方•根拠 | ・情報分析の | 政策決定者への | 適時・適切な |
| | 情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うこと | | 提供が必要 | 不可欠である。 | |
| | により、外交施策の立案・実施に寄与する。 | | • 第189回国会 | 外交演説(平成 | 27年2月12 |
| 施策の概 | 1 在外公館における情報収集・分析機能強化 | | 日) | | |
| 要 | 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報 | | ・「邦人殺害テ | ロ事件の対応に | 関する検証委 |
| | 源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の | | 員会 検証 | 報告書」(平成 27 | 7年5月21日) |
| | 内外に定期的に出張する。 | | ・「在外邦人の | 安全対策強化に | 係る検討チー |
| | 2 先端技術による情報収集 | | ムの提言」(| 平成 27 年 5 月 2 | 26 日) |
| | 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 | | • 国際組織犯 | 罪等・国際テロ | 対策推進本部 |
| | 3 公開情報収集 | | 決定「邦人希 | と 宇アロ事件等 | を受けたテロ |
| | 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公 | | 対策の強化 | について」(平成 | 27年5月29 |
| | 開情報の中の基礎的な情報を入手する。 | | 日) | | |
| | 4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用, 関係者と | | | | |
| | のネットワーク拡大) | | | | |
| | 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な | | | | |
| | 要因・観点から考慮することが必要であり、省内の | | | | |
| | みならず省外の専門家の知見を積極的に活用してい | | | | |
| | くなどして、多角的な観点から分析を推し進め、ま | | | | |
| | た、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を | | | | |
| | 通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 | | | | |
| | 5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 | | | | |
| | 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層 | | | | |
| | 強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館 | | | | |
| | の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等 | | | | |
| | を実施する。 | | | | |
| | 6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提 | | | | |
| | 供 | 政策体系 | 分野別外交 | 政策評価宝 | 平成 28 年 8 |
| | 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析 | 上の位置 | ,,,,,,,, | 施予定時期 | 月 月 |
| | の提供を行う。 | 付け | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | ' • |

| 測 | 1 | 情報 | 収集能力の強化 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|----|----|----------------------------|--------------------------|
| 定 | | | 以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 | 定の根拠 |
| 指 | | | ・情報収集指示の明確化のため、省内政策部門と調整の | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 上,重点事項を設定するとともに,会議の開催等を通 | 適切な外交政策の立案・実施のために行った情 |
| | | | じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を | 報収集の実績を測ることは、施策の進捗を把握す |
| | 年 | 27 | 図る。 | る上で有益であるため。 |
| | 度 | 年 | ・必要な公開情報の収集。特にテロ対策及び在外邦人安全 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 目 | 度 | 確保のための公開情報の活用を強化する。 | 左記のような様々な手段を通じ、情報収集能力 |
| | 標 | 汉 | ・先端技術を活用する。 | の強化を進めることが重要である。 |
| | | | ・研修を実施する。 | |
| | | | ・「情報専門官」の育成を図る。 | |
| | | | ・国際テロに関する情報収集機能の強化を目的として、 | |
| | | | 在外公館における情報収集体制を強化する。 | |
| | 中 | | 的確な情報収集を実施する。 | |
| | 期目 | _ | | |
| | I標 | | | |

| 2 | 情報 | 分析の質の向上 | (測定指標の選定理由) |
|------|--------------|---|---|
| 年度目標 | 27 年 度 | 以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。 ・先端技術を活用する。 ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。 ・外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。 ・研修を実施する。 | 適切な外交政策の立案・実施を行うために、収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効であり、情報分析の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 情報分析の質を、ここに列挙されるような手段 |
| 中期目標 | ı | 質の高い情報分析を実施する。 | を通じ、継続して向上させることが重要である。 |
| 3 | 政策 | 決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年 度 | 以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握。在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化する。 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。 | 適切な外交政策の立案・実施を行うために、情報及び情報分析を、政策決定ラインに適時・適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 情報分析の提供を継続して実施・強化していく |
| 中期目標 | _ | 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供 する。 | ことが重要である。 |

| 達 | | | | | 単位∶ⅰ | 百万円 | | 行政 |
|-----|----------------------------|--|----------------|--------------|---------------|--------------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (民)连/心水/ | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ① 情 報 集 収·分析 (16 年度) | 1 在外公館における情報収集・分析機能強化 ①在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 ②①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。 2 先端技術による情報収集 ①先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ②①を通じ、情報収集・分析の質を高める。 3 公開情報収集 ①多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ②①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。 4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) ①省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ②①を通じ、国際情勢を的確に見極めていくため、様々な要因・観点から考慮することにより、情報分析能力のさらなる強化に寄与する。 5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 ①我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。 | 1 2 1 2 | 505 (449) | 485 | 489 (462) | ·度 500 | 一(注) |
| | | ②参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに、知見を高めることによって、情報収集・分析能力の | | | | | | |

| 強化に寄与する。 6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 ①省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要と する情報を把握するとともに、政策部門に対する時宜を 得た報告の機会の確保・拡充する。 ②①を通じ、政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析 を提供することにより、外交施策の立案・実施に客与す | 3 | | |
|--|---|--|--|
| を提供することにより,外交施策の立案・実施に寄与す る。 | | | |

(注)行政事業レビューは公表されていない。

基本目標皿 広報、文化交流及び報道対策

施策皿-1 国内広報·海外広報·IT 広報·文 化交流·報道対策

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-Ⅲ-1)

| 施策名 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策 諸外国国民の対日理解及び額日感の離成を図 るとともに、我が国外交政策に対する国内外で の理解を増進し、日本外交を展開する上での環 境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ 統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じ て、日本国民の我が国外交政策に対する理解 と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の確 成及び現が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策 に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援すること により、伝統文化からポップカルチャーに至 る日本文化そのもの及びその背景にある価値 観(和を事ぶ心、自然観、感性、美意識)等を 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の離成を図る。 5 文化、スポーツ,教育、知的交流の振興の ための国際協力、文化の分野における国際損 敵の整備促進等の文化の分野における国際規 範の整備促進等の文化の分野における国際損 敵を適と、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えること により、親日感の離成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、 中本国民 の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対印理解・対日報近歌の離成及び我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 8 政策体系上 の故が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 | | | | | ソバガ目 | <u> 27—ш— 1)</u> |
|--|------|---------------------------|--------|------------------------------|---------------|------------------|
| るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の離成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際損範の整備促進等の文化の分野における国際損節の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備と関係を確定して、日本の経過を表します。第189回国会外交演説(中方7年之の主意の表現の発展を推進します。第189回国会外交演説(中方7年表現の主意の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の | 施策名 | 国内広報·海外広報·IT 広報·文化交流·報道対策 | 担当部局名 | 大臣官房(外務報道官 | ・広報文化組織 | 哉) |
| の理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の確成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国際がに活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、適切な報道が関いに活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、おり、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を草ぶ心、自然観感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の酸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 6 国内報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日報近感の確成及び我が国の政策への理解を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日報近感の確成及び我が国の政策への理解を増進する。 | 施策目標 | 諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図 | 目標設定の | 外交政策の効果的 | な展開のために | こは、各国の |
| 境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ 統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解を増進し、その と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸 成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策 に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援すること により、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値 観(和を확ぶ心、自然観、感性、美意識)等を 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興の ための国際協力、文化の分野における国際規 範の整備促進等の文化の分野における国際規 範の整備促進等の文化の分野における国際規 範の整備と進等の文化の分野における国際規 範の整備と選等の文化の分野における国際規 範の整備と進等の文化の分野における国際規 範の整備と選等の文化の分野における国際規 範の整備と選等の文化の分野における国際規 範の整備と選等の文化の分野における国際規 範の整備を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民 の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進 する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外にお ける対日理解・対日親近感の醸成及び我が国 の政策への理解を増進する。 | | るとともに、我が国外交政策に対する国内外で | 考え方・根拠 | 政策決定の支持基盤 | となる一般国民 | 民層への情報 |
| 統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国際内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の酸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の整備と進等の文化の分野における国際規範の基準と関係を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の確成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外で政策に対する理解と信頼を増進する。 | | の理解を増進し、日本外交を展開する上での環 | | 発信や交流の促進を | 通じて,日本~ | 、の関心を高 |
| 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を事ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と増額する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における国際規策の政策の理解を増進する。 6 国内報道機関による報道を通じ、海外における可能を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ | | め、対日信頼感を醸 | 成し、対日理網 | qを増進する |
| て、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際損範の整備促進等の文化の分野における国際損範の整備促進等の文化の分野における国際債額の整備促進等の文化の分野における国際資献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 統一的に推進する。 | | とともに、適切な報 | 道対策や広報を | を通じて, 日 |
| と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進する。 4 文化交流事業を展開・促進する。 6 国内教立機関による報道を通じ、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際損範の整備促進等の文化の分野における国際頂蔵を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じ | | 本国民の外交政策に | 対する理解を増 | 曽進し, その |
| 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際資献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国の政策への政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 1 広報、文化交流及び 政策評価実 平成 28 年 8月 | | て、日本国民の我が国外交政策に対する理解 | | 支持を獲得すること | が必要である。 | |
| 成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策 に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援すること により、伝統文化からポップカルチャーに至 る日本文化そのもの及びその背景にある価値観、和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興の ための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際資献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えること により、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | と信頼を増進する。 | | 第189回国会外交流 | 寅説(平成27年2 | 2月12日) |
| 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸 | | 「国際社会での存 | 存在感を一層高ぬ | めるよう、予 |
| に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際遺献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 成及び我が国の政策への理解を促進する。 | | 算を効果的に活用 | し、日本の「正 | しい姿」や多 |
| 4 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 政策体系上の位置付け な、文化交流及び政策に対する理解と信頼を増進する。 政策体系上の位置付け | | 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策 | | 様な魅力を戦略的 | に対外発信する | るとともに, |
| により、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 応策体系上の政策への理解を増進する。 本パン・ハウスの創設を推進します。」 本パン・ハウスの創設を推進します。」 本パン・ハウスの創設を推進します。」 本の企業の登集を開発を進める。 ないたの意味を開発を進める。 本の世帯のでは、東京に対するでは、東京には、東京には、東京に対するでは、東京に対するでは、東京に対するでは、東京には、東京に対するでは、東京に対するでは、東京に対するでは、東京に対するでは、東京には、東京には、東京に対するでは、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京には、東京に | | に対する国の内外の理解を促進する。 | | 親日派・知日派の | 発掘・育成を強 | 蛍力に推進し |
| る日本文化そのもの及びその背景にある価値 観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、 親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興の ための国際協力、文化の分野における国際規 範の整備促進等の文化の分野における国際貢 献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進め る上で必要な活力を与え自尊心を支えること により、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民 の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進 する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外にお ける対日理解・対日親近感の醸成及び我が国 の政策への理解を増進する。 政策体系上 広報 文化交流及び 政策評価実 平成 28 年 の位置付け | | 4 文化交流事業を展開・促進・支援すること | | ます。主要国にお | ける広報文化を | ↑交拠点,ジ |
| 観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、 親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興の ための国際協力、文化の分野における国際損 範の整備促進等の文化の分野における国際貢 献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進め る上で必要な活力を与え自尊心を支えること により、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民 の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進 する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外にお ける対日理解・対日親近感の醸成及び我が国 の政策への理解を増進する。 | | により、伝統文化からポップカルチャーに至 | | ャパン・ハウスの | 創設を推進しま | ゙す。」 |
| 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上 広報、文化交流及び 政策評価実 平成 28 年の政策への理解を増進する。 | | る日本文化そのもの及びその背景にある価値 | | | | |
| 親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 政策体系上の位置付け 政策体系上の位置付け | | 観(和を尊ぶ心, 自然観, 感性, 美意識)等を | | | | |
| 5 文化,スポーツ,教育,知的交流の振興のための国際協力,文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 取策体系上の位置付け 取策体系上の位置付け 取策を再進 平成 28 年 の政策への理解を増進する。 | | 伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、 | | | | |
| ための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 D | | | | | | |
| 範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 | | 1 | | | | |
| 献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 取策 28 年の位置付け 報道対策 本の定時期 8月 | | | | | | |
| る上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 報道対策 政策評価実 平成 28 年 の位置付け 報道対策 | | | | | | |
| により、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 報道対策 施予定時期 8月 | | | | | | |
| 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民 の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進 する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外にお ける対日理解・対日親近感の醸成及び我が国 の政策への理解を増進する。 政策体系上 の位置付け 報道対策 | | | | | | |
| の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 報道対策 広報、文化交流及び 政策評価実 施予定時期 8月 | | | | | | |
| する。 | | | | | | |
| 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 政策体系上の位置付け 広報、文化交流及びの政策への運解を増進する。 政策体系上の位置付け 本道対策 本予定時期 8月 | | | | | | |
| ける対日理解・対日親近感の醸成及び我が国 の政策への理解を増進する。政策体系上 の位置付け広報,文化交流及び 報道対策政策評価実 施予定時期平成 28 年 8月 | | | | | | |
| の政策への理解を増進する。 の位置付け 報道対策 施予定時期 8月 | | | | | =1 ++== 1== - | - b oo - |
| ■ 100mmに対応がある。 | | | | | | |
| | | の政策への理解を増進する。 | の位置付け | 報 直对策 | 施予定時期 | 8月 |

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

| 個別分野 | 1 国内広報の実施 |
|------|---|
| 施策の概 | 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や |
| 要 | 外務省の役割等について,国内広報の実施により,地方を含む様々な国民層に対して,的確で,タイミング良く, |
| | かつ分かりやすい情報発信を行う。 |
| | また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の |

| 測 | 1 | 国民 | に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|---------------------|--------------|--|---|
| 定 | | | 我が国の外交政策を円滑に推進していくためには、国民 | 定の根拠 |
| 指 | | | の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 策への国民の理解と信頼を一層得られるよう以下の取組 | 国民の理解と信頼を得るため、各種発信手段を |
| | | | を推進する。 | 用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等 |
| | 年 | | ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う | について的確な情報発信を行った実績を測ること |
| | 度 | 27 | 「外務大臣と語る」の実施 | は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | 目 | 年 | ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 標 | 度 | 会、プレゼンテーション・コンテスト、小中高生の外務 | 我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国 |
| | 175 | | 省訪問事業等の実施 | 民の理解を増進するため、引き続き当省大臣自ら |
| | | | ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、 | 我が国の外交政策を直接国民に説明する「外務大 |
| | | | 我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉 | 臣と語る」を始め、各種講演会、プレゼンテーシ |
| | | | えた情報発信 | ョン・コンテスト,小中高生の外務省訪問事業を |
| | | | ・外交専門誌『外交』の発行(年6回) | 実施するとともに、パンフレットやインターネッ |
| | 虫 | | 我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解 | トを通じた外交政策や外務省に関する情報発信、 |
| | 中期目標 | _ | を増進する。 | 及び外交専門誌『外交』の発行を継続して行うこ |
| | 捶 | | | とが重要である。 |
| | 175 | | | こが主文である。 |
| | 2 | 広聴 | 活動 | (測定指標の選定理由) |
| | | 広聴 | 活動 メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や | |
| | 2 | 広聴 | | (測定指標の選定理由) |
| | 2 | 広聴 27 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴 |
| | 2 年度 | | メール, 電話, FAX, 書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握, 共有することを通じて, 国民の我が国 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れ |
| | 年度目 | 27 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進し |
| | 2 年度 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、 |
| | 年度目 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 |
| | 年度目 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設 |
| | 2 年度目標 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意 |
| | 2 年度目標 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設 |
| | 2 年度目標 | 27 年 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解 |
| | 年度目 | 27 年 度 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有するこ |
| | 2 年度目標 中期目標 3 | 27 年度 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解 |
| | 2 年度目標 中期目標 3 | 27 年度 - 参 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。メール及び電話での意見については、日報を作成し、関係課室にフィードバックする。 我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。 考指標)「外務大臣と語る」事業実施後アンケート | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解 |
| | 2 年度目標 中期目標 3 4 (| 27 年度 | メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や 関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国 外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関 係課室にフィードバックする。 我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。 | (測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解 |

| 達 | | | | 単位: 百万 | | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|-------------------------------|----------------|--------|-----------|------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計(執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①国内広報 | 1 外交専門誌『外交』の発行、ホームページコンテンツの | 1 | 86 | 84 | 77 | 74 | 068 |
| | (*) | 作成及びパンフレットの作成・配布 | | (63) | (74) | (71) | | |
| | | 27年度も引き続き我が国を取り巻く国際情勢や主要外 | | | | | | |
| | | 交課題等を取り上げた外交専門誌 『外交』 を発行(年6回) | | | | | | |
| | | し、外務省ホームページコンテンツとして「わかる!国際 | | | | | | |
| | | 情勢」等その時々の主要外交トピックを分かりやすく説明 | | | | | | |

| する記事を掲載することにより、我が国の外交政策や外務 | | |
|--------------------------------|---|--|
| 省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。また、重 | | |
| 要外交課題等に関するパンフレットを作成・配布すること | | |
| により、我が国の外交政策に対する理解の促進を図る。 | | |
| 2 講演会・シンポジウム等の開催 | 1 | |
| 27年度も引き続き「外務大臣と語る」や「国際情勢講演 | • | |
| 会」をはじめ、「国際問題プレゼンテーション・コンテス | | |
| | | |
| ト」、「外交講座」及び「高校講座」、「小中高生の外務省訪問」 | | |
| 等,大臣他外務省員が直接国民に対し我が国の外交政策や | | |
| 外務省の取組について紹介する機会を確保することによ | | |
| り、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民の理 | | |
| 解の促進を図る。 | | |
| 3 外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施 | 2 | |
| 及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握 | | |
| 27年度も引き続き以下の取組を実施する。 | | |
| (1)多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民 | | |
| からの意見聴取 | | |
| (2)特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向 | | |
| の把握 | | |
| こうした取組により、その結果を関係部局に迅速かつ適 | | |
| | | |
| 切に配布することによって外務省内で周知・共有し、外 | | |
| 交・広報政策の企画立案・実施の参考とする。 | 1 | |

| 個別分類 | P 2 海外広報の実施 |
|------|---|
| 施策の | 既 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情につい |
| 要 | ての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施する。具体的には、ジャパン・ハウスの創設、在 |
| | ■ 外公館及び本省による対外発信の強化等を行う。 |

| 測 | 1 | 広報 | 事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数, 事業 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|------|------|-----------------|--|---|
| 定 | 参 | 加人 | 数、HP 訪問者数、対象者の反応) | 定の根拠 |
| 指標 | | | 1 講師派遣事業を実施し、効果的な実施を念頭に、派遣 国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように | (測定指標の選定理由) 対日イメージが外部要因に左右されること等に |
| 1234 | | | 努める。 | かんがみ、単に実施件数のみでなく、対象者の評 |
| | 年 | 27 | 2 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。 | 価等の定性的評価を加味して事業の効率性を総合 |
| | 度 | 2 <i>1</i> 年 | 3 Web Japan による対日理解を促進し,年間 1,200 万ペ | 的に測ることが施策の進捗を把握する上で適当と |
| | 目 | 生度 | ージビューを超えるアクセス数を維持する。 | 考えられるため。 |
| | 標 | 泛 | 4 日本ブランドの発信強化のための事業を実施する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | 5 領土保全に関する効果的な対外広報を実施する。 | 左記のような事業を通じ、我が国の政策につい |
| | | | 6 広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」(仮称) | ての理解促進を図ることは、重要である。 |
| | | | の創設を推進する。 | 第189回国会外交演説(平成27年2月12日) |
| | | | 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国 | 「国際社会での存在感を一層高めるよう,予算を |
| | т | | の政策への理解を促進する。 | 効果的に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力 |
| | 中期目標 | _ | | を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日 |
| | 4 | | | 派の発掘・育成を強力に推進します。主要国にお |
| | 尓 | | | ける広報文化外交拠点,ジャパン・ハウスの創設 |
| | | | | を推進します。」 |
| | 2 | | 考指標)BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日 | |
| | | 本の | 順位 | |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|----------------|---|----|--------------|---------------|--------------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名(開始年度) | 達成手段の概要等 | | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ①海外広報 (*) | 1 世論形成や政策決定に影響力のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、27年度においても引き続き、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。 2 多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、27年度においても引き続き、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。 3 教育広報 現地の小中学校を訪問して、日本事情紹介、教員に対する日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうために27年度も引き続き、ワークショップ等を実施する。教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。 | 1 | 754 (685) | 681 (621) | 684 (616) | 749 | 069 |

| | 4 経済協力プレスツアー | 1 | | | | | |
|---------|--|---|---|---|-------|--------|------------|
| | 現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機 | | | | | | |
| | 会を提供し、我が国の ODA の成果等につき理解を深めさせ | | | | | | |
| | つつ、現地メディアにキャリーさせる。報道を通じて、現 | | | | | | |
| | 地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対 | | | | | | |
| | する一層の認識と評価を得ることを目的とする。 | | | | | | |
| | 5 日本ブランド発信事業(25年度) | 1 | | | | | |
| | 日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の | | | | | | |
| | 魅力,強み,日本人の価値観を積極的に発信する。さらに | | | | | | |
| | は,多様な日本の魅力の発信に取り組む。27年度において | | | | | | |
| | も引き続き市民社会の中から発信力のある民間企業, NGO, | | | | | | |
| | 地方自治体関係者等を海外に派遣し、それぞれの特性を活 | | | | | | |
| | かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。 | | | | | | |
| | 6 広報文化活動の実施評価調査(25年度) | 1 | | | | | |
| | 諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役 | | | | | | |
| | 立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通 | | | | | | |
| | じ,戦略的な広報文化活動を実現するための方策を,27 | | | | | | |
| _ | 年度においても引き続き研究する。 | | | | | | |
| ②内外発信 | | 1 | - | _ | 341 | 394 | 070 |
| のための多 | 発信力を強化すべく,国際世論形成に影響力のある人物のネ | | | | (235) | | |
| 層的ネット | ットワークを構築するもの。27 年度においても引き続き, | | | | | | |
| ワーク構築 | 我が国において,有識者,報道関係者等に対し,関連する研 | | | | | | |
| (26 年度) | 究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取 | | | | | | |
| | り巻く領土保全に関する理解を深め,帰国後は,在外公館の | | | | | | |
| | 支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者へ | | | | | | |
| | の働きかけを行ってもらうとともに、日本側関係者等の間で | | | | | | |
| | プラットフォームを形成する。 | | | | | | |
| ③主要国に | | 1 | - | _ | _ | 671 | 新 27 |
| おける日本 | て、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、 | | | | | | -25 |
| や他の国々 | | | | | | | |
| の影響力調 | | | | | | | |
| 査・分析とそ | 各国においてどのような形で日本をプロモートしていくか | | | | | | |
| れに基づく | について分析を行うと共に、効果的な発信を行う。 | | | | | | |
| 効果的な発 | | | | | | | |
| 信(27年度) | | | | | | | |
| ④主要なテ | | 1 | - | _ | _ | 17 | 新 27 |
| レビ国際放 | | | | | | | -30 |
| 送に関する | | | | | | | |
| 評価調査 | Al Jazeera English(又はAmerica), CCTV News 等他国の主 | | | | | | |
| (27 年度) | 要国際放送及び NHK ワールド TV 等我が国の国際放送に対す | | | | | | |
| | る評価を聴取する。 | | | | | | |
| ⑤「ジャパ | | 1 | - | _ | _ | 3, 590 | 新 27 |
| ン・ハウス」 | もに,オールジャパンで我が国の「正しい姿」や多様な魅力を | | | | | | -26 |
| (仮称)」創設 | | | | | | | |
| 関連経費 | た、同拠点設置に向けた調査、及びその他全体の企画立案に | | | | | | |
| (27 年度) | 係る調査を実施する。 | | | | | | |
| ⑥在外公館 | 主要国に所在する在外公館において,現地の研究機関が主 | 1 | - | _ | -7 | 58 | 新 27 |
| による海外 | 催する日本関連のセミナー・講演会等の機動的な支援や、日 | | | | | | —24 |
| 研究機関等 | 系・親日団体が主催する日本関連行事のきめ細かな支援を行 | | | | | | |
| 支援 | う。 | | | | | | |
| (27 年度) | | | | | | | |
| ⑦在外公館 | 我が国に好意的な世論を構築することを目的として, 主要 | 1 | _ | _ | _ | 412 | 新 27 |
| 及び本省に | 国に所在する在外公館及び本省において,①対日理解促進 | | | | | | —27 |
| おける外部 | PR コンサルタント契約, ②在外公館の現地在住の広報分野 | | | | | | |
| 専門家の活 | の業務補助員を配置,③対外広報を実施する上で考慮すべき | | | | | | |
| _ | | | | _ | | - | |

| 用 (27 年度) | 諸情勢、諸情報の調査分析を本邦の外部専門家に委託、④本省の業務拡大に対応するため、関係課室に派遣職員を配置する。 | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|---|---|----|-------------|
| ⑧在外公館 人的交流等 支援事業 (27 年度) | 主要国に所在する在外公館において、招へい、派遣等人的交流に関する業務(派遣プログラムの企画、派遣者の現地でのアテンド、招へい候補者及び招聘プログラム案の提言、招聘実施後のフォローアップ等)を、幅広い人脈を有し現地に精通する対日友好団体やシンクタンク等に一部委託し、更に効果的に事業を実施する。 | 1 | _ | _ | 1 | 56 | 新 27 一23 |

| | 分野 | 既 | 12.11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 | IT 広報システム及びコンテン 対する国の内外の理解を促進す | | 強化、時宜をとらえた迅速な情報発信の | |
|----|--|--------------|---|---|--|---|--|
| 測定 | | | | | | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | |
| 指標 | 年度目標 | 27 年 度 | め、本省においてはウェ アの連携ならびに各アカ ともに、発信手段の多様 2 対外発信を特に強化する ては、相手国の国民等の | ブサイト及びソーシャルメディロント間の連携強化を図ると他に努める。 べき重点国・地域の公館におい 供感を得ることができる発信をディアによる情報発信のため専 | 依然。 要であため せるため アまた、 ーシ、 を、重り | の選定理由) として、ウェブサイトによる情報発信は重るが、より広くより効率的に情報を拡散さめには、ソーシャルメディアの活用が不可る。 市民社会に及ぼす影響が増大しているソルメディアを利用した効果的な発信方法 点国・地域において検討・確立することがある。このような IT 広報手段の強化、多様 | |
| | 中期目標 | | 我が国外交政策に対する め、IT 広報手段を強化、多 | 国の内外の理解を促進するた 様化する。 | 有益でで (目標(水 ² 媒体 報発信) えたき 省全体で | いて測ることは施策の進捗を把握する上であるため。 集・目標年度)設定の根拠) 間・アカウント間の連携による重層的な情 及び重点国・地域における現地事情を踏ま め細かい情報発信のあり方を検討し、外務 としての IT 広報手段の強化,多様化を図る 必要であるため。 | |
| | 2 | IT戊 | 報システム及びコンテンツの | | | の選定理由) | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | ルを行い、情報の理解の付録した情報を一斉に各在示させる仕組み等の活用を連携して、タイムリーに、能とする。 2 主要な情報発信手段と | がのトップページのリニューア 促進を図るとともに、本省で登 が公館のホームページ上に表 により、本省及び各在外公館が 必要な情報を発信することを可 なっているウェブサイト及び 稼働を維持するため、情報セキ の対応を行う。 | の理解の やすい。 情報の るためい を適切い らの実 上で有名 (目標(水) | 政策を円滑に遂行するに当たっては、国民と支持が必要不可欠であり、迅速で分かり 説明を行うことが重要である。また、掲載 改ざん、閲覧停止等の事態を未然に防止す には、巧妙化するサイバー攻撃への対応等 こ実施する必要がある。したがって、これ 遺を測ることは施策の進捗状況を把握する 益である。 集・目標年度)設定の根拠) | |
| | 中期目標 | _ | | 国の内外の理解を促進するた ンテンツを充実・強化する。 | 持するが | の情勢の変化に応じた適切な情報発信を維 ためには,コンテンツの充実及びセキュリ 策等は引き続き重要である。 | |
| | 3 | 時宜 | をとらえた迅速な情報発信へ | の取り組み | (測定指標 | の選定理由) | |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 語化を行うとともに、コミ 訳作業の支援を行う。 | 要課題に関するページの多言 ンテンツの充実を図るために翻 こっている外務大臣によるフェ き実施していく。 | するこ。 ながる。 また, | 身近な言語で、外務省が発信する情報に接 とは、内容をより深く理解することへとつ 、 ソーシャルメディアなど IT 時代に即した 行うため、これらを測ることは施策の進捗 | |
| | 中期目標 | _ | 我が国外交政策に対する め、時宜をとらえた迅速な | 国の内外の理解を促進するた 情報発信に取り組む。 | (目標(水 ² よりi | する上で有益である。 隼・目標年度)設定の根拠) 迅速により幅広く, より省力的に情報を発 手法の検討・確立が引き続き重要である。 | |
| | 4 † | | 省ホームページ等へのアク 数の合計 | 年度目標値 27 年度 1.6 億件 | | 中期目標値 — — — | |
| | 測定指標の選定理 (測定指標の選定理由) 由及び目標値(水 インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進するこ準・目標年度)の設 と」(達成すべき目標)の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つである マの世界 | | | | | | |

161

続き検討する。

定の根拠

アクセス件数(ページビュー数)を一つの定量的な測定指標として選定した。なお、ソーシャルメデ

ィアについては、各アカウントの目的に則した定量的な測定指標を設定することが可能かは、引き

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

外務省ホームページ(日本語, 英語), 在外公館ホームページ, Web Japan のアクセス件数(ページビュー数)の合計値を基準値とした。25 年度に新しいアクセス解析システムの利用を開始したことに伴い, 基準値を 25 年度のアクセス件数とした。情報発信手段が多様化する中, 上記アクセス数を基準値以上とすることを目標とする。

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|------------------------------|----------------|-------|---------------|-------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (民)连/心水/ | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①IT を利用 | 27年度においては,重要課題に関するページの多言語化・ | 1 | 312 | 333 | 360 | 494 | 071 |
| | した広報基 | 翻訳支援,主要な情報発信手段となっているウェブサイト及 | 2 | (311) | (325) | (343) | | |
| | 盤整備 | び関連システムの安定的な稼働を維持するため、情報セキュ | 3 | | | | | |
| | (19 年度) | リティに対する脅威への対応や、本省で登録した情報を一斉 | | | | | | |
| | | に各在外公館のホームページ上に表示させる仕組みを順次 | | | | | | |
| | | 搭載し、本省及び各在外公館が連携して、タイムリーに必要 | | | | | | |
| | | な情報を発信することを可能とする等により、IT広報の充実 | | | | | | |
| | | を図るとともに、「日本の正しい姿」を様々な方法で効果的に | | | | | | |
| | | 発信するため、コンサルタントによる助言を受け、ウェブサ | | | | | | |
| | | イト及びソーシャルメディアの連携、各アカウント間の連携 | | | | | | |
| | | 等を検討し、情報発信の強化に努める等関連する測定指標の | | | | | | |
| | | 目標を達成する。 | | | | | | |

| 個別 | 分野 | | | | | | |
|------|-------------------------------|-------------------------------|---|--|---|--|--|
| | きの根 | | 各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るた | | | | |
| 要 | | | も力の発信,(2)人物交流事業の実施,(3)日本語の普及, | 海外日本研究 | の促進, (4)大型文化事業(周年事業)を | | |
| | | 行 | ið. | | | | |
| 2Hil | 4 | せん | 事業等の実施による日本の魅力発信 | 测点性描 | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | |
| 測定 | 1 | 又1L | ・ 東来寺の美 旭による日本の魅力光信 - 在外公館や国際交流基金を通じて日本の多様な魅力 | | | | |
| 指 | | | 全が公開や国際文派を並ど通じて日本の多様な魅力 発信することで、各国国民の対日理解の促進や親日感の | - | | | |
| 標 | | | 成を目的とする。 | 譲│(測定指標の選定理由) 文化事業を実施するにあたり、限られた ⁻ | | | |
| IXX | | | 1 在外公館文化事業については,特に以下の事業を優 | | | | |
| | | して実施する。 | | | 先すべき事業を明確にした上で、これらの | | |
| | | | ・スポーツ関連事業 | | 実施状況について測ることは、施策の進捗 | | |
| | 年 | | ・日本語関連事業 | を把握 | する上で有益であるため。 | | |
| | 度 | 27 | ・日本研究拠点・日本語拠点関連事業 | (目標(水 | 準・目標年度) 設定の根拠) | | |
| | 且 | 年 | ・日本食文化紹介関連事業 | | 国国会外交演説(平成27年2月12日) | | |
| | 標 | 度 | ・大規模イベント活用事業 | | 社会での存在感を一層高めるよう、予算を | | |
| | | | ・地方の魅力発信事業 ・日本の祭り関連事業 | | に活用し、日本の「正しい姿」や多様な魅力 | | |
| | | | - 日本の宗り国建事末 - 周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する | | 的に対外発信するとともに,親日派,知日 掘・育成を強力に推進します。主要国にお | | |
| | | | 事業 | <i>"</i> | 版 | | |
| | | | ・和食を通じた日本の魅力紹介事業 | 進しま | | | |
| | | | 2 国際交流基金については,「文化の WA プロジェク」 | ·J | | | |
| | | | を,32年度まで,着実に実施する。 | | | | |
| | 中期 | | 文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及 | _ | | | |
| | 期目標 | _ | その背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解 | <u>*</u> | | | |
| | | | 促進し、また、親日感の醸成を図る。 | | | | |
| | 2 | 2 大型文化事業(周年事業関連)の実施 | | | (測定指標の選定理由) | | |
| | | 八王 | | | · · · — · – — · · · | | |
| | 年 | 27 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 | 文真に | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施 | | |
| | 年度 | 27 年 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 | 文 真に する対 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施 象国を選定した上で、これらの実績を測る | | |
| | 年度目 | 27 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 | 文 真に 里 する対 ことは | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施 | | |
| | 年度目標 | 27 年 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る | 文 真に 理 する対 ことは め。 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施 象国を選定した上で、これらの実績を測る | | |
| | 年度目 | 27 年 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 | 文 真に 里 する対 ことは め。 の (目標(水 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施 象国を選定した上で、これらの実績を測る 、施策の進捗を把握する上で有益であるた | | |
| | 年度目標 中期目 | 27 年 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 | 文 真に 里 する対 ことは め。 の (目標(水 大型 国国民 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠) 文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図 | | |
| | 年度目標 中期目標 | 27 年度 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 | 文 真に 理 する対 ことは め。 (目標(水 大型 国国民 るため | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠) 文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 | | |
| | 年度目標 中期目 | 27 年度 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 「交流事業の実施 | 文 真に 理 する対 ことは め。 の (目標(水 大型 国国民 るため。 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠) 文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 | | |
| | 年度目標 中期目標 | 27 年度 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ | 文 里 する対 ことは め。 (目標(水 国国 るため (測定指標 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠) 文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 原の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年 | 27 年度 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 | 真に対している。 真に対している。 は、水型民のは、水型民のは、水型民のは、水型民のは、水型民のは、水型民のは、が、地域をは、が、が、地域をは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 ②の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること 策の進捗を把握する上で有益であるため。 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度 | 27 年度 一 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 ②交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 | 真に対している。 真に対している。 は、 は、 水型民のは は、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。 準・目標年度)設定の根拠) | | |
| | 年度目標中期目標 3 年度目 | 27 年度 — 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 | 東京 東に 東京 また また は は は は は は は は は は は は は は は は は | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 ②の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること 策の進捗を把握する上で有益であるため。 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度 | 27 年度 一 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 ②交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 | 文里 真ると。 目 国ると。 (目 国るた 利は、 大国た指種施 は標スこ ること。 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 「の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。 準・目標年度)設定の根拠) ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施す | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 | 27 年度 — 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 一交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 | 文里 真ると。 目 国ると。 (目 国るに対は (目 国るに定名 はには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 この選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。 準・目標年度)設定の根拠) 一ツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中 | 27 年度 — 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 ②交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム | 文里 真ると。 同ると。 同ると。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。際の選定理由)人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠)ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) ※社会での存在感を一層高めるよう、・・・ | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期 | 27 年度 — 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 一交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 | 文里 真ると。 同ると。 同ると。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 この選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。 準・目標年度)設定の根拠) 一ツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中 | 27 年度 — 人物 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネ | 文里 真ると。 同ると。 同ると。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。際の選定理由)人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠)ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) ※社会での存在感を一層高めるよう、・・・ | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期目標 4 | 27 年度 - 外 27 年度 - | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネトワークを外交活動に活用する。 年度目標値 | 文里 真ると。 同ると。 同ると。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。際の選定理由)人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠)ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) ※社会での存在感を一層高めるよう、・・・ | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期目標 4 第 | 27 年度 — 人 27 年度 — 在評価 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 一交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネトワークを外交活動に活用する。 ・公館文化事業についての事 年度目標値 27年度 | 文里 真ると。 同ると。 同ると。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。際の選定理由)人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠)ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) 社会での存在感を一層高めるよう、・・・・・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期目標 4 業在 | 27 年度 — 人 27 年度 — 在評外 — 外価公 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネトワークを外交活動に活用する。 会館文化事業についての事 全館文化事業評価におけるA A評価・B評価併せて | 文里 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。際の選定理由)人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠)ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) 社会での存在感を一層高めるよう、・・・・・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」 | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期目標 4 第右及 | 27 年度 - 人 27 年度 - 在評外び - 外価公B | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 「交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネトワークを外交活動に活用する。 公館文化事業についての事 「全館文化事業についての事」 年度目標値 27 年度 全館文化事業評価におけるA 評価の事業の割合(注) | 文里 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠) ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) 社会での存在感を一層高めるよう、・・・・・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」 中期目標値 ー | | |
| | 年度目標 中期目標 3 年度目標 中期目標 4 第 7 注 | 27年度 - 外位公民交) - 外位公民交 | ブラジル、中米、サウジアラビア、韓国における大型 化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日 解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る 大型文化事業の実施により、対日理解の促進、親日感 醸成、相互の信頼関係の構築を図る。 交流事業の実施 人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・ 展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下 実施する。 1 留学生交流の推進 2 招へい事業 3 JET プログラム 4 スポーツ交流事業 人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネトワークを外交活動に活用する。 会館文化事業についての事 全館文化事業評価におけるA A評価・B評価併せて | 文里 | 節目となる機会をとらえて周年事業を実施象国を選定した上で、これらの実績を測る、施策の進捗を把握する上で有益であるた準・目標年度)設定の根拠)文化事業(周年事業)を開催することは、各の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図重要である。 の選定理由) 人的交流事業の実施に係る実績を測ること策の進捗を把握する上で有益であるため。準・目標年度)設定の根拠) ーツ外交を含めた人物交流を着実に実施すは、各国国民の対日理解を促進し、親日感成を図るために有益である。回国会外交演説(平成27年2月12日) 社会での存在感を一層高めるよう、・・・・・知日派の発掘・育成を強力に推進します。」 中期目標値 ー | | |

測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

由及び目標値(水 準・目標年度)の設 在外公館文化事業は、各国国民の対日理解促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を

| 達 | | | | 単位:百万円 | | | 行政 | |
|---|--------------|--|----|--------|--|-------|-----|-----|
| 成 | キポエのカ | | 関連 | | ▽ ⁄==================================== | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | き代エいの振声等 | する | | 予算額計 | ' | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①海外にお | | | 421 | 402 | 396 | 611 | 074 |
| | ける文化事 | | | (362) | (352) | (361) | | |
| | 業等 | (本個別分野に関連する取組) | 1 | | | | | |
| | (*) | 1 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発 | 4 | | | | | |
| | | 信 | | | | | | |
| | | 27 年度においても引き続き、日本文化、思想、価値観 | | | | | | |
| | | 等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、 | | | | | | |
| | | 我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養 | | | | | | |
| | | 成していくことを目的として、在外公館や(独)国際交流 | | | | | | |
| | | 基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等 | | | | | | |
| | | といった日本文化の海外での紹介事業を実施する。 | | | | | | |
| | | また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的 | | | | | | |
| | | 対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目 | | | | | | |
| | | 的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与 | | | | | | |
| | | といった知的交流事業を実施する。 | | | | | | |
| | | 文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本 | | | | | | |
| | | 文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やす | | | | | | |
| | | ことにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸 | | | | | | |
| | | 成を図る。 | | | | | | |
| | | 2 日本語の普及、海外日本研究の促進 | 1 | | | | | |
| | | 諸外国における日本語学習を支援することによって、 | 4 | | | | | |
| | | 日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を | | | | | | |
| | | 高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成 | | | | | | |
| | | を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対 | | | | | | |
| | | 外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育 | | | | | | |
| | | 及び日本研究の一層の振興を目的として, 主に(独)国際 交流基金を通じて, 日本語専門家の派遣, 現地日本語教 | | | | | | |
| | | 文派基金を通じて、日本語等门家の派遣、現地日本語教 師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究 | | | | | | |
| | | 前の月成,教材奇質,日本語形力試験の実施,日本明先 拠点への支援等を行っている。 | | | | | | |
| | | 27年度も引き続き、日本語や日本研究の普及を通じて | | | | | | |
| | | 27年度も引き続き、日本語や日本研究の音及を通じで 我が国を深く理解する機会を提供する。 | | | | | | |
| | | 3 大型文化事業(周年事業関連)の実施 | 1 | | | | | |
| | | 3 八至文化事業(同年事業)更)の実施 「大型文化事業」とは、外交関係上の節目等の特別な機 | 2 | | | | | |
| | | 会に実施する周年事業に際して、政府として内容、規模 | _ | | | | | |
| | | の充実した根幹となりうる文化事業を在外公館主催によ | | | | | | |
| | | り実施するものである。周年事業においては、特にオー | | | | | | |
| | | プニングやクロージング等に政府主導で大規模な事業を | | | | | | |
| | | 実施することによって、民間団体を巻き込み、オールジ | | | | | | |
| | | ャパンとして特定国・地域との交流事業を集中的・戦略 | | | | | | |
| | | 的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の | | | | | | |
| | | 醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単 | | | | | | |
| | | 独の事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現し | | | | | | |
| | | ようというものである。 | | | | | | |
| | | 27年度は、関連する測定指標の対象国において事業を | | | | | | |
| | | 実施する。 | | | | | | |
| | <u> </u> | | | | | | | |

| ②独立行 法人国際 | 交 ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに | 1 2 | | 12, 495 (12, 495) | | | 072 |
|----------------------|--|--------|-------|----------------------|-------|-----|-----|
| 二 流基金運 費交付金 | 営│ 日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施,援助及びあっせ | 4 | | | | | |
| (15 年度) | - 国际文化文派を目的とする惟しの実施、援助及びめつと ん並びにこれへの参加 | | | | | | |
| (10 +152) | ・日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交 | | | | | | |
| | 流に必要な資料の作成、収集、公館及び頒布 | | | | | | |
| | ・国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並び | | | | | | |
| | に国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する | | | | | | |
| | 援助及びこれらの物品の贈与 | | | | | | |
| | ・国際文化交流を行うために必要な調査及び研究 27年度においても、上記のような各種事業により、我が | | | | | | |
| | 国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、 | | | | | | |
| | 及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好 | | | | | | |
| | な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持 | | | | | | |
| | 及び発展に寄与する。 | | | | | | |
| ③アジア | | 1 | _ | 20, 035 | _ | _ | _ |
| 化交流強 | | | | (20, 035) | | | |
| 事業 (25 年度) | リンピック・パラリンピックの開催される平成32(2020)年 | | | | | | |
| (25 牛皮) | に向けて、日本語普及を促進するとともに、日本とアジア 諸国との双方向の文化交流を強化・推進する。 | | | | | | |
| | 1 アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習 | | | | | | |
| | 者と日本人の交流の機会の増大を目的とする、現地日本 | | | | | | |
| | 語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本から各 | | | | | | |
| | 国の日本語教育機関に派遣する事業 | | | | | | |
| | 2 アジアにおける一般市民の間の幅広い交流促進と相互 | | | | | | |
| | 理解の基盤拡充を目的とする、現地機関との連携による 各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業の実施・ | | | | | | |
| | 援助 | | | | | | |
| | 3 アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働 | | | | | | |
| | の取組に向けた、専門家の間の交流促進・深化とネット | | | | | | |
| | ワーク構築・強化を目的とする、グループの交流事業及 | | | | | | |
| | び個人の招へい・派遣事業 | | | | | | |
| | 4 アジアにおける文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関が取り組む共同制作や共同研究等協働事業及びそ | | | | | | |
| | の成果発信事業の実施・援助 | | | | | | |
| | 27年度においては、東京国際映画祭との連携交流事業や、 | | | | | | |
| | 日本サッカー協会・Jリーグ連携サッカー交流事業等を実 | | | | | | |
| | 施する。 | | | | | | |
| 4 戦略的 <u> </u> | | 3 | 288 | (200) | 283 | 302 | 075 |
| 務者(STE 招へい | P) 場についている者または将来活躍が期待される実務レベル のための招へい制度。27年度も引き続き、我が国の文化・ | | (254) | (299) | (247) | | |
| (17 年度) | 社会等様々な分野についての理解を深め、また人脈を築く | | | | | | |
| | ことにより、我が国外交政策推進の円滑化に資するととも | | | | | | |
| | に、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与す | | | | | | |
| | ることを目的とし事業を実施する。 | | | | | | |
| ⑤語学指 | | 3 | 105 | 100 | 113 | 126 | 076 |
| 等外国青招 致 事 | | | (91) | (94) | (104) | | |
| 用 投 争 (JET プロ | | | | | | | |
| ラム) | の根交流の推進を目指す。 | | | | | | |
| (昭和 62 | | | | | | | |
| 度) | | | | | | | |

| ⑥留学生交 | 優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・ | 3 | 75 | 71 | 79 | 87 | 077 |
|------------|--------------------------------------|---|------|------|------|-----|-----|
| 流事業 | 選考・留学相談対応等を実施しているほか、帰国留学生へ | | (68) | (69) | (75) | | |
| (13 年度) | の支援活動として、元留学生の会への支援等を実施するこ | | | | | | |
| | とにより27年度も引き続き我が国との架け橋となる知日 | | | | | | |
| | 家・親日家の育成を目指す。 | | | | | | |
| ⑦閣僚級招 | 27年度も引き続き,政治決定や世論形成に大きな影響力 | 3 | 75 | 65 | 63 | 61 | 078 |
| ~ い | のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーを招待し、我 | | (57) | (59) | (41) | | |
| (23 年度) | が国要人・有識者との懇談、主要都市・施設の視察・取材 | | | | | | |
| | 等を通じて対日理解を促進する。 | | | | | | |
| ⑧草の根平 | 第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人 | 3 | 56 | 54 | 52 | 57 | 079 |
| 和交流招へ | (元POW)や民間人抑留者等,豪州,米国及びオランダの関係 | | (54) | (52) | (52) | | |
| い | 者を27年度も引き続き招へいし,我が国の真摯な姿勢を示 | | | | | | |
| (23 年度) | し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レ | | | | | | |
| | ベルでの和解・信頼醸成を実現する。 | | | | | | |
| ⑨日系人ネ | 米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系 | 3 | 26 | 21 | 20 | 20 | 080 |
| ットワーク | 人リーダー等を27年度も引き続きグループ招へいする。こ | | (21) | (18) | (23) | | |
| 強化招へい | れにより日系人としてのアイデンティティ増進,両国関係 | | | | | | |
| (23 年度) | への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進 | | | | | | |
| | する。 | | | | | | |
| ⑪スポーツ | 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見 | 3 | _ | - | - | 90 | 新 |
| 外交推進事 | 据えた日本政府の国際貢献策「Sport for Tomorrow」の着実 | | | | | | 27- |
| 業 | な実施を図ること及び親日家の醸成を目的とし、スポーツ | | | | | | 28 |
| (27 年度) | 関係者の派遣・招へい事業、機材輸送支援、国外における | | | | | | |
| | セミナーの開催等を行う。 | | | | | | |
| ⑪独立行政 | 公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際交流基金の | 1 | _ | _ | 165 | 165 | 073 |
| 法人国際交 | 国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、 | | | | (0) | | |
| 流基金施設 | 研修生及び施設利用者の安全面の向上を図る。 | | | | | | |
| 整備費補助 | 26年度補正予算においては、国際交流基金日本語国際セ | | | | | | |
| 金 (20 / 二) | ンターの施設について、災害・危機等への対応を図るための | | | | | | |
| (26 年度) | 整備(宿泊棟セキュリティシステム導入及び宿泊室等空調 | | | | | | |
| | 機一斉更新)を行う。 | | | | | | |

| 個別 | 分野 | ž 5 | 文化の分野における国際協力の実施 | |
|----|-----|------|-------------------------------|--------------------------|
| 施領 | 色の根 | 旡 | 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や | 文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類 |
| 要 | | 共 | 通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の | 持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成 |
| | | す | るため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無 | 償資金協力を実施する。 |
| | | • | | |
| 測 | 1 | 文化 | ,教育,知的交流の分野における国際貢献の度合い(ユネス | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
| 定 | = | 1, 国 | 連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の | 定の根拠 |
| 指 | 万 | 反応, | 報道振り,事業に対する評価(自己評価を含む)) | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | 1 ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委 | 文化,教育,知的貢献の分野において,我が国 |
| | | | 員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議 | が国際的に果たすべき役割として、左記の課題で |
| | | | に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献すると | の協力を進めることが適当であり, その実績を測 |
| | | | ともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう | ることは、施策の進捗を把握する上で有益である |
| | | | 協力を行う。 | ため。 |
| | | | 2 世界遺産について、我が国の推薦案件(「明治日本の産 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 年 | 07 | 業革命遺産 製鉄・鉄鋼・造船・石炭産業」)の一覧表へ | ユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国の |
| | 度 | 27 | の記載を目指す。 | プレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保 |
| | 目 | 年度 | 3 3つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金, 無 | 護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学 |
| | 標 | 及 | 形文化遺産保護日本信託基金,人的資源開発日本信託基 | との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信 |
| | | | 金)を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修 | を行うことを通じて、日本としての国際的な責務 |
| | | | 復や振興の推進,人材育成事業の実施に貢献する。 | を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨 |
| | | | 4 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規 | 益国との関係強化のために重要である。 |
| | | | 模課題や文化の分野における国際協力に係るイベント | |
| | | | の開催等により緊密な意思疎通を図るとともに、親日 | |
| | | | 派・知日派の裾野拡大を目指す。 | |
| | | | ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の | |
| | 中期 | | 文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施 | |
| | 捌 | _ | を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課 | |
| | 標 | | 題等についての我が国の政策発信の推進と,途上国を中心 | |
| | | | とした能力育成事業への協力を図る。 | |
| | 2 | | 無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報 | (測定指標の選定理由) |
| | j | 道振り | ,事業に関する評価 | 文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対 |
| | 年 | | ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資す | 日理解・親日感情醸成を中心にみた施策の進捗を |
| | 度 | 27 | る案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件 | 把握する上で有益であるため。 |

| | | 5.8 | とが重要 | 更である。 | <u> </u> | | | |
|---|-------------|------------------------------|------|-------|---------------|-----|------|----|
| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | 是次1次07%发布 | 測定 | | (+7VI 1 1155) | | 額 | ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①ユネスコ | ユネスコについては, 人類共通の貴重な遺産の保護, 各国 | 1 | 38 | _ | | _ | _ |
| | や国連大学 | の持続的開発に寄与するため、ユネスコの各種会議への参加 | | (31) | | | | |
| | を通じた協 | や信託基金事業を通じ、文化、教育、知的交流の振興のため | | | | | | |
| | カ | の国際協力や国際貢献を行う。 | | | | | | |
| | (*) | 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課 | | | | | | |
| | | 題や文化の分野における国際協力に係るイベントの開催等 | | | | | | |

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保

全支援等に貢献することを通じ、国際的な責務を

果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益

国との関係強化のために重要である。また、27年

度の情勢に照らし、2020年東京オリンピック・パ

ラリンピックを見据えた案件の実績に着目する

を実施する。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピ

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資する

ことにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親

ックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。

日感情醸成に寄与する。

目

標

期

目

度

により緊密な意思疎通を図るとともに、親日派・知日派の裾

| | 野拡大を目指す。 | | | | | | |
|---------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|-----|-------|
| ②世界遺産 | 日本ブランド推進において,我が国の世界遺産の円滑な登 | 1 | _ | _ | _ | 15 | 新 |
| の推進・発信 | 録の推進と日本の魅力の発信に資するべく,ユネスコの国際 | | | | | | 27–20 |
| 事業 | 的な枠組みを活用して在外公館等での日本の世界遺産の魅 | | | | | | |
| (27 年度) | 力や優れた文化財保存等の技術・制度についての発信力を強 | | | | | | |
| | 化する。 | | | | | | |
| ③国連大学 | 国連大学理事,附属研究機関所長,有識者,専門家等を招 | 1 | - | _ | _ | 18 | 新 |
| を通じた親 | き、我が国が重視する領域を中心とした国連大学の業績や今 | | | | | | 27–29 |
| 日派·知日派 | 後の方向性などをテーマとした会議を開催し、その機会を活 | | | | | | |
| の裾野拡大 | 用して親日派・知日派の裾野及び日本との接点を拡大し、日 | | | | | | |
| (27 年度) | 本の魅力発信を試みる。 | | | | | | |
| ②海外にお | | | 421 | 402 | 396 | 611 | 074 |
| ける文化事 | | | (362) | (352) | (361) | | (再掲) |
| 業等 | (本個別分野に関連する取組) | 2 | | | | | |
| (*) | 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、 | | | | | | |
| | 文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力ス | | | | | | |
| | キームである。開発途上国の政府機関に対して文化・高等教 | | | | | | |
| | 育、遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト | | | | | | |
| | (機材調達, 施設整備など)のために必要な資金を供給する | | | | | | |
| | 「一般文化無償資金協力」と,現地で活動中のNGOや地方自治 | | | | | | |
| | 体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草 | | | | | | |
| | の根文化無償資金協力」からなる。 | | | | | | |
| | 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興,文化遺 | | | | | | |
| | 産保全に資することにより,日本の顔が見える援助を通じて | | | | | | |
| | 対日理解・親日感情醸成に寄与する。 | | | | | | |
| | 27年度は,特に2020年東京オリンピック・パラリンピック | | | | | | |
| | を見据え,スポーツ案件を積極的に実施する。 | | | | | | |

| 個別分野 | 6 国内報道機関対策の実施 |
|------|---|
| 施策の概 | 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や |
| 要 | 外務省の役割等について,報道機関対策の実施により,地方を含む様々な国民層に対して,的確で,タイミング良 |
| | く,かつ分かりやすい情報発信を行う。 |

| 測 | 1 | 国内 | 報道機関等を通じた情報発信 |
|-----|------|--------------|---|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。2 有識者や地方メディアに対して、定期的に情報を提供する。 |
| | 中期目標 | _ | 我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する |
| | _ | HJ 7/2 | '上C 总交引上C 总交和 |

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的内容や外務省の役割等について的確な情報発信を行うとともに、国民の関心を把握することも重要であるところ、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

継続して情報発信を行うことにより、我が国の 外交政策等につき国民の理解を増進することが 重要である。

| 2 外務大臣,外務副大臣,外務報 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|------------------|-------|-------|
| 道官による記者会見実施回数 | 27 年度 | _ |
| | 130 回 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

政務クラスや外務報道官による記者会見の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況によって左右されるため、単純に年度毎の実施回数の多寡を比較することは適当ではない。平成24年12月の政権交替後に記者会見方針変更後、会見実施機会自体が減ったことから26年度より目標値を改めたが、27年度政策評価書の測定指標1において説明した理由により同年中に外務副報道官が週2回行っていた会見も実施しないこととなったこと、また外務副大臣会見が、国会対応(委員会出席)及び外国出張が多いなどの理由により、中止となる回数が多くあったことにかんがみて、27年度の目標値を改めることとする。昨年度の会見実施率は6.5割だったことを勘案し、年度内130回が適当な水準であると考えられる。

| 3 外務省報道発表の発出件数 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|----------------|----------|-------|
| | 27 年度 | _ |
| | 1, 300 回 | _ |

測定指標の選定理 由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

文書による情報発信(ホームページに掲載)を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行う取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

文書による情報発信(外務省報道発表)発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、単純に発出件数の多寡を比較することは適当ではないが、27 年度に見込まれる外交日程や近年の実績等に照らし、1,300 回は概ね適当な水準であると考えられる。

| 達 | | 単位:百万円 | | | | | | 行政 |
|-----|---------------------------|-------------------------------|----|-------|-------|---------------|------|-----|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 関連 する 達成手段の概要等 測定 | | | | 予算額計 (執行額) | | |
| | (知達池水) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①国内報道 | 報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対 | 1 | 436 | 384 | 380 | 368 | 082 |
| | 機関対策 | して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信 | 2 | (424) | (372) | (368) | | |
| | (昭和 31 年 | を行うため,27年度においては,外務大臣,外務副大臣,外 | 3 | | | | | |
| | 度) | 務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道 | | | | | | |

| 官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるイン | | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| タビューを実施する。 | | | |
| また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務 | | | |
| 省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調の | | | |
| モニター・分析、官房長官会見のモニター、分析に努める。 | | | |

| | の根 | 班 正 | 以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 | | | | | | |
|----|-------------------------------|-----------------------|---|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
| | | 1 2 | 日本関連報道に関する情報 外国報道機関に対する情報 | | | | | | |
| | | | 報道関係者招へい | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 測定 | 1 | 日本 | 関連報道に関する情報収集・ | 分析 国の政策・立場について迅速。 | 測定指標の 定の根拠 | の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 | | | |
| 指 | 年 | | | 当の政策・立場に ついて迅速, することを目的に、外国報道機 | | | | | |
| 標 | | 27 | | P握し、日本関連報道に関する | | 『の選定理由) メディアに対し,我が国の外交政策等に関 | | | |
| | 度 | 年 | 迅速な情報収集及び的確なな | 分析を行い、分析結果を迅速か | | 報を迅速かつ正確に発信するためには、外 | | | |
| | 目標 | 度 | | 係省庁に提供することにより, | 国メデ | ィアや海外での日本関連報道ぶりについて | | | |
| | 175 | | 我が国外交政策の形成に資 | する。 | | 集・分析をする必要があり、上記の取組の | | | |
| | | | | | | 則ることは、施策の進捗を把握する上で有 | | | |
| | н | | | 道を通じ、海外における対日理 我が国の政策への理解を増進す | 益である (日標(水) | る/こめ)。 隼・目標年度) 設定の根拠) | | | |
| | 中期目標 | _ | 所・対口税延念の譲収及の | | | メディアの日本関連報道を適切に把握し、 | | | |
| | 標 | | 3 0 | | 分析した結果を迅速かつ頻繁に省内、総理 | | | | |
| | | | | | | することが重要である。 | | | |
| | 年度目標 | 外国 | メディアに対する情報発信・ | | | 『の選定理由) は我が国の政策・立場に関する重要な対外 | | | |
| | | 我が国の政策・立場につい | | 専門家の知見も活用しながら, て、迅速・正確かつ効果的に対 | | ょれが国の政策・立場に関する重要な対外 手段であり、その実績を測ることは、施策 | | | |
| | | | | | を把握する上で有益であるため。 | | | | |
| | | 27 | 7 1 総理大臣の外国訪問時 | こおける内外記者会見 | | 隼・目標年度) 設定の根拠) | | | |
| | | 年 | 2 外務大臣記者会見等 | | | して効果的な対外発信を行うことにより海 | | | |
| | | 度 | | 小務副大臣・外務大臣政務官等 | 官等 外における対日埋解・対日親近感の側 国政策への理解を増進することが重要 | ナる対日理解・対日親近感の醸成及び我が | | | |
| | | | に対するインタビュ一等 | 4の発信 | | への理解を指進することが重要である。 | | | |
| | | | 5 日本関連報道への対応 | | | | | | |
| | 中 | | 外国報道機関による報道 | を通じ、海外における対日理 | | | | | |
| | 中期目標 | | | 践が国の政策への理解を増進す | | | | | |
| | 標 る。 3 外国記者招へいの戦略的実施 | | | | (測定指標の選定理由) | | | | |
| - | <u> </u> | が色 | 1 | | - | | | | |
| | 年 | | | 要外交課題等に関する取材機 | | | | | |
| | 度 | 27 | 会を提供し、正しい対日理的 | 解に基づいた発信を増進する。 | | 報道を促し、我が国にとって有利な形で国 | | | |
| | 目 | 年度 | | | | を喚起していくことが不可欠であり、その | | | |
| | 標 | 又 | | | , | 取材協力や記者招へい等を通じ、外国メーニ対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策 | | | |
| | | | | | | する情報を発信することが重要であるとこ | | | |
| | | | 外国報道機関による報道 | を通じ、海外における対日理 国の政策への理解を増進する | | の実施状況を測ることは、施策の進捗を把 | | | |
| | н | | | 四00以来、00年時で旧にする | | 上で有益であるため。 | | | |
| | 期 | _ | | | | 集・目標年度)設定の根拠) メディアを日本に招へいすることによって | | | |
| | 中期目標 | | | | | 取材機会を提供し,日本に対する理解を促 | | | |
| | | | | | | 的確な日本関連報道が行われることが重要 | | | |
| | | | | | である。 | , | | | |
| | 4 | 日本関連報道件数(単位:万件) 年度目標値 | | | | 中期目標値 | | | |
| | | | | 27 年度 127 | | _ | | | |
| | _ | | | | | | | | |
| | | | 票の選定理 (測定指標の選別 目標値(水 「達成すべき | | 理解、親日! | 惑の醸成及び日本の政策への理解の増進の | | | |
| | | | | | | 関の対日関心度を示す日本関連報道件数を | | | |
| | 定の |)根拠 | 設定した。 | 171 | | | | | |

個別分野 7 外国報道機関対策の実施

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

報道件数は、年ごとに外交情勢や緊急事態の発生等によって左右されることを考慮し、目標値は、 過去3年間の日本関連報道件数の平均値としている。

| 達 | | | | 単位:百万円 | | | | 行政 |
|---|-------------------------------|---|----|-----------------|---------------|-------|-----|-------------|
| 成 | 法式工机力 | | 関連 | | 又答如弘 | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | ************************************ | する | | 予算額計 (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 測定 | 24年 25年 26年 | | | 額 | ュー |
| | (関連他來) | | 指標 | | | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①外国報道 | 1 日本関連外国報道の収集 | 1 | 183 | 572 | 360 | 142 | 084 |
| | 機関対策 | 27 年度も引き続き,海外主要紙の日本関連報道の分析 | | (151) | (146) | (279) | | |
| | (昭和 46 年 | を迅速にとりまとめ,政府内で共有する。外国報道機関の | | | | | | |
| | 度) | 日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信 | | | | | | |
| | | の企画・立案に資する。 | | | | | | |
| | | 2 外国報道機関に対する情報発信 | 2 | | | | | |
| | | 27 年度も引き続き以下を実施する。 | | | | | | |
| | | 外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビ | | | | | | |
| | | ュー,外務大臣等による寄稿,外国メディアに対する記者 | | | | | | |
| | | 会見・ブリーフィング,英文プレスリリースの発出,電子 | | | | | | |
| | | メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答 | | | | | | |
| | | 等。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては,在外公館 | | | | | | |
| | | 等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけ | | | | | | |
| | | を行う。 | | | | | | |
| | | 我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する | | | | | | |
| | | 情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対 | | | | | | |
| | | 日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する | | | | | | |
| | | 国際世論環境を醸成する。 | |] | | | | |
| | | 3 報道関係者招へい | 3 | | | | | |
| | | 27 年度も引き続き、外国記者を日本に招へいし取材を | | | | | | |
| | | する機会を提供する。被招へい者の執筆による対日関連報 | | | | | | |
| | | 道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我 | | | | | | |
| | | が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。 | | | | | | |
| | | これにより、外国メディア関係者の対日理解を高め、一 | | | | | | |
| | | 層正確な日本関連報道を促していくことに寄与する。 | _ | 2.12 | 2.12 | | 211 | 222 |
| | ②啓発宣伝 | 27年度も引き続き、我が国を訪れる外国報道関係者や、我 | 2 | 246 | 240 | 233 | 241 | 083 |
| | 事業等委託 | | 3 | (246) | (240) | (233) | | |
| | | 資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレ | | | | | | |
| | | スセンターに委託して実施する。具体的には、外国報道関係 | | | | | | |
| | 宣伝事業等 | | | | | | | |
| | 委託) | めのプレスツアーの実施、いわゆるプレスコードのため政府 | | | | | | |
| | (昭和 51 年 | が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へ い、ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施し | | | | | | |
| | 度) | い, フェフザイト寺を通しに情報提供や取例又接寺を美施し ている。 | | | | | | |
| | ②EDC ⊕±₩±₽ | Cいる。 新規に. フォーリン・プレスセンターのウェブサイトに国 | 2 | | | | 37 | 新 |
| | ③FPCの機能 強化を通じ | 新規に、フォーリン・フレスセンターのフェフリイトに国 内メディア論調を紹介するコーナーを設け、多言語で外国メ | | _ | _ | _ | 37 | 和 27-21 |
| | 独化を通じた外国メデ | | | | | | | 21-21 |
| | た外国スティアへの日 | ナイアに呼じて光音する。 | | | | | | |
| | 本情報発信 | | | | | | | |
| | (27 年度) | | | | | | | |
| | (2) 年度) (4)外部組織 | 新規に、英米等先進国メディアの報道関係者を日本国内に | 3 | _ | _ | | 100 | 新 |
| | を活用した | | | | | | 100 | */ 27–22 |
| | を活用した外国メディ | おける国际会議等への参加するとと行っている。 | | | | | | 21 22 |
| | アの日本理 | | | | | | | |
| | 解促進 | | | | | | | |
| | /JT IAC.AE | | | | | | | |

| (27 年度) | | | | |
|---------|--|--|--|--|

基本目標IV 領事政策

施策IV-1 領事業務の充実

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-Ⅳ-1)

| | | | | (>1.35 | , p = , = , , | | |
|------|-----------------------|--------|-------------------------|------------|---------------|--|--|
| 施策名 | 領事業務の充実 | 担当部局名 | 領事局 | | | | |
| 施策目標 | 在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・ | 目標設定の | 領事局は,「日 | 本国民の海外に | おける利益の保 | | |
| | 増進及び国内外における人的交流の拡大・深化 | 考え方・根拠 | ☑│護・増進」を通じて外務省業務の中でも、最も | | | | |
| | のため、以下を推進する。 | | 民の生活に身近な | 業務を行って | おり、国民の視 | | |
| | 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化す | | 点に立った対応な | が特に求められ | るところ、領事 | | |
| | る。領事業務実施体制を整備する。また、国 | | サービスの向上と | :危機管理を中 | 心に、各種の目 | | |
| | 民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅 | | 標を設定する。 | | | | |
| | 券に対する国際的信頼性を確保する。 | | • 第189回国会外 | 交演説(平成27年 | 年2月12日)(海 | | |
| | 2 広報及び啓発により、在外邦人の安全対策 | | 外における日本 | 人の安全対策 | ヒ国際的なテロ | | |
| | を強化する。また、在外邦人の援護体制を強 | | 対策の強化) | | | | |
| | 化する。 | | • 「日本再興戦略」 | 」改訂2015(平成 | 27年6月30日) | | |
| | 3 日本への入国を希望する外国人への対応の | | ビザ発給要件の |)戦略的緩和及(| ゾビザ審査に係 | | |
| | 強化により、出入国管理等の厳格化への要請 | | る物的・人的体制の整備」 | | | | |
| | に応える。人的交流促進のため、アジア諸国 | | ・邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会 | | | | |
| | を始め、ビザ緩和を実施する。また、在日外 | | 「検証報告書」(平成27年5月21日) | | | | |
| | 国人支援に係る取組を積極的に進める。 | 政策体系上 | 領事政策 | 政策評価実 | 平成29年8月 | | |
| | | の位置付け | | 施予定時期 | | | |

(注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概 要

1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組

海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。

2 領事担当官の能力向上

国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。

3 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理

日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICAO)の国際標準に 準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努める。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施

ハーグ条約に基づく国際的な子の連れ去り問題の解決及び国境を越えた親子間の面会交流の促進の支援を行う とともに、子の連れ去りを防止するためハーグ条約についての広報を行う。

| 測 | 1 4 | 利田 | 者の評価等サービスの向上 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|-----|------|-----------------------|---|--|
| | - | 个リ /1. | | |
| 定指標 | 年度目標 | 27 年度 | 在外公館の領事サービスの維持・向上 領事窓口等の対応に係るアンケート調査結果において、 引き続き「丁寧な対応」の回答割合が、80%になることを目 指しつつ、少なくとも現状を下回る結果(「普通」、「丁寧で ない」)につながらないよう、可能な限り利用者の視点に留 意しつつ、利用者本位のサービス提供に努める。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 領事サービスの維持・向上のためには、第三者 評価である利用者/国民からの意見・評価が今後の 改善・向上に資する上で重要であり、また、「領事 窓口」は利用者/国民と在外公館との重要な接点で あることから、毎年定点観測的に在留邦人等を対 象とした「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を実施している。この結果を客観的に 測定すること及び領事サービス向上のための各種 |
| | 中期目標 | _ | 在外公館の領事サービスの維持・向上 邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。 | 取組の実績を測ることは、本施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 本件指標の基準年(22 年度)における「丁寧な対応」への回答割合が80%を超えており、また「普通」の評価を加えれば、既に90%以上の水準で高評価が得られている。この評価が一過性のものではなく、継続して維持されなければ、利用者(国民)が安定的に質の高いサービスを享受しているとは言い難いことから、継続して維持・向上に努めることが重要である。 |
| | 2 | 領事 | 研修の実施 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 26年度の初任者,中堅研修終了後のアンケート結果(回答を寄せた約9割)から満足と同水準の高い評価を受けるよう,研修内容について不断の検討を行っていく。 | 海外における邦人の生命・身体その他の利益の 保護・増進等の領事業務の充実を図るため、各職 員の育成を推進していくことが重要である。その 一環として領事業務にかかる研修を実施しており、同研修事業内容の評価基準のひとつとして、 研修参加者からのアンケート結果を測ることは、 |
| | 中期目標 | _ | 領事研修の内容を充実させつつ,着実に実施する。 | 施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 研修等による職員の育成は、行政サービスの質 の維持・向上に直結するものであり、重要課題の 一つとしてこれに継続して取り組んでいく上で、 研修内容の充実及び着実な実施が重要である。 |

| ## 1 在外教育能設立ある日本人学校、精治授業校及以学校 法人が認宜し下学校は、世界名目、世域で各名88 校、20 5 校、そして 2 校が政府援助の対象となっている。 これら教育能説に対して 取所が実施している財政援助は、海外に在任う 5 全統のうち、日本人学校 1 世 | 3 | 日本 | 人学校・補習授業校への援助 | (測定指標の選定理由) |
|--|----|-----------------|------------------------------------|------------------------|
| 中 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | | | | |
| 「本の一部で設定が出ている。 「おいた。 一部では、海外に在住する学館児童、生産のうち、日本人学校にも構習授業校にも適学していない児童・生徒を急しまいた。 10 にたいちの後年度の7年 4月現在を対象としており、 2 安全教策強化 シリアにおけら邦人教書テロ事件等を受けて、 39 校及び発立在外教育施設と校に対する警備員跡金援助を旅元し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。 2 安全教策強化 シリアにおける邦人教書テロ事件を受け、日本人学校のび学校法人等が問題した学校に対しても、変接を介すの変数の強化に向けて取り組む。 2 安全教策強化 一層の安全対策の強化に向けて取り組む。 2 万米水とをがら変をは成がするとの教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境が、 2 支援を行う必要がある。 1 福州大権である。 2 大学校及び学校法人等が制定し、生地に対する教育の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境が、 2 支援を行う必要がある。 1 福州大権では、 2 大学校、 3 校の工作を受けることができるようにする。 1 日本学校を対象に安全対策の支援が行われてきない。 2 大学校、 3 校の工作を受けることができるようにする。 1 日本学校を対象に安全対策の支援が行われてきない。 2 大学が表を対象に安全対策の支援が行われてきたが、 4 大学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、 4 大学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、 5 大学・ 4 大学校、 4 大学校、 4 大学校、 4 大学校、 4 大学校、 4 大学校、 5 大学校、 5 大学校、 5 大学校、 4 大学校、 5 | | | | |
| 関は、海外に在住する学師見童・生徒のうち。日本人学校にも精習授業权にも適望していない理章・生徒を差し、リリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて、在外邦人をかるを安全環境が大きく変化したから、全、安全対策強化。シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校の要分類の変としている。である。大きな形である。2、安全対策強化。シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校の数ではないである。4、安全対策域化。カリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校の数でなれる。1、日本人学校の数でなれる。1、日本人学校の数でなれる。1、日本人学校の数でないないである。2、安全対策域化。カリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校の数でないないないができるようにする。 「海外で電影教育相当年齢の子女に対して、日本上同環境の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。 「10 旅券の野船な及び平正取得等の防止 10 旅券の実施と及び下途を発化している条が監査が出場にの実施性を対して、全が対して、地域で対する研修、定例会議及び派券不正取得時の防止のため、法定は、1 日本・大学校を対象に交全対策の支援が行われてきたが、今後は比較的安全と考えらてきた国ももは、中の日産成から減れることはできない。1 10 旅券の円滑な発給及び不正取得の防止に係る政組の実施を対して、法法受託事務として旅券事務を実施している各部監育、で例を目前する。10 旅券の内滑な発給及び下正取得等の防止を図る。また、法法受託事務として旅券事務を実施している各部監育、日本・法法受託事務として旅券事務を実施している名格認高符行政の質を確保する上で、各部連府県への指導が日本の大学を対して、第本等の協力を得て個別説明会の活用等)に努め、在外選手が表を関係していることが、第分の円滑な発給は、領事サービスの向上のたが表が行政の質を確保するよう。また、各部連府県への指導が入事の日金財政の国会政策等を通し、より質の高い旅券行政の理を確保するとで、各部連府県への指導が入事の日金財政の国を財政の国会政権を利益の企業を選手が表の関係を経済でした。2、国民にとって重要な選挙権ではの機会を適しないよう企業等の協力を得て個別説明全の活用等)に努め、在外選挙・制度の周知及び登録申請の処理を行う。 中 カー 海外に属性する日本国民に対して、憲法第15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。2、国民にとって重要な選挙権での機会を強しないよう企業を対している選挙権の行後の機会を確保する。2、国民にとって重要な選挙権での情をを確保する。2、第二年、保障されている選挙権の行使の機会を確保する。2、1 年間ではを超えたれの建業を設定している選挙権のの関係を確保する。2 1 年間ではまれている選挙権の行後の機会を確保する。2 2 日本に対して、憲法第15 条によりを表との人の企業を対している選挙権のの民主を対している選挙権のの民主を対している選挙権のの民主を必ずる。2 2 子の連れよりを未然に防止する。2 1 年間ではまれている選挙権のの目的を表されている選挙権のの関係を確保する。2 2 子の連れよりを未然に対して、第2年を行いないでは、第2年を行いないでは、第2年を行いないでは、第2年を行いないないでは、第2年を行いないないでは、第2年を行いないないでは、第2年を行いないないないでは、第2年を行いないないでは、第2年を行いないないでは、第2年を行いないないないないないないないないないないないないないないないないないないな | | | | |
| □ 日 | | | | |
| 2 付 | 年 | | | |
| 日 | | | | |
| 横 度 子校連宮・横雨(山)要々可欠である。 | | | | |
| ジリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校 89 校及び格立在外教育施設 2 校に対する警備員辦金援 助を拡充し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。 海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度 の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で 受けることができるようにする。 おた、これまでは危険な地域し所在する一部の日本人学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、今彼は比較的安全と考えるてきた国も、もはやテロの脅威から逃れることはできない。 1 に 旅券の発給及び不正取得等の防止 1 に 旅券の発給及び不正取得等の防止 1 に 旅券の発給及び不正取得等の防止 1 に 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止に努める。 また、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道所県に対すまる研修、定例会議及び旅券不正取得防止に努める。 また、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道所県に対すまる時を必ずましまり質の高い旅券行政の質の向上のための研修。また旅券の不正取得防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 1 に 旅券の円滑な発給及び派正取得等の防止を図る。また、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道所県に対すまりましまり、より質の高い旅券行政の質の向上のための所修。また旅券の不正取得防止に係る取組の実績を測ることは、施策の運捗を把握する上で有益である。 1 に 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また、法廷受託事務として旅券事務を実施している名都道府県に対する研修を担保 2 世界と登録手続き及び側度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 2 世界と登録手続き及び側度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 2 8 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な理を行うため以下に取り組む。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を適しないよう公職選挙法令行侵の開始会の活用等)に等数の企業の選挙を持ての事取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の (| | 芨 | | |
| 89 校及び私立在外教育施設 2 校に対する警備員酬金援 財を拡充し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。 海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同様度 の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で 受けることができるようにする。 4 10 旅券の発給及び不正取得等の防止 に 旅券の発給及び不正取得等の防止 に 旅券の野給などの工工取得等の防止 に 旅券の野給などの工工取得等の防止 に 旅券の野給を投び不正取得等の防止 に 旅券の野給を投び不正取得等の防止 に 旅券の野給を投び不正取得等の防止 に 旅券の野給を投び不正取得等の防止 に 旅券の野給を投び不正取得等の防止と 受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対す する研修、定例会議及び承事で取得防止と書意と共開の 実施等を通じ、より質の高、飲券予で取を付別に書き強化期間の 実施を通じ、より質の高、飲券予で取を持入で、 は で する研修及び子の実践を活している名都道府県に対す する研修及び子原会議等を通し、より質の高、旅券 行政を目指す。 | | | | |
| 助を拡充し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。 | | | | |
| 海外在留邦人の学齢児童・生徒に対する教育の カ東京社を図り、できるだけ国内の義教育に近 の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で 受けることができるようにする。 4 10 旅券の発給及び不正取得等の防止 1 に 旅券の発給及び不正取得等の防止 2 受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 安 年 する研修、定例会議及び旅券不正取得等の防止を図る。また、これまでは危険な地域に所在する一部の 日本人学校を対象に安全対策の支援が行かれてきたが、今後は比較的安全とある。また。 2 で表に会議及び旅券不正取得等の防止を図る。また。 はやテロの脅威から逃れることはできない。 要託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 年 度 実施等を通じ、より買の高い旅券行政を目指すと共し、なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 日 に 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また。法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 原に対する研修及び定例会議等を通し、より買の高い旅券 行政を目指す。 5 在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な 事段を請じて版報(労地財間、情報誌等への掲載や日系・ 定 企業等の協力を得て個別説別会の活用等)に努め、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な 事段を請して版報(労・政権が、アーアなものとなる。 (別定指導の選定理由) 海外在留邦人に対して、在外選挙人制度の周知を図り、登録申請の適正な処理とついてでの実績 を別ることは、施策の進体を把握する上で有益で あるため。 (周標・水準・目標年度) 設定の規拠 海外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 (別定指導の選定理由) 2 日際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の 締結を受けた条約上の中央当局の任務を適切な実施 年 2 日 条約上の中央当局の任務を適切な実施 年 2 日 条約上の中央当局の任務を適切な実施 年 2 日 条約上の中央当局の任務の適切な実施 年 2 日 条約上の中央当局の任務を適切な実施 年 2 日 条約上の中央当局の任務を適切な実施 年 2 日 発験と取りは対して、憲法第 15 条により 原障されている選挙権の行使の機会を確保する。 (別定指導の選定理由) 国際結婚・謝時や国境を越えた人の往来の増加 に伴う国境を越えたけの建たが記録と関係に適いこるに解すの過に適いに対してが実施する。 2 子の連れよりを未然に防止するため、本条約について の広報に対する取組の実績を測ることは、施策の進 | | | | |
| 中期 日標 | | | 別を拡充し一層の安主対象の強化に同じて取り組む。 | |
| の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で 要けることができるようにする。 | _ | | 海州で美教教育担当年齢のスカに対して 日本ト <u>同</u> 担度 | |
| また、これまでは危険な地域に所在する一部の日本人学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、今後は比較的安全と考えらてきた田恵・もなやテロの脅威から逃れることはできない。 (制定指標の選定理由) 1 (1 旅券の発給及び不正取得等の防止のため、法定 安計事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の実施等を通し、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 た。法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得等の防止を図る。また。法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対定目指す。 1 (旅券の門滑な発給及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政の置を確保する上で、各都道府県・お法定・日本の選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系年度度度度が関係を関地を関いて来の場面を図り、登録申請の適正な処理についてその実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で名都道府県への指導が、不可欠なものとなる。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系年度度度度度が関いると同の開知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を造しないよう公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を造しないよう公職要挙権の行使の機会を造しないよう公職要挙を対象の条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を造しないよう公職要挙権の行使の機会を適しないよう公職要挙権の行使の機会を適しないよう公職要挙権の行使の機会を適しないよう公職要挙権の行使の機会を適しないよう公職を登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国際にとって重要な選挙権行使の機会を適しないよう企業を登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国民にとのて重要な選挙権行使の機会を適しないよう公職を登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国際によりを表別に対して、憲法第 15 条により (課定指標の選定理由) 国際結婚を受けた条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 2 年 年 2 日 条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 2 年 2 子派は応止するため、本条約について 2 年 2 日 第4 日 2 子派に応して 2 年 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 3 年 3 日 3 年 3 日 4 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 | | | | |
| 日本人学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、今後は比較的安全と考えらてきた国も、もはやテロの脅威から送れることはできない。 1 に旅券の再給及び不正取得等の防止 1 に旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止のため、法定 安託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 女 安託等をして、より質の高い旅券行政を目指すと共に、な りすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 また。法廷党計事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 京地を目指す。 1 に旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止と図る。また。 法定党託争及として旅券事務を実施している名都道府県に対 方が成を目指す。 1 に旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止と図る。また。 法定民主 持定 大き | | | | |
| # 10 旅券の発給及び不正取得等の防止 10 旅券の発給及び不正取得等の防止 10 旅券の予給及び不正取得等の防止 10 旅券の予給及び不正取得防止のため、法定 受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の 実施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得防止に努める。 また: 法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。 10 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止と図る。また: 法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。 1 下 成と目指す。 2 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な手段を講じて広報(現地射間・情報誌等への掲載や日系度度度度度度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないような職度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないような職選を導入時の国会財幣決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を適しないような職選を導入時の国金財幣決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を適しないような職談に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 (測定指標の選定理由) 国際結婚、総婚や国権の通知を登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 2 国際にとって重要な選挙権行使機会を適しないような職談を登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 (測定指標の選定理由) 国際結婚、総婚や国境を越えた人の往来の増加に伴う音様を受けた条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 (測定指標の選定理由) 国際結婚、総婚や国境を越えた人の往来の増加に伴う国境を越えたの連れより問題に適切に対して場ては、企業の選別に対してのよりに対しては、これが表別の実施を表えた人の往来の増加に伴う国境を越えたの実施の選別に対してのよりに対した報に対してのより問題に適切に対した報に対する取組の実議を表別ることは、施策の進 | | _ | 文けることが、こともなりにする。 | |
| はやテロの脅威から逃れることはできない。 4 10 旅券の発給及び不正取得等の防止 | 標 | | | |
| 10 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止のため、法定 安計事務として旅券事務を実施している各都直府県に対 する研修、定例会議及び旅券不正取得防止に係る取組 の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で 有益である。 | | | | |
| 世 | 4 | ICが | マ 学の発給及び不正取得等の防止 | (測定指標の選定理由) |
| 度 年 する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の 実施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 | | | IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止のため、法定 | IC 旅券の発給状況及び旅券行政の質の向上の |
| 度 中 度 する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の 実施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得の防止と図る。また、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府 県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券 行政を目指す。 | 年 | 27 | 受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対 | ための研修、また旅券の不正取得防止に係る取組 |
| 東施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 日標 | 度 | | する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の | の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で |
| 明 | | | 実施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、な | 有益である。 |
| 中期日標 10 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券 行政を目指す。 | 標 | 汉 | りすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| ## た、法廷受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。 在外選挙人登録手続き及び制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 | _ | | | |
| 日標 | | | | |
| 行政を目指す。 | | _ | | |
| 1 | | | | |
| 理 | | /. ы | | |
| 在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な手段を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等)に努め、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。 中期日の保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 本外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙人制度の周知及び登録申請の処理を行う。 本外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙入制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 中期日日本の管理を行う。 本外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙入制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 中期日日本の管理を行う。 本外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙入制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。 中期日日本の管理を行うことが必要である。 2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 日際結婚・離婚や国境を越えた人の往来の増加に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、ハーグ条約の実施状況及び同条約の広報に対する取組の実績を測ることは、施策の進 | | | 選挙人会球手続き及び制度の周知及い会球中間の過止な処 | |
| うため以下に取り組む。 | 12 | £ | ため、翠巻上制度の田知みが発得中語の海エた加珊な行 | |
| 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | |
| 年度 27 | | | | |
| 年度 27 手段を講じて広報(現地新聞・情報誌等への掲載や日系 企業等の協力を得て個別説明会の活用等)に努め、在外 選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第30条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。 中期 日 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 中期 日 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 年 27 日 年 第 年 第 27 の広報に積極的に取組む。 「規定指標の選定理由) 国際結婚・離婚や国境を越えた人の往来の増加に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、ハーグ条約の実施状況及び同条約の広報に積極的に取組む。 | | | | |
| 度 年 度 企業等の協力を得て個別説明会の活用等)に努め、在外 選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。 中 別 日 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 | | 27 | | |
| 日標度 選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第30条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。 中期日の保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 日標 | | | | |
| 度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。 中期日日 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 年日日日 年日日日 | | - | | |
| う公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録 申請の処理を行う。 中 | 標 | | | 申請の適正な処理を行うことが必要である。 |
| 申請の処理を行う。 中 | | | 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよ | |
| 中 | | | う公職選挙法第 30 条にもとづきに適正かつ迅速な登録 | |
| 期 日 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 | | | 申請の処理を行う。 | |
| 日 | 中 | | 海外に居住する日本国民に対して,憲法第 15 条により | |
| 標 信 信 信 信 信 信 信 信 信 | 期日 | _ | 保障されている選挙権の行使の機会を確保する。 | |
| 6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の 締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 国際結婚・離婚や国境を越えた人の往来の増加 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対 | 標 | | | |
| 年 27 度 27 日 年 日 中 1 条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、1 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、1 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、1 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、1 に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対応するため、1 に対して対する取組の実績を測ることは、施策の進 | | 国際 | 的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の | (測定指標の選定理由) |
| 27 2 子の連れ去りを未然に防止するため、本条約について 応するため、ハーグ条約の実施状況及び同条約の 広報に対する取組の実績を測ることは、施策の進 | 糸 | 結を | 受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施 | 国際結婚・離婚や国境を越えた人の往来の増加 |
| 度 2/ 2 子の連れ去りを未然に防止するため,本条約について 応するため,ハーグ条約の実施状況及び同条約の 目 年 の広報に積極的に取組む。 広報に対する取組の実績を測ることは,施策の進 | 年 | 07 | 1 条約上の中央当局の任務を適切に実施する。 | に伴う国境を越えた子の連れ去り問題に適切に対 |
| 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日 | | | 2 子の連れ去りを未然に防止するため,本条約について | |
| 標 | | | の広報に積極的に取組む。 | |
| | 標 | 及 | | 歩を把握する上で重要であるため。 |

条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また,子の 連れ去りを防止するため,ハーグ条約についての広報に積 中 極的に取組む。 期 日

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

ハーグ条約を適切に実施することは、国際的な 義務であり、また条約の対象となる子の利益を保 護するためにも重要性が高いため。加えて、子の 利益を保護する観点からは、ハーグ条約が広く周 知され、子の連れ去りが未然に防止されることが より望ましいため。

| 1 1 1 | | |
|---------------------|------------------|-------|
| 7 在留届の電子届出率(利用率)及び外 | 年度目標値 | 中期目標値 |
| 務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数 | 27 年度 | _ |
| | 在留届:75% | _ |
| | 「たびレジ」:前年以上の登録者数 | |

測定指標の選

標

(測定指標の選定理由)

定理由及び目 標値(水準・目

定の根拠

標年度)の設

在留届の電子届出率測定や、「たびレジ」登録者数を測定することは、在留邦人や旅行者等に対する 情報提供サービス向上の進捗を把握する上で有益である。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

在留届電子届出:「IT 新改革戦略」(IT 戦略本部決定(平成 18 年))において「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を50%以上」との目標が定められ、当該目標はすでに25 年度に達成され、26 年度においては70%を超えているところ、今後は当該提出率を維持してゆくことが重要であるため。

*「たびレジ」: 海外旅行者・出張者が自ら旅行日程や連絡先等を登録し、迅速な情報提供や邦人援護に役立てることを目的として、平成26年7月より運用を開始した制度である。当面は初年度(運用開始から平成27年6月まで)登録者数を上回ることが重要である。

| 8 メールマガジン配信システム利用可 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|--------------------|--------|-------|
| 能公館数 | 27 年度 | _ |
| | 200 公館 | _ |

測定指標の選

(測定指標の選定理由)

定理由及び目 標値(水準・目 在留邦人に対する領事広報手段拡大のため、メールマガジン利用可能公館数を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

標年度)の設 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

定の根拠

当該目標は26年度に達成されたところ、今後は当該利用可能公館数を維持することが重要である。

| 9 領事業務の業務・システムの最適化 | 年度目標値 | 中期目標値 |
|--------------------|-------------|-------|
| の事業の進展 | 27 年度 | _ |
| ①年間運用経費削減(17年度比) | ①6.97億円 | _ |
| ②年間業務処理時間削減(17年度比) | ②10, 740 時間 | |

測定指標の選

(測定指標の選定理由)

定理由及び目 標値(水準・目 標年度)の設

定の根拠

領事業務最適化計画における効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標の一項目「旅券発給に係る情報システムの刷新」が終了した26年度において期待される最適化効果として算定された水準とした。

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|----|-----------------|-----------------------------|----------|----------|-------------|----------|--------|-----|
| 成手 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する | | | 当初 予算 | 事業レビ | |
| 段 | (関連施策) | 连风于权07城安守 | 測定 | | (并入17] 合良/ | | 額 | ュー |
| | (知连池水) | | 指標 | 24年 | 24年 25年 26年 | | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①旅券関連 | 旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多 | 4 | 9, 126 | 8, 211 | 7, 766 | 7, 286 | 085 |
| | 業務 | 岐にわたる業務の実施のために必要な経費。 | | (9, 091) | (8, 090) | (7, 664) | | |
| | (*) | 27年度においても、関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②海外子女 | 日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に | 3 | 2, 024 | 2, 066 | 2, 527 | 2, 897 | 086 |
| | 教育体制の | 対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実 | | (1, 840) | (1, 930) | (2, 335) | | |
| | 強化 | 施する。 | | | | | | |
| | (昭和 34 年 | 政府援助により海外子女が国内の義務教育と同等の教育 | | | | | | |
| | 度) | をできるだけ安く受けることが出来るようにする。 | | | | | | |
| | | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

| | | • | | | | | |
|--|---|---|----------|---------|----------|--------|----|
| ③領事シス | 1 在留届電子届出システム及び在留邦人向けメールマガ | 7 | | 2, 138 | | 2, 808 | 08 |
| テム | ジン配信システム(含む緊急一斉通報)の運用 | 8 | (1, 532) | (1,963) | (2, 800) | | |
| (23 年度) | 電子届出率向上のためには、在留届電子届出システムを | 9 | | | | | |
| | 安定して利用できることが必要であり,在留邦人へ緊急情 | | | | | | |
| | 報を含めた領事関連情報を発信するためには、在留邦人向 | | | | | | |
| | けメールマガジン配信システム及び緊急一斉通報の利用 | | | | | | |
| | 公館数を維持することが必要となる。 | | | | | | |
| | 2 領事事業の業務システム最適化計画に基づいた領事関 | | | | | | |
| | 連情報システムの統合 | | | | | | |
| | システムの統合により,旅券システム,査証システム等 | | | | | | |
| | に係る運用経費の削減環境を整備する。 | | | | | | |
| | 27 年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ④領事サー | 領事サービスの向上・改善については担当官及び担当職員 | 1 | 273 | 354 | 252 | 268 | 30 |
| ビスの充実 | の質的向上が不可欠であり、そのため毎年各種研修を実施し | 2 | (224) | (317) | (238) | | |
| (昭和 43 年 | て能力向上を図っている。また、領事窓口案内員を取り扱い | | (', | (= / | (===/ | | |
| 度) | 件数の多い10公館に導入し、窓口に訪れる「顧客」の満足度を | | | | | | |
| ~ | 高める。 | | | | | | |
| | 利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報 | | | | | | |
| | 告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人をは | | | | | | |
| | じめとした利用者が、領事窓口のあり方についてどのような | | | | | | |
| | 意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努める。 | | | | | | |
| | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ⑤在外選挙 | 在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の | 5 | 249 | 325 | 199 | 109 | 30 |
| に必要な経 | 周知・広報に努める。在外選挙が円滑に行われるよう体制整 | | (235) | (287) | (215) | | |
| 費(在外選挙 | 備を行う。 | | (200) | (201) | (2.0) | | |
| 実施経費) | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| (12 年度) | | | | | | | |
| <u>⑥</u> ハーグ条 | ハーグ条約及びハーグ条約実施法に基づいて国際的な子 | 6 | 121 | 129 | 182 | 171 | 09 |
| 約の実施 | の連れ去り問題の解決及び国境を越えた親子間の面会交流 | | (27) | (33) | (117) | .,, | |
| (24 年度) | の促進の支援を行う。 | | (27) | (00) | (117) | | |
| (21 +152) | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ⑦旅券行政 | 行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関 | 4 | _ | | _ | 1 | 新 |
| 問題研究会 | 係の研究会を開催し、旅券の発給等を巡って国民と行政府と | _ | | | | | —(|
| 開催経費 | の間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専 | | | | | | ` |
| (27 年度) | 門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知 | | | | | | |
| (27 千)支/ | 見を将来の旅券法改正に活用する。 | | | | | | |
| | 27年度においても関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| 8 大 気 汚 | 27 千度においても関連する測定指標の目標を達成する。 海外における健康上の関心の高い問題について、在外公館 | 1 | | | | e | 新 |
| 人 式 乃 染·感染症等 | からの要望を踏まえつつ講演会を開催し、専門医による講演 | ı | - | _ | _ | U | 初 |
| 対策に関す | | | | | | | _, |
| | 及び館員による現地事情解説を実施し、当該問題に対する在 | | | | | | |
| る講演に係 | 留邦人の不安解消を図る。 | | | | | | |
| る経費 | | | | | | | |
| (27 年度) | | | | | | | |

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組 施策の概 1 在外邦人の安全対策の強化 要 海外に渡航・在留する邦人の安全

海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化すると共に、在外邦人自身の安全対策については、各自が危機管理意識を持ち行動するべく、意識改革を効果的に推進する。また、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の 危機管理・緊急事態対応等についても、一層強化する。

2 在外邦人の援護体制の強化

邦人援護業務は、突発的な緊急事案から起きる場合が多く、その対応の是非は普段から在外公館の体制が整備されてはじめて真価が発揮される。事案によっては精神医療、遺体鑑定等の専門的知識が求められることもあり、右対応の円滑かつ確実な対応には、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進しつつ、国民目線で丁寧な対応を心掛け、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

| 測 | 1 | 在外 | 邦人の安全・危機管理に関する体制整備 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|-----|--------|----------|--|---|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年度 | 1 閉館時の緊急電話対応業務については,上半期中に10 公館程度新規導入を図る。多くの在外公館においては, 不要不急の案件等については委嘱業者に対応を依頼す ることで,邦人保護業務に集中的に対応可能となる体制 を整備する。 2 海外安全ホームページについては,26年度に導入した スマートフォン対応を含め,危険情報等の渡航情報をよ り正確かつ分かり易い形で発信出来るよう,引き続きシ ステムの改修・掲載内容の改善を図る。 3 海外安全促進キャンペーンを実施して,国民の海外に おける安全意識の向上に寄与する。 4 在外邦人保護の観点から,危険地域への邦人の渡航抑 制のあり方,渡航者への危険情報の周知のための取組等 を検討する。 | 定の根拠 (測定指標の選定理由) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し,危険が多様化・複雑化する中で,海外における邦人の安全確保のために,緊急電話対応業務導入公館の拡大状況と共に,情報発信基盤の強化に向けた取組みの実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには,今後も継続して,緊急電話対応能力の向上及び最新の各種安全情報の効果的な発信を行っていくことが必要である。 |
| | 中期目標 | _ | 海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また, 在外 公館邦人援護体制を強化する。 | |
| | 2 | 在外 | 邦人保護のための緊急事態対応 | (測定指標の選定理由) |
| | 上 年度目標 | 27 年度 | 26 年度に引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人 援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化 するため以下を実施する。 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治 安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適 正配備を実施する。 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、 テロの脅威を含め緊急事態発生の蓋然性が高い途上 国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等も考慮した上で、 効率的な配備に努める。 3 平成26年7月に運用開始した邦人短期渡航者(海外旅 行者・出張者等)向け情報提供システム、外務省海外旅 行登録「たびレジ」の利便性向上・広報強化を図る。 4 大規模自然災害や政府勢力による騒擾など緊急事態 発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報 提供及び安否確認を行う手段の一つとして、SMS(ショートメッセージサービス)システムを導入し、27 年度は導 入地域の拡充を目指す。 | 大規模緊急事態発生に備え、様々な情報発信発信手段を活用して、在外邦人に対する情報提供と安否確認を含めた迅速な対応を可能とする体制の構築実績について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人支援・援護体制の強化のためには、邦人援護活動に必要な無線機の適正配備、邦人短期渡航者用緊急備蓄品の効率的な配備及び IT 等を活用したより効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が必要である。 |
| | 中期目標 | _ | 大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。 | |
| | 3 | 在外 | 邦人の安全に関する情報収集と官民連携 | (測定指標の選定理由) |
| | 年 | 27 | 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き | 現地安全情報の収集とともに、本邦及び在外に |
| | - | <u> </u> | はも中華・ファルも第一条吟音が言さった。 | シャンスエ旧TKVアK未ことのに、インアスのエアに |

度 年 | 続き中東・アフリカ等,危険度が高まった国や地域にお | おいて,官民の双方向による海外安全にかかる情

| | | <u>, </u> | |
|------|--------------|---|---|
| 目標 | 度 | ける情報提供者の積極的な発掘を進める他、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。 2 引き続き海外安全官民協力会議を定期的に開催し、民側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに、今後の政策に反映できるよう、参加企業から意見や要望を聴取するなど、一層有意義な会議となるよう努める。 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、邦人援護関連事業における初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。 4 国内安全対策セミナーについては、シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ、内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外進出企業の危機管理意識を向上させ、安全対策の強化を図る。 在外安全対策セミナーについては、最近の世界の治安情勢を踏まえ、中東・北アフリカ地域や欧米諸国の安全対策の強化を図る。また、日本人学校の安全評価も併せて実施する。 また、官民合同実地訓練に関しては、シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ、参加人数を増やすなど緊急事態発生時における官民の連携の強化を促進する。 | 報共有や安全対策に関する意見交換・訓練等を行うことが、安全対策の強化のために、益々必要となってきており、これらの実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益でるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、現地安全情報の収集に加え、民側の危機管理意識を高めるとともに、官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。 |
| 中期目標 | _ | 海外安全情報の収集・発信強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。 | |
| 4 | 困窮 | 邦人等の援護 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年 度 | 1 精神障害者等の困窮邦人のため、専門的知見を有する外部人材の活用を図る。2 兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。 | 精神障害者等の困窮邦人に対する対応及び遠隔地での邦人援護の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| 中期目標 | _ | 年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。 る。 | 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、専門的知見を有する外部人材の導入を図って行くことが必要である。 |

| 達 | | | | | 単位∶ | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|---|----------------|---------------|-------|-------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | • | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①海外邦人 | 各種事案の発生に備え、在外公館における24時間の緊急電 | 1 | 183 | 158 | 175 | 172 | 091 |
| | 安全•危機管 | 話対応体制を整え、適切な邦人援護体制の整備を行う。また、 | | (150) | (132) | (163) | | |
| | 理に関する | 各種渡航情報の発信、在外邦人の安全対策意識の醸成・増進 | | | | | | |
| | 体制整備等 | のための啓発手段として、海外安全ホームページを整備す | | | | | | |
| | (8年度) | న 。 | | | | | | |
| | | 現場で的確に対処できる職員を養成するための研修を開催するほか、衛星電話等の必要な通信手段を配備することにより、緊急事態対応における効率的かつ効果的な援護体制・ | | | | | | |

| (a) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} | 基盤の整備を図る。 ショートメッセージ(SMS)を利用し、緊急事態発生地域にいる在留邦人との間で双方向の情報手段を確保することにより、極めて短時間に安否確認、情報発信を行う。 27年度においては、緊急電話対応業務の新規導入を図る。 また、海外安全ホームページの改善を図る。 | | 150 | 147 | 104 | 107 | 000 |
|--|--|---|--------------|--------------|--------------|-----|------------|
| ②海外邦人 保護のため の緊急事態 対応 (5年度) | 海外における緊急事態発生に際し、現地に連絡室を設置し、各種連絡手段を通じて在留邦人や邦人旅行者の安否確認作業を行うとともに、支援を必要とする邦人のケアや退避オペレーションのためのインフラを整備することにより、効率的かつ効果的な援護体制・基盤の強化を図る。 27 年度においては、引き続き無線機や備蓄品の適正・効率的な配備を図る。 | 2 | 159 (108) | 147 (106) | 134 (103) | 127 | 092 |
| ③海外邦 の安全情報 する情官 携 (*) | 邦人の安全にかかる情報収集については、本省や在外公館職員が直接収集する情報を補完するものとして、主要海外通信社の速報ニュースを24時間体制でモニタリングするほか、治安関係の専門家等に対して、在外公館から離れた遠隔地等の安全情報収集について委嘱している。 更に、これらの邦人の安全にかかる情報を、国内外で開催する各種セミナーや協議会など官民協力の枠組みを通じて提供することにより、在外邦人や日系企業の安全対策意識の醸成・増進に寄与する。また、官民合同実地訓練の実施を通じて、緊急事態対応における官民連携の強化を図る。 27年度においては、引き続き各種セミナーや協議会、官民合同実地訓練を実施し、安全対策に係る在外邦人への啓蒙促進を図る。 | 3 | 143 (136) | 160 (150) | 265 (248) | 239 | 093 |
| ④困窮邦人等の援護(昭和 28 年度) | 海外において、盗難・傷病等により一時的困窮に陥った邦人に対し、滞在費や帰国費用の貸付けを行うことや精神科医や遠隔地における協力者等の支援を得ることにより、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。また、歴史的経緯により朝鮮半島にて残留を余儀なくなされ、困窮した在韓日本人妻等に対して、その支援団体を通じた最低限の医療・生活扶助の実施もこれに含まれる。 27 年度においては、邦人精神障害者の援護について引き続き専門性のある外部人材の活用により円滑な対応を図る。また、兼轄国及び遠隔地における援護を必要とする邦人への迅速な支援を行っていく。 | 4 | 66 (36) | 65 (51) | 64 (52) | 67 | 094 |
| ⑤緊急事態 対応費(研修 対応経費) (27年度) | 邦人が被害者となるテロ・誘拐事件等を含め緊急事態が発生した場合等に、迅速に本省・在外職員を現地に派遣し、事態に適切に対応させるための研修を充実させる。 | | _ | - | _ | 2 | 新 27-33 |

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組 観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、ビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題への取組

外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO 等の活動状況を踏まえ、 外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップ を開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。

| 測 | 1 | | 管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定 |
|-----|-----------------|--------------|---|---|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置、次期査証事務支援システムの導入を行う。 | の根拠 (測定指標の選定理由) 訪日外国人 2,000 万人の目標に向けて、ビザ発 給要件緩和の実績と効果及びビザ審査体制の強化 の促進について測ることは、施策の進捗を把握する 上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日本再興戦略及び観光立国実現に向けたアクシ |
| | 中期目標 | _ | 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要 請に対応する。 | ョンプログラムに基づき、ビザ発給要件の緩和及びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。 |
| | 2 | 在日 | 外国人問題への取組 | (測定指標の選定理由) |
| | 2 年度目標 | 27 年 度 | 1 在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。2 在京外交団への説明会(防災セミナー)を実施する。3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。 | 我が国社会の安全・安心を確保しつつ、諸外国との幅広い分野での人的交流を促進することが必要。また、少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるよう社会統合を図っていくことが必要であることから、在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助に向け |
| | 中期目標 | ı | 在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。 | た取組を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 今後も継続して外国人が居住する地域社会に密着した啓発を進めるワークショップを中心に、在日外国人問題への対応を強化していくことが重要である。 |
| | 3 (<u>i</u> | | · 考指標: 訪日外国人数 : 万人: | |
| | 4 留 | 3者数 | 考指標) 外国人の不法残 ((1月1日時点の数) | |
| | 5 罪 | . – | 考指標) 来日外国人の犯 検挙件数(暦年) | |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|-------------------|----------|----------------------|-----|----------------------|-----|----------------------|----------------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 指標 | 24年 | 予算額計 (執行額) 25年 | 26年 | 当初 予算 額 27年 | 事業 レビ ュー 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |

| ①査証関連業 | 1 適正なビザ審査の実施 | 1 | 881 | 809 | 639 | 626 | 095 |
|---------|-----------------------------|---|--------|---------|-------|-----|-----|
| 務 | ビザ申請に係る各種相談・照会への対応及びビザ担当 | | (824) | (784) | (690) | | |
| (13 年度) | 官への指導等を通じ適正なビザ申請の実施を図る。 | | (== ;) | (1 - 1) | (222) | | |
| | ビザに対する各種照会への対応は行政サービスの向 | | | | | | |
| | 上につながるとともにビザ申請の円滑化に不可欠。ま | | | | | | |
| | た、ビザ担当官への指導等を通じて能力の向上をはかる | | | | | | |
| | とともに、審査の質を維持していく。 | | | | | | |
| | 27年度においては、ビザ審査体制の強化のための職員 | | | | | | |
| | の追加配置の実施等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| | వ ం | | | | | | |
| | 2 査証WANシステムの拡充 | 1 | | | | | |
| | 新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、本 | | | | | | |
| | 省とのオンライン化を実施する。 | | | | | | |
| | ビザの偽変造対策を強化すると共に、ビザ審査の厳格 | | | | | | |
| | 化、効率化を図る。 | | | | | | |
| | 27 年度においては,次期査証システムの導入等関連す | | | | | | |
| | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 3 外国人観光客勧誘のためのビザ緩和措置 | 1 | | | | | |
| | 各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施 | | | | | | |
| | していく。 | | | | | | |
| | 27年度においては、観光立国推進及び人的交流推進の | | | | | | |
| | 観点から各国の事情等を踏まえて、さらなるビザ緩和措 | | | | | | |
| | 置の実施等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ②在日外国人 | 諸外国の経験等を照会しつつ、外国人の受入れと社会統 | 2 | 5 | 4 | 4 | 4 | 096 |
| 社会統合外交 | 合や外国人支援のあり方に係る諸問題を緩和・解決するた | | (3) | (4) | (3) | | |
| 政策経費 | めの意識啓発及び施策策定に資する成果物を作成する。 | | | | | | |
| (21 年度) | 少子高齢化,人口減少が進む国内社会にあって,我が国 | | | | | | |
| | が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外 | | | | | | |
| | 国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の | | | | | | |
| | 一員として生活できるような社会統合政策の策定に資す | | | | | | |
| | る。 | | | | | | |
| | 27年度においては、国際ワークショップの開催を中心 | | | | | | |
| | に、在京外交団への説明会(防災セミナー)の実施等関連す | | | | | | |
| | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

基本目標V 外交実施体制の整備・強化

施策 V-1 外交実施体制の整備・強化

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-Ⅴ-1)

| 施策名 | 外交実施体制の整備・強化 | 担当部局名 | 大臣官房 | | |
|------|-----------------------|--------|---------------|------------|---------|
| 施策目標 | 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄 | 目標設定の | 主要国並みの外交 | 実施体制の実現 | 見を目指し、 |
| | を確保するための外交を実施する上で必要な体 | 考え方・根拠 | 総合的な外交力を引 | き続き強化する | 00 |
| | 制を整備・強化する。 | | • 第 189 回国会外交 | 演説(平成 27 年 | 2月12日) |
| 施策の概 | 1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に | | | | |
| 要 | 不可欠な定員・機構を整備することにより外 | | | | |
| | 交実施体制を整備・強化する。 | | | | |
| | 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護 | | | | |
| | の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を | | | | |
| | 強化することにより,在外公館及び館員等の | | | | |
| | 安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を | | | | |
| | 図る。 | | | | |
| | 3 省内横断的な政策立案・実施を行うため体 | | | | |
| | 制強化を図り,具体的対策の拡充・拡大を行 | | | | |
| | い,省内の全体的な情報防護能力の強化を図 | | | | |
| | るとともに,各種取組についても,現状の具 | | | | |
| | 体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等 | | | | |
| | を通じ,効果的・効率的に実施する。 | | | | |
| | 4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化 | | | | • |
| | するため、国際的な取組を進める地方や地域 | 政策体系上 | 外交実施体制の整 | 政策評価実 | 平成 29 年 |
| | との連携を強化し積極的に支援する。 | の位置付け | 備・強化 | 施予定時期 | 8月 |

| 測 | 1 | 外務 | 省の人員,機構の更なる整備 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|-----------------------|----|----------------------------|----------------------------|
| 定 | | | 定員・機構を増強する。 | 定の根拠 |
| 指 | | | | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | | 外務省の業務がますます増大・細密化している |
| | 年 | 07 | | 中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に |
| | 度 | 27 | | は定員・機構の増強による外交実施体制の強化が |
| | 目 | 年 | | 不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進 |
| | 標 | 度 | | 捗を把握する上で有益であるため。 |
| | | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | | | | 機構・定員要求は、予算の概算要求の一部とし |
| | | | | て行われ,具体的な増減に関しては,査定当局と |
| | | | 外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進す | の協議を経て決定するため、目標数値を出すこと |
| | | | る。 | は困難であるが、そのような制約の中でもできる |
| | | | | 限り増強を図ることが重要である。 |
| | | | | ・「経済財政運営と改革の基本方針」(平成26年6月 |
| | | | | 24日)第2章4. (1) |
| | | | | 「「地球儀を俯瞰する外交」を展開し、力強い経済 |
| | 中 期 1 目 標 | | | 外交と積極的平和主義を推進する。その中で、戦 |
| | 習 | _ | | 略的対外発信. 経済外交の推進. ODA の適正・効 |
| | 標 | | | 率的かつ戦略的活用。ODA 卒業国への支援スキー |
| | | | | ムの検討や人的貢献の充実も含めた国際貢献の推 |
| | | | | 進、資源・エネルギーの確保、在留邦人・在外企 |
| | | | | 業の安全確保等に取り組む。そのために、人的体 |
| | | | | 制・在外公館等の物的基盤の整備の推進も含め、 |
| | | | | 総合的外交力を高めていく。」 |
| | 2 | 在外 | 公館の警備体制の強化 | (測定指標の選定理由) |
| | | | 1 昨今のシリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジ | 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最 |
| | | | アにおける銃撃テロ事件のほか、これまで治安情勢が比 | 後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化す |
| | | | 較的安定していた欧米等の先進諸国でもテロ事案が連 | ることは、在外公館及び館員等の安全確保、及び、 |
| | | | 続して発生していることを踏まえ、テロ脅威が高い中 | 外交実施体制の整備・強化において不可欠であ |
| | 年 | 27 | 東・アフリカ地域に所在する公館の警備強化はもとよ | り,その実績を測ることは,施策の進捗を把握す |
| | 度 | 年 | り,在外公館全般を対象とした基礎的な警備体制強化を | る上で有益であるため。 |
| | 目 | 度 | 図る。 | また、シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏ま |
| | 標 | 1X | 2 職員の赴任前研修、警備対策官研修等、各種研修内容 | えた「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム |
| | | | をより実践化,インタラクティブ化することにより充実 | の提言において、在外邦人の安全強化の観点から |
| | | | させる。 | も警備対策官の知見の活用が指摘されていると |
| | | | 3 在外公館において、それぞれの情勢や脅威を踏まえた | ころ、関連の研修を充実化し、実践的な訓練を実 |
| | | | 実践的な警備訓練を実施する。 | 施することは、治安上の脅威に適確に対応する観 |
| | | | 在外公館及び館員等の安全を確保する。 | 点で重要である。 |
| | | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | ф | | | 在外公館警備については,在外公館及び館員等 |
| | 中期目標 | _ | | に対する事件を起こさない,又は,被害を最小限 |
| | 蒀 | | | に抑えることが最重要目標であるため、目標年度 |
| | 悰 | | | 等を限定することはできず、情勢の変化等に応じ |
| | | | | て継続して制度面,意識面,人的・物的面におけ |
| | | | | る警備対策を講じていくことが重要である。 |
| | | | | |

| 3 | 外交 | を支える情報防護体制の強化 | (測定指標の選定理由) |
|------|-------|---|---|
| 年度目標 | 27 年度 | 1 政府における情報保全に関する検討委員会における 決定事項のフォローアップを行う。 2 省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化 を図り、具体的対策の拡充・拡大を行う。 3 各種情報防護対策を実施する上で、基礎的資料の改 訂や、効果的・効率的な情報防護対策の検討、情報保 全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。 4 対象者の特性に応じた新たな研修を創設するととも に、各々の職域・職務等を勘案し、きめの細かい実務 的な研修内容を検討・実施する。 5 より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実 施する。 | 情報防護体制強化のためには、制度面、意識面、物理面など多面的な対策の実施が必要であり、各方面の対策をバランスよく設定した本指標の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」において、情報の徹底した管理が求められており、そのため基本方針を着実な実施により、情報防護において情報漏えい等の発生しない体制を整えることが必要である。・カウンターインテリジェンス機能の強化に関す |
| 中期目標 | _ | 情報漏えい防止のための取組を推進する。 | る基本方針(平成19年8月9日推進会議決定, 平成26年12月10日改定) ・政府における情報保全に関する検討委員会会合における議論 |
| 4 | 地方 | 連携の推進 | (測定指標の選定理由) |
| 年度目標 | 27 年度 | 1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下を実施する。 (1)本邦における在京外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」、「地方視察ツアー」を地方自治体と共催する。 (2)在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」等により海外で日本の地方自治体が実施する事業を支援する。 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和を図るため、風評被害対策海外発信支援事業を海外の複数の都市で実施する。 3 国内においても、在京外交団等に対して、風評被害を受けている自治体の正確な情報の発信や地方創生支援のため飯倉公館を活用し地方の魅力を発信する。 | 地方や地域を、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で、地方自治体等との連携を強化するため、この実績を測ることは、施策の進捗を図る上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 本邦及び海外で地方自治体が実施する事業への支援等左記目標の達成は、我が国の外交実施体制を強化する上で重要である。 ・平成26年12月27日閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 |
| 中期目標 | _ | オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。 | |

| 達 | | | | 単位∶百万円 | | | | 行政 |
|-----|--|---|----------------|---------------|----------|----------|---------------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | () () () () () () () () () () () () () | | 指標 | 24年 度 | 25年 度 | 26年 度 | 27年 度 | 事業番号 |
| | ①外務省の 人員、機構の 更なる整備 (*) | 1 外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。 2 外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が168、中国が165であるのに対し、我が国は139(平成27年1月時点)と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。 27年度においても引き続き国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員の確保を図ると共に、在外公館の体制の最適化を推進していく。 | 1 | ** | · ** | · ** | ** | * |

| ②在外公館 | | 2 | * | * | * | × | * |
|-------|------------------------------|---|----------|---|---|---|---|
| の警備体制 | 応じた人的・物的警備の強化措置、治安関連情報の収集、警 | | | | | | |
| の強化 | 備に関する各種研修・講義,警備訓練などの実施により,在 | | | | | | |
| (*) | 外公館の警備体制の整備・強化を図る。 | | | | | | |
| | 27 年度においては,シリアにおける邦人殺害テロ事件等 | | | | | | |
| | を踏まえた在外公館全般の基礎的な警備体制の強化等関連 | | | | | | |
| | する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ③外交を支 | 省内の横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図 | 3 | * | * | × | * | × |
| える情報防 | り,具体的対策の拡充・拡大を通じて情報防護能力の強化を | | | | | | |
| 護体制の強 | 図るとともに、各種取組についても、現状の具体的脅威の反 | | | | | | |
| 化(*) | 映や取組ごとの優先順位付け等を通じ、効果的・効率的に実 | | | | | | |
| | 施する。 | | | | | | |
| | 27年度においては政府における情報保全に関する検討委 | | | | | | |
| | 員会における決定事項のフォローアップ等関連する測定指 | | | | | | |
| | 標の目標を達成する。 | | | | | | |
| ④地方連携 | 1 本邦における在京外交団等に対して日本の地方の魅力 | 4 | * | * | * | * | * |
| の推進 | を発信する事業,海外で日本の地方自治体が地場産業や地 | | | | | | |
| (*) | 域経済の発展を図るための支援策として在外公館施設を | | | | | | |
| | 活用した事業等を実施する。 | | | | | | |
| | 2 東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の | | | | | | |
| | 自治体(被災地)と連携し、規制を課している国・地域等で、 | | | | | | |
| | 物産品の安全性、観光等の実情、魅力を総合的に発信する | | | | | | |
| | 事業を実施する。 | | | | | | |
| | 3 国内においても,在京外交団等に対して,規制を受けて | | | | | | |
| | いる県産品等を紹介しつつ、被災自治体の正確な情報発信 | | | | | | |
| | 及び地方創生支援を目的とした大臣主催啓発セミナー. PR | | | | | | |
| | イベントを開催する。 | | | | | | |
| | 上記の取組は、オールジャパンでの総合的外交力を強化 | | | | | | |
| | し、ひいては我が国の外交実施体制の強化に資する。 | | | | | | |
| | 27 年度においては、本邦及び海外で地方自治体が実施 | | | | | | |
| | する事業への支援等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | · ハ | | <u>_</u> | | | | |

[※]本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

| 施策名 | 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業 | 担当部局名 | 大臣官房 | | |
|------|--------------------------|--------|------------|---------|-----------------|
| | 務改革 | | | | |
| 施策目標 | IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化 | 目標設定の | 外務省電子政府構築 | 築計画及び政府 | F機関の情報 |
| | を推進し、外交通信の安定運用のため、一層の | 考え方・根拠 | セキュリティ対策の | ための統一基準 | 鮮群(26 年度 |
| | セキュリティ強化を図る。 | | 版)に基づき目標を認 | 定している。 | |
| 施策の概 | 各内部管理業務システムに IT を活用すること | | | | |
| 要 | により、維持・運営経費の削減を図るとともに、 | | | | |
| | 体制整備・システムの強化を行いサイバーセキ | 政策体系上 | 外交実施体制の整 | 政策評価実 | 平成 29 年 |
| | ュリティ強化を図る。 | の位置付け | 備・強化 | 施予定時期 | 8月 |

| 測定 | 1 桴 | | トコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目に向けた取組 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠 |
|----|--------|--------------|---|---|
| 指標 | 年度目標 | 27 年 度 | 人事給与業務効率化推進会議にて作成された「人事給与 業務効率化に向けた改善計画」について、内閣官房人事給 与業務効率化検討室と協議を行う。 | (測定指標の選定理由) ホストコンピュータシステムの業務・システム 最適化計画(平成18年3月30日)に基づく効果算 定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益で あるため。 |
| | 中期目標 | - | 業務処理時間を 1,500 時間削減する。 | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 業務処理時間の削減を達成すべき目標年度は, 「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき 決定される。 |
| | 2 | 業務 | 系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システム の情報セキュリティレベルを向上させる。 | 27 年度までに借上期間が終了する本省内のサーバについて、業務系共通プラットフォームに順次サーバの統合・集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリテ |
| | 中期目標 | 29年度以降 | 22 年度から 27 年度までの間で約 7,700 万円の経費を削減させる。 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティを向上させる。 | ィの向上を図ることが重要であり、この進捗状況 を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で あるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 省内におけるサーバインフラの統合・集約化に より、23 業務システムが稼働している業務系共通 プラットフォームの情報セキュリティレベルを向 上させることが重要である。 |
| | 3 | サイ | バーセキュリティ強化 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 1 多様化かつ高度化する攻撃手法に対して柔軟に対応ができるインシデント対応体制を充実する。2 情報セキュリティ監視装置の更なる設置および定期的なルールの追加を実施する。3 専門家による職員への情報セキュリティ集合研修及び標的型メール訓練を開催し、効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。 | 近年多発している政府機関、国内大手企業等のサイバーセキュリティ事案等を踏まえ、これら脅威への対応体制の確立、監視強化並びに、外務省職員のサイバーセキュリティ意識向上に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 中期目標 | _ | インシデント対応体制を充実する。 監視体制を強化する。 効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。 | 巧妙かつ高度化するサイバ―攻撃に対する耐性を得るためには、サイバーセキュリティにおける体制面、システム面、人材育成面のそれぞれの強化が重要である。 |

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|--------------------------|---------|------------------------------|----------------|---------------|------|-----|---------------|----------------|
| 成 手 (開始年度) 達成手段の概要 | | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | 予算額計 (執行額) | | | 当初 予算 額 | 事業 レビ ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24年 | 25 年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ①内部管理 | ・人給共通システムの導入 | 1 | × | × | × | * | * |
| | 業務用ホス | ・システム維持経費の削減,業務処理時間の削減 | | | | | | |
| | トコンピュ | 27 年度においては、「人事給与業務効率化に向けた改善計 | | | | | | |
| | ータシステ | 画」に基づくシステム導入のため協議等関連する測定指標の | | | | | | |
| | ムの再構築 | 目標を達成する。 | | | | | | |
| | (17 年度) | | | | | | | |
| | ②業務系共 | 本省内のサーバ業務係共通プラットフォームに集約した | 2 | * | * | * | × | Ж |
| | 通プラット | 業務システムのセキュリティの向上。 | | | | | | |
| | フォームの | 27年度においては,関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | 構築及び情 | | | | | | | |
| | 報セキュリ | | | | | | | |
| | ティ向上 | | | | | | | |
| | (22 年度) | | | | | | | |
| | ③サイバー | ・インシデント対応体制の確立・強化 | 3 | _ | * | * | * | * |
| | セキュリテ | ・セキュリティ強化 | | | | | | |
| | ィ強化 | 27年度においては,インシデント対応体制の強化等関連す | | | | | | |
| | (25 年度) | る測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

[※]本施策は、外務省予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

基本目標VI 経済協力

施策VI-1 経済協力

| 施策名 | 経済協力 | 担当部局名 | 国際協力局 | | | | |
|-----|------------------------|--------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 施策目 | 開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安 | 目標設定の | 国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国 | | | | |
| 標 | 定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献す | 考え方・根拠 | して,国際社会の抱える課題,とりわけ開発課題や。 | | | | |
| | ి వం | | 道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し | | | | |
| | また、こうした協力を通じ、我が国の平和と | | 国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対す | | | | |
| | 安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透 | | る国際社会の信頼を確固たるものとする観点から | | | | |
| | 明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実 | | きな意義を有する。 | | | | |
| | 現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護 | | また、現在の国際社会では、もはやどの国も一国の | | | | |
| | といった国益の確保に貢献する。 | | みでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている | | | | |
| 施策の | 上記目標の達成に向け、①非軍事的協力によ | | そのような時代においては、開発途上国を含む国際社 | | | | |
| 概要 | る平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推 | | 会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み, 3 | | | | |
| | 進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏ま | | 和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとる | | | | |
| | えた対話・協働による自立的発展に向けた協力 | | もに,そうした取組を通じて,国際社会の様々な主任 | | | | |
| | を基本方針とし、民間を始めとする様々なアク | | と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯 | | | | |
| | ターとの連携を強化しつつ, 戦略的・効果的な | | │ な取組の中にこそ,我が国が豊かで平和な社会を引き | | | | |
| | 開発協力を企画・立案し、積極的に推進してい | | │ 続き発展させていく道がある。我が国がそうした外3 | | | | |
| | < ∘ | | を機動的に展開していく上で,開発協力は,最も重要 | | | | |
| | また、開発協力を持続的に実施していくため | | ┃ な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義が | | | | |
| | には、国民の理解と支持を得ることが不可欠で | | ある。 | | | | |
| | あることを踏まえ、国民の理解・支持を促進す | | ・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) | | | | |
| | . | | ・平成27年度開発協力重点方針(平成27年4月公表) | | | | |
| | | 政策体系上 | 経済協力 政策評価実 平成28年8月 | | | | |
| | | の位置付け | 施予定時期 | | | | |

| 測 | 1 | 「質の | の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の |
|---|---|-----|-----------------------------|--------------------------|
| 定 | | | 1 経済成長の基礎及び原動力の確保 | 設定の根拠 |
| 指 | | | 開発途上国の自立的発展に向け、質の高いインフラ投資 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | | の推進等を通じたインフラ整備、金融、貿易・投資環境整 | 貧困削減, とりわけ絶対的貧困の撲滅は, も |
| | | | 備等の産業基盤整備のために必要な支援を行う。また、開 | っとも基本的な開発課題である。貧困問題を持 |
| | | | 発途上国の「質の高い成長」を実現するため、職業訓練、産 | 続可能な形で解決するためには開発途上国の自 |
| | 年 | 07 | 業人材育成,雇用創出等経済成長の基礎及び原動力を確保 | 立的発展に向けた,人づくり,インフラ整備等 |
| | 度 | 27 | するため必要な支援を行う。 | を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただ |
| | 目 | 年度 | 2 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 | し、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、 |
| | 標 | 及 | 人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、 | 成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取 |
| | | | 安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育 | り残されないという意味で「包摂的」であり,環 |
| | | | 等の必要な支援を行う。 | 境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・ |
| | | | | 地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持 |
| | | | | 続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々 |
| | | | | なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靭 |
| | | | 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するため | 性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要が |
| | | | の支援を行う。 | ある。 |
| | | | | その実施状況を測ることは、施策の進捗を把 |
| | | | | 握する上で重要である。 |
| | 中 | | | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 期 | _ | | 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を着 |
| | 目 | | | 実に実現していく上で、産業基盤整備、人間中 |
| | 標 | | | 心の開発推進等に関する左記年度目標の達成は |
| | | | | 重要である。 |
| | | | | ・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) |
| | | | | ・平成27年度開発協力重点方針(平成27年4月公 |
| | | | | 表) |

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 (測定指標の選定理由) 「質の高い成長」による安定的発展を実現する 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促 ためには、一人ひとりの権利が保障され、人々 進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等 が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正 普遍的価値を共有するASEAN諸国等の国々における安定 かつ安定的に運営されることが不可欠である。 的成長や健全な社会形成のため、司法制度や法制度整備支 我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化 援、メディア能力強化、不正腐敗防止のための支援、サイ する観点から、自由、民主主義、基本的人権の バーセキュリティ支援等を行う。 また、開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不 尊重. 法の支配といった普遍的価値の共有や平 和で安定し、安全な社会の実現のための支援を 平等を解消し、女性が安心して暮らせる社会をつくるた 27 め、能力強化支援や女性の医療アクセスの改善、紛争の影 度 年 響下における女性に配慮した支援等を行う。 その実施状況を測ることは、施策の進捗を把 目 2 平和と安定、安全の確保 握する上で重要である。 度 標 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会が直面する紛争やテロ、組織犯罪や我が国にと 普遍的価値の共有及び平和で安全な社会を実 っても現実のものとなっているテロ等の脅威に対処する とともに、紛争等被害者の生命、尊厳及び安全を確保し、 現していく上で、法の支配、平和構築等に関す る左記目標の達成は重要である。 自立を支援していく。 開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) また、公海の自由及び安全を確保し、「開かれ安定した • 平成27年度開発協力重点方針(平成27年4月公 海洋」を維持・発展させるため、シーレーン沿岸国等に対 し、海上保安機関の能力向上支援や資機材の供与等を行 中 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普 期 遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための 目 支援を行う。 標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築 (測定指標の選定理由) 国境を越えて人類が共通して直面する地球規 防災の主流化、防災・災害復旧対応 模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であ 制度構築、人づくり、経済社会基盤整備等を通じて、開 り、地域、さらには国際社会が一致して取り組 発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力 む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標 を支援する。 (MDGs)・ポスト 2015 年開発アジェンダといった 2 感染症対策, ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) 国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏ま の推進 え、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定 感染症の予防・対策を支援するとともに、UHCの実現の 年 27 度 された国際開発目標の達成に向けた積極的な取 ため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システ 年 組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。 目 ムの強化につき、支援を行う。 度 こうした取組を通じ、国際社会全体として持続 標 3 気候変動対策. 環境分野での取組等 的かつ強靭な社会を構築することを目指す。 気候変動による影響を含む地球規模の環境問題等に対 その実施状況を測ることは、施策の進捗を把 応するため、環境管理等に関する支援、地球温暖化や生物 握する上で重要である。 多様性保全等への対応に取り組む。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) その他、ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発 地球規模課題への取組を通じ持続可能で強靭 アジェンダといった国際開発目標の達成に積極的に取り な国際社会を構築していく上で、防災・災害復 組む。 興等の左記年度目標の達成は重要である。 国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目 中 開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) 期 指し、地球規模課題に率先して取り組む。 目 • 平成27年度開発協力重点方針(平成27年4月公 標 表) 4 連携の強化 (測定指標の選定理由) 現在の国際社会では、開発途上国の開発にと 官民連携。自治体連携 って、政府以外の多様な主体がますます重要な 民間部門主導の成長を促進することで、開発途上国の経 役割を果たすようになっていることを踏まえ、 済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが 年 民間部門を含む多様な力を動員・結集するため 27 日本経済の力強い成長にもつながるよう、我が国の中小企 度 年 業を含む民間企業との連携を強化する。 の触媒としての役割を果たせるよう、様々な主 目 体との互恵的な連携を強化する必要がある。 度 また、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役 標 このための施策の実施状況を測ることは、施 割を果たすことができる我が国の地方自治体が有する独 自の経験や知見を有効に活用するため、地方自治体との連 策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 携を強化する。

2 緊急人道支援、国際平和協力における連携 災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機 関やNGOを含め、様々な主体との連携を強化する。また、 国際平和協力においても効果を災害化するため、PKO等の 国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

3 他ドナー・新興国等との連携

他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力 の効果の一層の向上を目指す。また、新興国をはじめとす る諸国と連携した三角協力を、ノウハウや人的資源・ネッ トワークを有効に活用する協力として継続していく。

4 国際機関, 地域機関等との連携

独自の専門性,中立性,幅広いネットワークを有する国際機関と積極的に連携する。また,広域取組の重要性を踏まえ地域機関等との連携を強化する。

5 市民社会との連携

政府とNGOの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。

中期目標

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

官民連携,自治体連携等の左記目標の達成は, ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、 様々な力を動員するための触媒としての役割を 着実に果たしていく上で重要である。

- ·開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)
- ・平成27年度開発協力重点方針(平成27年4月公 表)

5 国民の理解促進、開発教育の推進

年度目標

1 開発協力に関する講座を60回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を推進する。

- 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発協力に 関する理解・関心を促進させる。
- 3 「外交に関する世論調査」(内閣府実施)の今後の開発協力のあり方に関する調査結果について、「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

中期 —

開発協力への国民の理解と支持を得る。

• 開発協

左连口插法

ODA 出前講座の実施等左記目標の達成は、開発協力への国民の理解と支持を得る上で重要である。目標は過去の実績に鑑み、適正な水準に設定した。

中中口插法

国民の理解と支持は、持続的な開発協力に不

可欠であり、このための取組の実績を測ること

は、施策の進捗を把握する上で有益である。

・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

6 主要個別事業の事後評価結果(注) (A:非常に高い, B:高い, C:一部課題 がある, D:低い)のうち, A~Cの評価が 占める割合)

| 牛度日標但 | 中期日標個 |
|-------|--------------|
| 27 年度 | _ |
| 85% | _ |
| | |

(測定指標の選定理由)

測定指標の選定理

由及び目標値(水 準・目標年度)の設

定の根拠

(測定指標の選定理由)

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

(目標値(水準・目標年度)設定の根拠)

年度目標は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。

(注)10億円以上,またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に,事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち,当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

7 (参考指標)主要分野・課題別実績

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|-------------------------|--------|------------|---------------|------------|-----------|----------------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連する測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算額 | 事業 レビ ュー |
| | | | 指標 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 事業 番号 |
| | ①無償資金 | 開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び | 1 | 162, 379 | 177, 246 | 184, 688 | 249, 107 | 097 |
| | 協力 | 繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 | 2 | (162, 162) | (176, 499) | (184, 364) | | |
| | (昭和 43 年 | また、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の | 3 | | | | | |

| 度) | 維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見 通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づ く国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献す | | | | | | |
|--|---|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|-----|
| ②(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)(15年度) | 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模 | 1 2 3 | 149, 663 (149, 663) | 152, 974 (152, 974) | 159, 293 (159, 293) | 146, 413 | 098 |
| ③有償資金 協力 (*) | 課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の | 1 2 3 | _ | | _ | _ | _ |
| ④開発協力の理解促進(**) | 国民一般を対象として、開発協力広報/情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1 開発協力広報テレビ番組の制作・放映、2 パンフレット作成、3 日章旗ステッカー作成、4 「ODA 出前講座」開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。 | 5 | 285 (273) | 282 (274) | 294 (275) | 203 | 102 |
| ⑤ NGO 活動 環境整備 (11 年度) | NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員,NGO 海外スタディ・プログラム,NGO 研究会,NGO インターン・プログラム)を実施する。これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本のNGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本のNGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本のNGO との連携を一層強化する。 | 4 | 156 (140) | 147 (129) | 145 (129) | 142 | 105 |
| | 中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いたニーズ調査を行うもの。具体的には「日本の中小企業の優れた製品・技術」と「途上国の開発課題」とのマッチングを行い、将来的な開発協力による途上国支援(医療水準の向上や安全な水の供給等の開発課題の解決)における日本の中小企業等の製品・技術等の活用の可能性を探るものである。 | | 1, 532 (1, 394) | 2, 418 (2, 280) | 164 (156) | 200 | 099 |
| ⑦(独)国際協力機構施設整備費補助金(24年度) | 構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を | _ | 0 | 0 | 2, 172 (1, 974) | - 288(前年 度から繰 り越し) | 100 |
| ⑧無償資金協力事務費(*) | 経済開発援助等の案件形成,実施ための交渉,協議, 調査等の実施,在外公館における無償資金協力案件交 換公文署名,草の根・人間の安全保障無償資金協力案 件の実施体制強化,ノン・プロジェクト無償資金協力 案件等の実施促進を行う。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。 | 1 2 3 4 | 748 (749) | 7 44 (736) | 855 (800) | 967 | 101 |
| ⑨開発人材 育成·振興 (*) | 我が国の開発協力を効果的かつ効率的に実施するため、開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援 | 1 2 3 | 158 (112) | 159 (118) | 127 (94) | 43 | 104 |

| | 助人材の育成を行う。 | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----------------------|--------------|--------------|--------------|-----|-----|
| 度) | 日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックすることにより、開発協力の管理・改善への支援、開発協力事業立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ、開発協力の透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。 | 1 2 3 4 5 | 166 (137) | 158 (118) | 159 (133) | 152 | |
| ①現地 0D/ タスクフォ 一ス業務 (18 年度) | A 現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別援助方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO等)との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。 | 1 2 3 4 | 121 (108) | 116 (103) | 127 (120) | 123 | 106 |
| | 力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニ 一ズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多 | 1 2 3 4 5 | 87 (70) | 129 (116) | 136 (115) | 131 | 107 |
| ③民間援助連携事務費(14年度) | 1 民間団体等の指導・監督 全国に配置しているNGO相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。これにより、一般国民や小規模NGO等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性やNGO活動に対する理解の促進に寄与する。 2 NGO調査・連携日本NGO連携無償資金協力(N連)等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらにNGOとの定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)、NGO職員受入研修等を行う。こうした取組により、N連の適正な執行及びNGOとの連携強化に資する。 3 民間援助連携N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及 | | 60 (57) | 57 (54) | 58 (55) | 57 | 108 |

| | び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
|---------------------|--|--------|------|------|------|-----|-----|
| 14経済協力 | 我が国の政府開発援助(ODA)実績の公式データを作 | 1 | 52 | 49 | 47 | 46 | 109 |
| 情報管理シ | 成し管理する必要があり、関係事務の多様化・複雑化 | 2 | (48) | (40) | (45) | | |
| ステム | に対応する上で,(1)開発途上国に係る各種情報の収 | 3 | | | | | |
| (*) | 集と整理, (2)援助の効率的・機動的実施等に資する | | | | | | |
| | 関連情報の有効活用、(3)関連機関との情報の相互利 | | | | | | |
| | 用, (4)情報伝達の迅速化・効率化のため, OA 機器を | | | | | | |
| | 用いた経済協力実績関連情報の管理体制を整備する | | | | | | |
| | もの。 | | | | | | |
| | これにより,情報収集・管理,関連情報の有効活用, | | | | | | |
| | 関連機関との情報の相互利用、情報伝達の効率化を図 | | | | | | |
| | り,施策目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| ⑤海外技術 | | 4 | 20 | 22 | 22 | 20 | 110 |
| | 実施するのに関連し、日本NGO 連携無償のスキームで | | (18) | (19) | (20) | | |
| 体補助金 | は支援対象となっていない「プロジェクトの形成」 | | | | | | |
| (元年度) | 「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の | | | | | | |
| | 実施」を資金面から支援し,日本 NGO 連携無償を補完 | | | | | | |
| | する。 | | | | | | |
| | これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を | | | | | | |
| @004 ± 1 | 図る。 | | 00 | | | 20 | 444 |
| 16 ODA 白書 | | 1 | 20 | 20 | 21 | 20 | 111 |
| 編集等 | 集を作成する。 | 2 | (19) | (19) | (20) | | |
| (*) | これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対 | | | | | | |
| | する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。 | | | | | | |
| | | | 15 | 10 | 10 | -11 | 110 |
| ①国際機関 | | 1 | 15 | 12 | 13 | 11 | 112 |
| との連携等 (*) | 発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築 オス詳論や、いよ、関の関発スプロ、エム短い環合に | 2 | (7) | (4) | (8) | | |
| (*) | する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に 関する会合等への出席や会合開催を実施する。 | 3 4 | | | | | |
| | 関9 句云ロ寺への山涌で云口開催を実施する。 これにより,我が国の立場と援助理念を国際的な議 | 4 | | | | | |
| | 論に適切に反映させることにより, 施策目標の達成に | | | | | | |
| | 寄与する。 | | | | | | |
| 18有償資金 | | 1 | 9 | 9 | 9 | 8 | 113 |
| | の課題及び動向が短期間で変化する中で、有償資金協 | 2 | (7) | (5) | (11) | | ' ' |
| る調査研究 | 力に関する外国政府及び国際機関の援助手法に係る | 3 | (,, | (0) | (11) | | |
| (*) | 最新の考え方や実績、被援助国及び民間部門のニーズ | | | | | | |
| , | 等を調査し、これらの手法及び我が国有償資金協力制 | | | | | | |
| | 度の枠組みで実施することの実現性及び妥当性等に | | | | | | |
| | ついて分析する。 | | | | | | |
| | これにより,我が国の有償資金協力に係る制度の調 | | | | | | |
| | 整及び改善を図り、施策目標の達成に貢献する。 | | | | | | |
| 19国別援助 | 国別援助方針は、開発協力大綱の下に位置づけら | 1 | 9 | 9 | 9 | 8 | 114 |
| 方針策定調 | れ、具体的な援助案件選定の指針とすべく、各国の情 | 2 | (7) | (16) | (10) | | |
| 査 | 勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して | 3 | | | | | |
| (12 年度) | 作成する国別の我が国の援助方針であり,原則として | | | | | | |
| | 全ての開発協力対象国について策定する。 | | | | | | |
| | これにより,開発協力の効果的かつ効率的な実施に | | | | | | |
| | 貢献する。 | | | | | | |
| 20経済協力 | | 1 | 8 | 14 | 13 | 13 | 115 |
| 案件の選 | | 4 | (4) | (10) | (12) | | |
| | 海外事業展開とのマッチングを実施する。 | | | | | | |
| 了後の諸調 | | | | | | | |
| 整等経費 | るとともに、開発途上国の開発課題の解決と中小企業 | | | | | | |
| (*) | 等に対する海外展開支援の両立を図り、施策目標の達 | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | 成に貢献する。 | | | | | | |
|---------------------------------------|---|-------------|----------|-------|-------|----|----------------|
| ②国別援助 政策の策定 等 (15年度) | 被援助国ごとの開発ニーズに対応した開発協力の 実施のため、各国の開発課題の把握、援助政策の重点 化、各援助スキームの密接な連携を図るとともに、被 援助国への開発協力の実績・成果をとりまとめ、今後 の指針を明らかにし、国民に対して情報公開を行う。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施を 図るとともに、国民への説明責任を果たす。 | 1 | 8 (5) | 7 (6) | 8 (7) | 7 | 116 |
| | 国際緊急援助の情報収集や調査,平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・ 効果的実施を図り、施策目標の達成に寄与する。 | 1 2 3 | 7 (5) | 7 (4) | 7 (4) | 8 | 117 |
| ②在外公館 広報活動基 盤整備費 (27 年度) | 国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、非供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。 | 5 | _ | _ | _ | 28 | 新 27- 34 |
| 迎 G 7 説明 責任作業部 会関連経費 (27 年度) | G7説明責任作業部会を開催すると共に、首脳会議にて公表される説明責任報告書の作成を行う。これにより、わが国を含むG7の開発関連の取組に関する国際社会に対する説明責任を果たすとともに、G7の取組への理解を深める。 | 2 | _ | _ | _ | 5 | 新 27- 35 |

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

平成 27 年度事前分析表

(外務省27-VI-2)

| 施策名 | 地球規模の諸問題への取組 | 担当部局名 | 国際協力局地 | 球規模課題審議 | 官組織 |
|------|--------------------------|--------|---------|-----------|----------|
| 施策目標 | グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問 | 目標設定の | 人間一人一 | 人に着目した人 | 間の安全保 |
| | 題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下 | 考え方・根拠 | 障の概念は、 | 多様化・深刻化 | とする様々な |
| | を推進する。 | | 脅威に対処す | るための効果的 | り・効率的な |
| | 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国 | | アプローチで | ある。 | |
| | 際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する | | 地球環境問 | 題は,国際機関 | 関や国際約束 |
| | 脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的 | | を通じた地球 | 規模での実効的 | りな取組によ |
| | に貢献する。 | | ってのみ解決 | が可能である。 | |
| | 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施 | | • 開発協力大 | 綱(平成27年2月 | 月10日閣議決 |
| | 及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際 | | 定) | | |
| | 的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、 | | ・国家安全保 | 障戦略(平成25年 | ¥12月17日閣 |
| | 持続可能な開発を支援する。 | | 議決定) | | |
| | | 政策体系上 | 経済協力 | 政策評価実 | 平成 28 年 |
| | | の位置付け | | 施予定時期 | 8月 |

⁽注)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入 した。

個別分野 1 施策の概 1 要 多

1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

- 1 ポスト 2015 年開発アジェンダの推進を通じて、人間の安全保障の推進に貢献するとともに、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

| 測 | 1 | - | ト 2015 年開発アジェンダの推進等を通じた人間の安 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の |
|-----|------|--------------|---|---|
| 定指標 | 年度目標 | 27 年 度 | ・への貢献 1 ポスト 2015 年開発アジェンダ(9月採択予定)の 策定に向けた議論への貢献及び採択された同アジェンダのフォローアップを通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。 2 二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障やその理念への言及を確保する | 根拠 (測定指標の選定理由) 我が国が外交の柱の一つとし、開発協力における指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会の新しい開発目標であるポスト 2015 年開 |
| | 中期目標 | | ポスト 2015 年開発アジェンダについて国連を中心 にフォローアップ等を実施していくことで、人間の安 全保障の推進に貢献する。 | 発アジェンダの9月採択に向けて行われている政府間 交渉において貢献すること等左記目標の達成は、人間 の安全保障を推進する上で重要である。なお、ポスト 2015 年開発アジェンダは、全ての国連加盟国に適用さ れるユニバーサルな目標となることが合意されてい る。 |
| | 2 | 人間 | の安全保障基金によるプロジェクトの推進 | (測定指標の選定理由) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。 1 人間の安全保障基金に対し、40 プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの8件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関による共同実施を確保する。 | 人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概 念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況 を測ることは、人間の安全保障の概念普及の進捗を把 握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 人間の安全保障の概念普及には、諸国際機関に対す る同概念の主流化の取組と、6件以上の案件実施が同 概念を着実に普及する上で必要である。また、同基金 |
| | 中期目標 | _ | 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を 図る。 | が複数の国際機関と共同してプロジェクトを行う点に 優位性があることから、そのうち半数以上は、3つ以 上の国連機関による共同実施を確保することを目指 す。 |
| | 3 | | バーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の | (測定指標の選定理由) |
| | 打 | 進 | 1 UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サー | 保健は人間開発・社会開発に不可欠な基礎インフラ であり,基礎的保健インフラの整備は感染症対策にも |
| | 年度目標 | 27 年 度 | ビスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ、支援を行う。 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ、支援を行う。 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保する。 | 資する。このため、UHC の実現に向けた取組や感染症対策支援に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |

| | 中期目標 | _ | 人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。 3 グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策を推進(具体的には、2012-16年の5年間に、1,000万人の命を救うとする、同基金の5カ年戦略目標の |
|---|------|------------------|--|
| | | | 万人の命を救うとする,同基金の5カ年戦略目標の 達成)する。 |
| ŀ | _ | / 4 = | と比押、188のウクにはサム |

4 (参考指標) 人間の安全保障基金 プロジェクトによる裨益者数

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|---|----------|--|----|------|------------------|------|------|-----|
| 成 | ゛キギャロ。ク | | 関連 | | <i>→ 55</i> -5-1 | | 当初 | 事業 |
| 手 | 達成手段名 | ンキ・ナイ CD の Jun 平分 | する | , | 予算額計 | | 予算 | レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | 測定 | | (執行額) | | 額 | ュー |
| | (関連施策) | | 指標 | 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 事業 |
| | | | | 度 | 度 | 度 | 度 | 番号 |
| | ① ポスト | ポスト 2015 年開発アジェンダ策定に向けた議論に積極的 | 1 | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 2015 年開発 | | | | | | | |
| | アジェンダ | 中心に着実にフォローアップする。 | | | | | | |
| | の策定・実施 | 上記取組は、我が国が外交の柱の一つとし、開発協力にお | | | | | | |
| | (*) | ける指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に寄与す | | | | | | |
| | . , | る。 | | | | | | |
| | | - 30。 - 27 年度においては、ポスト 2015 年開発アジェンダの策定 | | | | | | |
| | | に向けた議論への貢献等関連する測定指標の目標を達成す | | | | | | |
| | | る。 | | | | | | |
| | ②人間の安 | 日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関 | 1 | 30 | 28 | 24 | 24 | 119 |
| | 全保障の推 | | 2 | (21) | (14) | (21) | 24 | 119 |
| | 進経費・地球 | 年との調査、地球が実施超越泉を進めるのに必要な去議の所 作、国内において人間の安全保障を含む地球規模課題政策に | _ | (21) | (14) | (21) | | |
| | | | | | | | | |
| | 規模課題政 | | | | | | | |
| | 策の調査及 | | | | | | | |
| | び企画立案 | | | | | | | |
| | 等事務 | これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における | | | | | | |
| | (23 年度) | 国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の | | | | | | |
| | | 推進、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた取組の推進、 | | | | | | |
| | | 効果的なポスト 2015 年開発アジェンダ策定に向けた議論及 | | | | | | |
| | | び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、国際機関内での人間の安全保障の理念 | | | | | | |
| | | の主流化を図る等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ③ユニバー | | 3 | _ | _ | _ | _ | - |
| | サル・ヘル | | | | | | | |
| | ス・カバレッ | 供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行 | | | | | | |
| | ジ(UHC)の推 | う。また保健に係る国際的議論を通じ,UHC の重要性に対す | | | | | | |
| | 進•感染症対 | る国際社会の理解を促進する。 | | | | | | |
| | 策 | 上記取組により,UHC及び感染症対策を推進し,ひいては, | | | | | | |
| | (*) | 人間の安全保障の具現化に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては,上記目標の達成に向け,国際協力の政 | | | | | | |
| | | 策方針を定め,同政策に基づき UHC の促進や感染症対策を進 | | | | | | |
| | | める等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |

2 環境問題を含む地球規模問題への取組 個別分野 施策の概 地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発 要 揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。 気候変動問題においては、平成32(2020)年以降の新たな法的枠組みに関する平成27(2015)年までの合意に向け、 二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。 持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、第3回国連防 災世界会議や国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。 測 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定 1 UNEP 定の根拠 指 (1)日 UNEP(国連環境計画)政策対話開催等により, UNEP (測定指標の選定理由) 標 との連携を強化する。 地球環境問題の解決に向けた関係機関との連携 (2)UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)へ 状況や条約締約国会議における貢献度合いを測る の拠出等を通じ、廃棄物管理分野での取組を推進する。 ことは、施策の進捗を把握する上で有益であるた 2 生物多様性条約 (1)生物多様性条約 COP12 を踏まえ、愛知目標の達成に向 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) けた取組を進める。 地球環境問題対策や持続可能な開発に向けた取 (2) 名古屋議定書の締結に向けた国内調整を加速する。 27 組は、地球規模で実施していくことが不可欠であ 度 年 3 水銀に関する水俣条約 り、国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組 目 度 条約の締結に向けた調整等に取り組む。 に積極的に参加していく必要がある。 標 4 化学物質及び廃棄物管理 27 年度は、バーゼル・ロッテルダム・ストック 5月に開催されるバーゼル・ロッテルダム・ストック ホルム条約合同締約国会議やモントリオール議 ホルム条約合同締約国会議等において、我が国の知見を 定書締約国会議等、地球環境問題に関する各種会 共有しつつ議論に貢献する。 議が開催されるところ、こうした機会を最大限活 5 オゾン層保護 用すること等を目指し、左記目標を設定した。 オゾン層保護については、平成27(2015)年7月に開催 されるモントリオール議定書締約国会議において、HFC の扱い等を含む主要議題に積極的に貢献する。 我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を 中 促進する。 期 目 標 2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 (測定指標の選定理由) 気候変動交渉における。平成32年以降の新たな法的 気候変動問題の解決に向けた取組の実績を測 ることは、施策の進捗を把握する上で有益である 枠組みに関する平成27年までの合意に向けて、実質的な t-80. 貢献を行う。 年 27 度 2 「二国間クレジット制度」を推進し、平成25年11月に (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 年 気候変動交渉における新たな法的枠組みの作 表明した、平成28年までに署名国を16カ国に増やすと 目 度 成に向けた我が国の貢献は、先進国、開発途上国 いう目標の達成を目指して関係国との協議を加速してい 標 を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす **く**。 喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けた

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を

中

期

目

標

促進する。

国際社会の一致団結した取組を強化する上で重

「二国間クレジット制度」は、途上国における気

候変動対策を強化すべく、我が国の優れた技術を

活用するものであり、同制度への国際的な理解を

要である。

高める必要がある。

| 3 | 国連 | 等関係機関と連携した国際 | 防災協力の推進 | (測定指 | 標の選定理由) | |
|------|-------------------|--|---|-------------------------------------|--|--|
| 年度目標 | 27 年 度 | 得た防災についての我がわれる国連国際防災戦略2 被災地におけるより自 回国連防災世界会議で第る。 3 拠出等を通じ、ISDRにの充実のための活動の変る。 | 通じて、東日本大震災等を通じて 「国の知見・経験を、国際的に行 路(ISDR)の政策に反映する。 良い復興の支援などを通じ、第3 設定された仙台防災枠組を推進す よる各国における防災関連施策 加果的かつ効率的な実施に貢献す | ること ため。 (目 我が てに 新国 第3回 | 災に向けた国際協力の推進に係る実績を測さは、施策の進捗を把握する上で有益である K準・目標年度)設定の根拠) が国は幾多の災害で培った知見・経験を有しり、国際的にも防災の推進を主導し、積極的 発貢献を行うことが重要である。 い国際的防災指針である仙台防災枠組が 国国連防災世界会議で策定されたことから、 | |
| 中期目標 | | | 要でも | 組に即した防災協力を進めていくことが必 ある。 | | |
| 4 | 4 地球温暖化に対処するための | | 年度目標値 | | 中期目標値 | |
| | 国際的な取組の進展(COP 合意の | | 27 年度 | | 28 年度 | |
| 了 | 賛同国数╱UNFCCC 加盟国) | | 100% | | 100% | |

測定指標の選|(測定指標の選定理由)

定理由及び目 標値(水準・目 標年度)の設 定の根拠

気候変動交渉は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下で行われており、毎年末に開催される最大の国 連交渉の場である COP での合意案への賛同国数を測ることは、国際的な取組の進展を把握する上で有益 であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

平成27年12月COP21において決定されることとなっている気候変動に関する新たな国際枠組みが「す べての締約国に適用される」枠組となることを特に重視しており、COP決定に全ての締約国が賛同するこ とが重要である。

5 (参考指標)兵庫行動枠組の推進 (国家レベルで防災調整メカニズ ムを設置した国数)

| 達 | | | | | 単位∶ī | 百万円 | | 行政 |
|---|--------------|--|----|----------------|----------------------------|--------|-------|-----------|
| 成 | 達成手段名 | | 関連 | | 予算額計 | | 当初 | 事業 |
| 手 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | する | | , 并 吸引 (執行額) | | 予算 | レビ |
| 段 | (関連施策) | | 測定 | | | 00 = | 額 | ユー |
| | | | 指標 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 事業 |
| | ①地球環境 | 1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 | 1 | <u>度</u> 17 | <u>度</u> 17 | 度 0 | 度 | 番号 121 |
| | 川地球環境問題への取 | 1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 国際機関や多数国間環境条約の協力・取組に積極的に貢 | ' | (11) | (15) | (0) | / | 121 |
| | 旧超への取 組 | 献するとともに、国際的議論に積極的に参画する。これに | | (11) | (13) | (0) | | |
| | 仙 (13 年度) | より、地球環境問題の解決に向けた各国の協力の拡大を図 | | | | | | |
| | (10 +1)2) | る。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては,日 UNEP(国連環境計画)政策対話開 | | | | | | |
| | | 催等により,UNEP との連携を強化する等関連する測定指 | | | | | | |
| | | 標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | | 2 国際防災協力の推進 | 3 | | | | | |
| | | 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の | 5 | | | | | |
| | | 知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホ | | | | | | |
| | | ストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災 | | | | | | |
| | | 枠組を推進する。 | | | | | | |
| | | これにより、災害に強靭な世界の実現に寄与する。 | | | | | | |
| | | 27 年度においては、我が国の知見・経験を、国際的に 行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する等関 | | | | | | |
| | | 1777にる国連国際防火戦略(ISDR)の政策に及映する寺() 連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②気候変動 | 実りる別足損保の日保を達成する。 気候変動に関する新たな枠組みの合意に向けて、COPや補 | 2 | 27 | 22 | 22 | 17 | 120 |
| | 問題への取 | | 4 | (13) | (15) | (16) | '' | 120 |
| | 組 | 取り組む。また、二国間クレジット制度の署名国増加を目指 | - | (10) | (10) | (10) | | |

| (14 年度) | し、相手国との二国間協議や国連交渉等を進めると共に、署 | | | |
|---------|------------------------------|--|--|--|
| | 名済国との間で同制度の着実な実施を図る。 | | | |
| | | | | |
| | これにより,国際社会における気候変動交渉を主導し,次 | | | |
| | 期枠組みづくりに寄与する。 | | | |
| | | | | |
| | 27年度においては,気候変動交渉における,平成32年以降 | | | |
| | の新たな法的枠組みに関する合意に向けて、実質的な貢献を | | | |
| | | | | |
| | 行う等関連する測定指標の目標を達成する。 | | | |

基本目標VI 分担金·拠出金

施策WI-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

施策名

国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するもの であり、「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとと **もに、国際社会の平和と安定を確保する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・ 拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠 出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えることとする。 今次は、以下のとおり国際連合平和維持活動(PKO)分担金の評価を実施する。

なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は達成手段欄の達成手段②~@に記載 した。これら分担金・拠出金は、基本目標 I ~ VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段 ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。

評価対象 分担金·拠 出金名

国際連合平和維持活動(PKO)分担金

担当部局名

総合外交政策局

評価対象 分担金·拠 出金にか かる施策 目標

国連及び国連加盟国との協働及び国連の 平和維持活動に対する我が国の貢献を通じ て. 国際社会の平和と安定の維持に積極的に 貢献するとともに、国連における我が国の地 位の強化及び影響力の維持につなげる。

評価対象 分担金•拠 出金にか かる施策 の概要

国連平和維持活動は、「国際社会の平和と安 全の維持」を図るため、国連憲章第6章、第7 章に基づいて、実施される活動である。我が 国は平成 27(2015)年安保理非常任理事国選 挙(アジア・太平洋グループ枠)(任期 2016-2017 年) に立候補しており、平成 28(2016)年からの理事国入りを目指すと共 に、国連平和維持活動(PKO)分担金への拠出、 国連総会(第5委員会)の PKO 予算等の審議へ の積極的な参加により、国際社会の平和と安 定の維持を推進する。これは我が国の安全保 障及び持続可能な成長のために不可欠な安定 した国際環境の創出に資するものである。

なお、PKO 分担金の支払いは、国連憲章第 17 条第2項に規定された加盟国の義務的拠 出である。

目標設定の 考え方・根拠

我が国は、平和国家としての立場から、国連憲章 を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携 し、それらの活動に積極的に寄与している。特に冷 戦の終結に伴い、軍事力の役割が多様化する中で、 国連平和維持活動(PKO)を含む国際平和協力活動に も継続的に参加している。こうした我が国の活動 は、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てき ており、これをより確固たるものにする必要があ る。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳し さを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国 家安全保障上の課題に直面していることにかんが みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な 対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は 我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が 国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と 安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待 している。

これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境 の下で、国際政治経済の主要プレイヤーとして、国 際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国 際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以 上に積極的に寄与していく必要がある。

安倍総理大臣は、国連 PKO ハイレベル会合(平成 26 年9月)に共催者として出席し、「積極的平和主 義」の旗を掲げた日本も、国際の平和と安全の維持 のため関係国及び国連と積極的に協働していく旨 述べている。

行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成 26 年11月)を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我 が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジ メントの観点を含め評価を行う。

- 「国連PKOハイレベル会合」安倍総理大臣スピーチ (平成26年9月)
- ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日)

の位置付け

政策体系上一分担金・拠出金

政策評価実 平成 28 年 施予定時期

8月

| 測 | 1 | | PKO ミッションを通じた、紛争悪化及び再発の防止並びに | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|------|------------|--------------|--|---|
| 定 | 7 | 平和の | D維持 | 定の根拠 |
| 指標 標 | 実績 | 26 年 度 | 我が国が自衛隊を派遣している南スーダンミッション (UNMISS)のマンデート変更及び要員の増員が実施された。また、同ミッション及び新設された国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)を含む計16のミッションが派遣されており、各地域における和平の推進、紛争の | (測定指標の選定理由) 紛争悪化及び再発の防止並びに平和の維持のための国連 PKO ミッションに係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 悪化・再発の防止及び平和の定着が図られた。 1 既存の国連 PKO ミッションの適切な任務遂行、必要に応じたマンデートの拡張等により、国際社会の平和と安定を脅かす事態への国連による適切な対応に寄与することで、和平の推進、紛争の悪化・再発の防止及び平和の定着に貢献する。 2 文民の保護や早期展開といった PKO の重要課題への取組に貢献する。 | 近年の紛争は伝統的な国家間の紛争から国内における紛争又は両者の混合型への変化に伴い、PKO ミッションの任務も文民の保護, 人権促進などを含む多面的, 総合的な任務となり, 規模も大きくなってきており, 活動の効果的かつ効率的な実施を確保することは, 国際社会の平和と安定の維持を強化する上で重要である。既存の国連 PKO ミッションの適切な任務遂行, 必要に応じたマンデー |
| | 中期目標 | | 国連におけるPKOのあり方を巡る議論に積極的な関与を 行うことにより、国際社会の平和と安定に積極的に貢献す る。 | トの拡張等の左記年度目標の達成は、国連を通じ 国際社会の平和と安定に着実に貢献していく上で 重要である。 ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) |
| | 2 | 国連 | PKO 分担金の効果的かつ効率的な運用の確保 | (測定指標の選定理由) |
| | 実 績 | 26 年 度 | 国連は、国連総会(第5委員会)、計画調整委員会、行財政問題諮問委員会(ACABQ)等により予算審査、審議を実施し、大幅な予算削減を行った。また、国連会計監査委員会(BOA)などを通じて、PKO分担金の執行後の監査を実施し、次年度の効率的な予算策定を行った。 | 主要財政貢献国として国連 PKO 分担金の効果的かつ効率的な運用を確保していく必要がある。このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年 PKO ミッションの任務も文民の保護、人権 |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 本年度は、我が国の分担率を含む次期3カ年(平成28-30年)の分担率が改定されるが、改定後も我が国の国際社会における我が国の地位を強化し、その影響力を維持しつつ、PKO予算のより効果的かつ効率的な運用を主要財政貢献国と協力して推進する。 | 促進などを含む多面的、総合的な任務となり、規模も大きくなってきており、活動の効果的かつ効率的な実施を確保することが、重要である。同時に、我が国は、加盟国中第2位の拠出国であり、我が国が果たすべき役割は大きく、次期3カ年(平成28年-30年)においても、我が国が国際社 |
| | 中期目標 | | 1 国連PKO予算の効果的かつ効率的な運用の確保に努めることにより、国際社会の平和と安定の維持を強化する。 2 国連総会等の国際場裏における我が国の地位の強化及び影響力の維持を図りつつ、我が国が重視する国連を通じた国際平和推進に貢献する。 | 会における地位を強化し、その影響力を維持しつつ、我が国が重視する国連を通じた国際平和推進に貢献することが重要である。左記目標の達成は、国際社会における平和と安全の維持に大きく貢献するばかりでなく、広く国際社会において、我が国の地位の強化及び影響力の維持に対する理解と支持を得ていく上で、重要である。 |
| | 3 | 国連 | マネジメント改革等の推進 | (測定指標の選定理由) |
| | 実績 | 26 年度 | 1 国連は、マネジメント改革(注:事務局業務の効率化を目的とした改革)として行ったグローバル・フィールド支援戦略(GFSS)、国際公会計基準(IPSAS)や資源管理計画(ERP)の導入、国連ロジスティック基地(UNLB)等のグローバル支援センターによるPKOのサポートなどにより分担金の効率的な運用を図った。 2 国連事務総長により国連平和活動の戦略的見直しに関するハイレベル・パネル(注)が創設され、我が国は関連会合への出席、パネル・メンバーとの意見交換及び書面による提言等を行った。 (注)9月に安倍総理大臣が国連事務総長及びバイデン米大統領と共催した「PKOに関するハイレベル会合」(於:国連本部)で事務総長が設置を表明した。 | 国連マネジメント改革等の PKO 予算を含む国連 平和維持活動への適用状況を測ることは、施策の 進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記年度目標の実施は、国連平和維持活動の全 体的に効率的な運用を確保する上で重要である。 |

| 连 | | | | 単位:百万円 | | | | |
|----|--------------------|---|----------|-----------|--|-----------|----------|------|
| 達 | | | 即事 | | 単1⊻⋅│ | 日万円 | VI - ΣΤΙ | 行政 |
| 成手 | 達成手段名 | | 関連する | | 予算額計 | | 当初 | 事業レビ |
| 段 | (開始年度) | 達成手段の概要等 | りる 測定 | | (執行額) | | 予算額 | |
| 权 | (関連施策) | | 測定 指標 | | | | | 事業 |
| | | | 1日1示 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 番号 |
| | ①国際連合 | 本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運 | 1 | 58, 101 | 70, 782 | 85, 577 | 57, 526 | 123 |
| | 平和維持活 | 営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、及び | 2 | (58, 101) | | | 07, 020 | 123 |
| | 動 (PKO) 分担 | サポートコスト等に使用されている。 | 3 | (55, 151) | (, , , , , , , , , , , , , , , , , , , | (55, 115) | | |
| | 金 | 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持 | | | | | | |
| | _ (6年度) | 活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安 | | | | | | |
| | | 定の維持」という目標の達成に貢献する。 | | | | | | |
| | 1) | 27年度においては、既存の国連PKOミッションの適 | | | | | | |
| | | 切な任務遂行、必要に応じたマンデートの拡張等によ | | | | | | |
| | | る国際社会の平和と安定を脅かす事態への国連によ | | | | | | |
| | | る適切な対応への寄与,PKO予算のより効果的かつ効 | | | | | | |
| | | 率的な運用の推進等関連する測定指標の目標を達成 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |
| | ②国際連合 | 1 国連分担金の支払い | _ | 29, 426 | 26, 974 | 30, 769 | 29, 461 | 124 |
| | (UN)分担金 | 国連憲章第 17 条第 2 項に基づく加盟国の義務で | | (29, 426) | (26, 974) | (30, 769) | | |
| | (昭和 32 年 | | | | | | | |
| | 度) | は 10.833%で加盟国中第二位となっており,我が | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | 1) | にとって非常に重要である。 | | | | | | |
| | | こうした我が国の貢献は、我が国の外交目標であ | | | | | | |
| | | る国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円 | | | | | | |
| | | 滑な実施に寄与する。また、多大な財政的貢献は、 | | | | | | |
| | | 国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール | | | | | | |
| | | 材料となり、国連における我が国の地位・影響力維 | | | | | | |
| | | 持につながる。 | | | | | | |
| | | 2 国連通常予算の精査 | _ | | | | | |
| | | 国連通常予算の審議の場で、国連側に予算の精査 | | | | | | |
| | | を要求し、予算額の維持・削減を図る。 | | | | | | |
| | | 主要財政貢献国である我が国のこのような取組は、民事の出が担待の維持が重要な課題した。それ | | | | | | |
| | | は、国連の財政規律の維持が重要な課題となっている。 | | | | | | |
| | | る国連の諸活動の効率性を高め、より少ない投入資源で成果を得ることが可能となる。 | | | | | | |
| | 3国際原子 | 本分担金は、通常予算(①原子力エネルギー、②原 | | 4, 432 | 4, 289 | 4, 638 | 5, 127 | 125 |
| | 力機関 | 子力技術応用、③原子力安全・核セキュリティ、④原 | _ | (4, 432) | (4, 289) | (4, 638) | 5, 127 | 120 |
| | の 版 国 (IAEA) 分担 | 子力検認(保障措置)、5管理、並びに6技術協力のマ | | (4, 402) | (1 , 203) | (4, 000) | | |
| | (IALA) 万担 金 | ネージメント)及び資本投資(①保障措置インフラ及 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 度) | 我が国は、本分担金の拠出、IAEA総会・理事会への | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 1) | 利用との施策の目標の達成に貢献する。 | | | | | | |
| | 1/ | こことでは、 くろによくとは、これでは、これでは、これでは、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに | | | | | | |

| ④国際刑事 裁判所(ICC) 分担金 (19 年度) (関連: Ⅱ - 3) | 罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第 115 条(a))。なお、我が国の分担金額は、123か国の締約国中トップ(25 年度は 17. 22%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 国際刑事裁判所を通じた国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰のためのこうした我が国の貢献は、国際の平和と安全の維持及び国際社会における「法の支配」の確立に寄与する。 | _ | 2, 582 (2, 629) | 2, 138 (2, 138) | 2, 778 (2, 778) | 2, 359 | 126 |
|---|--|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------|-----|
| ⑤包括 実験 教 委 (CTBTO) 金 (9年度) (月期) (1) | る場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMS は世界 337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営 | | 1, 208 (1, 208) | 1, 326 (1, 315) | 1, 360 (1, 359) | 1, 461 | 127 |
| ⑥化学兵器 禁止機 (OPCW) 分 金 (5年度) (関連:Ⅱ- 1) | めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。 同条約の実施機関である OPCW は、以下を実施している。 1 各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察等を実施している。 2 CWC の普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国による CWC の国内実施の強化は、CWC の完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。 3 化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWC の完全な履行のために様々な事業を実施している。 こうした OPCW を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与する。 | _ | 1, 014 (1, 072) | 855 (885) | 932 (966) | 530 | 128 |
| ⑦国際原子 力 機 関 | 技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF)) は、開発途上国に対する技術協力を実施する際の主要 | _ | 856 (856) | 901 (901) | 924 (924) | 1, 019 | 129 |

| | | | | - | | 1 | |
|--------------------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|-----|-----|
| | な財源となるものであり,開発途上国の要請に基づ | | | | | | |
| 協力基金拠 | き、保健・医療、栄養、食糧・農業、水資源管理、環 | | | | | | |
| 出金) | 境保全、工業適用、原子力安全等の分野において、専 | | | | | | |
| (昭和34年 | 門家派遣、機材供与、研修員受入れ等を通じた技術協 | | | | | | |
| 度) | 力を行っている。さらに、各種報告書の出版、各種会 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| 1) | 的利用に関する情報共有の促進も行っている。 | | | | | | |
| 1) | | | | | | | |
| | 原子力先進国であり、IAEA 理事会指定国理事国で | | | | | | |
| | ある我が国は、IAEAを通じた技術協力により、原子力 | | | | | | |
| <u> </u> | の平和的利用の促進との目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| 8国際海洋 | | _ | 181 | 143 | 196 | 179 | 131 |
| | 問題に対する発言力を確保する。 | | (181) | (143) | (196) | | |
| (ITLOS) 分担 | こうした我が国の取組は、ITLOS の組織整備及び公 | | | | | | |
| 金 | 正な裁判制度の維持に寄与し、ひいては海洋に関連す | | | | | | |
| (8年度) | る締結国間の紛争等の平和的解決に資する。なお、我 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | が国は ITLOS 分担金の最大の負担国である。 | | | | | | |
| 3) | | | | | | | |
| ⑨ベルリン | 昭和59(1984)年の日独首脳会談において、ベルリン | _ | 101 | 96 | 115 | 126 | 132 |
| 日独センタ | | | (101) | (96) | (115) | | |
| 一分担金 | の場」を設けることにつき合意した。これを受け、昭 | | (101) | (00) | (110) | | |
| (昭和 60 年 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 度) | の財団法人として設立された(独の首都移転に伴い、 | | | | | | |
| — | ベルリン日独センターの建物が大使館として使用さ | | | | | | |
| 4) | れることとなったため、センターは平成10(1998)年, | | | | | | |
| | 新事務所に移転)。センターの運営経費及び事業経費 | | | | | | |
| | については,両国政府間の交換公文により,日独折半 | | | | | | |
| | にて負担することが取り決められており(義務的経 | | | | | | |
| | 費),毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセ | | | | | | |
| | ンター予算に基づき、分担金を予算計上している。 | | | | | | |
| | こうした本センターを通じた我が国の貢献は、日独 | | | | | | |
| | 及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、 | | | | | | |
| | 日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。 | | | | | | |
| ⑪ボスニア | | _ | 98 | 74 | 89 | 89 | 133 |
| 和平履行評 | | | (98) | (74) | (89) | 00 | 100 |
| 猫一腹门計 議会(PIC) 拠 | | | (90) | (14) | (09) | | |
| | | | | | | | |
| 出金(義務的 | | | | | | | |
| 拠出金)(9 | 平成4 (1992) 年以来の武力紛争が終結した。本拠出金 | | | | | | |
| 年度) | は、デイトン合意の履行を監視する国際的枠組みであ | | | | | | |
| (関連: I - | | | | | | | |
| 4) | 権, 法律の改廃を含む強力な権限(「ボン・パワー」)を | | | | | | |
| | 有し、また、同国の国造りを支援する上級代表事務所 | | | | | | |
| | の運営経費である。我が国は平成8(1996)年に上級代 | | | | | | |
| | 表事務所の運営の10%を負担することを表明し、平成 | | | | | | |
| | 9 (1997)年以降,義務的分担金として継続して拠出を | | | | | | |
| | 行っている。 | | | | | | |
| | こうした我が国の貢献は、BH 及び西バルカン全体の | | | | | | |
| | 平和と安定に寄与するとともに、G7の一員、グロー | | | | | | |
| | バル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢 | | | | | | |
| | 献する我が国の積極的姿勢を示す上で重要である。 | | | | | | |
| ⑪国際海底 | 平成6年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立さ | | 86 | 96 | 113 | 93 | 134 |
| | | _ | (86) | (96) | (113) | უა | 104 |
| 機構(ISA)分 | | | (00) | (90) | (113) | | |
| 担金 | 機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関す | | | | | | |
| (10年度) | る規則作りやワークショップの開催等を行っている。 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| 3) | 業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には高 | | | | | | |
| | | | | | | | |

| い野心を有している。 18 18 18 18 18 18 18 1 | | | | | ı | | | 1 | |
|--|---|-----------|-------------------------------|---|------|------|------|----|-----|
| # 担当の主意を確保する上で主要である。 ② 国際刑事 | | | | | | | | | |
| 数の発言力を確保する上で重要である。 | | | | | | | | | |
| 空回解刑事機制所は、集回経管犯罪、人道に対する犯 | | | | | | | | | |
| 裁判所(102) | - | 12)国際刑事 | | _ | 47 | 31 | 8 | 52 | 135 |
| 新門・含量繁 | | | | | | | | 02 | 100 |
| 競学担金 (23 年度) (関連 I ー 3) | | | | | ` ' | , , | , , | | |
| (関連: I — 3) われている。 (関連: II — 3) | | | | | | | | | |
| (1 | | (23 年度) | | | | | | | |
| 表状の国は義務的分担金を負担する必要がある(102 規程第 115 条(3))。なお、我が国のが担金額は、123 か国の締知回中・サブ(25 年度は17、22%)であり、国際刑事裁判所は裁が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 国際社会における長も重大な犯罪の訴訟・処罰を通して国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における活法の支配の確立に資する。 後済交流支援センター 機関国の対日輸出促進、日本からの 大資促進、親状促進等に係る事業を実施している。本 本セターは、馬嶋国の対日輸出促進、日本からの 内資促進・親状促進等に係る事業を実施している。本 本セターは、平成 8年 10 月 1日、東京において、本洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(37・平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(37・平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(37・平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(37・平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋之かーラム(37・平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋島県国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋島県国・地域の日本における窓口機関をして、本件機出金は、事務所運営のための責用、規則には事務所に関す、自然を開発を発生、広田の資報とは、成別の登録と行っている。本件機出金は、本の別の主義を発生の人のための事実に破壊に取り組んでいる。〇MCの実施機関での予し、近に大きな原の人のでの、大きな経費である。人ののので、東海球団に対する各種とである。人の別の主義を発生している。本件拠出金は、人の別の音楽受入れに関する経費である。人の別の音楽受入れは、国際が実施する人のの担望に対しる権を教を実施している。本件拠出金は、人の別の音楽を入れに関する経費である人のの理解している。本籍の間に向行し、出入国支援、音楽団に対する各種関連事項(人ののの建算を実施したいる。東京町の大きな経費である。人の別の音楽受入れは、国際を発きである人のの担望に対しる権権を実施している。本件拠出金は、人の別の音楽を対しに対している表質関目に向行し、出入国支援、音楽団に対する各種関連事項(人ののの建算を実施したいのにつき、音楽団の大きな経費を行う。 「21 年間、10 年間、12 年間、12 年間、12 年間、12 年間、12 年間、12 日間、12 | | (関連:Ⅱ- | 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主 | | | | | | |
| #経第 115 条(a) 、 なお、我が国の分担金額は、123 が国の締約国トップ(25 年度は 17、22%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 | | 3) | に締約国の分担金によって賄われており、締約国であ | | | | | | |
| 小国の締約国中トップ(25 年度は 17、 22%)であり。 国際刑事教料所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした国際刑事裁判所を通した掛が国の貢献は、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における場合・重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における場合を事務に表して、会に、本性の必要として利用される。本情の選当者として利用される。本情の選当者として利用される。本情の選当者として利用される。 | | | る我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC | | | | | | |
| 国際州事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした国際列事裁判所を通じた我が国の貢献は、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際科技と対した。 本 生ンターは、鳥嶼国の対日輸出促進、日本からの 大線で選 技質促進・観光促進等に係る事業を実施している。本 作拠出会は、諸語動を表向するための土台となる事務の運営費として利用される。 本センターは、甲戒 8年 10 月 1 日、東京において大平洋島圃・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、平成 12 年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。ま文業界として、貿易、投資、銀光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜性身・企業に対する助言。対日輸出産品開発事業市場開き、統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所信料、人件費、事務機器情料、通信費、出別旅費会計監査等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の資献は、島嶼国・地域の配送済的自立の促進に資するとともに、太平洋島側国・地域の配送済的自立の促進に資するとともに、太平洋島側国・地域の配送済的自立の保証に対するともに、太平洋島側国・地域の配送済的自立の保証に対するともに、太平洋島側国・地域の配送済的自立の保証に対するともに、太平洋島側のPCのは、(CVにに基づき、東が国が実施学した)ともに、太平本経典関(OPCのは、(CVにに基づき、東が国が実施学したの) を廃棄する義務を負い、そのための事業に該実に取り組合、(XV)の企業を対し、(CVには一本の主義を経過期であるAVMの処理に対し各種重察を実施している。 本代別日金素を実施している。 本代別日本の企業を表記表したものにつき報査、協議及び署名を発明。 本年期につき査察知が記録とは対する各種関連事項(AOM の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察別から起助すると報告、電客の内容等を記載したものにつき報査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| な活動を行うことはできない。こうした国際計事裁判所を通じた我が国の貢献は、国際社会には計る最も重大な知罪の訴途・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における活力法の支配の確立に資する。 本センターは、鳥嶼国の利目輸出促進・日本からの ― 33 33 38 38 136 (38) (38) (48) (28) (28) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29) (29 | | | | | | | | | |
| こうした国際刑事裁判所を通じた我が国の貢献は 国際社会における最も重大な犯罪の所追・処罰を通じ 会における「法の支配」の確立に資する。 | | | | | | | | | |
| □際計会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における活み支配の確立に資する。 本センターは、島嶼国の対日輸出促進、日本からの | | | | | | | | | |
| (3)南太平洋 本センターは、鼻側回の対目輸出促進 日本からの 大資促進等に係る事業を実施している。本 性別出金(義務) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38 | | | | | | | | | |
| (3)南太平洋 経済交流支 投資促進 親光促進等に係る事業を実施している。本 投資促進 親光促進等に係る事業を実施している。本 投資促進 親光促進等に係る事業を実施している。本 投資促進 開光促進等に係る事業を実施している。本 投資促進 開光促進等に係る事業を実施している。本 大野進度 (38) | | | | | | | | | |
| (③南太平洋 経済交流支 接近保進、観光促進等に係る事業を実施している。本 | | | | | | | | | |
| 接痒を流支援センター 拠出金(義務) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38) (38 | | ① 南大亚洋 | | _ | 38 | 38 | 38 | 38 | 136 |
| 接センター 拠出金 (義務) 的拠出金) (8年度) (関連: I ー 1) 「関連: I ー 1) 「大平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、平成 12 年に太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、平成 12 年に太平洋諸島フォーラム (SPF、平成 12 年に太平洋諸島フォーラム (SPF、東京) の企画・便宜供与・企業に対する助言、対日輸出産品開発事業・市場調査・総計主整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の外定的プレゼンスを高める上で重要である。 「銀化学兵器 表別国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に対金見されている。日本年の遺棄化学兵器(ACW) (21) (5) (5) (5) (6) (7) (1) 年度 (1) | | | | | | | | 00 | 100 |
| 拠出金(義務的拠出金) (8年度) | | | | | (00) | (00) | (00) | | |
| 特別出金 | | | | | | | | | |
| 日本政府と南太平洋フォーラム(SPF、平成 12 年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種級会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出座品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。こうした本センターを通じた我が国の所交的プレゼンスを高める上で重要である。とびま変であるともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。とが「会議を持定している。日日本軍の遺棄化学兵器(ACN) を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。ONCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCN)は、CNCに基づき、我が国が実施するACNの処理に対と各種査察を実施している。本件拠出金は、ACN の査察受入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を入れに関する経費である。ACN の査察を大能は、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCN による査察期間中、CNC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACN の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団が査察験で後に現場で作成する報告書、査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | 的拠出金) | 本センターは、平成8年10月1日、東京において | | | | | | |
| 1) 平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域の経済的自立の促進に表するともに、本平洋島・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | (8年度) | 太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、 | | | | | | |
| 立した。主な業務として、貿易、投資、観光にかかる 各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便 宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、 市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件 拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務 所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、 会計監査費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平 洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを 高める上で重要である。 ①化学兵器 | | (関連: I — | 日本政府と南太平洋フォーラム(SPF. 平成 12 年に太 | | | | | | |
| 各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的ブレゼンスを高める上で重要である。 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に禁止機関(OPCW) 拠出金(義務的拠出金) (10 年度) (11 年度) (12 日本では、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の処理に対し各種査察を実施している。本件拠出金は、ACW の査察受入れば、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | 1) | 平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設 | | | | | | |
| 電供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件 拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務 所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に ま | | | | | | | | | |
| 市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 (①化学兵器 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWC の実施機関である化学兵器禁止機関組金いのPCW)は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処理に対し各種査察を実施している。本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 我 | | | | | | | | | |
| 所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 ①化学兵器 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に おいて発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW) (21) (21) (5) を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。 CWC の実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW) は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処理に対し各種査察を実施している。本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 会計監査費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 ①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | | |
| こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平 洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを 高める上で重要である。 現化学兵器 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に | | | | | | | | | |
| 国・地域の経済的自立の促進に資するとともに、太平洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。 ① (① (① (② (② (② (② (② (② (② (② (② (② (② (② (② | | | | | | | | | |
| 洋島嶼国・地域における我が国の外交的プレゼンスを 高める上で重要である。 ① 化学兵器 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に 禁止機関 おいて発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW) (PCW) 拠出を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り 組んでいる。CWC の実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW)は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処 (10 年度) (関連: II ー 1) 本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 高める上で重要である。 ①化学兵器 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に | | | | | | | | | |
| 禁止機関 (OPCW) 拠出金(義務的拠出金(義務的拠出金) (10年度) (関連:II-1) (ACW の保管,廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査,協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| (OPCW) 拠 出金(義務的拠 組んでいる。CWC の実施機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) は、CWC に基づき、我が国が実施する ACW の処理に対し各種査察を実施している。 本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | - | 14化学兵器 | 我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国に | _ | 34 | 43 | 39 | 44 | 137 |
| 金(義務的拠出金) (OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。 本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | 禁止機関 | おいて発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW) | | (21) | (21) | (5) | | |
| 出金) (10 年度) (関連: II ー 1) (OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACW の処理に対し各種査察を実施している。 本件拠出金は、ACW の査察受入れに関する経費である。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | (OPCW) 拠出 | を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り | | | | | | |
| (10 年度) (関連: II ー 1) 理に対し各種査察を実施している。 本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| (関連:II- 1) 本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 1) る。ACW の査察受入れは、国際社会における我が国の 条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCW による査察 期間中、CWC の諸規定に従い国内当局者代表が査察団 に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項に つき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 条約の誠実な履行を示すこととなる。OPOWによる査察 期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団 に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項に つき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項に つき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | 1) | | | | | | | |
| に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項 (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項に つき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| (ACW の保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項に つき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| つき査察団から随時なされる質問への応答, 査察団が 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査, 協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| 記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。 | | | | | | | | | |
| なお、ACW に関する査察は処理実施地である中国国内 | | | | | | | | | |
| | | | なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内 | | | | | | |

| | | で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。 | | | | | | |
|---|-----------|----------------------------------|---|-------|------|------|----|-----|
| | | こうした OPCW を通じた我が国の貢献は、軍縮・不 | | | | | | |
| | | 拡散に寄与するとともに、我が国がこれら査察を受け | | | | | | |
| | | 入れ,CWC 上の義務を誠実に実施していることを証明 | | | | | | |
| | | する上で重要である。 | | | | | | |
| - | ①ワッセナ | WAは、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動 | _ | 30 | 30 | 36 | 38 | 138 |
| | ー・アレンジ | と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームであ | | (28) | (29) | (30) | 00 | 100 |
| | メント(WA) | | | (20) | (23) | (30) | | |
| | | り,欧米諸国を中心に約41か国が参加している。 | | | | | | |
| | 分担金 | 近年 WA の重要性はますます高まっており、即時か | | | | | | |
| | (5年度) | つ的確な情報交換を行うためのオンラインシステム | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | 1) | ともに、効果的な輸出管理の為には、WA参加国のみで | | | | | | |
| | | は十分に対応できないとの認識の下、WA 事務局を中心 | | | | | | |
| | | とする非参加国へのアウトリーチ活動が積極的に行 | | | | | | |
| | | われている。 | | | | | | |
| | | こうした WA を通じた我が国の貢献は、通常兵器及 | | | | | | |
| | | び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積の防止に寄与 | | | | | | |
| | | する。 | | | | | | |
| - | 16特定通常 | 本条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つ | | 26 | 11 | 9 | 10 | 139 |
| | | | | (4) | (5) | (3) | 10 | 139 |
| | 兵器使用禁 | との考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のい | | (4) | (3) | (3) | | |
| | 止·制限条約 | かんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常 | | | | | | |
| | 締約国会議 | | | | | | | |
| | (CCW) 等分担 | 本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな | | | | | | |
| | 金 | 議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の | | | | | | |
| | (7年度) | 報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果か | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | ら文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活 | | | | | | |
| | 1) | 動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経 | | | | | | |
| | | 費の支弁に活用されている。 | | | | | | |
| | | こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす | | | | | | |
| | | 特定の通常兵器の国際的な規制に寄与する。 | | | | | | |
| - | ①生物兵器 | BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術 | _ | 21 | 14 | 15 | 17 | 140 |
| | 禁止条約 | | | (10) | (9) | (11) | | |
| | (BWC) 会合分 | を開催し、条約の実施強化と普遍化にかかる取組を行 | | (1.5) | (0) | () | | |
| | 担金 | っている。 | | | | | | |
| | (*) | BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は,同 | | | | | | |
| | | 条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される | | | | | | |
| | 1) | 分担率に基づき負担しているところ、締約国である我 | | | | | | |
| | 1) | | | | | | | |
| | | が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 | | | | | | |
| | | こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的 | | | | | | |
| | | な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つ | | | | | | |
| | | である生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組 | | | | | | |
| | | みである本条約の実施強化に寄与する。 | | | | | | |
| | 18対人地雷 | 対人地雷の使用,生産,貯蔵,移譲等の全面禁止を | _ | 18 | 5 | 11 | 4 | 141 |
| | 禁止条約締 | 規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、平成9 | | (4) | (4) | (8) | | |
| | 約国会議等 | (1997)年 12 月に成立し、我が国は同年 12 月に署名、 | | | | | | |
| | 分担金 | 平成 10(1998)年9月に締結した。同条約第 14 条(費 | | | | | | |
| | (10 年度) | 用)に基づき,締約国及び未締結国のうちオブザーバ | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | 一参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費 | | | | | | |
| | 1) | を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項 | | | | | | |
| | | について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバ | | | | | | |
| | | 一国等を対象として、締約国会議等が開催される。 | | | | | | |
| | | こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、 | | | | | | |
| | | 貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施 | | | | | | |
| | | に寄与する。 | | | | | | |
| | ⑪核兵器不 | NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会 | | 15 | 14 | 18 | 40 | 142 |
| | ラジスなない | ミングスとこ分して、中国に国住のころは国民では、 | | 10 | 14 | 10 | 40 | 144 |

| 拡散条約 (NPT)運用検 討会議分担 金 (昭和 45 年 度) (関連:Ⅱ- 1) | 用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具 | | (15) | (9) | (6) | | |
|--|--|-----|----------|----------|-----------|----|-----|
| 一弾に関す | 及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうち オブザーバー参加した国は、CCM 締約国会議等の開催 経費を負担する義務がある。 我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運 用に関する問題等を議論する締約国会議開催のため の経費の支弁に活用されている。 こうした分担金の拠出は、条約の適用及び実施の促 進に寄与する。 | l e | (3) | 14 (12) | 8 (5) | 14 | 143 |
| ②経済協力 開発機構作 部会(FATF) 分担金 (4年度) (関連: II – 1) | FATF)は、平成元年(1989年)のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量 | | 7 (7) | 8 (7) | 10 (9) | 11 | 144 |
| ②常設仲裁 裁判所(PCA) 分担金 (昭和 26 年 度) (関連: II- 3) | 本裁判所分担金の拠出は、100年以上にわたり国際 紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた 本裁判所の活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的 処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理する | П | 6 (5) | 6 (6) | 7 (7) | 8 | 145 |
| ②アジア・ア フリカ法律 諮問委員会 (AALCO) 分担 金 | 問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政 府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国 | П | 5 (5) | 5 (5) | 7 (7) | 8 | 146 |

| | - | | | | | | | |
|----|----------------|--|---|-----------|-----------|-----------|-----|-----|
| (| (昭和 30 年 | 意見を反映させることに貢献している。我が国は、設 | | | | | 1 | |
| | 隻) | 立以来の AALCO 加盟国として、加盟国としての義務で | | | | | 1 | |
| | (関連:Ⅱ- | | | | | | 1 | |
| 3 | 3) | 積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、 | | | | | 1 | |
| | | AALCO 総会及び関連会合のアジェンダ設定やテーマ設 | | | | | 1 | |
| | | 定に関与することによって国際法分野において我が | | | | | 1 | |
| | | 国として関心の高いアジェンダの促進をAALCOを通じ | | | | | 1 | |
| | | て追求している。 | | | | | 1 | |
| | | こうしたAALCO設立以来の加盟国である我が国の貢 | | | | | 1 | |
| | | 献は、国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の | | | | | 1 | |
| | | 意見の収斂及び同意見の国際社会への反映に寄与し | | | | | 1 | |
| | | ている。また,我が国に期待される役割を積極的に果 | | | | | 1 | |
| | | たすことは、アジア・アフリカ地域における国際法の | | | | | 1 | |
| | | 漸進的発達に我が国としてのプレゼンス,リーダーシ | | | | | 1 | |
| | | ップを発揮する上で重要である。 | | | | | | |
| (2 | 4国際事実 | 国際人道法は,武力紛争という特殊な状況に適用さ | _ | 4 | 4 | 4 | 4 | 147 |
| 園園 | 周査委員会 | れることから、国際法の他の分野以上にその履行確保 | | (3) | (3) | (3) | 1 | |
| (| (IHFFC) 拠出 | が重要であり,第1追加議定書は,従来からの紛争当 | | | | | 1 | |
| 3 | 金(義務的拠 | 事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人 | | | | | 1 | |
| 브 | 出金) | 道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設 | | | | | 1 | |
| (| (18 年度) | 置する規定を置いた(第90条)。我が国は,第三者機 | | | | | 1 | |
| (| 関連:Ⅱ- | 関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用 | | | | | 1 | |
| - | 1) | 確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の | | | | | 1 | |
| | | 整備に当たり,国際人道法の的確な実施を確保し,有 | | | | | 1 | |
| | | 事においても国際法に則って行動するという意思を | | | | | 1 | |
| | | 国際社会に明らかにする意味でも極めて重要である | | | | | 1 | |
| | | との観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事 | | | | | 1 | |
| | | 実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書 | | | | | 1 | |
| | | 第90条7に基づき,委員会の運営費について支払の | | | | | 1 | |
| | | 義務を負っている。 | | | | | | |
| Q | りアジア・太 | OECD 金融活動作業部会(FATF)によって設定された | - | 3 | 4 | 5 | 5 | 148 |
| 2 | F洋マネー | 基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象とし | | (3) | (4) | (5) | 1 | |
| [| コンダリン | た相互審査(メンバー同士によるマネーロンダリン | | | | | 1 | |
| 1 | ブ対策グル | グ・テロ資金対策に関する措置・制度についての審 | | | | | 1 | |
| - | ープ(APG)分 | 査), 情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の | | | | | 1 | |
| _ | 旦金 | 犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換), 技 | | | | | 1 | |
| (| (13 年度) | 術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当 | | | | | 1 | |
| (| 関連:Ⅱ- | 者等を対象とするセミナー等)を実施する。現在,41 | | | | | 1 | |
| - | 1) | か国・地域が参加している。 | | | | | 1 | |
| | | APG を通じた我が国の貢献は,アジア太平洋地域の | | | | | 1 | |
| | | マネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策 | | | | | 1 | |
| | | が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実 | | | | | 1 | |
| | | 施を可能にする。 | | | | | | |
| Q | 3国際連合 | 177 の国・地域で活動する UNDP のグローバルなネッ | _ | 16, 568 | 19, 666 | | 109 | 149 |
| 月 | 開発計画 | トワーク及び専門的知見を活用することによって、我 | | (16, 568) | (19, 666) | (23, 019) | 1 | |
| | (UNDP) 拠出 | | | | | | | |
| | 金(パートナ | 発目標(MDGs), 持続可能な開発のための 2030 アジェ | | | | | | |
| | ーシップ基 | ンダ,防災,ガバナンス,ジェンダー平等,危機予防・ | | | | | | |
| | 定) | 復興、環境・気候変動等の案件を効果的に実施する。 | | | | | | |
| | (15 年度) | 本拠出金の拠出は、UNDP との間で円滑なパートナー | | | | | | |
| | 関連:Ⅵ- | | | | | | | |
| 2 | 2) | ともに、我が国の意向を反映させつつ、UNDPが有する | | | | | | |
| | | 開発分野における高い専門的知見と経験やグローバ | | | | | 1 | |
| | | | | | | | | |
| | | ルなネットワークを活用して、MDGs 達成、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ策定、人間の安全保障 | | | | | | |

| | | の推進, 防災等, 我が国と UNDP 共通の開発重点分野 | | | | | | |
|---|--|--|---|--------------|--------------|--------------|--------|-----|
| | | における事業の実施を可能にする。 | | | | | | |
| | ②国際機関 | JPO 派遣制度は,国連の経済社会理事会決議により | _ | 1, 012 | 1, 102 | 1, 102 | 1, 646 | 150 |
| | 職員派遣信 | 設けられた若手人材が国際機関で働くための制度で | | (1, 012) | (1, 102) | (1, 100) | | |
| | 託基金(JP0) | | | | | | | |
| | 拠出金(任意 | | | | | | | |
| | 拠出金) | 当,派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担し | | | | | | |
| | (昭和 49 年 | | | | | | | |
| | 度) | 下の若手邦人を、原則2年間国際機関に派遣し、勤務 | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | 1) | き、国際機関に勤務する邦人職員の増強を図るもので | | | | | | |
| | | ある。 | | | | | | |
| | | こうした我が国による JPO 派遣制度の実施は、国際機関への若手職員送り込みの観点からも極めて効果 | | | | | | |
| | | 的である。 | | | | | | |
| - | ⑧国際連合 | | | 582 | 757 | 986 | 77 | 151 |
| | 薬物犯罪事 | | | (582) | (757) | (986) | 11 | 101 |
| | 来物化非事 務所 (UNODC) | | | (002) | (101) | (500) | | |
| | 拠出金(任意 | | | | | | | |
| | 拠出金) | 罪防止刑事司法基金」)への拠出により、以下の事業を | | | | | | |
| | (昭和 48 年 | | | | | | | |
| | 度) | 1 東南アジア:ケシが不法栽培されているミャンマ | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | 一等での薬物対策事業、タイ、フィリピンなどの人 | | | | | | |
| | 1) | 身取引被害者支援、各国の腐敗対策のための法整備 | | | | | | |
| | | 支援、テロ対策法整備支援 | | | | | | |
| | | 2 アフガニスタン及び中央アジア,イラン等周辺 | | | | | | |
| | | 国 : アフガン産アヘン・ヘロインが密輸される国々 | | | | | | |
| | | の、警察官に対する薬物取締能力強化、国境管理能 | | | | | | |
| | | 力強化、薬物患者対策、農民によるケシ以外の代替 | | | | | | |
| | | 作物栽培の促進事業 | | | | | | |
| | | 3 近年新たな世界的問題となっている危険ドラッ | | | | | | |
| | | グ(NPS) 等の合成薬物対策 こうした UNODC を通じた我が国の貢献は,東南アジ | | | | | | |
| | | ア諸国やアフガニスタンとその周辺国等の国際テロ | | | | | | |
| | | 対策・組織犯罪対策能力の強化に寄与する。なお、そ | | | | | | |
| | | の中には、近年全世界的に問題となっている危険ドラ | | | | | | |
| | | ッグ等の対策能力強化も含む。 | | | | | | |
| - | ②平和利用 | 平和利用イニシアティブは、平成 22(2010)年 NPT | _ | 284 | 287 | 299 | 220 | 152 |
| | イニシアテ | | | (284) | (287) | (299) | | |
| | ィブ基金拠 | 力の平和利用分野における IAEA 活動を支えるための | | | | | | |
| | 出金 | 財源として設立をよびかけたもの。本イニシアティブ | | | | | | |
| | (23 年度) | の下、IAEA は発電分野(原子力発電導入基盤整備等) | | | | | | |
| | (関連:Ⅱ- | 及び非発電分野(環境, 水資源, 鉱工業, 食品, 農業, | | | | | | |
| | 1) | 健康等) における技術協力プロジェクト等を実施して | | | | | | |
| | | いる。 | | | | | | |
| | | 本イニシアティブを通じた我が国の貢献は、開発途 | | | | | | |
| | | 上加盟国に対する技術協力の実施に寄与し、ひいては | | | | | | |
| - | ◎□特兴华 | 原子力の平和的利用の促進に資する。 | | 001 | 004 | 144 | 100 | 150 |
| | 30日韓学術 | 昭和 63 年2月の日韓首脳会談において,両国の人 的交流,特に青少年交流事業を拡大することに合意し | _ | 251 (251) | 224 (224) | 144 (144) | 132 | 153 |
| | 文化青少年 交流共同事 | | | (201) | (ZZ4) | (144) | | |
| | 父 派 共 问 事 業 体 拠 出 金 | ために基づき、その後と度にわたる日韓外柏定期励譲を通じて平成元年5月に「日韓学術文化青少年交流共 | | | | | | |
| | 未体拠出並 (任意拠出 | 同事業体」が設立され、その日本側事務局を(公財)日 | | | | | | |
| | 金) | 韓文化交流基金が、韓国側事務局を(財)韓国学術振興 | | | | | | |
| | (元年度) | 財団(現在は国立国際教育院が務める)が務め、日韓両 | | | | | | |
| | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | The second secon | | ı | | | | |

| _ | | | | | | | |
|---|------------------|--------------------------------|---------|-------|-------|-----|-----|
| | (関連:I- | 国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(次 | | | | | |
| | 1) | 世代を担う日韓の若手研究者が相手国での滞在研究 | | | | | |
| | | を行うための支援を行う学術研究者交流事業)等を実 | | | | | |
| | | 施している。 | | | | | |
| | | 同共同事業体を通じた我が国の貢献は、両国間の学 | | | | | |
| | | 術・文化交流及び青少年交流を促進することにより | | | | | |
| | | 両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与する | | | | | |
| | | とともに、両国間の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の | | | | | |
| | | 歴史及び両国関係の歴史について一層掘り下げた研 | | | | | |
| | | 究をおこなうための支援を通じ、歴史認識を中心とし | | | | | |
| | | た相互理解の増進に資する。 | | | | | |
| | ③ クメー | | 201 | 182 | 134 | 134 | 154 |
| | | 我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国 | | | | 134 | 154 |
| | ル・ルージュ | | (201) | (182) | (134) | | |
| | 特別法廷国 | | | | | | |
| | 際連合信託 | 判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件 | | | | | |
| | 基金(任意拠 | 裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において | | | | | |
| | 出金) | 主導的な役割を果たしてきている。 | | | | | |
| | (16 年度) | 現在,裁判のプロセスが本格化する一方で,資金不 | | | | | |
| | (関連 : I — | 足に直面しており,我が国は裁判目的完遂のため法廷 | | | | | |
| | 1) | の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的 | | | | | |
| | | な支援を行う必要がある。我が国の国連負担分予算へ | | | | | |
| | | の貢献は、裁判手続きを本格化させ、元国家元首を含 | | | | | |
| | | む被告人の初級審の判決言い渡しなど内外よりの関 | | | | | |
| | | 心を高めた。また、最大の拠出国たる我が国は、主要 | | | | | |
| | | ドナーで構成され法廷運営上の重要問題につき意思 | | | | | |
| | | 決定がなされる運営委員会(日. 米. 仏. 豪. 英. 独) | | | | | |
| | | のメンバーとして主導的な役割を果たしている。 | | | | | |
| | | こうした我が国の貢献は、カンボジアにおける正義 | | | | | |
| | | の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支 | | | | | |
| | | 配」の強化に資するとともに、積極的平和主義の取組 | | | | | |
| | | の一環として、我が国の平和構築分野での貢献を国際 | | | | | |
| | | 社会にアピールする上で重要である。 | | | | | |
| | ②国際連合 | 現在アフリカには、国連PKOの8ミッション、アフ | 469 | 540 | 302 | 0 | 155 |
| | 開発計画拠 | リカ連合(AU)主導の2ミッションが展開している。文 | (469) | (540) | (290) | U | 100 |
| | 出金(PKO セ | | (409) | (340) | (290) | | |
| | ンター支援) | 要員が圧倒的に不足している中、アフリカ各国は平和 | | | | | |
| | ファー文援 (21 年度) | 接持訓練センターを設立し、国レベル、地域レベルで | | | | | |
| | | | | | | | |
| | (関連: I — | 平和維持部隊要員の育成に取り組んでいるが、膨大な | | | | | |
| | 6) | 訓練ニーズに対し、既存の施設・設備、訓練コースの | | | | | |
| | | 内容では十分な訓練,要員養成が実施できていない状 | | | | | |
| | | 況にある。 | | | | | |
| | | 本事業は、アフリカに所在する PKO 訓練センターの | | | | | |
| | | 訓練能力を強化するため、訓練施設(講義教室等)の建 | | | | | |
| | | 設・修復や資材(机, 椅子, 車両, 視聴覚機材等)の供 | | | | | |
| | | 与、訓練コース開催経費(教材費、講義通訳費、受講 | | | | | |
| | | 生の旅費・日当等,邦人を含む国際専門家(講師)の招 | | | | | |
| | | 請費用(旅費・日当)等)等に当てられる。 | | | | | |
| | | 訓練の対象は,現場の PKO に派遣される要員の場合 | | | | | |
| | | もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務 | | | | | |
| | | める者等も含んでおり,訓練の波及効果も期待でき | | | | | |
| | | న 。 | | | | | |
| | | こうした UNDP を通じた我が国の貢献は、アフリカ | | | | | |
| | | 諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練セン | | | | | |
| | | タ一等の訓練能力の強化に寄与し、ひいてはアフリカ | | | | | |
| | | 自身の平和維持能力の向上に資する。 | | | | | |
| | | | | | | | |

| ◎ ジェンダ | ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメント | - | 158 | 529 | 1, 867 | 623 | 156 |
|--------------------------|--|---|---------|-------|----------|------|-----|
| 一平等と女 | のための国連機関(UN Women)が行っている以下の活動 | | (158) | (529) | (1, 867) | | |
| 性のための | 等を支援する。 | | | | | | |
| エンパワー | 1 ジェンダー分野における技術及び資金面での加 | | | | | | |
| メントのた | 盟国支援 | | | | | | |
| めの国連機 | 2 国連システムのジェンダーに関する取組の主導. | | | | | | |
| 関 (UN | 調整、促進 | | | | | | |
| Women) 拠出 | ··· / ·· | | | | | | |
| 金(任意拠出 | | | | | | | |
| 金) | ト、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対 | | | | | | |
| (23 年度) | 応における女性のリーダーシップ、政策・予算にお | | | | | | |
| (関連:Ⅱ一 | | | | | | | |
| 1) | 策・基準の構築 | | | | | | |
| '/ | こうした UN Women を通じた我が国の貢献は、以下 | | | | | | |
| | こうした UN MONION を通じた我が国の貢献は、以下 に寄与する。 | | | | | | |
| | 1 | | | | | | |
| | 1 女性及び女児に対する差別の撤廃 | | | | | | |
| | 2 女性のエンパワーメント | | | | | | |
| | 3 ジェンダー平等の達成 | | | | | | |
| ◯❷在サハリ | | _ | 118 | 112 | 102 | 99 | 157 |
| ン韓国人支 | た「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰 | | (118) | (112) | (102) | | |
| 援特別基金 | 国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国 | | | | | | |
| 拠出金(任意 | のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策 | | | | | | |
| 拠出金) | の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援 | | | | | | |
| (元年度) | 策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事 | | | | | | |
| (関連:I- | 業費用を拠出するもの。 | | | | | | |
| 1) | こうした在サハリン韓国人支援共同事業体を通じ | | | | | | |
| l ' | た我が国の取組は、過去に起因する二国間問題の解決 | | | | | | |
| | に寄与する。 | | | | | | |
| ③欧州安全 | | _ | 71. 6 | 82. 5 | 289 | 0. 7 | 158 |
| 保障協力機 | | | (71. 6) | (122) | (289) | 0. 7 | 100 |
| 構 軍 備 管 | | | (71.0) | (122) | (200) | | |
| 理・軍縮会合 | | | | | | | |
| (OSCE) 拠出 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 金 (0 左京) | OSCE は、57 か国が加盟し、我が国を含む 11 か国がパ | | | | | | |
| (8年度) | ートナー国となっている。OSCE は、大使級の定期的な | | | | | | |
| (関連: I — | | | | | | | |
| 4) | り軍事面のみならず、経済・環境及び人権・民主主義 | | | | | | |
| | 面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施し | | | | | | |
| | ている。我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCE | | | | | | |
| | プロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性 | | | | | | |
| | の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国 | | | | | | |
| | の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を | | | | | | |
| | 支援している。最近ではウクライナにおける OSCE 特 | | | | | | |
| | 別監視団に支援し, 国際的な平和と安定に貢献してい | | | | | | |
| | వ 。 | | | | | | |
| | 上記の OSCE を通じた我が国の支援は、地域の安全 | | | | | | |
| | 保障環境の改善に貢献する。 | | | | | | |
| 36国際科学 | | _ | 47 | 43 | 44 | 45 | 159 |
| 技術センタ | | | (47) | (43) | (44) | | |
| 一 (ISTC) 拠 | | | (.,, | (.0) | \.,, | | |
| 出金(任意拠 | | | | | | | |
| | ESH(負と又抜りる。 ISTCへの拠出により,潜在的な危険国及びテロ組織 | | | | | | |
| · · | への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的 | | | | | | |
| (5 (+ +) | | | | | | | |
| (5年度) (周末:π | | | | | | | |
| (5年度) (関連:Ⅱ- 1) | | | | | | | |

| の画際連合 | _ | 1 | | | i | i | | |
|--|---|---|---|------|------|-------|----|-----|
| 競対策地域 協力協定拠 | 人権高等弁 務官事務所 (UNOHCHR) 拠 出金(任意拠 出金) (17 年度) (関連: II – 1) | める人権理事会の決議に基づいて任命される,テーマ別・国別の人権状況に関する特別報告者の活動支援や、主にアジアを中心とした海外事務所を含む、途上国における活動への支援を行う。 26 年度は以下の各分野にイヤマークし拠出した。 1 特別手続(特別報告者関連費用等) 2 強制的失踪作業部会 3 法の支配と民主主義 4 フィールドプレゼンス費用(カンボジア) こうした UNOHCHR を通じた我が国の貢献は、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交を具現化する上で重要である。 | _ | (47) | (39) | (222) | | |
| 配・海洋法株 序確立促進。 | 賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金) (18年度) (関連:Ⅱ- | 海賊対策は、我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため、我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一貫して主導している。本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関さらには海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとする他、海賊等対策での国際的協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、各国海上取締機関の能力向上のための各種支援も行っており、最近では、アジアの海賊対策の経験をふまえ、ソマリア海賊の被害に直面している一部のアフリカ諸国の海上保安機関の能力開発も積極的に行っている。我が国は、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより人的な貢献も行っている。 | | | | | 32 | 161 |
| ④東京国際 東京国連広報センター(UNIC東京)は、国連広報局の - 22 30 40 39 163 | 配·海洋法秩 序確立促進, 国際刑事裁 判所被害者 信託基金(任 意拠出金) (23 年度) (関連: II – | ICC ローマ規程に基づき、ICC 第1回締約国会議において設立された。TFV は、ICC の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと,及び②ICC が管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に物理的リハビリテーション、物資供与及び精神的リハビリテーション等を供与することを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴやウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵、誘拐された児童に対する支援などを対象とする支援プロジェクトを行っている。 国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメーキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。 こうした我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の | _ | | | | 13 | 162 |
| | | 東京国連広報センター(UNIC 東京)は, 国連広報局の | _ | | | | 39 | 163 |

| ンター拠出 金 (16年度) (関連:II- 1) | ではない日本語を用いて広報するために、昭和 33 年 4月に日本に設置された。 本件拠出金は、UNIC 東京の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC 東京の活動経費は、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての我が国国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国は UNIC 東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。 | | | | | | |
|---|---|---|------------|------------|------------|----|-----|
| ④アフリカ連合(AU)平和基金拠出金(任意)(8年度)(関連: Iー6) | 近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組(調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要性が増している。本拠出金はこれらの分野における AU の活動を支援するものである。なお、AU 平和基金を財源とする紛争予防・管理・解決メ | | 20 (20) | 21 (21) | 24 (24) | 23 | 164 |
| ④南太平洋 経済交易ー 提出金(任意 拠出金) (8年度) (関連: I ー 1) | 窓口機関として、平成8 (1996)年 10 月 1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム (SPF, 平成12 (2000)年に太平洋諸島フォーラム (PIF) に改称)事務局が共同で設立した。本件拠出金は、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション | _ | 18 (18) | 16 (16) | 10 (10) | 10 | 165 |

| | 太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンス | | | | | | |
|----------------------|---|---|------|------|-------|-----|-----|
| ④国際移住 | の向上に資する。 本拠出金は、我が国が第三国定住により受け入れる | _ | 17 | 18 | 21 | 54 | 166 |
| 機関(IOM)拠 出金(第三国 | 難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等我が国到着 | | (17) | (18) | (21) | | |
| | までの支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための | | | | | | |
| 援関係)(任意拠出金) | 経費を拠出する。 こうしたIOMを通じた我が国の貢献は、長期化する | | | | | | |
| 念拠山亚/ (22 年度) | 難民問題の恒久的な解決に寄与するほか、国連機関や | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | 国際社会から高い評価を得ることによって, アジアの | | | | | | |
| 1) | 主要国として人権外交を推進してきている我が国の | | | | | | |
| 44)太平洋諸 | アジアにおける主導的地位の保持につながる。 太平洋島嶼国・地域を代表する地域国際機関である | _ | 16 | 16 | 13 | 13 | 167 |
| 島フォーラ | PIFは、豪州、ニュージーランドの他、太平洋の島嶼 | | (16) | (16) | (13) | | |
| ム (PIF) 拠出 | 国 13 か国・1 地域によって構成される国際機関であ | | | | | | |
| 金(任意拠出金) | る。これら 13 の島嶼国は、国連改革をはじめ国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持母体 | | | | | | |
| / | である。更に、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって | | | | | | |
| 度) | 水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠 | | | | | | |
| (関連: I — 1) | かせないシーレーンとして極めて重要であるところ, これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援 | | | | | | |
| 1) | しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくこ | | | | | | |
| | とは極めて重要である。本件拠出金は、我が国と PIF | | | | | | |
| | の政策協調、国際場裏における共同行動を確保すべ | | | | | | |
| | く、PIFの活動に対して具体的な貢献を行うものである。 | | | | | | |
| | こうした PIF の活動に対する我が国の支援は、太平 | | | | | | |
| | 洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスの向 | | | | | | |
| 多シナイ半 | 上に資する。 昭和54(1979)年3月に締結されたエジプト・イスラ | | 15 | 15 | 107 | 6 | 168 |
| | エル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等 | | (15) | (15) | (120) | o o | 100 |
| | における兵力展開の制限に関し、右を脅かす活動の監 | | | | | | |
| (MFO)拠出金 (昭和 63 年 | 視・報告、違反事案の認定を行うため、監視活動を行っている。 | | | | | | |
| 度) | 平成 17(2005) 年からは、ガザ地区との国境沿いに展 | | | | | | |
| (関連: I — | 開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加され | | | | | | |
| 5) | | | | | | | |
| | こうした我が国の MFO に対する支援は、昭和 54(1979)年に締結されたエジプト・イスラエル平和条 | | | | | | |
| | 約に基づく両国国境地帯の和平の維持に寄与する。 | | | | | | |
| 46国際連合 | 昭和 63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会に | _ | 5 | 5 | 2 | 2 | 169 |
| | おいて、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、 | | (5) | (0) | (2) | | |
| 出金) | 翌平成元(1989)年よりほぼ毎年我が国地方都市にお | | | | | | |
| (7年度) | いて開催されてきている。我が国政府は、本件会議に | | | | | | |
| (関連:Ⅱ — 1) | 協力名義を付与するとともに、会議の冒頭に政府代表 演説を行ってきている。 | | | | | | |
| 17 | 本会議は、国連総会やジュネーブ軍縮会議(CD)など | | | | | | |
| | 政府代表で構成される通常の軍縮会議と異なり、決議 | | | | | | |
| | やアピールを行うものではなく,世界各国から政府高 官や軍縮問題専門家が個人の立場で参加し,テーマに | | | | | | |
| | 沿った討議を行うものであり、拠出金は海外参加者の | | | | | | |
| | 渡航費用に充てられる。 | | | | | | |
| | こうした我が国の貢献は、我が国の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示し、軍縮に関する国際的取組に | | | | | | |
| | 12年7女子で凹げが11~小し、早間1~ 関り る凹に切れ出し | | | | | | |

| | , | | | • | | | |
|---------------|--|---|-----|-----|-------|--------|-----|
| | おける我が国の主導的立場の確立に寄与するととも | | | | | | |
| | に、国際的に著名な軍縮専門家による会議を国内地方 | | | | | | |
| | 都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民 | | | | | | |
| | (特に青少年)に広く浸透させ、意識の高揚に資する。 | | | | | | |
| 47特定通常 | 我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争 | _ | 5 | 5 | 2 | 3 | 170 |
| 兵器使用禁 | 残存物に関する議定書(第5議定書)について、締約国 | | (4) | (2) | (0.8) | | |
| 止·制限条約 | としてではなく、オブサーバーとして締約国会議に参 | | | | | | |
| 締約国会議 | | | | | | | |
| 拠出金(任意 | | | | | | | |
| 拠出金) | 本議定書は、爆発性残存物(ERW)の危険及び影響か | | | | | | |
| (24 年度) | らの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存す | | | | | | |
| | るERWについての援助、一般的予防措置等について規 | | | | | | |
| 1) | 定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用 | | | | | | |
| ' / | 年について議論される。 | | | | | | |
| | 寺にういて議論される。 我が国の締約国会議へのオブザーバー出席は、議定 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報 | | | | | | |
| | 収集に資する。 | | | | | _ | |
| 48日・カリコ | | _ | 5 | 5 | 7 | 5 | 171 |
| ム友好協力 | | | (5) | (5) | (7) | | |
| 拠出金(任意 | 「21 世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠 | | | | | | |
| 拠出金) | 組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のため | | | | | | |
| (13 年度) | の協力の一環であり、日・カリコム友好協力及びカリ | | | | | | |
| (関連: I - | コム諸国の発展に資するプロジェクトに対し支援す | | | | | | |
| 3) | るものである。 | | | | | | |
| | こうした我が国の貢献は、日・カリコムの友好・協 | | | | | | |
| | 力関係の強化及びカリコム諸国の発展に寄与する。 | | | | | | |
| 49国際連合 | | | 2 | 2 | 1 | 1 | 173 |
| 障害者基金 | | | (2) | (2) | (1) | | |
| 拠出金(任意 | | | (=) | (=) | (1) | | |
| 拠出金) | に貢献してきているほか、平成26年1月には「障害者 | | | | | | |
| (昭和 55 年 | | | | | | | |
| 度) | 約には国際協力についても規定されており、本件基金 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 1) | る。 本基金は、障害の予防、リハビリテーション及び機 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 会均等の促進などについての、先進国・途上国間及び | | | | | | |
| | 途上国間の技術及び専門知識の移転の促進の他、条約 | | | | | | |
| | の啓発・推進等を主な事業内容とする。 | | | | | | |
| | 本基金を通じた我が国の貢献は、障害者の権利の保 | | | | | | |
| | 護及び促進に寄与する。 | | | | | | |
| ⑤日本研究 | | _ | _ | _ | 485 | 1, 100 | 177 |
| 中核的拠点 | | | | | (485) | | |
| ──一形成プログ | おいて日本の魅力を広め、対日理解を促進する役割を | | | | | | |
| ラム拠出金 | 担いうる。本拠出金は、日本政治・外交を専門とする | | | | | | |
| (26 年度) | 教授職の恒久的設置とそれに付随する研究・教育活動 | | | | | | |
| (関連:Ⅲ- | の経費を拠出するものである。 | | | | | | |
| 1) | 本プログラムを通じ、我が国が海外の日本研究及び | | | | | | |
| | 研究者を支援することで、日本研究の相対的な存在感 | | | | | | |
| | の低下や大学の厳しい財政事情を背景とする日本研 | | | | | | |
| | 究の弱体化を防ぐとともに、当該大学における日本研 | | | | | | |
| | 究の抜本的強化を図り、将来に亘る知日派知識人の育 | | | | | | |
| | 成確保及び知識層の対日理解促進に寄与する。 | | | | | | |
| のアセアン | | _ | _ | _ | 70 | 47 | 281 |
| 留学生交流 | , | | | | (70) | • • • | |
| 等拠出金(任 | 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | | | | (10) | | |
| 寸)、四亚(江 | □□▽ククク型田ナエ☆▽ク建口心臓ジノが直♡ノ 10 クン≧♡ク含 | | | | | | |

| | | | 1 | 1 | • | | |
|---------|--|---|---|---|---|--------|-------|
| 意拠出金) | 帰国留学生会から推薦された留学生を毎年3名(大学 | | | | | | |
| (26 年度) | 院レベル2名, 学部レベル1名)計30名を受入れ, 本 | | | | | | |
| (関連∶Ⅲ- | · │ 拠出金を以て、留学生の対日理解と我が国との友好関 | | | | | | |
| 1) | 係増進を図るため、様々な日本文化体験行事、我が国 | | | | | | |
| | 市民との交流事業等を実施する。また、ASCOJA 加盟の | | | | | | |
| | 各国帰国留学生会幹部で構成されるアスジャ・インタ | | | | | | |
| | ーナショナル理事会を毎年2回開催し、本事業の運営 | | | | | | |
| | 方針等を協議する。 | | | | | | |
| | こうした取組は、将来我が国と ASEAN 諸国間の友好 | | | | | | |
| | 協力関係の中核的担い手となる親日家、知日家の養成 | | | | | | |
| | に寄与するとともに、ASEAN 各国の帰国留学生会が、 | | | | | | |
| | 自ら本交流事業に参加する次世代の留学生を選出す | | | | | | |
| | ることで、日本とのつながりが維持され、帰国留学生 | | | | | | |
| | 会を活性化する上で重要である。 | | | | | | |
| ❷親日派・知 | | | _ | | | 2, 877 | 新 |
| 日派育成の | | | | | | 2, 011 | 27–36 |
| ための交流 | | | | | | | 27 30 |
| 拡充拠出金 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| (対日理解仍 | | | | | | | |
| 進交流プロ | | | | | | | |
| グラム) | の視察、日本各地の歴史・文化等の名所訪問、ホーム | | | | | | |
| (27 年度) | ステイ等)を実施する。また、プログラム中又はプロ | | | | | | |
| (関連:Ⅲ- | | | | | | | |
| 1) | SNS や報告会等を通じて対外発信する。拠出先は、ア | | | | | | |
| | ジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域の国際 | | | | | | |
| | 機関等(ASEAN 事務局,日韓学術文化青少年交流共同 | | | | | | |
| | 事業体,SAARC 事務局,中華経済研究院,南太平洋大 | | | | | | |
| | 学、日米教育委員会、カナダ・アジア太平洋財団、欧 | | | | | | |
| | 州異文化学習連盟、米州機構)とする。 | | | | | | |
| | 本拠出金により,日本とアジア大洋州地域,北米地 | | | | | | |
| | 域、欧州地域、中南米地域との間で、将来、各界にて | | | | | | |
| | 活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣し、我が | | | | | | |
| | 国の社会、歴史、政治及び外交政策等に関する理解促 | | | | | | |
| | 進を図るとともに、親日派・知日派を発掘することで、 | | | | | | |
| | 我が国の外交基盤を拡充する。ひいては、被招へい | | | | | | |
| | 者・被派遣者に、日本の外交姿勢、日本の魅力等を積 | | | | | | |
| | 極的に発信してもらい、国際社会における対日イメー | | | | | | |
| | ジ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。 | | | | | | |
| 53 武器貿易 | 本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するた | _ | _ | _ | _ | 17 | 新 |
| 条約締約国 | めの条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約 | | | | | | 27–37 |
| 会議等分担 | | | | | | | |
| 金 | 向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及 | | | | | | |
| (27 年度) | び関連会議開催経費の支弁に活用される。本件条約 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| 1) | 詳細な経費については、現在、第1回締約国会合に向 | | | | | | |
| 1 ' | けた準備プロセスにおいて関係国間において議論を | | | | | | |
| | しており、本年8月下旬に開催予定の第1回締約国会 | | | | | | |
| | 合にて決定する予定である。締約国として同会議及び | | | | | | |
| | 各会合に参加する我が国としては、条約上の義務とし | | | | | | |
| | て本件経費を負担する必要がある。 | | | | | | |
| | 本条約を通じた我が国の取組は、通常兵器の国際的 | | | | | | |
| | 移転を規制するための可能な限り高い水準の共通の | | | | | | |
| | 国際的基準の確立及び通常兵器の不正な取引及びこ | | | | | | |
| | 本には 本に 本に 本に 本に 本に 本に 本に | | | | | | |
| | 域的な平和及び安全への寄与等につながる。 | | | | | | |
| | 水川は十九人の女士への司子寺にしないる。 | | | | | | |

| | 本件拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事 | _ | _ | _ | _ | 10 | 新 |
|---------|-----------------------------|---|---|---|---|----|-------|
| 禁止条約拠 | 務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費であ | | | | | | 27-38 |
| 出金 | る。ISUは,条約に関する情報を管理・提供・発信し, | | | | | | |
| (27 年度) | 公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | 約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他 | | | | | | |
| 1) | 締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 | | | | | | |
| | 本条約を通じた我が国の貢献は、オタワ条約締約国 | | | | | | |
| | の義務の遵守・履行に寄与する。 | | | | | | |

| 施策Ⅷ−2 | 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る | る国際貢献 |
|-------|---------------------|-------|
| 他策Ⅷ⁻2 | 国院機関を通した経済及ひ在会分野に係ん | ۱ |

国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 施策名 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであ り,「分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し,連携を強化するとともに,我 **が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する**」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となって いる分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる経済及び社会分野の分 担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えること とする。今次は、経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は達成手段欄の達成手段2~個に記載 した。これら分担金・拠出金は、基本目標 I ~ VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段 ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。 担当部局名 経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金 評価対象 経済局 分担金·拠 出金名 エネルギーは国民生活に密接にかかわり、経 我が国を含む世界のエネルギー安全保障の向 目標設定の 評価対象 上のため、IEA を通じ、石油・ガス供給途絶等の 考え方・根拠 分担金•拠| 済活動の根幹をなすなど、国家の安全保障にと 出金にか 緊急時への準備・対応を行う他、短期-中長期の って死活的に重要な要素であり、自然災害や紛 市場分析やエネルギー源の多様化に向けた分 かる施策 争など様々な状況で石油やガスの供給途絶が生 目標 析・研究などを進める。加えて、非加盟国との じた場合は特に主要消費国間での協調行動が有 協力を進める。 効であるとともに、こうした緊急事態を想定し た訓練を行うことが肝要。また、昨今中国やイ ンドなどの IEA 非加盟国(新興国)のエネルギー 評価対象 IEA への分担金の拠出、IEA 理事会・作業部会 消費・需要が高まってきているところ、こうし た国々との協力・連携を進めることは、国際社 分担金·拠 への積極的な参画、我が国の立場・考え方の発信 等により, 同機関を通じ, 我が国を含む国際的な 会ひいては我が国のエネルギー安全保障に貢献 出金にか かる施策 エネルギー安全保障の向上をはかる。 するもの。 の概要 なお, 分担金は, 経済協力機構(OECD)条約第 行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平 20 条2項の規定により、我が国が加盟する経済 成26年11月)を踏まえ、我が国重要外交課題の 協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)に支払う 遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・ ことが義務づけられている。 財政マネジメントの観点を含め評価を行う。 分担金·拠出金 政策評価実 平成28年8月 政策体系上 の位置付け 施予定時期

| 測 | 1 | 石油 | ・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応 |
|-----|------|--------------|---|
| 定指標 | 実績 | 26 年 度 | IEA を通じ、加盟国及び非加盟国を対象とした、第7回 緊急時対応訓練(ERE7)がパリで実施された他、カナダ、 NZ、インドネシアなど8カ国を対象とした個別の緊急時対 応審査・評価(ERR、ERA)が行われた。 |
| | 年度目標 | 27 年 度 | 石油やガスの供給途絶等の緊急時への準備・対応策として、各国のエネルギー需給バランス、備蓄状況、緊急時対応メカニズムなどを定期的に審査する。 具体的には、IEAによる英、ノルウェー、スペインなど8カ国を対象とした緊急時対応審査(ERR)等の実施を支援することを通じて我が国を含む各国のエネルギー途絶等の緊急時の際の対応に役立てる。 |

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 定の根拠

(測定指標の選定理由)

我が国が重視する国際的なエネルギー安全保障の向上のための緊急時対応訓練や緊急時対応審査等に関する IEA の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

IEA による緊急時対応訓練は、2年に1度パリで実施されるもので、自然災害やテロ・紛争などを想定したシナリオに基づき、参加者がディスカッション形式で対応策を検討するもの。また、IEA 加盟国は5年に1度緊急時対応審査(ERR)を受け

| 中期目標 | ı | IEA を通じ、緊急時への準備・対応などを進め、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献する。 | ることとなっており、同審査には他の加盟国がチームの一員として参加する。定期的な審査を受けることで、具体的な改善策の提言や成果報告などが得られ、審査国、被審査国ともに、常に問題意識を保てるという効果がある。 こうした緊急時への準備・対応に関する IEA による取組の効果的かつ効率的な実施を確保することは、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上を図る上で重要である。 |
|------|--------------|--|---|
| 2 | 市場 | の分析、エネルギー源多様化に向けた分析・研究 | (測定指標の選定理由) |
| 実績 | 26 年 度 | IEA の旗艦刊行物である世界エネルギー展望(WEO)2014 が発行され、世界のエネルギー需給の現状や将来の予測、エネルギー政策全般の提言などがとりまとめられた。また、特別に「エネルギー投資展望」及び「アフリカ」に関する特集号が組まれた。 | 我が国が重視するエネルギー安全保障の向上のための、市場の分析、エネルギー源多様化に向けた分析・研究の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国は IEA による分析結果を適宜エネルギー |
| 年度目標 | 27 年 度 | 世界のエネルギー需給の現状や将来の予測, 気候変動との関連などについて, IEA による分析・研究に関する活動の実施を確保する。 具体的には, 我が国及び各国のエネルギー政策の策定に資するよう, 世界エネルギー展望(WEO)2015 及び特集号の発行を支援する。 | 施策の参考としており、また、震災後の我が国のエネルギー政策見直しに対して IEA より情報・知見の提供も受けている。世界エネルギー展望 (WEO)は、IEA の旗艦刊行物であり、毎年秋に発行、世界中のエネルギー政策立案者、企業関係者、研究者などに広く読まれているもの。毎年、時宜に合ったテーマを設定した特集号が組まれる。現状 |
| 中期目標 | _ | IEA を通じ、エネルギー市場などの分析・研究を進め、 我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献 する。 | 把握や将来の予測を的確に行うこのような分析・研究によって、各国のエネルギー政策に反映させることは、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上にも資する。 |
| 3 | 非加 | 1盟国との協力 | (測定指標の選定理由) |
| 実績 | 26 年 度 | 非加盟国の内,主要パートナー国である中国,インド、インドネシア等との関係が進展した。インドネシアとは緊急時対応評価(ERA)を実施し、日本もオブザーバーとして参加した。1月には中国で初めて緊急時対応訓練(ERE)を実施した。 | 我が国が重視するエネルギー安全保障の向上のための IEA 非加盟国との協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。(目標(水準・目標年度)設定の根拠) IEA 加盟国が世界の石油需要に占める割合は |
| 年度目標 | 27 年 度 | IEA と非加盟国との以下の協力の推進を支援する。これにより、我が国を含む IEA 加盟国と IEA 非加盟国とのエネルギーに関する協力を強化する。 1 11 月に開催される IEA 閣僚理事会への非加盟国の参加 2 エネルギー安全保障やエネルギー・データ提出等に関する二国間協議等の実施 | 年々減ってきており(かつて4分の3を占めていたのが、現在は半分以下)、非加盟国との協力は欠かせず、我が国はその議論においても主導的な役割を発揮している。非加盟国との間で市場分析やエネルギー技術開発などに関する協力を進めるとともに、IEA の緊急時対応訓練や審査などの取組に対する理解を深めることは、我が国を含む |
| 中期目標 | _ | IEA を通じ、非加盟国との協力を進め、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献する。 | 国際的なエネルギー安全保障の向上にとって極めて重要である。 |

| 達 | | | | | 単位∶ī | 5万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|---------------------------|--------|-------|---------------|-------|-----------|--------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連する測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算額 | 事業レビュー |
| | | | 指標 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 事業番号 |
| | ①経済協力 | 本分担金は、IEAの事業計画予算の内、各国分担金に | 1 | 347 | 358 | 437 | 487 | 181 |
| | 開発機構国 | よってまかなわれる事務局運営費及び事業費にあて | | (347) | (358) | (437) | | |
| | 際エネルギ | られる(事務局員数235名,出版物65種類)。 | | | | | | |
| | 一機関(IEA) | IEAは、石油・ガス供給途絶などの緊急時への準備・ | | | | | | |

| 分担金 (昭和50年度) (関連:Ⅱ一 2) ②国際連合 食糧農業(FA0)分担 金 (昭和27年 | ギー政策の相互審査, 非加盟国との協力等を行っている。 上記を通じ, 我が国及び世界のエネルギー安全保障の強化に貢献する。 27年度においては, IEAを通じ, 英, ノルウェー, スペイン等を対象としたERRの実施等関連する測定指標の目標を達成する。 国際連合食糧農業機関憲章第 18 条 2 項の規定に基づき, 分担金支払い義務を果たす。 FAO は, ①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上, ②食料及び農産物の生産及び流通の改善, ③農村住民の生活条件の改善を通じた世界経済の発展及 | | 5, 218 (5, 218) | 5, 129 (5, 129) | 5, 371 (5, 371) | 5, 985 | 178 |
|--|---|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------|-----|
| 2) | び人類の飢餓からの解放を目的としている。我が国が 支払う分担金は、これらの目的の達成に寄与し、ひい ては世界及び我が国の食料安全保障の向上に資する。 | | | | | | |
| 度) (関連: II — 2) | 第20条に基づき,加盟国の義務である分担金を拠出している。(加盟国中第2位の規模) 我が国は、分担金の拠出を通じて、OECDを財政的に支援すると共に、各委員会において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定に貢献していく。 | | 3, 373 (3, 373) | (4, 027) | 4, 979 (4, 979) | 4, 855 | 179 |
| ④世界貿易機関(WTO)分担金 (7年度) (関連:Ⅱ- 2) | 1 閣僚会議は原則2年に1回開催し、WTOの重要事項(WTO協定の義務免除、改正、解釈決定、不適用等)についての決定又は検討を行う。 2 一般理事会において、予算見積りの採択、他の国際機関等との取決め、WTO全般の任務に関する決定等を行う。 3 貿易交渉委員会会合は、一般理事会の下、平成13(2001)年に開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し、各分野の交渉が行われている8つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。 4 分野別理事会は、物品の貿易に関する多角的協定、サービス貿易一般協定、貿易関連知的所有権協定の運用及び実施の監視を行う。 5 その他の各種活動を実施する。 WTOを通じた我が国の貢献は、ドーハ・ラウンド交渉の妥結、加盟国・地域によるWTO協定に定められているルールの遵守及び既存のルールの実効性の向上に寄与し、ひいては我が国の経済的繁栄に資する多角的自由貿易体制の維持・強化につながる。 | | 903 (903) | 819 (819) | 920 (920) | 1, 019 | 180 |
| ⑤ASEAN 貿易 投資観光促 進センター 拠出金(義務 的拠出金) (昭和 56 年 度) (関連: I ー 1) | 本センターを通じ、以下を実施する。 1 貿易関係: ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催, ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣, ASEAN 製品の対日輸出市場調査等 2 投資関連: ASEAN 各国向け投資セミナーの開催, 投資ミッション派遣, ASEAN 各国投資情報の作成等 3 観光・人物交流関連: 観光フェアの開催, 在京 | П | 181 (181) | 181 (181) | 180 (180) | 180 | 182 |

| | た各種セミナーの実施等 4 その他:ホームページ及び刊行物による情報発信, ASEAN 関連資料の作成等 本センターを通じた我が国の貢献は, ASEAN 各国から日本への貿易促進, 日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進, 観光客の増加, 人物交流の拡大に寄与する。もって, ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援し, ひいては,日 ASEAN 関係の発展につながる。 | | | | | | |
|--|--|---|--------------|------------|--------------|-----|-----|
| ⑥エネルギ 一憲 分担金 (8年度) (8年度) (2) | を有するが、我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も 対象とするものであることが明らかになって以降、本 件が全世界的な文脈で検討されるべきものであるこ | | 109 (109) | 104 (104) | 118 (118) | 133 | 183 |
| ⑦日中韓協 力事務局拠 出金(義務的 拠出金) (23年度) (関連: I — 1) | 具体的には日中韓3か国による防災、環境、農林業、 文化、ビジネス、経済連携(含む FTA)、青少年交流、 観光等を含む協力に関するプロジェクトの推進、支援 | | 54 (54) | 78 (78) | 97 (97) | 126 | 184 |
| ⑧アジア太平洋経済協力 (APEC) 拠出金(義務的拠出金)(5年度)(関連:Ⅱ-2) | APEC 主要メンバー国として、あらかじめ合意した 分担率に基づき、APEC 事務局への拠出を行う。 こうした我が国の貢献は、APEC における貿易・投 | _ | 38 (38) | 39 (39) | 45 (45) | 51 | 185 |
| ⑨国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金(22年度)(関連: Ⅱー2) | エネルギー(太陽光, 風力, バイオマス, 地熱, 水力, | _ | 31 (22) | 23 (23) | 36 (34) | 28 | 186 |

| ⑩国際穀物 | 国際穀物理事会(International Grains Council) | _ | 17 | 20 | 20 | 24 | 187 |
|-------------|---------------------------------------|---|------|------|------|----|-----|
| 理事会(IGC) | は「穀物貿易規約」の運用機関であり、穀物の貿易に関 | | (18) | (18) | (20) | | |
| 分担金 | する国際協力の促進、穀物生産・消費・在庫・貿易等 | | | | | | |
| (7年度) | に関する情報交換の場の提供を行う。 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2) | 安定に寄与し、穀物の最大の輸入国である我が国の食 | | | | | | |
| | 料安全保障の向上に資する。 | | | | | | |
| ⑪北大西洋 | NATO は,信託基金の枠組みを利用して,中央アジ | _ | 8 | 6 | 6 | 6 | 188 |
| 条約機構 | ア・コーカサス地域等において,小型武器廃棄,武器 | | (8) | (6) | (6) | | |
| (NATO) 信託 | 弾薬管理,対人地雷廃棄等の事業を実施し、紛争予防, | | | | | | |
| | テロリストへの武器等の流出防止、地域の安定化及び | | | | | | |
| (任意拠出 | | | | | | | |
| 金) | ニスタンにおいて、同国の治安維持を担うアフガニス | | | | | | |
| · | | | | | | | |
| (19 年度) | タン治安部隊を強化するための事業を実施し、国際社 | | | | | | |
| (関連: I - | | | | | | | |
| 4) | 貢献している。我が国は,NATO が中央アジア・コー | | | | | | |
| | カサス地域等において実施している小型武器廃棄,武 | | | | | | |
| | 器弾薬管理. 対人地雷廃棄等の事業やアフガニスタン | | | | | | |
| | において実施しているアフガニスタン治安部隊支援 | | | | | | |
| | に関する事業への拠出を行うことにより、中央アジ | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和 | | | | | | |
| | 構築事業に高い実績及び経験を有する NATO 及び関係 | | | | | | |
| | 諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援 | | | | | | |
| | 困難な分野において貢献を行うことが可能となって | | | | | | |
| | いる。 | | | | | | |
| | こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス | | | | | | |
| | 地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与すると | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | ともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。 | | _ | 0 | • | 10 | 100 |
| ②国際エネ | | - | 7 | 8 | 9 | 10 | 189 |
| ルギー・フォ | に会し、エネルギー市場の安定をはじめ、エネルギー | | (7) | (8) | (9) | | |
| ーラム事務 | 分野が直面する課題について率直な議論を行う場で | | | | | | |
| 局(IEF)拠出 | ある。我が国は IEF の主要メンバー(理事国) として, | | | | | | |
| 金 | 以下の事業遂行のため拠出金を負担する。 | | | | | | |
| (15 年度) | 1 石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 2) | 2 エネルギー,技術,環境,経済成長の間の相互関 | | | | | | |
| | 係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供 | | | | | | |
| | 3 健全な世界経済,供給と需要の安定確保,エネル | | | | | | |
| | ギー資源の世界的な取引の拡大のための安定した | | | | | | |
| | かつ透明性のあるエネルギー市場の促進(共同機関 | | | | | | |
| | データイニシアティブ(JODI)など) | | | | | | |
| | こうした我が国の取組は、石油市場の透明性を向上 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | に寄与し、ひいては国際石油市場の安定に貢献すると | | | | | | |
| | ともに我が国のエネルギー安全保障の強化につなが | | | | | | |
| | న 。 | | | | | | |
| ⑬太平洋経 | メンバーとして予め合意された分担率に従い, PECC | _ | 7 | 7 | 8 | 9 | 190 |
| 済協力会議 | 国際事務局への拠出による PECC の活動への支援を行 | | (7) | (7) | (8) | | |
| (PECC) 拠出 | う。 | | | | | | |
| 金(義務的拠 | | | | | | | |
| 出金) | 諸国・地域の相互的経済協力及び安定、繁栄及び進歩、 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| (昭和 63 年 | | | | | | | |
| 度) | する。 | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| 2) | | | | | | | |
| 14アジア欧 | ASEM の唯一の常設機関である ASEF は、アジア・欧 | _ | 6 | 6 | 7 | 7 | 191 |
| | | | | | | | |

| 州 財 団 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金(義務的拠出金) (9年度) (関連: I ー 4) | 的交流等の分野で活動している。 平成 18 (2006) 年の ASEM 首脳会合において, ASEM 参加国・機関は、政治的・道義的義務として ASEF 事務 局運営経費を負担するための資金拠出を行うことが 合意された。 ASEF での事業実施のための足腰となる事務局運営 経費への我が国の貢献を通じ、アジア・欧州間の相互 理解の促進に貢献する。また、ASEM プロセスにおけ る我が国の影響力及び発言力を維持する。 | | (6) | (6) | (6) | | 100 |
|---|---|---|--------------|------------|------------|----|-----|
| (ICAO) 拠 出 金(義務的拠 出金) | 技術によって検証できることでセキュリティが向上した旅券である。右検証には IC 旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、我が国は、同鍵を集中管理する ICAO PKD(Public Key Directory: 公開鍵管理ディレクトリ)に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空会社等に我が国 IC 旅券の公開 | | 4 (4) | 4 (4) | 5 (5) | 5 | 192 |
| (BASEAN 貿易 投資観光 進セン(任 拠出金) (昭和 56 年 度) (関連: I ー 1) | 1 貿易関係:ASEAN 製品の貿易展示商談会の開催,ASEAN 各国への商品開発専門家の派遣,ASEAN 製品の対日輸出市場調査等 2 投資関連:ASEAN 各国向け投資セミナーの開催,投資ミッション派遣,ASEAN 各国投資情報の作成等 3 観光・人物交流関連:観光フェアの開催,在京ASEAN 各国大使館,ASEAN 各国政府観光機関,地方自治体,大学,ASEAN 諸国からの留学生等と連携した各種セミナーの実施等特に,任意拠出金については,特に ASEAN への後発加盟国であるカンボジア,ラオス,ミャンマー,ベトナムへの支援に重点を置きつつ,ASEAN 各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や,日ASEAN 関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。こうした本センターを通じた我が国の取組は,ASEAN 各国から日本への貿易促進,日本と ASEAN 各国間の双方向の投資の流れの促進,観光客の増加,人物交流の拡大に寄与し,もって,ASEAN 各国の経済成長及び ASEAN 各国間の格差是正の努力を支援するとと | | 107 (107) | 96 (96) | 96 (96) | 88 | 193 |
| ①日·経済協力開発機構協力拠出金(任意)(昭和60年度)(関連:Ⅱ一2) | 物交流や各種セミナーの開催、OECD インストルメントの我が国での活用などの事業を行うことを目的として日・OECD 間で設けられた枠組みである。また、G7サミット、G2O サミットなどにおいても、OECDに対して幾つかのプロジェクトや業務が委託されて | _ | 53 (53) | 53 (53) | 53 (53) | 53 | 194 |

| 新たに対応を来められる課題に関する活動に損極 的に関与する。 2 「別参剛側度改革(株式改革)」「特殊可能な指換」 「原教 (酸精等) 防止対し、「環境と他分野の政策と の称合方をどのプローバレ・スタンダードが急温 変化している分野における (ECO) の無効の分析結果 を適所に表が回じ続けるためのプロシット(アジアのアウト)ーチ注数 中東、アフリカの投発円 消化のための取組、(ECO)の活動のアジアへの広樹 を支援する。 3 (ECO)の経済・開発の第一株とも地域の投資。 開発・経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアウト)ーチ注数 中東、アフリカの投発円 消化のための取組、(ECO)の活動のアジアへの広樹 を支援する。 18 アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円 第一代のための取組、(ECO)の活動のアジアへの広樹 を支援する。 2 とを表明し、右公約を容認まえ、非が国が解談した本基金の(ILE) 基金企列出生者でもの。 同議金を活したまが国の貢献は、貿易、投資の自由 (9年度) (明達・11 人)・円滑化振調に資する協力事業を促進し、AFCO を 適したアジア太平洋地域を体の成長に寄与する。 2 (ILE) 第一次の表に対したの所 第一次の発生を行きるの。 同議金を活したまが国の貢献は、貿易、投資の自由 (9年度) (明達・11 人)・アンド・EOM に 表の例出生者と促進し、AFCO を 適したアジア太平洋地域を体の成長に寄与する。 2 (ILE) 第一次の表の形式を (任意 拠出 会の企上国の主義を終まえ、また国の交渉を助かと収 またいか、アルン・投資金の指表を提出によるグローバル・トラスト・ファンドを参照し、金上国の対途 能力の不足や、対策で関する関係がありの場合 を通じたメリットの変更に著を持し、近いはおけるセミ アーや名国への対策を持続であり可能の対象が表し、大阪、こうした WTO のプラムを通じ上表が国の方域 は、金上国の交渉を加入にある時の貿易所制のの総合 を通じたメリットの変更に寄与し、ひいては各国の経 済成上、独立及びサービスの貿易の拡大及び世界の受済 選の発達な利用につながる。 2 日報度素 大阪 (1) に日報度場下均積是できのための損 出金(任意) は、資易不均解浸正率のための協力措置の一つとして日報政策がありまともに、国際政策が多のからの機とで表のための自力情報の一定主に日報度と関すための協力措置の一つとして日報政策がありますともに、国際政策が多のが出る。 1 日報の産業技術位が関心を定立され、さらに、日報の企業技術の対策を表が正、表の所のの政策は、日時間の 例に支援することが「背よれている。 右に日報での変別系本が微性を関連を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----|----|---|----|-----|
| 平洋経済協力 地 出金 (TILF 基金)(任意拠 | | 的に関与する。 2 「規制制度改革(構造改革)」、「持続可能な開発」、「腐敗(贈賄等)防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野における OECD の最新の分析結果を適時に我が国に紹介する。 3 OECD の経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD 加盟国との協力を行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアウトリーチ活動、中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECD の活動のアジアへの広報)を支援する。 | | | | | | |
| 機関 (NTO) 事 | 平洋紹 力 拠 (TILF 金)(任 出金) (9年度 (関連: 2) | 済協 滑化促進のために、我が国が平成7 (1995)年の大阪出金 APEC にて数年間で総額100億円を上限に拠出することを表明し、右公約を踏まえ、我が国が創設した本基金 金への拠出を行うもの。 同基金を通じた我が国の貢献は、貿易・投資の自由化・円滑化関連に資する協力事業を促進し、APECを通じたアジア太平洋地域全体の成長に寄与する。 | I | | | | 10 | 195 |
| 技術協力共 同事業体拠 出金(任意拠 出金) (5年度) (関連: I — 1) (28) (25) (20) (20) (25) (20) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (25) (20) (20) (25) (25) (20) (25) (20) (25) (25) (25) (20) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25 | 機関(W 務局拠 (任意 金) (7年度 (関連: | TO)事 おいて、WTO 加盟国の5分の4を占める途上国の交渉能力の不足や、投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設し、途上国に対してWTO の各協定や新分野に関する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施している。こうしたWTO のプログラムを通じた我が国の貢献は、途上国の交渉参加による多角的貿易体制への統合を通じたメリットの享受に寄与し、ひいては各国の経済成長、物品及びサービスの貿易の拡大及び世界の資 | | | | | 31 | 196 |
| ②採取産業 採取産業透明性イニシアティブ(EITI)では、資源消 - 12 16 6 4 198 | 技術協 同金(任 出金) (5年度 (関連: | 産業 日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題を背景にとした平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具任意拠 体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では、貿易不均衡是正等のための協力措置の一つとして、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解されている。右了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立され、さらに、日韓間の産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡(韓国 | | | | | 21 | 197 |
| | ②採取 | 産業 採取産業透明性イニシアティブ(EITI)では、資源消 | _ | 12 | 16 | 6 | 4 | 198 |

| 透明性イニ シアテド マルチ 一信託 拠出金(任意 拠出金) (23 年度) (関連: II ー 2) | 行を委託機関として、資源産出国の EITI 加盟又は継続的参加のための取組への支援を行っている。 このような EITI を通じた採取産業(石油・ガス・鉱物資源) 開発における資源産出国政府への資金の流れの透明性向上のための我が国の貢献は、腐敗や紛争の予防、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発の促進に寄与するとともに、資源国における安定的な資源開発・供給につながり、ひいては我が国の資源の安定供給確保に資する。 | (12) | (16) | (6) | | |
|---|--|-------|-------|------------|---|------------|
| ②国際貿易 セン 拠出金 (任意 拠出金) (19 年度) (関連:Ⅱ- 2) | 際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。こうした ITC を通じた我が国の貢献は、開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施する際の技術支援に寄与し、ひいては各国の経済成長、貿易の拡大及び世界の資源の最適な利用に資する。 | 6 (6) | 7 (7) | 5 (5) | 5 | 199 |
| ②APEC ビジネス諮問委員会拠出金 (任意拠出金) (14年度) (関連: II- 2) | 行う APEC の公式諮問機関である。 同機関を通じた我が国の貢献は、APEC 首脳に対す | 4 (4) | 4 (4) | 4 (4) | 5 | 200 |
| 図アジア欧州 財 団 (ASEF:ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金(任意 拠出金) (9年度) (関連: I ー4) | | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 | 201 |
| ③中東淡水 化研究セン ター基金 (MEDRC) (8年度) | | _ | | 10 (10) | 5 | 新 27-39 |

施策VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 施策名 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するもの であり,「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより,我が国が グローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策 目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわた っており、対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への拠出金・分担金を順 次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えることとする。今次は、国際連合工業開発機関(UNIDO) 分担金の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は達成手段欄の達成手段②~⑩に記載 した。これら分担金・拠出金は、基本目標 I ~VIの関連する施策(達成手段名欄に記入)の実施に資する達成手段 ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。 評価対象 国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金 担当部局名 国際協力局地球規 分扣金•拠 模課題審議官組織 出金名 開発途上国における工業開発の促進及び 評価対象 開発途上国における工業開発を促進し、産業協力を一目標設定の 分担金・拠 推進する。 考え方・根拠 産業協力を推進することは、MDGs 達成への 我が国重要外交課題遂行におけるパートナーシッ 出金にか 貢献. ひいては国際社会の安定に貢献する かる施策 プを強化する。 ものである。 目標 行政改革推進会議による「秋のレビュー」 UNIDO への分担金の拠出を通じて、UNIDO が途上国 (平成 26 年 11 月)を踏まえ、我が国重要外 評価対象 分担金·拠 に対して環境と両立する形で工業開発を行うための 交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、 出金にか 意識啓発、政策助言、技術指導を実施することを支援 適切な組織・財政マネジメントの観点を含 かる施策 め評価を行う。 の概要 なお、分担金の支払いについては UNIDO 憲章第 15 条第1項に規定されており、加盟国はUNIDO総会の定 める分担率に従い、自国に割り当てられる通常予算に つき負担する義務を有する。我が国の分担金は、 17.688% (2014-2015 年) であり、UNIDO の最大の分担金 拠出国となっている。 我が国は、本分担金の拠出、並びに、UNIDOの主要 意思決定機関である工業開発理事会及び計画予算委 員会の理事国、委員国を務めることにより、意思決定 プロセスに重要な役割を果たしている。 政策体系上|分担金・拠出| 政策評価実 平成 28 年 また、UNIDO を通じた活動により我が国民間セクタ 一の技術・ノウハウの活用や海外展開にも貢献する。 の位置付け 金 施予定時期 8月

| 測 | 1 | 日・ | UNIDO 間のパートナーシップ強化を通じた工業開発への貢 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設 |
|---|----|----|---------------------------------|----------------------------|
| 定 | 南 | 伏 | | 定の根拠 |
| 指 | | | UNIDO 事務局次長の訪日等を通じたハイレベル対話、東 | (測定指標の選定理由) |
| 標 | | 26 | アジア低炭素成長パートナーシップ対話等我が国が主催 | 開発途上国における工業開発の推進の実現に |
| | 実 | 年 | する会合への UNIDO 幹部の参加, 第1回ドナー会合(於ウ | とっては,同分野に係る専門性や幅広いネットワ |
| | 績 | 度 | ィーン) での我が国との事業連携成功事例の紹介等を通じ | 一クを有する UNIDO と我が国が連携・協力を強化 |
| | | 反 | て、我が国の重要外交課題の遂行において UNIDO との連携 | することが不可欠であり、このための取組実績を |
| | | | 強化が図られた。 | 測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であ |
| | | | UNIDO を通じた開発途上国の工業開発に貢献するため、 | る。 |
| | | | 以下の取組等によりUNIDOとの一層の連携・協力を推進す | (目標(水準・目標年度)設定の根拠) |
| | 年 | | る 。 | 日・UNIDO 間のパートナーシップを深める上で |
| | + | 27 | 1 李事務局長の訪日等を通じた日・UNIDO ハイレベル協 | は、ハイレベルで今後の協力の方向性につき確認 |
| | 艮 | 年 | 議の実現 | を行うと共に、相互に重視する分野で事業を共催 |
| | 標 | 度 | 2 人間の安全保障等、我が国が重視する分野に係るイベ | するなど,目に見える具体的な協働の成果を実現 |
| | 1示 | | ントの共催 | していくことが必須である。また,我が国の民間 |
| | | | 3 UNIDO が実施する事業における我が国民間セクターの | セクターとの連携の推進も,日・UNIDO 協力関係 |
| | | | 技術、ノウハウの活用の促進 | の維持・強化を進める上で重要な要素の一つであ |

| _ | 1 | | | 1 | | | | | |
|--------------|------------------|----------------------------|---------------------------|-------|---------------------------|------------------|--|--|--|
| | | | 通じ、我が国のアジェンダ [」] | | る。 | | | | |
| 期 | | 術など、我が国の顔の見え | | | | | | | |
| E | 1 | なる工業開発を促進し、ひ | いてはポスト 2015 年開発7 | アジ | | | | | |
| 標 | Ē | ェンダの推進に貢献する。 | | | | | | | |
| 2 | 技術 | 協力の促進 | | | (測定指標の選定理由 | 1) | | | |
| 美 | . 26 | UNIDO は,「生産活動を通 | 通じた貧困削減」, 「貿易能」 | 力強 | UNIDO の活動の | 中心は、開発途上国における工 | | | |
| 月月 | 1 7 | 化」、「環境とエネルギー」の | 03項目を優先分野として, | 26 | 業開発の促進に向 | けた技術協力であることから、 | | | |
| 祁 | 度 | 年度には127件の技術協力 | 事業を実施した。 | | | 」な事業の実施実績を測ること | | | |
| | | 我が国はUNIDOの政策立実 | 案や活動実施面に積極的に | 参画 | | 把握する上で有益である。 | | | |
| 年 | 27 | し、以下のとおりの技術協は | 力の実施を確保する。 | | (目標(水準・目標年) | ぎ)設定の根拠) | | | |
| 良 | F | 1 我が国の重視するアフリカ支援、及び環境・気候変動 | | | 左記目標の達成 | は、開発途上国における産業開 | | | |
| E | 年 | 等分野における技術協力 | の実施 | | 発の促進に資するとともに、UNIDO の各種議論の | | | | |
| 標 | 1 100 | 2 26 年度の技術協力活動 | かと同程度乃至はこれを越 | える | る 場において我が国の立場に対し理解と支持を | | | | |
| 123 | ` | 規模の事業の効果的かつ | | | ていく上でも重要 | である。 | | | |
| # |] | | じ、開発途上国における工 | 業開 | | | | | |
| 期 | | 発の促進に貢献する。 | o, modemni-100.7 0—2 | 10111 | | | | | |
| | _ | | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | |
| | 標 | | <u> </u> | | | | | | |
| 3 | 3 邦人職員増強(専門職以上にお | | 実績値 | | 年度目標値 | 中期目標値 | | | |
| | ける邦 | 引人職員の割合) | 26 年度 | | 27 年度 | _ | | | |
| | | | 6. 5% | | 6. 5% | _ | | | |
| 浿 | 定指標 | 票の選定理(測定指標の選別 | | | | | | | |

由及び目標値(水 準・目標年度)の設 定の根拠

測定指標の選定理 | (測定指標の選定理由)

最大の分担金負担国である我が国としては、邦人職員のプレゼンス拡大を確保しつつ開発途上国の工業開発へ貢献していくことが求められる。このため、UNIDOにおける邦人職員数の割合を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

(目標(水準・目標年度)設定の根拠)

UNIDOの専門職員以上に占める邦人職員の割合は、主要な35の国際機関の中で上位3位内にランクされており、27年度以降も現在の割合を維持していくことが必要である。

| 達 | | | | | 単位: | 百万円 | | 行政 |
|-----|---------------------------|--|----------------|----------|---------------|----------|-----------|--------|
| 成手段 | 達成手段名 (開始年度) (関連施策) | 達成手段の概要等 | 関連 する 測定 | | 予算額計 (執行額) | | 当初 予算額 | 事業レビュー |
| | | | 指標 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 事業番号 |
| | ①国際連合 | 本分担金は、UNIDO憲章上の義務に基づき、UNIDOの | 1 (| 1, 482 | | | 1, 780 | 204 |
| | 工業開発機 関(UNIDO)分 | 管理費, 調査費その他の恒常的に要する費用等のため の支出(通常予算)を補う目的で拠出しているものであ | 2 | (1, 482) | (1, 563) | (701) | | |
| | 担金 | る。 | 3 | | | | | |
| | (昭和62年 | 我が国は,本分担金の拠出,並びに,UNIDOの主要意 | | | | | | |
| | 度) | 思決定機関である工業開発理事会及び計画予算委員会 | | | | | | |
| | (関連:Ⅷ一 | | | | | | | |
| | 2) | における工業開発の促進及び産業協力の推進との施策 の目標の達成に貢献する。 | | | | | | |
| | | 27年度においては、UNIDOとの連携・協力の推進等関 | | | | | | |
| | | 連する測定指標の目標を達成する。 | | | | | | |
| | ②国際連合 | ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり, | _ | 4, 001 | 3, 611 | 3, 718 | 3, 328 | 202 |
| | 教育科学文化 機 関 | ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加 盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務 | | (4, 001) | (3, 611) | (3, 718) | | |
| | (UNESCO) 分 | | | | | | | |
| | 担金 | び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科 | | | | | | |
| | (昭和 27 年 | | | | | | | |
| | 度) | 国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等 | | | | | | |
| | (関連:Ⅲ一 1) | に関する各種事業,法規範設定等を実施している。 ユネスコを通じた我が国の貢献は、教育、科学、文 | | | | | | |

| | | 化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進 | | | | | | |
|---|------------|------------------------------|---|----------|----------|----------|--------|-----|
| - | | し、世界の平和と安全に寄与する。 | | | | | | |
| | ③オゾン層 | 本基金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策 | _ | 2, 882 | 1, 748 | - | 2, 408 | 203 |
| | 保護基金拠 | 推進に向け,開発途上国におけるオゾン層破壊物質 | | (2, 882) | (1, 748) | (2, 067) | | |
| | 出金(義務的 | (ODS) 生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するも | | | | | | |
| | 拠出金) | のであり、我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締 | | | | | | |
| | (3年度) | 約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、基 | | | | | | |
| | (関連:VI- | 金によるオゾン層の保護の効果的かつ効率的な推進を | | | | | | |
| | 2) | 確保する。 | | | | | | |
| | Z) | | | | | | | |
| | | オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途 | | | | | | |
| | | 上国への支援により、オゾン層の保護を効果的かつ効 | | | | | | |
| | | 率的に推進することができる。また、多国間の枠組み | | | | | | |
| | | である基金を通じた支援によって、先進締約国が持つ | | | | | | |
| | | ODS 削減技術のうち適用可能なより高度な技術を,多 | | | | | | |
| | | くの開発途上国に普及させることが可能となり,より | | | | | | |
| | | 効果的かつ効率的な ODS 対策の実現につながる。 | | | | | | |
| | 4アジア生 | APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的とし | _ | 544 | 558 | 619 | 677 | 205 |
| | 産性機構 | て昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。 | | (544) | (558) | (619) | | |
| | (APO) 分担金 | | | (0.1.) | (000) | (3.3) | | |
| | (昭和 36 年 | | | | | | | |
| | 度) | 程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとし | | | | | | |
| | (関連:VI一 | | | | | | | |
| | | て、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部 | | | | | | |
| | 1) | (国内産業の生産性向上を目的として設置されている | | | | | | |
| | | 国内機関)関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、 | | | | | | |
| | | 会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性デー | | | | | | |
| | | タブックの作成,③生産性向上と環境保全の両立を目 | | | | | | |
| | | 指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エ | | | | | | |
| | | コプロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。 | | | | | | |
| | | 我が国で開発された生産性向上手法を APO を通じ積 | | | | | | |
| | | 極的に普及することにより,我が国は加盟国・地域の | | | | | | |
| | | 発展に寄与している。また APO に対する我が国の貢献 | | | | | | |
| | | は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸 | | | | | | |
| | | 出促進につながる事業の推進に資する。 | | | | | | |
| - | 5国際移住 | IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊 | | 481 | 471 | 524 | 601 | 206 |
| | 機関(IOM)分 | 急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心 | | (481) | (471) | (524) | 001 | 200 |
| | 担金 | | | (401) | (4/1) | (324) | | |
| | - | に豊富な知識と経験をもち、世界各国から高い評価を | | | | | | |
| | (6年度) | 得ている。特に、近年、国際的な人の移動が活発化す | | | | | | |
| | (関連:Ⅵ一 | | | | | | | |
| | 1) | が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突 | | | | | | |
| | | 出したノウハウを有する IOM の役割に注目が高まって | | | | | | |
| | | いる。本分担金は,IOM の運営費である管理予算に充 | | | | | | |
| | | てられる。 | | | | | | |
| | | IOM を通じた我が国の貢献は,紛争地域周辺の安定 | | | | | | |
| | | と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移 | | | | | | |
| | | 動」に関する深刻な問題への対応に寄与するとともに、 | | | | | | |
| | | 難民・避難民問題、人身取引、自然災害等の問題に対 | | | | | | |
| | | する我が国の積極的な姿勢を国内外に示す上で重要で | | | | | | |
| | | ある。 | | | | | | |
| | 6気候変動 | 地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みで | | 211 | 198 | 317 | 272 | 207 |
| | 枠 組 条 約 | ある気候変動枠組条約の加盟国として義務づけられて | | (211) | (198) | (317) | 212 | 201 |
| | (UNFCCC) 拠 | いる拠出金である。 | | (411) | (190) | (017) | | |
| | | | | | | | | |
| | 出金(義務的 | 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局の運営経費を | | | | | | |
| | 拠出金) | 拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約 | | | | | | |
| | (5年度) | 交渉を円滑に進め、すべての主要国が参加する公平か | | | | | | |
| | (関連:Ⅵ- | つ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目 | | | | | | |

| ۵۱ | 11-1- | | | | | | |
|---|---|---|--------------|--------------|--------------|-----|-----|
| 2) ⑦生物多様性条約拠出金(義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2) | 指す。 本拠出金は、生物多様性条約の事務局の活動を支援するものであり、各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づいて決定される。各国からの拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供などの業務を行うために用いられる。 本条約事務局を通じた我が国の貢献は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に寄与する。 | _ | 153 (153) | 151 (151) | 187 (187) | 183 | 208 |
| 8 気候変動 枠 組 条 約 (UNFCCC) (京 都議定書拠 出金) (義 的拠出金) (17 年度) (関連: VI- 2) | 地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである気候変動枠組条約京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。 | | 128 (128) | 125 (125) | 145 (145) | 146 | 209 |
| ⑨国際熱帯木材機関(ITTO)分担金(昭和59年度)(関連:VI-2) | 本拠出金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関(ITTO)事務局運営費に用いられる。地球環境の重要な要素たる熱帯林保全の推進のため、持続可能な森林経営(SFM)を促進することが重要である。ITTOは我が国に本部を置く数少ない国際機関の一つであり、熱帯林経営に関するガイドラインの作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行い、加盟国への情報共有が推進されているなど、本拠出金によりITTO事務局が安定的に運営され、右課題解決の資する活動が行われている。ITTOを通じた我が国の貢献は、違法伐採対策やSFMの促進等、地球規模の課題解決に寄与している。 | | 112 (112) | 83 (83) | 111 (100) | 102 | 210 |
| ⑩砂漠化対 処条約拠出 金(義務的拠 出金) (18年度) (関連:VI- 2) | 砂漠化対処条約は深刻な干ばつや砂漠化に対処するための世界規模の行動計画を作成し、その実施及び実施のための先進国の支援を目的とした条約である。近年の締約国会議では、①財政及び予算、②砂漠化対処に関する作業計画の検討及びその履行状況の確認、③砂漠化対処に関する資金メカニズムの検討④砂漠化対処に関する科学・政策インターフェイスの設立及びその計画の検討がなされており、これらの実行が締約国に求められている。本拠出金は条約事務局の活動費に充てられる義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。本条約に拠出することは地球的規模で環境に影響を与える砂漠化の進行について国際的な協調のもとの対策と具体的措置の実施に寄与する。 | | 101 (101) | 101 (101) | 100 (100) | 114 | 211 |
| ①バーゼル 条約拠出金 (義務的拠出 金) (5年度) | バーゼル条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の越境 移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を 作ること及び環境を保護することを目的としており、 平成4(1992)年5月に発効、我が国は平成5(1993)年 に締約国となった。本拠出金は、条約事務局の活動を | _ | 60 (60) | 57 (57) | 64 (64) | 72 | 212 |

| 2) | | , | | | 1 | | | |
|--|------------------|---------------------------------------|---|------|------|------|----|------|
| 応じた郷の拠出を求められている。条や事務局は、同 基金を活用し、稀朴(国会議の半職、条村に基づく報告音作派、他の関係顕微関との協力、疾薬物処分等に関する技術の定法、締約国金数が決定する他の任務の 遊行等の活動を実施している。 同業的を通じた妻が国の貢献は、条約の主目的である有書態要物の理能力の向上のための影響計画の実施に寄与するとともに、我が国のみ柔柿の下での国際協力に対する様種的姿勢を内外に明らかにする上で重要である。 | │ (関連:Ⅵ − | 支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり, | | | | | | |
| | 2) | 全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に | | | | | | |
| # 古代教 (| | 応じた額の拠出を求められている。条約事務局は、同 | | | | | | |
| # 古代教 (| | 基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告 | | | | | | |
| 関する情報収集及び終制国への活付、原業物処理等に 関する技術の伝達、締約国会議が決定する他の任務の 遂行等の活動を実施している。 同条約を進した技が国の貢献は、条約の主目的である有害廃棄物の職務計画の実施に 寄与するとともに、我が国の本条約の下での国際協力 に対する精経的姿勢をPAMに明らかにする上で重要で ある。 本拠出金は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の | | | | | | | | |
| 関する技術の伝達、締約回金舗が決定する他の任務の 遂行等の活動を実施している。 同条的を通した我が国の貢献は、条約の主目的である有害廃棄物の建理能力のにかめ、戦略計画の実施に 寄与するとともに、我が国の本条約の下での国際協力 に対する格価的姿勢を内外に明らかにする上で重要で ある。 | | | | | | | | |
| 選行等の活動を実施している。 同条約を選じた我が国の貨敵は、条約の主目的である音声疾業物が越境移動が原制を推進する上で、途上国の廃棄物処理能力の自止のための戦略計画の実施に寄与するとともに、我が回出金素約の下での国際協力に対する積極的姿勢を内外に明らかにする上で重要である。 本拠出金は、経滅のおそれのある野生動植物の種の 国際取引に関する条約(ワシントン条約)に規定された 事務局の任務及び締約国金議の決議・決定により同事 金製出金(議務)別出金(財産・3本人の地口用いられる。 条約書務局は、条約信託基金(済力に活動を支援するための基金の拠出口用いられる。 条約事務局は、条約信託基金(済力に活動を支援するための基金の利能に関する情報の集集・3番級・注意映起、超取引統計の作成、⑤マニュアル(國路等)の作成。⑥全息状況の研算についての情報収集・通報・注意映起、超取引統計の作成、⑥マニュアル(國路等)の作成。⑥全息大般の副政協力の促進(寄与する。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、熱感のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進(寄与する。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、熱感のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進(寄与する。 | | | | | | | | |
| 同条約を通じた表が個の貢献は、条約の主目的である有害廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上 国の廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上 国の廃棄物の越境移動の規制を推進する上で・選要である。 本拠出会は、絶滅のおそれのある野生動物の種の が開発していませんと活動の門内が認づける必要な経費を構 務別の研究とはたれた活動の門内が認づける必要な経費を構 務別の規制の構造していません。 金の現出して用いられる。 条約事務局と素がは活金企の資金により、①締約 国会議の準備・フォローアップ、②各種の決策・決定により同事 条約事務局は大きが信託金企の資金により、①締約 国会議の準備・フォローアップ、②各種の決合・条約 実施体料に関する情勢収集・③問題のあるの可等についての研育収集・通報・注意喚起、領取引統計の仲成 ⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生思状が等の調査 7効果的な多数の実施方法についての研究、⑥各担当 者等向けの研修、③広報、⑪条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を選じた我が国の貢献は、絶滅のおそれ のある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進 に寄与する。 (③水島湿地 概全条約等 近ている。 全縁が国が国金分担金であり、金利別・事務局 助出金(義務的 財出金) (2年度) (関連:VI- 2) (関連:VI- 2) (別連に関連を指定を提出している。 ・ 本終的医療的理と関連を指定するかの基準 「別数及び行発・②建地の質明な利用、③条約実施 に関する検討、通識り島の経路及び保健医のネット ワーク。(国際的に重要な湿地及び上のの選集 ・ 本条約を通した我が国の貢献は、特に水島の生息地 として国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 名国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水島、湿地保全区で開する可能となの基準 2 名国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水島、湿地保全区で開するこれのある物質の生息 る動態物の保全促進に寄与する。 オンソ層を破壊する物質に関するモントリオール議 を対している。表が国の対しなび上に息する動物質に関するこれのある物質の生産 消費及び環を規制するもの。解和な目的の中に生息する動態物の保全促進に寄与する。 オンプ層を破壊する物質に関するモントリオールは最 を被壊するを関するので、解和な目的の中に重要な を対してもあるを制度の単位生息する動物質に関するモントリオールにおいて開催をれた全権委員会議で採択 オール語定 オール語定 オールにおいて開催をれた全権委員会議で採択 オール語定 オールにおいて開催をれた全権委員会議で採択 オール語をは オールにおいて開催をれた全権委員会議で採択 オール目記をは オールに対して関係をれた全権委員会議で採択 オール目記をは アールによいて開催をれた全権委員会議で採択 オール目記をは アールによいて開催をれた全権委員会議で採択 オール目記をは アール目の イ は 1980 年 日 日 は 1980 年 日 は 1980 年 日 は 1980 年 日 は 1980 年 日 日 日 日 は 1980 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 国の廃棄物処理能力の向上のための戦略計画の実施に | | | | | | | | |
| 電与するとと毛に、表が国の本条約の下での国際協力 に対する積極的姿勢を内外に明らかにする上で重要である。 ①野生動植 物取引規制 一 | | | | | | | | |
| (ご野生動植物取引規制) 無限のは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の 本拠出金は、絶滅のおそれのある野生動植物取引規制 無難のに関する条約(ワシントン条約)に規定された。 事務局の任務及び締約国会議の決議、決定により同事 | | | | | | | | |
| ある。 ①野生動植 教取引規制 条約信託基 金拠出金(議 務務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事 務務の担当金(昭和 55 年 度) (関連: VI一 2) (関連: VI ー 3) | | | | | | | | |
| で野生動植 物取引規制 本拠出金は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の | | に対する積極的姿勢を内外に明らかにする上で重要で | | | | | | |
| 物取引規制 | | ある。 | | | | | | |
| 条約信託基 金拠出金(義) | 12野生動植 | 本拠出金は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の | _ | 56 | 56 | 65 | 74 | 213 |
| 金拠出金(義 務的処出金) (昭和 55 年度) 「ため、条約信託基金に対し活動を支援するための基金へ処型に用いられる。 余約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約 国金議の準備・フォローアップ。②各国の法令・条約 実施体制に関する情報収集・通報・注意喚起(母取引統計の作成・⑤マニュアル(図鑑等)の作成・⑥上息状況等の調査・⑦効果的な条約の実施方法についての研究・⑧各担当者等向けの研修・⑨法報・⑩条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 「③水鳥湿地に関する条約1・通称「ラムサール条約1)事務局・0以下の活動を支援するための基際的工重要 な湿地に関する条約1・通称「ラムサール条約1)事務局・0以下の活動を支援するための経済的拠出金では、た結を拠出している。 全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 1 締約国会議の主要議事 ①財政及び予算・②湿地の質明な利用、③条約実施 「に関する条約・2回帰的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び保護区のネットワーク、⑤国際的に重要な湿地をびまかまが実施 「に関する終計・2回帰の計画要な湿地をがまかまかまが実施 「に関する終計・2回帰の計画要な湿地をがまかまかまが実施 「に関する終計・2回帰の計画要な湿地をでより、オゾン層を破壊する新質に関するモントリオール議を 定義は、オゾン層を破壊するお表のを物質の生産 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールはまな、オゾン層を破壊するお表のある物質の生産 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールは高く (43) (44) (45) 「215 に対し、アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・ | 物取引規制 | 国際取引に関する条約(ワシントン条約)に規定された | | (56) | (56) | (65) | | |
| 金拠出金(義 務的拠出金) (昭和 55 年度) | 条約信託基 | 事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事 | | | | | | |
| (昭和 55 年度) (関連: VI-2) (別理: VI-2 | | | | | | | | |
| (昭和 55 年度) (関連: VI-2) 2) 金への拠出に用いられる。 条約書務局は、条約信託基金の資金により、①締約 国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約 実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成 ⑤ フェユアル(図鑑等)の作成、⑥ 生息状况等の調査・ | | | | | | | | |
| 度) 保約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約 国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約 実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成 ⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査・ | | | | | | | | |
| 国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約 実施体制に関する情報収集・③制題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起・④取引統計の作成 (⑤マニュアル(図鑑等)の作成・⑥注息状況等の調査・(⑦効果的な条約の実施方法についての研究・⑧各担当者等向けの研修・⑨広報・⑪条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 「③水鳥湿地 株全条約拠 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、全総約国が国連分担率に基づいて貸出された拠出率に応じた額を拠出している。 1 締約国会議の主要議事・①射政及び予算・②湿地の賢明な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク・(⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準ととて国際的に重要な湿地を指定するための基準と各国の質別な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク・(⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準ととて国際的に重要な湿地を指定するための基準を指定するための基準を対象を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 「④オゾン層を破壊するが質に関するモントリオール議を破壊するが質に関するモントリカールにおいて開催された全権委員会議で採択されて非常とが関するモントリカールにおいて開催された全権委員会議で採択されて非常とが関するモントリカールにおいて開催された全権委員会議で採択されて非常とが関するモントリカールにおいて開催された全権委員会議で採択されて非常とがよります。 「43 44 45 51 215 215 215 215 215 215 215 215 215 | , | | | | | | | |
| 実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等につしての情報収集・通報・注意喚起(④取引統計の作成、⑤ケマニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査、「⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑥各担当者等向けの研修、⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 | | | | | | | | |
| いての情報収集・通報・注意喚起 ④取引統計の作成。 ⑤マニュアル図鑑等)の作成。⑥生息状況等の調査。 ⑦効果的な条約の実施方法についての研究。⑧各担当 者等向けの研修。⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。 条約事務合通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動補物の保護を図るための国際協力の促進 に寄与する。 ③水鳥湿地 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 | | | | | | | | |
| (⑤マニュアル(図鑑等)の作成、⑥生息状況等の調査. (⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑥各担当者等向けの研修、⑥広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 (③水鳥湿地 株理金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、全締約国の証例を通連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 (段関連: VI-2) 1 締約国会議の準備・フォロー(参考)締約国会議の連の登明な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する助植物の保全促進に寄与する。 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する助植物の保全促進に寄与する。 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する助植物の保全促進に寄与する。 4 近報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する助植物の保全促進に寄与する。 4 近報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に関するもので、昭和62(1987)年に、対力・ルルにおいて開催された全権委員会議で採択オールル議定 され、平成 27(2015)年7月現在196 か国及び日が加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | (2) | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 書等向けの研修、⑨広報、⑩条約附随書の編集等を実施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 | | | | | | | | |
| 施している。 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 「③水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金(義務的拠出金)を発射」(通称「ラムサール条約」)事務局の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 「関連・VIー2) 「新砂国会議の準備、フォロー(参考)締約国会議の主要議事 「財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク。(⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 「④オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 定書は、オゾン層を破壊する物質に関するおそれのある物質の生産物質に関す 表モントリオール議定 され、平成 27(2015)年7月現在196 か1国及び日が加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| 条約事務局を通じた我が国の貢献は、絶滅のおそれ。のある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 | | | | | | | | |
| のある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進に寄与する。 | | "- " | | | | | | |
| 「高子する。 | | | | | | | | |
| ③水鳥湿地 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 - 55 54 (55) (55) (55) は湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 1 締約国会議の主要議事 (1財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 | | のある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進 | | | | | | |
| 保全条約拠 は湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局 の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。 1 締約国会議の準備、フォロー(参考)締約国会議の準備、フォロー(参考)締約国会議の連伸、フォロー(参考)締約国会議の連伸、フォロー(参考)統約国会議の連伸を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 定書は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 で書は、オゾン層を破壊するおので、昭和62(1987)年にモるモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | に寄与する。 | | | | | | |
| 出金(義務的 拠出金) (2年度) (関連: VI- 2) 1 締約国会議の準備、フォロー (参考) 締約国会議の準備、フォロー (参考) 締約国会議の主要議事 ①財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施 に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネット ワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基 準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地 として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息す る動植物の保全促進に寄与する。 (4)オゾン層 を破壊する 物質に関す を破壊する 物質に関す をでは壊する。 (43) (44) (45) (45) 第20 (45) (45) (45) (45) | ① 水鳥湿地 | 本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要 | _ | | | | 61 | 214 |
| 拠出金) (2年度) (日東: VI-2) (日東: VI-2) (日東: VI-2) (参考) 締約国会議の準備, フォロー (参考) 締約国会議の主要議事 (1) 財政及び予算, ②湿地の賢明な利用, ③条約実施 (に関する検討・④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク, ⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 (4) オゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 で書は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定 され、平成 27 (2015) 年7 月現在 196 か国及び EU が加 盟している。我が国については、昭和 63 (1988) 年9 月 | 保全条約拠 | な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局 | | (55) | (54) | (55) | | |
| (2年度) (関連: VI-2) | 出金(義務的 | の以下の活動を支援するための義務的拠出金であり、 | | | | | | |
| (2年度) (関連: VI-2) | 拠出金) | 全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に | | | | | | |
| (関連: VI- 2) 1 締約国会議の主要議事 ①財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施 に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネット ワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地 として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息す る動植物の保全促進に寄与する。 | | 応じた額を拠出している。 | | | | | | |
| 2) (参考) 締約国会議の主要議事 ①財政及び予算、②湿地の賢明な利用、③条約実施 に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネット ワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基 準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地 として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息す る動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 を破壊する で書は、オゾン層を破壊するおぞれのある物質の生産 物質に関す るモントリ オール議定 され、平成 27 (2015) 年7 月現在 196 か国及び EU が加 盟している。我が国については、昭和 63 (1988) 年9 月 | | · - · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | |
| ①財政及び予算,②湿地の賢明な利用,③条約実施に関する検討,④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク,⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥,湿地保全区に関する助言 4 広報本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ④オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定治費を破壊するおそれのある物質の生産治費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | 11. 11 | | | | | | | |
| に関する検討、④渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク、⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 (4) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議を遺法、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| アーク, ⑤国際的に重要な湿地を指定するための基準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥、湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 ク | | | | | | | | |
| 準 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥,湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 ー 43 44 45 51 215 を破壊する 物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定 され、平成27(2015)年7月現在196 か国及びEUが加盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| 2 各国の国別報告書の検討及び情報収集 3 水鳥,湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 ー 43 44 45 51 215 を破壊する 物質に関す 高モントリオーのある物質の生産物質に関す 高モントリカールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成 27 (2015) 年7 月現在 196 か国及び EU が加書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和 63 (1988) 年9 月 | | | | | | | | |
| 3 水鳥, 湿地保全区に関する助言 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 を破壊する で書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産 物質に関するモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択 オール議定 書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | · | | | | | | |
| 4 広報 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 - 43 44 45 51 215 を破壊する 定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモるモントリントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加書拠出金(義盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| 本条約を通じた我が国の貢献は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① イゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 – 43 44 45 51 215 を破壊する 定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモるモントリントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定 され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全促進に寄与する。 ① イゾン層 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 - 43 44 45 51 215 を破壊する 定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定 され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| る動植物の保全促進に寄与する。 ① オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 - 43 44 45 51 215 を破壊する 定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産物質に関す消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモるモントリントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加書拠出金(義盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| (43) 44 45 51 215 を破壊する 物質に関するモントリオール議 – 43 (44) (45) に書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモるモントリントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択オール議定され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加書拠出金(義盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | | | | | | |
| を破壊する 定書は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産 物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモ るモントリ ントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択 オール議定 され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加 書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | 10.1 | | | | | | 0.15 |
| 物質に関す 消費及び貿易を規制するもので、昭和62(1987)年にモ るモントリ ントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択 オール議定 され、平成27(2015)年7月現在196か国及びEUが加 書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | | | _ | | | | 51 | 215 |
| るモントリ ントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択 オール議定 され, 平成 27(2015)年7月現在 196 か国及び EU が加 書拠出金(義 盟している。我が国については, 昭和63(1988)年9月 | | | | (43) | (44) | (45) | | |
| オール議定 され、平成 27(2015) 年 7 月現在 196 か国及び EU が加 書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和 63(1988) 年 9 月 | | | | | | | | |
| 書拠出金(義 盟している。我が国については、昭和63(1988)年9月 | - | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 務的拠出金) 30 日に受諾書を寄託し, 昭和64(1989)年1月1日より | | | | | | | | |
| | 務的拠出金) | 30日に受諾書を寄託し, 昭和64(1989)年1月1日より | | | | | | |

| (- (- + - | | | 1 | | 1 | |
|--|--|------------|---------|------------|----|-----|
| (2年度) (関連:VI- 2) | 発効した。 本拠出金は、条約事務局の活動費に充てられる義務的拠出金であり、事務局は主に次の業務を実施している。 1 締約国会合の開催(MOP:年一回) 2 公開作業部会の開催(OEWG:年一回) 3 各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表 4 その他締約国会議が決定する他の任務の遂行条約事務局を通じた我が国の貢献は、規制対象物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための具体的手段を内容とする規制の実施に寄与する。 | | | | | |
| ⑤国際連 保護連 (IUCN) 拠 金(義務的拠 出金) (7年度) (関連: Ⅵ- 2) | IUCN は、昭和23(1948)年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象種を議論し決定する際、IUCNが策定するリストが科学的知見として参照されることが知られている。 | 43 (43) | 43 (43) | 51 (51) | 57 | 216 |
| (B) ストック ホルム条約) 拠出金(義務 的拠出金) (17 年度) (関連: VIー 2) | 距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants: POPs)に対応するための国際的な枠組として採択された。 | 35 (35) | 38 (38) | 40 (40) | 48 | 217 |

| | 定する任務の遂行 本条約の事務局を通じた我が国の貢献は、残留性有 機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設 定に寄与するとともに、こうした基準設定に我が国の 実情を反映せる上で重要である。 | | | | | |
|---|--|------------|------------|------------|----|-----|
| ①世界遺産 基金(WHF)分 担金 (5年度) (関連:Ⅲ- 1) | る。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から 成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕 著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産 | 33 (33) | 34 (34) | 34 (34) | 39 | 218 |
| ®無形文化 遺産基金分 担金 (5年度) (関連:Ⅲ一 1) | | 33 (33) | 34 (34) | 34 (34) | 39 | 219 |
| ⑨生物タオリング 書 り 生物の り り は り は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に 。 に の に 。 | カルタヘナ議定書は、生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物の国境を越える移動が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定するもので、平成12(2000)年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合(モン | 31 (31) | 37 (37) | 38 (38) | 38 | 220 |

| | イオテクノロジーにより改変された生物(Living | | | | | | |
|---------|---|---|------|------|------|----|-----|
| | Modified Organism)の安全な移送,取扱及び利用の分 | | | | | | |
| | 野において十分な水準の保護の確保に寄与する。 | | | | | | |
| ⑩北西 | 太平 NOWPAP 信託基金(活動経費)に、日本、中国、韓国、 | _ | 22 | 23 | 27 | 30 | 221 |
| 洋地域 | 毎行 ロシアの4か国が分担して拠出することより,NOWPAP | | (22) | (23) | (27) | | |
| 動計 | 画 の活動の主体として指定された地域活動センターが、 | | | | | | |
| (NOWPAP | 拠 海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、 | | | | | | |
| 出金(義 | 務的 油流出緊急時計画の作成,漂流・漂着ゴミ対策などの | | | | | | |
| 拠出金) | 活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山 | | | | | | |
| (8年度 | 事務所の運営費(職員の給与等)について、我が国が負 | | | | | | |
| (関連: | Ⅵ──担することにより、富山事務所が、釜山事務所ととも | | | | | | |
| 2) | に、NOWPAP の活動を調整・監督することを可能とする。 | | | | | | |
| | NOWPAP を通じた我が国の貢献は、日本海及び黄海に | | | | | | |
| | おける海洋環境の保護に寄与する。 | | | | | | |
| ②1 ロッ | テル ロッテルダム条約は、有害な化学物質等の輸入の可 | _ | 22 | 23 | 26 | 32 | 222 |
| ダム纟 | € 約 否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国 | | (22) | (23) | (26) | | |
| (PIC条約 | 切拠 間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については | | | | | | |
| 出金(義 | 務的 輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策 | | | | | | |
| 拠出金) | 定したものであり、平成8(1996)年9月にロッテルダ | | | | | | |
| (17 年度 |) ムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が | | | | | | |
| (関連: | VI- 採択された。平成16(2004)年2月24日に発効し(我が | | | | | | |
| 2) | 国は同年6月に締結)、平成27(2015)年7月現在、153 | | | | | | |
| | か国及びEUが締結している。本拠出金は、条約事務局 | | | | | | |
| | の以下の活動を支援するための基金に拠出する義務的 | | | | | | |
| | 拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出 | | | | | | |
| | された拠出率に応じた額を拠出している。 | | | | | | |
| | 1 締約国会議 補助機関会合の準備及び役務の提供 | | | | | | |
| | 2 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 | | | | | | |
| | 3 他の関係国際機関・団体の事務局との調整 | | | | | | |
| | 4 本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決 | | | | | | |
| | 定する任務の遂行 など | | | | | | |
| | 本条約を通じた我が国の貢献は、有害な化学物質の | | | | | | |
| | 適正な管理に寄与するとともに、化学物質管理の国際 | | | | | | |
| | 的な基準設定に関してリーダーシップを発揮する上で | | | | | | |
| | 重要である。 | | | | | | |
| ②オゾ | | _ | 8 | 6 | 7 | 7 | 223 |
| の保護 | | | (8) | (6) | (7) | | |
| めのウ | | | ζ=, | (=) | (1) | | |
| ン条約 | | | | | | | |
| 金(義務 | | | | | | | |
| 出金) | に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じて | | | | | | |
| (2年度 | | | | | | | |
| (関連: | | | | | | | |
| 2) | 金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分 | | | | | | |
| | 担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出し | | | | | | |
| | ている。条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、主 | | | | | | |
| | に以下の業務を実施している。 | | | | | | |
| | 1 締約国会議の開催(COP: 3年に一回), 及びそれに | | | | | | |
| | 伴うビューロー会合等関連会合の開催 | | | | | | |
| | 2 オゾン研究管理者会議の開催(3年に一回) | | | | | | |
| | 3 オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動 | | | | | | |
| | 4 ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の | | | | | | |
| | 任務の遂行、等 | | | | | | |
| | 本条約を通じた我が国の貢献は、地球を取り巻き、 | | | | | | |
| | 生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでい | | | | | | |
| | エアニュロ・タロッグへと共工はないです。 くくだけ でんりしょくしょ | | | | | | |

| | フナバンロナーコーン体のよど、同時は地筋しこの芸 | | | | | | 1 |
|---|--|---|----------------------|-----------|----------------------|--------|-----|
| | るオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護 する上で重要である。 | | | | | | |
| ②南極条約 拠出金(義務 的拠出金) (18 年度) (関連: VI- 2) | 由と国際協力の促進等を主な内容とするもので、同条 約事務局は、平成 13(2001)年の第 24 回協議国会議で アルゼンチンのブエノスアイレスに設置することが決 | - | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 | 224 |
| ②コロンボ 計画分担金 (昭和 31 年 度) (関連: VI- 1) | コロンボ計画は、昭和 26(1951)年に設立された ASEAN(除カンボジア)及び SAARC(南アジア地域協力連 合)諸国等の 27 ヶ国が参加する国際開発機関である。 本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の | П | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 | 225 |
| ② 国際 等務 (UNHCR) 地金 (UNHCR) 田金 田金 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 | り急増した難民や国内避難民に関する問題は、人道上の問題であると同時に、当該地域ひいては世界の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題である。我が国は、アフリカ地域、アフガニスタン及び周辺国地域を中心としたアジア地域を重点地域とし、UNHCR が行う、帰還が進む地域における帰還支援、現地コミュニティにも裨益する形での帰還先における再統合支援に加え、 | | 19, 521 (19, 521) | (15, 233) | (16, 603) | 3, 893 | 226 |
| ②国際連合 児童基金 (UNICEF)拠 出金 (昭和27年度) (関連:VI- 2) | 本拠出金は、子どものために活動することを専門とする唯一の国連の支援機関である UNICEF に拠出するものであり、UNICEF が行っている「子どもの生存と成長」(栄養、保健、水・衛生分野の支援)、「基礎教育とジェンダー平等」、「HIV/エイズ」(感染症予防、治療)、「子どもの保護」及び「政策提言とパートナーシップ」 | _ | 17, 287 (17, 287) | * | 12, 457 (12, 457) | 2, 005 | 227 |

| | | | | | | 1 | |
|---------------------------|---|---|-----------|----------|-----------|--------|-----|
| | UNICEF を通じた我が国の貢献は,人道・開発支援の | | | | | | |
| | 両分野にまたがる広範な支援活動を通じ、すべての子 | | | | | | |
| | どもの権利の実現に寄与し、人間の安全保障の実現及 | | | | | | |
| | びミレニアム開発目標(MDGs)の達成に資する。 | | | | | | |
| ②国際連合 | WFP は、①食料を通じた経済社会開発支援、②難民 | _ | 11, 982 | 7, 833 | 12, 486 | 563 | 228 |
| 世界食糧計 | | | (11, 982) | (7, 833) | - | | |
| 画(WFP) 拠出 | | | (11, 002) | (7, 000) | (12, 100) | | |
| · · · · · · · | | | | | | | |
| 金(任意拠出 | | | | | | | |
| 金) | WFP を通じた我が国の貢献は、飢餓・貧困対策、母 | | | | | | |
| | 子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実施に | | | | | | |
| 度) | 寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進 | | | | | | |
| (関連: VI- | している人間の安全保障の実現とミレニアム開発目標 | | | | | | |
| 1) | の達成に資する。 | | | | | | |
| 28国際連合 | UNDP は、国連内で開発にたずさわる計 32 機関から | _ | 6, 518 | 6, 599 | 6, 599 | 6, 749 | 230 |
| 開発計画 | | | (6, 518) | - | | , | |
| (UNDP) 拠出 | | | (0, 010) | (0, 000) | (0, 000) | | |
| 金(コア・フ | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| アンド) | 撲滅,不平等と排除の大幅是正」を目標として,持続可 | | | | | | |
| (昭和 41 年 | | | | | | | |
| 度) | ス、強靱な社会の構築を重点分野とし、途上国のニー | | | | | | |
| (関連:Ⅵ- | ズに即した支援を 177 の国・地域で実施している。UNDP | | | | | | |
| 2) | コア・ファンドは,UNDP の通常財源であり,UNDP の | | | | | | |
| | 177 の国・地域における貧困撲滅やミレニアム開発目 | | | | | | |
| | 標達成等のための開発活動経費、及び本部・地域事務 | | | | | | |
| | 所・約 130 の国事務所の運営費や人件費等に充当され | | | | | | |
| | الله الله الله الله الله الله الله الله | | | | | | |
| | UNDP を通じた我が国の貢献は,MDGs 達成,持続可能 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | な開発のための2030アジェンダ策定、人間の安全保障 | | | | | | |
| | の推進、防災等の地球規模課題解決に寄与するととも | | | | | | |
| | に、開発課題に対するコミットメントを国内外に示し、 | | | | | | |
| | UNDP に対する発言力・影響力を確保する上で重要であ | | | | | | |
| | る 。 | | | | | | |
| 29赤十字国 | 赤十字国際委員会(ICRC)は、ジュネーヴ諸条約にそ | | 4, 214 | 2, 711 | 2, 922 | 191 | 231 |
| 際委員会 | の役割が明記され、人道支援分野等において、他の国 | | (4, 214) | (2, 711) | (2, 922) | | |
| (ICRC) 拠出 | | | . , . | | . , . | | |
| 金(任意拠出 | | | | | | | |
| 金) | 賞した世界唯一の機関である。 | | | | | | |
| 並) (昭和 35 年 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 度) | 食糧・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の「緊 | | | | | | |
| (関連: Ⅵ— | | | | | | | |
| 1) | 安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、 | | | | | | |
| | 時に「唯一の援助機関」として活動している。また,捕 | | | | | | |
| | 虜や被拘禁者の人道状況の監視、離散家族の安否調査 | | | | | | |
| | 等の「保護」活動や,国際人道法の普及も行っている。 | | | | | | |
| | ICRC のこのような活動を通じて、紛争で苦しむ人々を | | | | | | |
| | 支援する。 | | | | | | |
| | ICRCに対する我が国の支援は、紛争地域の平和と安 | | | | | | |
| | 定に資するのみならず、我が国が人道危機の解決に対 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | して積極的であるとの姿勢を国内外に示す上で重要で | | | | | | |
| | ある。 | | 6 1 | | | | 000 |
| 30国際連合 | 本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営 | _ | 2, 156 | 2, 772 | 3, 552 | 2, 287 | 232 |
| 人口基金 | | | (2, 156) | (2, 772) | (3, 552) | | |
| (UNFPA) 拠出 | ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する | | | | | | |
| 金 | 人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカ | | | | | | |
| (昭和 46 年 | ントリーなNGO支援信託基金」,に用いられる。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 度) (関連: VI- 2) | の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、MDGs 達成に資する。 | | | 1 100 | . 101 | 10 | |
|--|--|---|--------------------|--------------------|--------------------|-----|-----|
| ③国際連合 地雷対策支 援信託基金 (UNMAS) 拠出 金(任意拠出 金) (8年度) (関連: VI- 1) | 1 地雷回避教育支援2 地雷除去支援3 地雷被害者の社会復帰支援 | | 1, 463 (1, 463) | 1, 100 (1, 100) | 1, 464 (1, 464) | 10 | 233 |
| ②国際連合 パレ 教業 (UNRWA) (UNRWA) (任金) (日本金) /li> | ダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民約527万人に対し、教育(小中学校の運営、奨学金の提供、職業訓練など)、医療・保健(初期医療、第二次医療、母子保健など)、救済(食料支援、困窮家族救済、住宅改善支援など)、福祉(女性・身体障害者対象プログラムの実施、公民館の運営など)、小規模企業活動支援などの生活に最低限必要な公的サービスを提供する他、昨今のシリア情勢の影響で厳しい状況におかれる | | 1, 423 (1, 423) | 1, 514 (1, 514) | | 190 | 234 |
| ③国際農業 研究協議 ル ー (CGIAR) 拠出 金(任意拠出 金) (昭和 46 年 度) (関連: VIー 2) | 開発途上国における農林水産業を通じて食料増産, 生産性改善を図ることにより開発途上国等の人々の福祉向上を図ることを目的として CGIAR は設立されている。 CGIAR 傘下の 15 の各研究センターは,各国の農業研究機関,民間セクター,NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農林水産業に関する研究 | | 1, 020 (1, 020) | 295 (295) | 353 (353) | 196 | 235 |
| ③国際家族計画連盟 (IPPF)拠出金 | 本拠出金は、世界 152 カ国に現地の加盟家族計画協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコ | _ | 812 (812) | 822 (822) | 931 (931) | 931 | 236 |

| (| | | T : | | 1 | | |
|---------------|---|---|-------|-------|----------|-----|-----|
| | IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特 | | | | | | |
| 度) | に脆弱層に対して支援を行っている加盟協会等の活動 | | | | | | |
| (関連: Ⅵ- | を支援する「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基 | | | | | | |
| 2) | 金」に用いられている。 | | | | | | |
| | 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野はミレニアム | | | | | | |
| | 開発目標(MDGs)の達成にとって重要であり、IPPF を通 | | | | | | |
| | じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保 | | | | | | |
| | 健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、 | | | | | | |
| | 性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与し. | | | | | | |
| | しいてはMDGs 達成に資する。 | | | | | | |
| ③5人間の安 | | | 811 | 831 | 831 | 852 | 237 |
| | | _ | | (831) | (831) | 002 | 237 |
| 全保障基金 | | | (811) | (031) | (001) | | |
| 拠出金(任意 | | | | | | | |
| 拠出金) | 的・分野横断的なアプローチを確保するため、2以上 | | | | | | |
| (12 年度) | の国際機関が共同で実施するプロジェクトが承認され | | | | | | |
| (関連:VI- | ることが多い。 | | | | | | |
| 2) | こうした取組は,国連関係国際機関が NGO 等と連携 | | | | | | |
| | して実施するプロジェクトを支援することで、貧困・ | | | | | | |
| | 環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の | | | | | | |
| | 地球規模の諸問題に効果的に対処するための概念であ | | | | | | |
| | る人間の安全保障の実現及び人間の生存・生活・尊厳 | | | | | | |
| | の確保に寄与する。また、プロジェクト実施を通じて、 | | | | | | |
| | 裨益コミュニティのみならず実施機関に対しても、人 | | | | | | |
| | 間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っ | | | | | | |
| | ている。 | | | | | | |
| 36GAVI ワク | - | _ | 734 | 744 | 2, 527 | 20 | 238 |
| チンアライ | | | (734) | (744) | (2, 527) | 20 | 200 |
| アンス拠出 | | | (104) | (144) | (2, 021) | | |
| 金(任意拠出 | | | | | | | |
| 金) | 「 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| (23 年度) | 等のワクチン及び新型ワクチン(肺炎球菌、ロタウイ | | | | | | |
| | ルス)の普及支援 | | | | | | |
| 2) | 2 予防接種普及を効果的に行うための保健システム | | | | | | |
| | 強化 | | | | | | |
| | 3 国際的な資金調達の予測可能性及び国家の予防接 | | | | | | |
| | 種予算の可能性改善のための取組(長期的かつ計画 | | | | | | |
| | 的に官民の資金を確保するため、革新的な資金調達 | | | | | | |
| | メカニズムを含む取組の実施(IFFIm やAMC等)) | | | | | | |
| | 4 ワクチン市場の形成(供給の確保・価格の低下等) | | | | | | |
| | GAVI アライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接 | | | | | | |
| | 種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守 | | | | | | |
| | ること、またミレニアム開発目標達成に寄与する。 | | | | | | |
| ③1国際連合 | | _ | 696 | 541 | 4, 029 | 10 | 239 |
| 人間居住財 | | | (696) | (541) | (4, 029) | | |
| ∃ | ものである。 | | , , | | ., | | |
| (UN-HABITAT | | | | | | | |
|)拠出金(任 | | | | | | | |
| 意拠出金) | 事務局運営経費等を充当する。 | | | | | | |
| (昭和59年 | | | | | | | |
| 度) | Lun-HABITAT アジア太平洋地域本部(福岡本部)が行 | | | | | | |
| (関連: VI- | | | | | | | |
| 2) | 対の元、相談の行政、行為・行為に対象をの情報を | | | | | | |
| | 一揆、仏報活動、研修、ハイログド・プロジェグド等 の費用を充当する。 | | | | | | |
| | の負用を尤当する。 こうしたUN-HABITATを通じた我が国の貢献は、人口 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 増大と共に深刻化している途上国の居住問題(スラム | | 1 | | | | |

| 公国際議会 | | | | | | | | | 1 |
|--|---|-----------------|---|---|-------|-------|-------|-----|------|
| 公正問題語 が発生した際、各科製金人道立其機関的活動の信りを | | | 対策等)及び地球規模の環境問題の解決に寄与する。 | | F40 | 500 | 00.4 | 100 | 0.40 |
| 要 事 務 所 (1074A) 拠出 会 (125%) | | | | _ | | | | 129 | 240 |
| (の内) 担出 よう実施活動の給金制能と支援運動の取りまとめを行っている。また。統一アピールの作成・自然途害及び 粉争が発生した際、隠酷情報を24 時間インターネット 上で迅速に配信するリリーフウェブの運営 国際人道 問題に関する課意、評価及び成果形成、理解促進等、人道定提を行う際の基礎となる活動を行っている。平成 25 年には 17 の統一アピールを発表し、世界中で特 200 万人が韓益した。本拠出金は、の34 のご語を支援するものである。 現が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や ND など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、2014による二人の治性及及 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて入道支援が動の絵会部型を行う 034 の元動を支援することにより、効果的・効率的・効果が言語数を行う上で、2015人のためのが自て形したる「初等教育」の実施に貢献することができる。 物の事を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の変現・1 質が表して入道支援が動の機合に対してのでいる。 本件拠出を通じて入道支援の原でに入ることが存金。 物係 60 円と 236 (239) (167) (167) (18 回り 19 年度) (19 | | | | | (516) | (523) | (834) | | |
| 会 (任意拠出金) つている。また、絵 アピールの作成、自然忠善及び | _ | | | | | | | | |
| ### 153 年 度 | | | | | | | | | |
| 旧羽和 53 年 上で迅速に配信するリリーつウェブの運営、国際人造 問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等 別題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等 人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。平成25 年には17 の統一アピールを発表し、世界中で約4200 万人が報告した。本拠出金は、0044 の活動を支援するものである。 | | | っている。また,統一アピールの作成,自然災害及び | | | | | | |
| 関連:VI- 1 | | • | 紛争が発生した際、関連情報を24時間インターネット | | | | | | |
| (関連: VI) 人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。平 成 25 年には17 の統一アピールを発表し、世界中で約 4200 万人の神能した。本拠し強法、00米のの活動を支援 するものである。 我が国は、国選等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や N80 など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、00米 による一元の伊護及び 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を運じて人道支援活動の総合調整を行う 00米の活動を支援することができる。 教育のためのグローバル・パートナーシップ(FP) に、M03 及び万人のための教育(FFA)にある 初等教育関係(80円)機 は、M03 及び万人のための教育(FFA)にある 初等教育の完全を見して設定等で設立された国際的な支援枠組 み。主に連上国に対しる効等教育の完全音及等に向け、資金・キャバシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行うことを目的として世級主導で設立された国際的な支援枠組 み。主に連上国に対しる効等教育の完全音及等に向け、資金・キャバシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術財政院を持ちいた。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野。 のゴール連成に向けた支援を行ったと、今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野。 のゴール連成に向けた支援を行った。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野。 のゴール連成に向けた支援を行った。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野。 で 基金を返しており、本地出金は同庭をに拠出される。 こうした 6FE を選じた我が国の責敵は、途上国における初等教育の完全者及に高与するとともに、M0Gs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの速度に拠出される。 こうした 6FE を選したまり、放告が成立を可能にすることを主な目的をしている。 現本的に対している。 具体的には、活動を行うための利助対派を検与している。 具体的には、活動を行うための利助対派を発与している。 具体的には、活動を行うための利助対派を発与している。 具体的には、活動を行うための利助対派を表して退産がの政策を行うための利助対派を表している。 の時によるに関係は、対域を対している。 具体的には、活動を行うための利助対派を提供している。 具体的には、活動を行うための利助対派を発与している。 の時によりを発展している。 24 は 154 (154) (154) で 242 (245) (219) (245) (219) (245) (219) (245) (219) (245) (219) (245) (219) (245) (215) (245) (216) (2 | | (昭和 53 年 | 上で迅速に配信するリリーフウェブの運営、国際人道 | | | | | | |
| (1) 成 5年には17 の新一アビールを発表し、世界中で約4200万人が神益した。本拠出金は、OSMA の活動を支援するものである。 我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外球な主体が活動する人道支援の理場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OSMA によるニーズの把握及び副数機制は重要な役割を乗じしている。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OSMA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の要別、直接でした。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OSMA の活動を支援することができる。 教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPC) | J | 度) | 問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、 | | | | | | |
| ### 4200 万人が裨益した。本拠出金は、0分H の活動を支援するものである。 我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道 支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な 主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、0分H (18 を) では、一次変更に変して 記録機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う のはんご動を支援することができる。 教育のためのグローバル・パートナーシップ(学) は、MOS。及び万人のための教育(FA) にある「初等教育 教育のためのグローバル・パートナーシップ(学) は、MOS。及び万人のための教育(FA) にある「初等教育 会員のとして世報主導で設立された国際的な支援枠組 少完全音Dの透成に向け、適切な教育と中の一計画 を注した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として世報主導で設立された国際的な支援枠組 次主に返上国は計ける初等教育の分全等の「中央緊急、主に返上国は計ける初等教育の分全等のコール連成に向けた支援を 9年 基金を通じて実施。 保中・実然会、直におり、本拠出会は同基金に拠出される。 で日・基金を設置しており、本拠出会は同基金に拠出される。 中央緊急が応基金(CEF) は、国連人道支援改革の一ク技術の第を開発のための 2030 アジェンダの発度が(資力のコール連成)に向けた支援を 9年 基金を通じて実施。 保中・実然会、直支援に関するが動制調を確保することとを主な目的としている。 女子の変しにより、被害の拡大を参り収留することとを主な目的としている。 公でドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いずかるにもおれた危機) への対応を可能にすることを主な目的としている。 公でドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いずかるには、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急機関を通じて気急、人道支援を行うための助財が最を供与している。 現体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急機関を通じて気急、人道支援を行うための助財が成を供与している。 現体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急機関を通じは、右事業の活動資金が保与される。CEFF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の対助対応の場合には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急機関を使じて気急、人道支援を行うための制助対応の場合には、石事業の活動資金が保持を行う、利用を持続している人間を関するといる、のでは、対域のよりには、対域を行うといいのでは、対域のよりには、対域のよりには、対域のよりには、対域のよりには、対域のよりには、対域が、対域のよりには、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域のは、対域の | | (関連:Ⅵ- | 人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。平 | | | | | | |
| するものである。 我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道 支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な 主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果のは活動を行う上で、OGA によるニーズの把握及び 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OGHの 小高動を支援することにより、効果の・効率的な人道支援の実現、我が国の権進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。 教育のためのグローバル・バートナーシップ (PP) 担 は、MGS 及び万人のための教育 (FFA) にある「初等教育 の完全音及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画を栄定した抵所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として世級主導で設立された国際的な支援を利うことを必定しており、本地出金は同基金に拠出される。 こうした CPE を通じた我が国の貢献は、途上国における前等教育の第のに向けた支援を GPE 基金を通して実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした CPE を通じた我が国の貢献は、途上国における前等教育の完全音及「不等するとともに、MGB や持続可能な開発のための 2030 アジェングの速度に資する。 中央緊急 対して発度 CPE 基金を通して実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした CPE を通じた我が国の貢献は、途上国におけるが等教育の完全音及で「不等のよるとした。 MGB や 大き転前を関係のための 2030 アジェングの達成に資する。 と 定とにより、被害の拡大を最小限にすること、 及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (に今世 本名 とにより、被害の拡大を最小限にすることと 及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (に今世 本名 とにより、 大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急、人道支援を行うための助助財産を持ちしている。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うための動財が産が与している。 見体的には、活動を行う目の機関を通じて緊急、人道支援を行うための動財が原を供与している。 見体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うための動財が産場としている。 見様的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機関を通じている。 ときなも同じには、活動を行う国際機関が、初期活動・危機関を通じにより、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じでいる。 ときなは、大規模災害・紛争を生命には、古事で活動を持定に対しる人道支援の初助対の危機関を通じにより、大規模災害・紛争を生命には、活動を行うは、大規模とでは、大規模が高いないる。 と述り、 大規模が高いないる は、 大規模が高いる | | 1) | 成25年には17の統一アピールを発表し、世界中で約 | | | | | | |
| 表が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道 支援外交を重視しており、国際機関やN30 など様々な 生体が活動を行う上で、0034によるニーズの把握及び 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠止を通じて人道支援活動の総合調整を行う 0034 の活動を支援することにより、効果的・効率的な 人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」 の実現し貢献することができる。 (銀初等教育 関係 GPE) 拠。 (明年度) (明章 : VI- 2) 数有のためのグローバレ・バートナーシップ GPE) は、MOGs 及び万人のための教育 (FFA)にある「初等教育 の実現し貢献することができる。 (明 9年度) (明 2 : VI- 2) を主に他に所得国に対し、優先的に支援を行うこと を目的として世親主導で設立された国際的な支援枠組 み、主に途上国における初等教育の不全普及等に向け、 資金・キャバシティ・データ・政策等のギャップを埋 めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を行できた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの連成に資 する。 中央緊急が応基金(EFF)は、国連人道支援改革の一 環として設置されたものであり、突発的な大規模災 雷・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確 保することにより、被害の拡大を最小限にすること、 及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (ハウオ島・ビストリー・大阪の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大 | | | 4200 万人が裨益した。本拠出金は、OCHA の活動を支援 | | | | | | |
| 支援外交を重視しており、国際機関やN60 など様々な 主体が活動する人直支援の現場において、効率的・効果的が活動を行う上で、COM による 一大の中態及び 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて人道支援万動の総合調整を行う OG4A の活動を支援することにより、効果的・効果的・効果の 教育のためのグロヘルト・トナーシップ (GPD は JR (GPC) 拠 | | | するものである。 | | | | | | |
| 支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な 主体が活動する人直支援の現場において、効率的・効果的が活動する人直支援の現場において、効率的・効果的が高動を支援することにより、効果的・効率的な 人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の表現「真敵することができる。 数有のためのグロベルの・アーバル・バートナーシップ(GPE) は、MDGs 及び万人のための教育(EFA)にある「初等教育 的 2 年後)の連成に同けて、適切な教育セクター計画 2 年度)の完全普及)の適成に同けて、適切な教育セクター計画 2 年度)(239 (167) 162 241 2 年度)の企業に上間における初等教育の元全音及等に同け、資金・キャパシティ・データ・政策の元を運動を消し同け、資金・キャパシティ・データ・政策の元を通して実施、GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全音及等に同け、資金・キャパシティ・データ・政策の高いというと関連 かったの別政的、技術的支援を行ってきた。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野のゴール選供に同けた支援を GPE 基金通して実施、GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全音及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野のゴール選供に同けた支援を GPE 基金を通して実施、GPE 基金で設定しており、本拠出金は同基金に扱出される。 こうした GPE を通じて我的、対策を存るであり、完全を通して実施、GPE 本のであり、突発的な大規模炎 官・紛争発生時に緊急、道支援とおり、変をの対域を存在の危機(いわゆるでよれられた危機)への対域できたない対金不足の危機(いわゆるでよれられた危機)への対域できたない対金不足の危機(いわゆるでよれられた危機)への対域で持ちないの対域を持ちれる。CBPF への機と入道支援の制動対方を機能人は対策を持ちれる。CBPF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の刺動対方の適能化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつの効率が、効果的に人道支援の刺動対方のの強化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつの効率が、効果的に最も能弱な人々に迅速かつの対率が、効果的に人道支援の刺動対方のの強化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつの対率が、効果的に最も能弱な人々に迅速かつの変化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつの対率が、効果的に人道支援を提供することが可能と | | | 我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道 | | | | | | |
| 主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、004kによるニーズの把握及び 翻整機能は要更な役割を果たしている。 本件拠出を通じて入道支援活動の総合調整を行う 公園の海教育 | | | 支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な | | | | | | |
| 果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び 調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な 人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」 の実現に貢献することができる。 教育のためのグローベル・バートナーシップ(GPE) 担金 (19 年度) (関連: VIー 2) 数 は MOs 及び万人のための教育にFA)にある「初等教育 の完全普及の透解に向けて、適切な教育セクター計画 を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うこと 音的として世観主導で限立された国際的な支援終知 み。主に途上国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋 めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通して実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出さ れる。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国にお ける初等教育の完全普及に寄与するとともに、MOGs や 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの連成に資 する。 中央緊急対応基金 (CPEP) は、国連人道支援改革の一 ま、任意拠出 金)(CEFR) 地出 金(任意拠出 金)(20 年度) (関連: VIー 1) て緊急、人道支援を行うためのが動助財源を確 保することにより、被害の拡大を最小限にすること。 とを主な目的としている。 CPF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通し て緊急、人道支援を行うためのが動助財源を供与してい る。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うためのが動助財源を共してい る。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うためのが動助財源を共りしてい る。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うためのが動助財源を共りしてい る。場体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うためのが動助財源を共りしてい る。場体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うための対動財源を共りしてい る。場体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊 急援助課整官 (CEFP) 非常に対してい る。場体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機の人道状況の改善を行うための対動財源を共りしてい る。場体的には、活動を行う自由連携関を通してい る。場体的には、活動を行うまめの対象が関係を可能してい る。場体的には、活動を行うための対動財源を共りしてい る。場体的には、活動を行うための対象は関係を通し でいる。と、大道収置を対してい る。場体的には、活動を行うための対象が関立と、要性に該 当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CEFF への強化が図られ、緊急的に最も能够なんとに迅速か つ効率的、効果的に人は支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| 調整機能は重要な役割を果たしている。本件拠出を通じて入道支援活動の総合調整を行う OO14 の 万勘数を支援することにより、効果的・効率的な | | | | | | | | | |
| 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OOHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我知園の推進する「人間の安全保障」 の実現に貢献することができる。 愛初等教育 関係 (PP) 拠 出金 (19 年度) (関連: VI — 2) 北、MOSs 及び万人のための教育(FFA)にある「初等教育 の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画 を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うこと を目的として世銀主導で設立された国際的な支援枠組 み。主に途上間における初等教育の完全普及等に向け、 資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋 めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国にお ける初等教育の完全普及に寄与するとともに、MOss や 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの速成に資 する。 ④中央緊急 で医肝・脱出 金(任意拠出 金)(CEFT)拠 出 金(任意拠出 金)(CEFT)版 国連人道支援改革の — 環として設置されたものであり、突発的な大規模炎で、 管・新争発生時に緊急人道支援に関するわ動制振奏確保することと。 とを主な目的としている。 (CFT は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急、人道支援を行うために必要な事業を、緊 急援助調整官(CEFT)をかの対域が開発を通じている。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊 急援助調整官(CEFT)をありの対域が関係を通している。 の出すには、右事業の活動資金が供与される。CEFT への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対 応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速か つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| OCHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。 ②初等教育 関係 (GPE) 拠 | | | | | | | | | |
| 公園 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 勤初等教育 教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE) 関係 (GPE) 拠 | | | | | | | | | |
| 関係 (GPE) 拠 は、MDGs 及び万人のための教育 (EFA)にある「初等教育 の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画 を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として世銀主導で設立された国際的な支援枠組 み、主に途上国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行ってきた。令後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 | | 00 +n // +/ -/- | | | 000 | 000 | 107 | 100 | 0.41 |
| 田金 (19 年度) (問連: VI-2) の完全普及」の達成に向けて、適切な教育セクター計画 を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うこと を目的として世銀主導で設立された国際的な支援枠組 み。主に途上国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一次として設置されたものであり、突発的な大規模災 書・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(しかみる「忘れられた危機」への対応を可能にすることを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急、人道支援を行うための初動財源を推与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的入道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、取除社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に入道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | 162 | 241 |
| (19 年度) (関連: VI- 2) を策定した低所得国に対し、優先的に支援を行うことを目的として世銀主導で設立された国際的な支援枠組み。主に途上国における初等教育の完全普及等に向け、資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 御中央緊急 中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一場として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(し、いからことにより、被害の拡大を最小限にすることを主な目的としている。CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を伴与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、不要件に表も能弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | (236) | (239) | (167) | | |
| (関連: VI- 2) | - | | | | | | | | |
| 2) み。主に途上国における初等教育の完全普及等に向け、 資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 (CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を任与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| 資金・キャパシティ・データ・政策等のギャップを埋めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野のゴール連成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (20 年度) (関連:VIー1) (に対ゆる「忘れられた危機」への対応を可能にすることを主な目的としている。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| めるための財政的,技術的支援を行ってきた。今後は 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており,本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いがから「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 CEPF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うためい必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CEPFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も能弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | 2) | | | | | | | |
| 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いかかる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 (CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| のゴール達成に向けた支援を GPE 基金を通じて実施。 GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 Ф中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いかかる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 (関連: VIー1) CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、石事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | めるための財政的、技術的支援を行ってきた。今後は | | | | | | |
| (GPE 基金を設置しており、本拠出金は同基金に拠出される。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 ④中央緊急 中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 (CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うために必要な事業を、緊急援助調整官 (CERF) 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの教育分野 | | | | | | |
| れる。 こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(しかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国における初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 ④中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(しかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 CEFFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CEFFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | GPE 基金を設置しており,本拠出金は同基金に拠出さ | | | | | | |
| ける初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 御中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一 | | | れる。 | | | | | | |
| 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資する。 | | | こうした GPE を通じた我が国の貢献は、途上国にお | | | | | | |
| ### する。 ①中央緊急 | | | ける初等教育の完全普及に寄与するとともに、MDGs や | | | | | | |
| ④中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一 | | | 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に資 | | | | | | |
| ④中央緊急 中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支援改革の一 | | | する。 | | | | | | |
| 対 応 基 金 (CERF) 拠 出 金(任意拠出 金) (20 年度) (関連: VI- 1) 1) 環急・分争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | 40中央緊急 | · - · | | 219 | 245 | 154 | 154 | 242 |
| (CERF) 拠出 金(任意拠出 金) (20 年度) (関連: VI- 1) 1) 1 | | O | | | | | | | |
| 金(任意拠出 金) 保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 (関連: VI-1) とを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | (210) | (210) | (101) | | |
| 金) 及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| (20年度) (関連: VI- 1) (にかゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを主な目的としている。 CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | _ | | | | | | | | |
| (関連: VI-1) とを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | • | 1 | | | | | | |
| 1) CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| て緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊 急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該 当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対 応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速か つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| る。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・ 危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊 急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該 当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対 応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速か つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | 1) | | | | | | | |
| 危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| 急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| 当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対 応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速か つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| 応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速か つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| つ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能と | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| なる。 | | | なる。 | | | | | | |

| | 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対す | | | | | | |
|---------------|---|---|-------|-------|-------|-----|------|
| | る積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な 人々を支援する。 | | | | | | |
| 40国連大学 | 本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのも | _ | 197 | 188 | 160 | 160 | 243 |
| 拠出金(通常 | のである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、 | | (197) | (188) | (160) | | |
| 拠出) | 本部を日本に置く国連機関。世界各地に所在する学術 | | | | | | |
| (昭和 49 年 | 研究機関によるネットワークを構築し、その活用によ | | | | | | |
| 度) | り、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。 | | | | | | |
| | また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連 | | | | | | |
| 1) | のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野につ | | | | | | |
| • / | いての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象と | | | | | | |
| | する研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、 | | | | | | |
| | 社会経済的開発、環境(特に、資源保護の管理、気候変 | | | | | | |
| | 動、エネルギー)など、政策決定における活用を強く念 | | | | | | |
| | 頭に置いたものである。 | | | | | | |
| | こうした国連大学に対する我が国の支援は、国連大 | | | | | | |
| | 学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウム | | | | | | |
| | の開催等の普及活動の実施に寄与し、国連の役割と機 | | | | | | |
| | 能に関する知識の発展、政策や行動計画策定に資する。 | | | | | | |
| かかい 書き | 本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情 | | 181 | 173 | 125 | 125 | 244 |
| _ | 本拠山並は、世外台地の大に遺産に関する豊富な旧 報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の持 | | (181) | (173) | (125) | 125 | 244 |
| | | | (101) | (173) | (123) | | |
| | つ高水準の技術を活用して、存続の危機に瀕している。 | | | | | | |
| 金(任意拠出 | 当該国の国民にとってアイデンティティの象徴であ | | | | | | |
| 金) | り、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復 | | | | | | |
| (元年度) | 等の支援を行うものである。 | | | | | | |
| | ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金に | | | | | | |
| 1) | より、途上国を対象に、日本人専門家の協力を得つつ、 | | | | | | |
| | 存続の危機に瀕し緊急性が高いと判断される文化遺産 | | | | | | |
| | の保存修復事業や関連人材育成事業を実施している。 | | | | | | |
| | 具体的には、アンコール遺跡(カンボジア)、バーミ | | | | | | |
| | ヤン遺跡(アフガニスタン)、カスビ王墓(ウガンダ)等 | | | | | | |
| | の保存・修復事業を実施中である。 | | | | | | |
| | こうしたユネスコを通じた我が国の貢献は、人類共 | | | | | | |
| | 通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等に寄与す | | | | | | |
| 必 国政法人 | | | 140 | 1.40 | 93 | 93 | 0.4E |
| 43国際連合 | UNCRD は、昭和 46(1971)年に日本と国連との間で締 | _ | 148 | 148 | | 93 | 245 |
| | 結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機 関系をより、関系をよった場合である。 ************************************ | | (148) | (148) | (93) | | |
| ンター | 関であり、開発途上国に対し、地域開発、地域計画そ | | | | | | |
| | の他の関係分野において、研修・調査を提供すること | | | | | | |
| 金 (四年 46 年 | 等を目的とする。名古屋の本部に加え、ボゴタ(コロン | | | | | | |
| | ビア)にも事務所を設置して積極的に事業を展開して | | | | | | |
| 度) | いる。この拠出金は、中部圏に本部を有する唯一の国 | | | | | | |
| | 連機関である UNCRD の事業及び運営経費に充当するた | | | | | | |
| 2) | めのものである。 | | | | | | |
| | 統合的地域開発計画策定及び人間の安全保障、環境、 | | | | | | |
| | 防災、経済・社会開発等の分野における地域開発につ | | | | | | |
| | いて,以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。 | | | | | | |
| | 振9 る。 1 開発途上国の行政官等を対象とした。地域開発の | | | | | | |
| | 1 開発途上国の行政官等を対象とした。地域開発の 能力向上のための研修 | | | | | | |
| | 能列可工のための研修 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 | | | | | | |
| | 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 3 政策フォーラムの開催 | | | | | | |
| | 3 政策フォーフムの開催 4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 | | | | | | |
| | 5 関連する情報交流のネットワークの確立 | | | | | | |
| | UNCRDを通じた我が国の貢献は、地域開発等の分野 | | | | | | |
| | 5.5.6 と思した人が自い人間の人間の | | | | | | |

| | における研修・調査の開発途上国への提供に寄与する。 | | | | | | |
|-------------------|---------------------------------|---|-------|-------|-------|-----|-----|
| 44国際熱帯 | 本拠出金は、地球環境の重要な要素たる熱帯林保全 | _ | 118 | 119 | 255 | 113 | 246 |
| 木材機関 | の推進のため、持続可能な森林経営(SFM)に資する事業 | | (118) | (119) | (255) | | |
| (ITTO) 拠出 | を実施するものである。 | | | | | | |
| 金(任意拠出 | ITTOは、我が国が重視している森林保全分野におけ | | | | | | |
| 金) | る事業を実施しており,持続可能な森林経営促進のた | | | | | | |
| (昭和 62 年 | めの生産国の能力強化支援や、森林減少及び森林劣化 | | | | | | |
| 度) | の抑制及び違法伐採対策等に貢献している。 | | | | | | |
| (関連:Ⅵ- | ITTO を通じた我が国の貢献は、熱帯木材消費国と生 | | | | | | |
| 2) | 産国との間の政策協議の場を提供するとともに、熱帯 | | | | | | |
| | 木材生産国における各種事業の実施を通じ、森林保全 | | | | | | |
| | に関する我が国の経験や技術を、効果的に熱帯木材生 | | | | | | |
| | 産国と共有しており、地球規模の環境課題の解決に寄 | | | | | | |
| | 与する。 | | | | | | |
| 45国際熱帯 | 本拠出金は、地球環境の重要な要素たる熱帯林保全 | _ | 104 | 210 | 0 | 108 | 247 |
| 木材機関・生 | | | (104) | (210) | (0) | 100 | 217 |
| 物多様性条 | を実施するものである。熱帯林には、陸域の全ての生 | | (104) | (210) | (0) | | |
| 約共同プロ | 物種の3分の2が生息していると推定され、生物多様 | | | | | | |
| ジェクト拠 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 出金(任意拠 | | | | | | | |
| 出金) | 約(CBD)の森林の生物多様性作業計画実施を支援する | | | | | | |
| (23 年度) | ための能力構築及び技術支援を実施するため、拠出を | | | | | | |
| (関連:Ⅵ一 | 行うものである。 | | | | | | |
| 2) | 本共同プロジェクトを通じた我が国の貢献は、CBD | | | | | | |
| | の第 10 回締約国会議(COP10)で採択された戦略計画 | | | | | | |
| | 2011-2020(愛知目標)の目標の達成に資する事業を優 | | | | | | |
| | 先し、以下の各目標の達成に寄与する。 | | | | | | |
| | ・熱帯生産林における生物多様性保全の推進:目標7 | | | | | | |
| | (林業が持続可能に管理される) | | | | | | |
| | ・森林保護地域の画定,管理の支援:同目標 11(保護 | | | | | | |
| | 地域を通じて生物多様性が保全される) | | | | | | |
| | ・コミュニティの生計向上及び森林減少・劣化回避の | | | | | | |
| | 活動への参加の推進:同目標14(生態系が保全され, | | | | | | |
| | 自然の恵みが享受される) | | | | | | |
| | ・全体:同目標 15(生態系が気候変動の緩和と適応に | | | | | | |
| | 貢献する) | | | | | | |
| 46国際連合 | UNEP は、昭和47(1972)年の国連人間環境会議で採択 | _ | 103 | 104 | 118 | 118 | 248 |
| 環境計画 | された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施 | | (103) | (104) | (118) | 110 | 270 |
| ^{現現} の脚出 | | | (100) | (104) | (110) | | |
| 金(任意拠出 | 48(1973)年に設立された。UNEPは、地球規模の環境問 | | | | | | |
| 金) | 題における国連機関の唯一の総合調整機関であり、多 | | | | | | |
| 並) (昭和 48 年 | | | | | | | |
| · - · · · | | | | | | | |
| 度) | び情報の分析・提供、途上国の能力構築・技術移転に | | | | | | |
| (関連:Ⅵ- | | | | | | | |
| 2) | 事務局の運営経費に支出されるものであり、各国の自 | | | | | | |
| | 発的拠出による環境基金によって賄われている。 | | | | | | |
| | 地球規模の環境問題を統合的に改善、解決するため | | | | | | |
| | には、権限の限定された個別機関による対応のみでは | | | | | | |
| | 最大限の成果を得ることは困難であり、関係国・機関 | | | | | | |
| | の連携によるグローバルな対応が必要である。そのた | | | | | | |
| | め, リオ+20(平成24(2012)年)において環境に関する | | | | | | |
| | 主導的機関としての UNEP の機能強化が決定された。 | | | | | | |
| | 上記の UNEP 活動に対する我が国の貢献は、環境に関 | | | | | | |
| | する唯一の総合調整機関であることから、多様化・複 | | | | | | |
| | 雑化する地球環境問題の解決及び緩和を促進し、持続 | | | | | | |

| | 可能な開発の実現に寄与するものである。 | | | | | | |
|--|---|---|------------|------------|------------|-----|-----|
| ①国際テーマングラック「国際・フーグラック「大計・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学・「大学 | おり、同事業の海外実務研修として、平和構築の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用している。本拠出金は、同事業の研修に参加する日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記取組は、平和構築の現場で活躍出来る文民専門 | _ | 90 (90) | 88 (88) | 48 (48) | 79 | 249 |
| (B) 開発 開発 (UNDP) 本 ナ(C) 金 (スチ金) (昭和 1995年 /li> | スチナ自治政府とも協議を行い、先方の二一ズを踏まえつつ、二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレ | | 79 (79) | 70 (70) | 70 (61) | 65 | 250 |
| ④国連環境計画 (UNEP)国際環境技術セン金(任金)(3年度)(関連: VI-2) | 分野を中心に、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。また、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの事務局として、廃棄物処理に関与する関係機関間のネットワークの構築を行っている。 本拠出金は、IETC に関する日本国政府と UNEP の間 | | 77 (77) | 78 (78) | 55 (55) | 55 | 251 |
| | アフリカ開発会議 (TICAD) プロセスが開始当初から重視してきたアジア・アフリカ協力の具体的推進を図る事業を実施してきた。TICAD プロセスの進展を受け、23 年度からは「TICAD プロセス推進支援拠出金」に名称を改め、TICAD プロセスをマルチの取組として促進するとともに、TICAD 行動計画に沿った具体的取組を推進し、TICAD プロセスの効果的・効率的な運営及びア | _ | 69 (69) | 74 (74) | 86 (86) | 186 | 252 |

| | | l | | | | | |
|------------|--|---|-------|------|------|----|------|
| | 国間での協力を進めることが容易ではない貿易・投 | | | | | | |
| | 資・観光等でのプロジェクトの実施やアフリカ地域機 | | | | | | |
| | 関の能力強化、TICADV関連事業等の実施に寄与する。 | | | | | | |
| ⑤ 国際連合 | UNISDRは,唯一の防災に特化した国際機関であり, | _ | 67 | 67 | 80 | 80 | 253 |
| 国際防災戦 | 国際防災協力を推進している。具体的には、国連防災 | | (67) | (67) | (80) | | |
| 略事務局 | 世界会議で採択されたグローバルな防災戦略である | | | | | | |
| (UNISDR) 拠 | 「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的 | | | | | | |
| 出金(16 年 | 役割を担っている。兵庫行動枠組(HFA)は各国がその | | | | | | |
| 度) | 実施を要請されており,UNISDR はその実施を支援する | | | | | | |
| | とともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。 | | | | | | |
| 2) | また、その後継枠組にあたる『仙台防災枠組 2015-2030』 | | | | | | |
| | は、平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防 | | | | | | |
| | 災世界会議において、コンセンサスで採択され、国連 | | | | | | |
| | 総会でも承認された。我が国は、防災大国としての経 | | | | | | |
| | 験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に進めてい | | | | | | |
| | ることから,同事務局の活動を支援している。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | UNISDR を通じた我が国の貢献は、以下の活動の実施 | | | | | | |
| | に寄与し、ひいては途上国における災害被害の軽減に | | | | | | |
| | 資する。 | | | | | | |
| | 1 「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップおよ | | | | | | |
| | びその後継枠組である「仙台防災枠組2015-2030」の | | | | | | |
| | 推進 | | | | | | |
| | 2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、 | | | | | | |
| | 有識者等の協調・連携強化 | | | | | | |
| | 3 防災に係わる知識・情報の共有 | | | | | | |
| | 4 気候変動適応策としての防災対策強化 | | | | | | |
| ②人的資源 | 途上国の人材育成プロジェクトを行うためのユネス | _ | 54 | 51 | 39 | 39 | 254 |
| 開発日本信 | コに設置した信託基金に対する拠出金である。プロジ | | (54) | (51) | (39) | | |
| 託基金拠出 | ェクトの選択に際しては主にユネスコ側が案件提案を | | (0.1) | (01) | (00) | | |
| 金(任意拠出 | 行い、当省との年次協議や提案書の検討を経て、日本 | | | | | | |
| 金)金) | 側の目的(上述)及びユネスコ側の戦略的重点分野双方 | | | | | | |
| | に合致する場合に事業を承認している。最近の主なプ | | | | | | |
| (12 年度) | | | | | | | |
| (関連:Ⅲ- | ロジェクトの例は以下のとおり。 | | | | | | |
| 1) | 「ニジェールの教育システムにおけるジェンダー格 | | | | | | |
| | 差の改善」、「若手研修者フェローシッププログラ | | | | | | |
| | ム」、「前期中等教育における女子生徒就学の維持及 | | | | | | |
| | び学習効果の向上(エチオピア)」 | | | | | | |
| | ユネスコを通じた我が国の貢献は、国際的開発目標 | | | | | | |
| | である国連ミレニアム開発目標(MDGs)や万人のための | | | | | | |
| | 教育(EFA)の達成に寄与するとともに、ユネスコが得意 | | | | | | |
| | とする途上国へのソフト支援を支援することは、裨益 | | | | | | |
| | 国との関係を強化する上で重要である。 | | | | | | |
| ◎アジア生 | APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的とし | _ | 52 | 53 | 33 | 32 | 255 |
| 産性機構 | て昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。 | | (52) | (53) | (33) | | |
| (APO) 拠出金 | 本件拠出金は、女性の社会進出の促進、日本企業の海 | | | | | | |
| (任意拠出 | 外進出支援、未加盟国の APO 加盟促進といった我が国 | | | | | | |
| 金) | 外交的見地から実施すべき事業を行うものである。 | | | | | | |
| (昭和 36 年 | | | | | | | |
| 度) | 極的に普及することにより、我が国は加盟国・地域の | | | | | | |
| (関連: VI- | 発展に寄与している。また APO に対する我が国の貢献 | | | | | | |
| 1) | 大阪に寄子している。また かりに対する我が国の貢献 は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| の日曜本へ | 出促進につながる事業の推進に資する。 | | 47 | 40 | ΩΓ | ΩE | OEC. |
| ❷国際連合 | 本拠出金は、UNV が実施する以下のプロジェクトを | _ | 47 | 40 | 25 | 25 | 256 |
| ボランティ | 支援するものである。 | | (47) | (40) | (25) | | |
| ア計画拠出 | 1 邦人派遣プロジェクト:途上国において,その国 | | | | | | |

| 金(日本 UNV | の政府又は国際機関等が実施する各種の開発・人道 | | | | | | |
|-----------------|--|---|------|------|------|----|-----|
| 協力事 | 支援活動に対し,日本人の国連ボランティアを派遣。 | | | | | | |
| 業)(任意拠 | 2 地域別開発・人道援助等プロジェクト:途上国に | | | | | | |
| 出金) | おいて, UNV が(日本を含む)世界各国からの国連ボ | | | | | | |
| (6年度) | ランティアを動員し、主体的に取り組む開発・人道 | | | | | | |
| (関連:Ⅵ- | 支援 等 のプロジェクト。 | | | | | | |
| 2) | (上記のいずれにおいても、ボランティア派遣のための | | | | | | |
| | 経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ) | | | | | | |
| | こうした UNV を通じた我が国の取組は、自発的な途 | | | | | | |
| | 上国の発展への若い世代による貢献を支援するととも | | | | | | |
| | に、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連機 | | | | | | |
| | 関事務所等で勤務する機会を提供する。 | | | | | | |
| ⑤無形文化 | 本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情 | | 43 | 41 | 29 | 27 | 257 |
| 遺産保護日 | 報・ネットワークを有するユネスコへの拠出であり、 | | (43) | (41) | (29) | ۷, | 207 |
| 退度休設口 本信託基金 | ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金によ | | (40) | (41) | (23) | | |
| | り、途上国を対象に、消滅の危機に瀕し緊急性が高い | | | | | | |
| 拠出金(任意 | , | | | | | | |
| 拠出金) | と判断される無形文化遺産の保存・振興事業や関連人 | | | | | | |
| (元年度) | 材育成事業, さらに、平成18(2006)年に発効した無形 | | | | | | |
| | 文化遺産保護条約の実施促進のための事業を実施して | | | | | | |
| 1) | いる。具体的には、各地の個別の無形文化遺産の継承 | | | | | | |
| | 者等の育成や記録保存等の事業のほか、実施国の遺産 | | | | | | |
| | 目録作成や法整備支援のためのワークショップを通じ | | | | | | |
| | た条約履行の支援事業などを実施した。 | | | | | | |
| | こうしたユネスコを通じた我が国の貢献は、各国国 | | | | | | |
| | 民にとってのアイデンティティの根源であり、人類共 | | | | | | |
| | 通の文化遺産である無形文化遺産の保護に寄与する。 | | | | | | |
| ∞ハイレベ | 本拠出金は、多数国間環境条約の遵守及び実施を促 | _ | 29 | 26 | 17 | 17 | 258 |
| ル政治フォ | 進するため、すべての締約国の参加による締約国会議 | | (29) | (26) | (17) | | |
| ーラム拠出 | や関連会合の開催が不可欠であるところ、我が国は、 | | | | | | |
| 金(旧・持続 | 開発途上国の代表の出席を財政的に支援するほか、条 | | | | | | |
| 可能な開発 | 約の遵守及び実施の促進のための会合の開催経費を負 | | | | | | |
| 委員会拠出 | 担することにより、締約国会議や関連会合の開催を支 | | | | | | |
| 金)(任意拠 | 援するためのものである。また、条約事務局や国際機 | | | | | | |
| 出金) | 関は、開発途上国による条約の遵守及び実施を促進す | | | | | | |
| (13 年度) | るため、能力形成のためのセミナーの開催や個別プロ | | | | | | |
| | ジェクトの実施を行っているところ、我が国は、これ | | | | | | |
| 2) | らについても財政的に支援する。本拠出金は、これら | | | | | | |
| _/ | に対する我が国の支援に用いられる。 | | | | | | |
| | こうした多数国間環境条約の事務局等を通じた我が | | | | | | |
| | 国の支援は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進 | | | | | | |
| | に寄与する。 | | | | | | |
| ⑤国際移住 | 本拠出金は、犯罪対策閣僚会議が決定した「人身取引 | | 23 | 23 | 17 | 14 | 259 |
| | 対策行動計画 2014」に基づき、国内で保護された外国 | | (23) | (23) | (17) | 14 | 203 |
| | | | (23) | (23) | (17) | | |
| | | | | | | | |
| 51被害有の 帰国支援事 | の航空券代、帰国後の社会復帰支援負用(職業訓練・医療費等)として使用されるとともに、人の密輸・人身取 | | | | | | |
| 畑国又援争 業)(任意拠 | | | | | | | |
| | 引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域の状況である。 | | | | | | |
| 出金) | 平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支 | | | | | | |
| (17 年度) | 援の一環として、IOM が維持管理する同プロセスのウ | | | | | | |
| (関連:Ⅱ- | | | | | | | |
| 1) | IOM を通じた我が国の貢献は、我が国で保護された | | | | | | |
| | 外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰 | | | | | | |
| | 国後再度被害に遭わないための経済的自立を実現する | | | | | | |
| | とともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関 | | | | | | |
| | する情報交換の促進,人身取引の防止等に寄与する。 | | | | | | |

| ❷経済協力 開発機構・開 発関連拠出 金 (7年度) (関連: Ⅵ- 1) | 我が国は、平成7(1995)年以来、毎年経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD・DAC)に拠出することにより、援助効果向上他、我が国の優先分野ないし比較優位を踏まえた活動に積極的に関与している。25年度拠出金は、①グローバルパートナーシップ(GPEDC)、②開発構造・グローバルガバナンス(説明責任、透明性の高い開発資金統計)の案件に活用されている。 DAC は、OECD において援助政策を議論し、援助の実施方法等に関する国際的な潮流を決める重要なフォーラムである。ODA や民間資金も含めた我が国の開発協力が正当に評価されるよう、DAC の大半を占める欧米の主導になりがちな DAC において、本拠出を通じて我が国の発言力を強化する必要がある。 | | 13 (13) | 13 (13) | 13 (13) | 12 | 260 |
|--|--|---|----------|---------|------------|----|-----|
| 図国際開発教育・研究機関拠出金〈任意拠出金〉(昭和 45 年度)(関連: VI-1) | 国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要 | | 12 (12) | 23 (23) | 14 (14) | 14 | 261 |
| 図エスカップ 基 金 (ESCAP) 拠出金(任意拠出金) (昭和 52 年度) (関連: Ⅵ-2) | 会議開催,各国の政策決定者・実務者に対する研修, 訓練,技術指導の提供等の技術協力事業である。 | | 6 (6) | 5 (5) | 3 (3) | 3 | 262 |
| ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 独立性を持って知的インプットを提供する機関であり、その分析・調査結果は政策指向的であり信頼性がある。その中で、同センターでは地域別アウトルックが刊行されており、アフリカ経済アウトルック。ラ米経済アウトルックとならび、東南アジア経済アウトルックの初版が平成22年に刊行された。本拠出金は、刊行のための活動経費に対し拠出を行うものである。本拠出は、同センターの調査・研究その他の活動を我が国の関心・立場に沿ったものとし、開発分野における議論の有利な展開ならびに有益な情報提供に寄与する。 | | 5 (5) | 4 (4) | 3 (3) | 3 | 263 |
| ②アジア蔬菜研究開発センター (AVRDC) 拠出金(昭和 46 年 | 研究,収穫物の加工法及び流通面の研究),(2)現場出張サービスプログラムの実施,(3)遺伝資源の保存,(4)種子の配布,(5)開発途上国の国別研究強化のた | _ | 2 (2) | (2) | 1 (1) | 1 | 264 |

| | =° 0 88/# / 0 \ 50/*+ | | | | | | |
|------------------------|---|---|-----|-----|------|-----|-------|
| 度) | ョップの開催、(6)訓練コースによる研修生教育、(7) | | | | | | |
| (関連: VI- | | | | | | | |
| 2) | 出を行い、このような活動及びこれを支える AVRDC の | | | | | | |
| | 運営経費を支援するためのものである。 | | | | | | |
| | AVRDC を通じた我が国の貢献は、環境を考慮しつつ、 | | | | | | |
| | 開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の | | | | | | |
| | 栄養改善と収入増加に寄与し、ひいては途上国の貧困 | | | | | | |
| | 削減、持続可能な開発に資する。 | | | | | | |
| ⑥国際連合 | 本拠出金は、UNITAR の運営基盤を強化するため、同 | | 1 | 1 | 72 | 2 | 265 |
| 訓練調査研 | 機関の本部運営費等に充当するための拠出(コア拠出) | | (1) | (1) | (72) | | |
| 究 所 | を行うものである。なお、UNITARの活動経費は全額各 | | | | | | |
| (UNITAR) 拠 | 国政府等からの任意拠出金によって賄われている。 | | | | | | |
| 出金(任意拠 | UNITAR を通じた我が国の支援は、開発途上国出身の | | | | | | |
| 出金) | 国連・専門機関職員、開発途上国の行政担当官等の人 | | | | | | |
| (昭和 40 年 | | | | | | | |
| 度) | 決に貢献することに寄与するとともに、日本として | | | | | | |
| (関連: VI- | | | | | | | |
| 2) | 重要である。また、本拠出金は、UNITAR 広島事務所が | | | | | | |
| 2) | 地元自治体等の支援を得て行っている活動を側面支援 | | | | | | |
| | するためのものである。 | | | | | | |
| ❷国際機関 | 7 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | | | | 13 | 15 | 276 |
| 評価ネット | | | | | (14) | 13 | 270 |
| | | | | | (14) | | |
| ワ ー ク (MODAN) #5114 | | | | | | | |
| (MOPAN) 拠出 | | | | | | | |
| 金(20年前) | 4分野約21指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関 | | | | | | |
| (26 年度) | に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善 | | | | | | |
| | の経過を追う。平成26年まで、年間4~6機関を対象 | | | | | | |
| | としていたが、平成 27 年から、 2 年間で 12~14 機関 | | | | | | |
| | を対象とする体制に移行(1年目文献調査, 2年目裨益 | | | | | | |
| | 側および国際機関本部へのインタビュー等)。 | | | | | | |
| | MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機 | | | | | | |
| | 関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際 | | | | | | |
| | 機関,被援助国間の対話を促進することを意図してい | | | | | | |
| | る。MOPAN アセスメントを実施することで,国際機関 | | | | | | |
| | との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、 | | | | | | |
| | また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国 | | | | | | |
| | 民に対する説明責任を果たす一助となる。 | | | | | | |
| 65アジアパ | アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)は、平成 | - | _ | _ | _ | 100 | 新 |
| シフィック | 24 年 10 月に日本の NGO が主導となって設立され、現 | | | | | | 27-40 |
| アライアン | 在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリラ | | | | | | |
| ス拠出金 | ンカ, バングラデシュの6か国の NGO と民間セクター | | | | | | |
| (27 年度) | が正式なメンバーとなっている(CEO は大西健丞氏(ピ | | | | | | |
| (関連: VI- | ースウィンズ・ジャパン代表理事/ジャパン・プラット | | | | | | |
| 1) | フォーム理事等))。アジア太平洋地域において自然災 | | | | | | |
| , i | 害が発生した際、各国の A-PAD メンバーNGO 及び民間 | | | | | | |
| | 団体等(以下、「ナショナル・プラットフォーム(NP)」) | | | | | | |
| | が協働・連携し、即時に出動。捜索活動や被災者支援 | | | | | | |
| | 等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。そ | | | | | | |
| | の他、平時においては、各メンバー国 NP の強化、NP | | | | | | |
| | 間の連携促進、アジア各国においてNPを構築するため | | | | | | |
| | のアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強 | | | | | | |
| | 化事業等を行う。26年度においては、フィリピン等に | | | | | | |
| | おける緊急人道支援活動に加え、第6回アジア防災閣 | | | | | | |
| | 6317 る系志入道文張冶動に加え、第6回アンア防火衛 僚会議(於:タイ)でのサイドイベント、第3回国連防 | | | | | | |
| | 原去議(パミダイ) でのサイトイベント,第3回国達的 災世界会議でのパブリックフォーラムの他,数多くの | | | | | | |
| | 火止か云硪(ツハノリツソフオーフムの他,数多くの | | | | | | |

| | | 同地域にとって重要な国際シンポジウム等を国内外で | | | | | | |
|------|-----------------|------------------------------------|---|---|---|---|----|-------|
| | | 開催した他,日・ASEAN 統合基金(JAIF)から,ASEAN 防 | | | | | | |
| | | 災人道支援調整センター(AHA センター)の防災担当行 | | | | | | |
| | | 政官訪日研修も受託するなど、アジア地域内の官・民・ | | | | | | |
| | | NGO 間の連携を積極的に促進した。 | | | | | | |
| | | A-PAD を通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域 | | | | | | |
| | | における大規模自然災害発生時, A-PAD に参加する各 | | | | | | |
| | | 国の NGO と民間セクターが各国政府と連携・協働し, | | | | | | |
| | | 迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びア | | | | | | |
| | | ジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄 | | | | | | |
| | | 与する。 | | | | | | |
| 66 | 生物多様 | 生物多様性条約名古屋議定書(以下,「名古屋議定書」 | _ | _ | _ | _ | 5 | 新 |
| 性 | 条約名古 | という。)は、平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 | | | | | | 27-41 |
| 屋 | 議定書(義 | 回締約国会議(名古屋市)で採択、91 か国及び欧州連合 | | | | | | |
| | 的拠出金) | が署名。平成26年7月14日に、発効に必要な締結数 | | | | | | |
| | 7 年度) | の 50 か国に達し、平成 26 年 10 月 12 日に発効(平成 | | | | | | |
| , | 引連:VI一 | 27年5月29日現在の締結数は58か国及び欧州連合)。 | | | | | | |
| 2) | • - | 名古屋議定書の事務局の活動を支援するための基金に | | | | | | |
| | , | 拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率 | | | | | | |
| | | に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出が求め | | | | | | |
| | | られる。各国からの拠出金は、議定書の目的を達成す | | | | | | |
| | | るため、締約国会合の準備、議定書・締約国会合によ | | | | | | |
| | | り課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機 | | | | | | |
| | | 関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換 | | | | | | |
| | | センターの運営などの業務を行うために用いられる。 | | | | | | |
| | | 名古屋議定書を通じた我が国の貢献は、遺伝資源の | | | | | | |
| | | 利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並 | | | | | | |
| | | びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要 | | | | | | |
| | | 素の持続可能な利用に寄与する。 | | | | | | |
| (67) | 水俣条約 | 水俣条約(平成 27(2015)年8月現在締約国数 12)は | _ | _ | _ | _ | 25 | 新 |
| | 出金(義務 | 水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境 | | | | | | 27–42 |
| ., | 拠出金) | を保護することを目的とするもので、UNEP ケミカルズ | | | | | | _, |
| | 7 年度) | (所在地:ジュネーブ)が暫定事務局を務めている。本 | | | | | | |
| | ,,/之/ 引連:VI一 | 拠出金は、条約事務局により、締約国会議の開催準備、 | | | | | | |
| 2) | | 締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他 | | | | | | |
| | , | の国際機関との協力等の業務を行うために用いられる | | | | | | |
| | | ことが想定される。なお、各国の年間拠出額は、一定 | | | | | | |
| | | の期間毎に開催される締約国会議において、財政規則 | | | | | | |
| | | に基づいて決定される。 | | | | | | |
| | | 本条約を通じた我が国の貢献は、水銀の一次採掘か | | | | | | |
| | | ら最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実 | | | | | | |
| | | 現に寄与する。本条約はまた、そのための資金供与の | | | | | | |
| | | 制度、能力形成・技術援助等に係る規定を有する。 | | | | | | |
| | | では、 TE/JII//へ 1大門J及り1寸1〜1不心が足で行りで。 | | | | | | |